

徳島市地域防災計画

令和 6 年 2 月

徳島市防災会議

目次

第1編 総則

第1章	計画の目的	3
第2章	計画の構成	4
第3章	計画の基本方針	5
第4章	計画の効果的推進	8
第5章	徳島市の概況	9
第6章	被害想定	11
第1節	地震被害	11
第2節	風水害	32
第3節	大規模事故災害	38

第2編 防災組織計画

第1章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	43
第2章	災害対策本部	46
第1節	設置基準及び配備	46
第2節	組織及び業務分掌等	47
第3章	災害対策警戒本部	57
第1節	設置基準及び配備	57
第2節	組織及び業務分掌等	57
第4章	災害対策連絡本部	59
第1節	設置基準及び配備	59
第2節	組織及び業務分掌等	59
第5章	災害対策準備会議	61
第6章	災害対策連絡所（地区の防災拠点）	62
第1節	設置等	62
第2節	組織及び業務等	63

第3編 災害予防計画

第1章	災害に強いひとづくり	67
第1節	防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進	67
第2節	防災訓練	71
第3節	自主防災組織等地域防災体制の整備	74
第4節	ボランティア受入体制の整備	77
第5節	企業防災の促進	79
第6節	避難行動要支援者対策	80
第7節	帰宅困難者等対策	84
第8節	事前復興の取組	85
第2章	災害に強いまちづくり	87
第1節	都市防災化の推進	87
第2節	公共施設の安全対策、防災機能の強化	89
第3節	建造物等の災害の予防対策の推進	92
第4節	津波災害の予防対策の推進	94
第5節	水害の予防対策の推進	98
第6節	土砂災害等の予防対策の推進	100
第7節	危険物施設等災害の予防対策の推進	105
第8節	大規模停電・通信障害への備え	108

第3章	災害応急対策・復旧対策	109
第1節	業務継続体制の整備	109
第2節	広域応援・受援体制の整備	110
第3節	情報収集及び伝達体制の整備	113
第4節	消防体制の整備	116
第5節	医療・救護体制の整備	122
第6節	緊急輸送体制の整備	124
第7節	避難受入れ体制の整備	127
第8節	飲料水、食料等の確保体制の整備	132
第9節	早期復旧・復興を見据えた対策	135
第4章	各種防災に関する調査・研究計画の推進	136
第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画		
第1章	総則	139
第1節	推進計画の目的	139
第2章	災害対策本部の設置等	139
第1節	災害対策本部の設置	139
第2節	災害応急対策要員の参集	139
第3章	地震発生時の応急対策	140
第1節	情報の収集・伝達	140
第2節	災害応急活動	140
第3節	地域防災活動	140
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	141
第1節	建築物、構造物等の耐震化	141
第2節	地震発生時における避難所等の検討及び整備	141
第3節	津波避難施設の整備	141
第4節	施設等の整備に当たっての具体的な目標及びその達成期間	141
第5章	津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項	142
第1節	津波からの防護のための施設の整備等	142
第2節	円滑な避難確保	142
第3節	津波からの避難対策等	143
第4節	避難所の運営等	144
第5節	意識の普及啓発	144
第6節	関係機関のとりべき措置	145
第7節	その他	146
第6章	関係者との連携協力の確保に関する事項	147
第1節	資機材、人員等の配備手配	147
第2節	物資の備蓄・調達	147
第3節	帰宅困難者対策	148
第7章	防災訓練に関する事項	149
第1節	総合防災訓練	149
第2節	個別訓練	149
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	150
第1節	地震防災のための教育	150
第2節	防災のための広報	151
第5編 地震・津波災害応急対策		
第1章	災害対策組織と職員の配備	155

第1節	災害対策組織の設置	155
第2節	職員の配置と動員	156
第3節	応急活動	161
第2章	災害情報の収集・伝達	163
第1節	地震災害に関する情報の収集・伝達	163
第2節	津波に関する情報等の収集・伝達	170
第3章	津波避難対策	178
第1節	津波避難対策	178
第2節	遠地津波対策	180
第4章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	181
第1節	南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ	181
第2節	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置	182
第6編 風水害応急対策		
第1章	災害対策組織と職員の配備	187
第1節	災害対策組織の設置	187
第2節	職員の配置と動員	188
第2章	気象情報、警報等の収集・伝達	192
第1節	警戒レベルを用いた防災気象情報の提供	192
第2節	気象情報、警報等の種類及び内容	193
第3節	気象情報、警報等の収集・伝達	206
第3章	風水害避難等対策	212
第1節	洪水等の浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止措置等	212
第2節	土砂災害警戒区域等の警戒、避難体制に関する計画	214
第3節	避難情報の伝達等	217
第7編 事故等災害応急対策		
第1章	海上災害対策	221
第1節	災害予防	221
第2節	災害応急対策	223
第3節	災害復旧	226
第2章	航空災害対策	227
第1節	災害予防	227
第2節	災害応急対策	228
第3章	鉄道災害対策	231
第1節	災害予防	231
第2節	災害応急対策	233
第3節	災害復旧	235
第4章	道路災害対策	236
第1節	災害予防	236
第2節	災害応急対策	237
第3節	災害復旧	240
第5章	危険物等災害対策	241
第1節	災害予防	241
第2節	災害応急対策	244
第3節	災害復旧	246
第6章	大規模な火災対応対策	247
第1節	災害予防	247

第2節	災害応急対策	248
第3節	災害復旧・復興	250
第7章	林野火災対策	251
第1節	災害予防	251
第2節	災害応急対策	252
第3節	災害復旧	254
第8章	原子力災害対策	255
第1節	総則	255
第2節	事前対策	256
第3節	緊急事態応急対策	257
第4節	中長期対策	258
第9章	各種消防計画	259
第8編 災害応急対策共通		
第1章	応急体制の確保	271
第1節	公共施設の応急対応	271
第2節	通信手段の確保	274
第3節	労務の確保	276
第4節	資機材等の確保	277
第2章	災害情報等の収集・伝達	278
第1節	災害情報等の収集・報告	278
第2節	行政機能の確保状況の報告	285
第3節	広報・広聴	286
第4節	安否情報対策	294
第3章	応援の要請・受入れ	296
第1節	自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ	296
第2節	行政機関に対する応援要請と受入れ	302
第3節	海外からの支援の受入れ	306
第4節	防災関係民間団体等の協力	307
第5節	市民・事業所・自主防災組織等の協力	310
第4章	災害救助法の適用	312
第1節	災害救助法の適用	312
第5章	消火、救助及び医療救護	314
第1節	消火・救急・救助対策	314
第2節	医療・救護対策	322
第3節	救出計画	326
第6章	避難対策	327
第1節	避難対策	327
第2節	避難所等の開設・運営	334
第3節	避難所外避難者に対する支援対策	338
第4節	要保護児童等への対応	339
第7章	緊急物資の供給	340
第1節	飲料水等の給水対策	340
第2節	物資等の供給対策	345
第8章	緊急輸送対策	351
第1節	障害物の除去対策	351
第2節	交通応急対策	354

第3節	輸送対策	358
第9章	遺体安置、保健衛生、災害廃棄物対策	364
第1節	遺体の処理及び埋葬	364
第2節	環境衛生対策	367
第3節	動物救護対策	371
第4節	防疫対策	372
第10章	建築物、住宅応急対策	374
第1節	建築物応急危険度判定対策	374
第2節	被災宅地危険度判定対策	377
第3節	被災建造物等の安全措置及び解体、撤去対策	379
第4節	仮設住宅等応急住宅対策	381
第11章	ライフラインの応急復旧	384
第1節	ライフライン等の応急対策	384
第12章	応急教育及び保育	394
第1節	教育対策	394
第13章	自発的支援の受入れ	397
第1節	ボランティア活動の受入れ	397
第2節	義援金の受入れ、配分等	399
第9編 災害復旧・復興		
第1章	災害復旧	403
第1節	復旧事業の推進	403
第2節	激甚災害の指定	405
第3節	罹災証明書等の発行	407
第4節	被災者の生活再建支援	409
第5節	中小企業の復旧支援	414
第6節	農林水産業者の復旧支援	415
第2章	災害復興	417
第1節	計画的復興	417

第1編

総則

第1章 計画の目的

第1 計画の目的

徳島市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条第1項の規定に基づき、徳島市域に係る災害対策に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等について必要な事項を定め、本市防災関係組織の総力を結集して防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の作成

本計画は、本市の気象、地勢その他地域の特性により起り得る災害の状況及びそれに要する応急対策並びに復旧対策を検討し、これらを基礎資料とするとともに、県内他都市において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討して作成するものである。

第3 計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、必要な修正を行うとともに、必要があると認めるときは速やかに修正するものとする。

第4 計画の周知徹底

本計画は、本市職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底するとともに特に必要と認める事項については災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、市民に周知徹底するように努めなければならない。

第5 用語

本計画において、次に掲げる用語の意味は、次のとおりである。

用語	内容
法	災害対策基本法
(市)本部(長)	(徳島市)災害対策本部(長)
避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所
避難所	避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設
要配慮者	防災上、特に配慮を要する者(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑・迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第2章 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。災害の種別によって共通する内容と異なる内容を分けて作成している。

区分	災害の種別		
	地震・津波	風水害	事故等
第1編 総則	○	○	○
第2編 防災組織計画	○	○	○
第3編 災害予防計画	○	○	○
第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画	○		
第5編 地震・津波災害応急対策	○		
第6編 風水害応急対策		○	
第7編 事故等災害応急対策（※）			○
第8編 災害応急対策共通	○	○	○
第9編 災害復旧・復興	○	○	○

※ 事故等災害応急対策の中に、関連する予防計画及び復旧・復興計画を一部記述している。

第3章 計画の基本方針

1 防災・減災対策整備の視点

本計画は、策定に当たり第1章に示した目的の他、東日本大震災等の近年発生した大規模災害の教訓や課題及び徳島県津波浸水想定（平成24年10月）、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（平成25年7月・11月）を踏まえ、基本的に次の視点に立つものとする。

なお、この視点は、本市又は防災関係機関が、以後、本計画に基づき防災に係る具体的対策を整備、推進する上での視点とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の被害をいかに最小限に止めるか。 2 発生した災害にいかに迅速に円滑に対応するか。 3 都市活動をいかに早期に再開させ、市民生活の安定を図るか。 |
|---|

2 防災・減災対策整備の基本方針

(1) 基本方針の策定

本計画は、これまでの風水害や地震津波災害等の経験に加え、地震発生後における台風・大雨や、これら自然災害と感染症との同時発生といった「複合災害」のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐのではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災した場合でも人命が失われないことを最重視し、行政や防災関係機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各防災機関は本計画に基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

上記1の視点に立った新たな防災・減災体制を確立するには、平時から災害に強いまちづくりを推進することに加え、行政や防災関係機関の危機管理体制の強化、さらには国・県等関係機関の応援協力体制の整備などが必要とされるが、特に大規模な災害に関しては、行政対応に一定の限界が生ずることが明らかであり、市民等の防災・減災対策への積極的な参加と協力が不可欠となる。

本計画は、こうした観点から行政や防災関係機関及び市民等が一体となった地域ぐるみでの防災・減災体制を構築することを主眼としているが、この認識の一層の徹底と、本計画の統一的かつ実効ある推進を期するため、以下のとおり本市の「防災・減災に関する総合基本方針」を設定するとともに、これに則した「各種対策整備の基本方針」を定める。

(2) 総合基本方針

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強いまちづくり 2 災害に即応できるひとづくり 3 災害に強いシステムづくり |
|---|

(3) 基本方針

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 予防対策の充実、整備
被害を最小限に止めるためには、各種の都市基盤の整備等、平時における備えが不可欠であることから、特に災害予防対策の充実、整備を図る。 2 南海トラフ巨大地震被害想定を踏まえた対策の整備
徳島県津波浸水想定（平成24年10月）、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（平成25年7月・11月）を踏まえ、地震防災・減災対策を推進する。
中央構造線の内陸型地震に対しては、中長期的な課題として都市防災化計画の観点から「災害に強いまちづくり」を目指した施策として取り組む。 3 実践的、弾力的な体制の整備
初動体制をはじめとする災害発生時の各応急対策について、現実の災害に対応可能な実践的かつ弾力的な体制の整備を図る。 4 市民等の協力を基本とした総合的対策の整備
行政の対応の限界を補完する観点から、市民、自主防災組織、ボランティア、民間団体等の協力を基本とした総合的な対策の整備を図る。 5 応急対策の長期化や災害弱者に配慮した対策の整備 |
|--|

災害応急対策が長期化した場合の市民ニーズの変化や高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者に対する対応策の整備を図る。

6 国、県及び他の自治体等との連携体制の整備

大規模な地震災害等においては、本市のみでは対応が不可能であることから、県、自衛隊、相互応援協定都市及び近隣都市等との連携体制の整備を図る。

3 地震・津波対策行動計画の推進

(1) 県の地震対策行動計画

東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、徳島県においては、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、更に加速する必要がある。

また、中央構造線活断層帯をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要である。

このため、県は、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え「地震に強いとくしま」を実現するため、『とくしまー0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画（徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画）を平成23年度に策定し、県の地震・津波対策を推進している。

(2) 徳島市地震・津波対策行動計画

ア 趣旨

本市では、平成16年11月に「東南海・南海地震防災対策実施計画」を策定し、各種施策を講じてきたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓と課題を踏まえ、「徳島市地震津波重点対策（素案）」を取りまとめ、種々の防災・減災対策案を検討してきた。

「徳島市地震・津波対策行動計画」は、徳島市地震津波重点対策（素案）をベースに、逼迫する南海トラフを震源とする巨大地震及び直下型地震に備え、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑止し、「安心とくしまの実現」のため、平成25年6月に策定した。

イ 計画の理念

地震・津波による被害の軽減を図るため、「市民の命と生活を守る安心とくしまの実現」を基本理念とし、この実現に向け、3つの基本目標として「地震・津波から命を守る」、「地域の防災力で命を守る」、「迅速な応急対策と早期復旧の実施」を掲げ、地震・津波対策を推進する。

特に、津波避難対策では、素早い避難と市民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動による被害軽減効果が非常に高いことから、防災意識の啓発を重点的に展開する。

ウ 計画期間

これまでの対策を踏まえながら、中・長期的に取り組むべき課題も見据え、令和3年度までの計画とする。

特に、平成28年度までの期間を「集中取組期間」と位置づけ、緊急かつ重点的に地震・津波対策を推進した。

エ 計画の位置づけ

本市が実施する災害対応について平常時から取り組む各種対策を示すものである。

オ 計画の体系

次に示すとおり。

徳島市地震・津波対策行動計画の体系

基本理念「市民の命と生活を守る安心とくまの実現」	基本目標	基本方針	基本施策
	1 地震・津波から命を守る	1-1 住宅・建築物の倒壊から命を守る	(1) 耐震改修促進計画の策定
			(2) 市有建築物の耐震化
			(3) 民間住宅等の耐震化
			(4) 地震時の避難路の安全対策
		1-2 家具の転倒から命を守る	(1) 家具の転倒防止対策
		1-3 土砂災害から命を守る	(1) 土砂災害の防止対策
		1-4 津波避難対策により命を守る	(1) 津波避難意識の向上
	(2) 津波避難計画の作成		
	(3) 津波防災訓練の実施		
	(4) 津波避難場所の確保		
	(5) 避難方法の検討		
	(6) 海岸保全施設等の整備		
	1-5 防災知識により命を守る	(1) 防災教育・啓発の徹底	
	1-6 素早い情報で命を守る	(1) 情報収集・伝達体制の確立	
	2 地域の防災力で命を守る	2-1 地域で備える	(1) 自主防災組織の結成促進、充実・活性化
			(2) 企業防災力の確保
			(3) 地域防災力の向上
			(4) 避難行動要支援者への対応
(5) 消防団の充実強化			
3 迅速な応急対策と早期復旧の実施	3-1 災害発生後の生活を支援する	(1) 情報収集・伝達体制の確立	
		(2) 食料・生活必需物資の備蓄等	
		(3) 避難所運営体制等の整備	
		(4) 庁舎機能の確保	
		(5) 災害・救急医療体制の充実強化	
		(6) 災害ボランティア活動の充実	
	3-2 早期の復旧を図る	(1) 橋梁の震災対策	
		(2) 都市計画道路の整備	
		(3) ライフライン施設等の震災対策	
		(4) 災害廃棄物の処理	

4 事前復興の推進

本市では、南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、「徳島県復興指針」（令和元年12月徳島県策定）に基づき、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第4章 計画の効果的推進

第1 趣旨

本計画に定める各施策等を効果的に推進し、新たな地震防災体制の早期確立を目指すため、災害対応の中心となる本市行政部門においては、第3章に掲げる基本方針と併せて、特に次の基本的事項について徹底を図るものとする。

第2 効果的推進のための基本的事項

1 「都市防災化」の観点からの事業推進

災害が発生した際に、いかに被害を最小限に食い止めるかは、本市をはじめとする防災関係機関や自主防災組織の即応体制の整備などに大きく係るものである。このため、平常時から災害に強いまちづくりを推進していくことが重要である。

本計画はこうした点を踏まえ、行政の各部門においては関係機関と連携・協力し、平常時から都市基盤整備に関する事業等の一層の推進を図ることとするが、その際、当該事業の目的に加えて常に「都市防災化」の観点からの事業推進にも努めるものとする。

2 行政と市民等との連携、協力体制の維持・向上

東日本大震災の教訓にみるまでもなく、大規模な災害に対しては、行政能力に一定の限界が生じることは明らかである。特に、発災直後における初期対応や救助活動をはじめ長期的な応急対策については、行政だけではその対応が不可能と考えられる。

本計画はこうした点を踏まえ、市民をはじめ防災関係団体やボランティア等の協力を基本とすることから、災害時に本計画を有効に機能させるため、行政の各部門においては、平時から防災訓練や情報交換等を通じ、市民や関係団体等との連携強化や協力体制の維持・向上に努めるものとする。

3 防災意識の高揚と実効ある訓練の継続

東日本大震災を契機として、市民をはじめ本市職員や防災関係者の防災に対する意識が急激に高まったことは事実であるが、時間の経過とともに、こうした意識は薄らいでいくことも否めないところである。災害に対する「備え」は、物的備えも大切であるが、それ以上に、防災関係者をはじめ市民一人ひとりの日常の心構えの維持・継続が重要である。

こうした点を踏まえ、行政の各部門においては、日頃から職員や自主防災組織の実効ある訓練を継続的に実施するとともに、併せて、市民等に対してもあらゆる機会や手段を通じて、「自分の身の安全は自らが守る」という自主防災の基本を周知徹底し、防災意識の風化防止に努めるものとする。

4 地震防災対策の計画的・継続的实施

市民の生命、財産を守ることは行政の基本的な役割であり、特に防災対策の整備は緊急かつ重要な課題でもあるが、防災対策は、広範にわたり、万全な体制を整えるには一定の時間と財源が必要となるため、現実には短期間での整備は難しい側面がある。こうした中で、本計画を効果的に推進するためには、可能なものから随時実行することを基本としながら、特に時間や財源を要するものについては、計画的、継続的に実施していく必要がある。

こうした点を踏まえ、行政の各部門においては、個々の施策の実効性や優先度等をよく見極めるとともに、徳島市地震・津波対策行動計画及び他の関連施策との調整等を行い、必要施策の計画的かつ継続的な実施に努めるものとする。

5 非常時優先業務マニュアルの整備と習熟

本計画は、市民や防災関係機関等を含めた本市の防災に係る総合的な計画であるが、本計画の中心の実行者は本市災害対策本部の職員である。本計画が有効に機能するためには、防災に携わる職員が組織の一員として平素より本計画を熟知していることはもとより、いざという時に職員一人ひとりがどこで何をするかといった行動規範等が具体的に決定されている必要がある。

こうした点を踏まえ、本計画を補完し、また災害対策をより実効あるものとするため、災害対策本部の各部・班においては、非常時優先業務マニュアルを策定し、適宜必要な修正を加えるとともに、常に職員に対し習熟の徹底を図るものとする。

第5章 徳島市の概況

第1 位置

北緯34°4′、東経134°34′に位置する。

第2 地勢

本市は、徳島県の東部に位置し、市北部を流れる吉野川がつくりだした沖積平野の三角州上に造られた面積191.52km²、人口25万人余りの都市である。

土地は、南西部が高く東北に至るに従って平坦になっているが、地質が肥よくで気候が温暖であるところから、農業の適地となっている。

市域は広く、ほぼ中央部に市の象徴というべき眉山（標高290m）と城山（標高61.7m）があり、市内には吉野川をはじめ、勝浦川、園瀬川、新町川、助任川など134もの川が流れ、水運を便利にし、産業の発展にも大きく寄与してきた。また、これらの小分流の間には、常三島、福島、寺島など「島」のつく地名が多く、水の都の感を強くしている。

しかし、昭和21年の南海大地震により地盤の沈下が激しく、満潮位以下の低地帯が市街地の50%以上を占めており、台風、大雨、高潮などの影響を受けやすい地勢となっている。

1 河川

一級河川	吉野川水系	24河川	109.794km
二級河川	勝浦川水系	7河川	27.900km
	計	31河川	137.694km

(内 訳)

一級河川 吉野川水系

No.	河川名	延長(m)	区 域 (行政区)
1	吉野川	14,400	不動、川内、沖洲、加茂、渭北、応神、国府、渭東
2	正法寺川	2,060	応神
3	今切川	10,700	川内、応神
4	榎瀬江湖川	3,055	川内
5	宮島江湖川	2,509	川内
6	神宮入江川	900	国府
7	飯尾川	6,400	不動、国府
8	西大堀川	1,400	国府
9	東大堀川	800	国府
10	逆瀬川	1,100	不動、国府
11	鮎喰川	14,500	入田、加茂、上八万、加茂名、不動、国府
12	建治谷川	1,200	入田
13	船戸谷川	5,800	上八万
14	福正谷川	1,000	上八万
15	田宮川	3,300	加茂名、加茂、佐古
16	新町川	6,873	加茂、新町、内町、東富田、渭北、佐古、渭東、津田、沖洲、昭和
17	大岡川	1,070	渭北、渭東
18	助任川	2,619	渭北、内町
19	住吉島川	1,527	渭東
20	沖洲川	2,291	沖洲、渭東
21	冷田川	1,750	八万
22	園瀬川	12,200	上八万、昭和、八万、津田
23	多々羅川	8,700	多家良、勝占、八万
24	大松川	3,640	勝占、津田

二級河川 勝浦川水系

No.	河川名	延長 (m)	区域 (行政区)
1	勝浦川	12,400	多家良、勝占、津田
2	打樋川	2,100	勝占
3	仕出川	3,000	多家良
4	夏焼谷川	1,000	多家良
5	八多川	5,200	多家良
6	金谷川	2,800	多家良
7	日浦谷川	1,400	多家良

準用河川 (徳島市管理)

No.	河川名	延長 (m)	区域 (行政区)
1	大岡川	1,400	渭東、渭北
2	佐古川	2,100	佐古、新町
3	御座船入江川	800	東富田、昭和、八万

2 山岳

No.	名称	標高 (m)	所在地 (行政区)
1	中津峯	772.9	多家良
2	平石山	648.8	多家良
3	西龍王山	495.1	入田
4	東龍王山	407.8	入田
5	負出山	346.3	上八万
6	高丸山	約300	上八万
7	眉山	290	八万
8	辰が山	197.1	入田
9	日峰山	191.4	勝占
10	芝山	165	勝占
11	勢見山	109.3	八万
12	津田山	77.7	津田
13	城山	61.6	内町
14	気延山	212.2	入田

第3 気候

本市は温和な気候に恵まれている。平成3年（1991年）から令和2年（2020年）までの平均気温は16.8度で、年間降水量平均値は1619.9mmである。

また、徳島県は台風の進路に当たることが多いため、降水量は暖候期に多く寒候期に少ない。寒候期は空気の乾燥した日が続くことが多い。風は地形の影響で冬季には北西の風、夏季には南東の風が吹きやすい。夏の夕方には夕なぎの現象が起こる。

第6章 被害想定

第1節 地震被害

第1 被害想定のお考え方

1 被害想定のお目的

地震の被害想定は、対象とする地域に発生すると考えられる地震の特徴を過去の地震等から特定し、発災時刻や気象条件等を一定の条件にし、なおかつ対象地域の地勢、土地利用、人口密度、都市施設の状況、産業の立地状況等を前提にして、そこで地震が発生した場合の被害の様相を想定するものであり、その被害を最小限にするための予防対策をはじめ、その被害状況に応じた応急対策や復旧対策を事前に検討するに当たっての基礎資料等とするものである。

2 被害想定調査の経過

- (1) 徳島県では、昭和55年に「徳島県地震対策基礎調査報告書―地学的基礎条件に関する調査―」、続いて同57年に「徳島県地震対策基礎調査報告書―予想震度分布と木造建築物の被害想定に関する調査―」を実施した。
- (2) 徳島県地震防災アセスメント調査
阪神・淡路大震災を教訓に、これまでの海溝型の南海地震に加え、日本で最大級の内陸活断層である中央構造線活断層系を発生源とする直下型地震を想定した地震防災アセスメント調査を徳島県と4市（徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市）が共同で平成7年度から2カ年かけて実施した。
調査に当たっては徳島県地震防災アセスメント調査委員会を組織し、大学その他研究機関の専門家が担当した。
- (3) 中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が公表した被害想定
平成15年4月に公表され、想定地震は6ケース設定し、東海地震、東南海地震、南海地震、東海・東南海地震連動型、東南海・南海地震連動型、東海・東南海地震連動型・南海地震連動型モデルを設定して被害想定を実施した。
- (4) 徳島県津波浸水予測調査
徳島県が平成14・15年度で実施した調査であり、想定地震を中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と南海地震単独型（相田モデル安政南海地震）の2つのケースで津波による被害想定を実施した。
- (5) 徳島県地震動被害想定調査
徳島県が平成15・16年度で実施した地震動による被害想定調査であり、想定地震としては2ケース設定し、中央防災会議の東南海・南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と徳島県西部直下を震源とする地震で地震による被害想定を公表した。
- (6) 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日）
徳島県が平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「徳島県津波浸水想定」を公表した。
- (7) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（平成25年7月31日、平成25年11月25日）
徳島県が平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0、M9.1）」をもとに、県の地質・建物、人口分布を反映し、南海トラフ巨大地震による被害想定を公表した。
- (8) 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（平成29年7月25日）
平成28年熊本地震の発生を受け、徳島県が内閣府の推計手法を基に県の詳細データを反映し、徳島県中央構造線・活断層地震による被害想定を公表した。

第2 レベル1地震・津波（L1）

南海トラフにおいて、90年から150年程度の周期で発生している、過去に大きな被害を発生させたクラスの地震・津波である。

徳島県におけるL1津波の浸水想定、被害想定は発表されていないため、本市では平成16年5月に徳島県が発表した津波浸水予測図をL1津波として取り扱う。

東南海・南海地震が同時発生した場合における本市の津波浸水想定区域としては、平成16年5月に徳島県が公表した津波浸水予測図に示された地域であり、その想定等は次のとおり。

1 津波の想定

区分	第1波		最大津波	
	到達時間 (分)	津波高 (cm)	到達時間 (分)	津波高 (T. P. m)
徳島市 マリンピア東端	42	初期水面+20	52	3.3

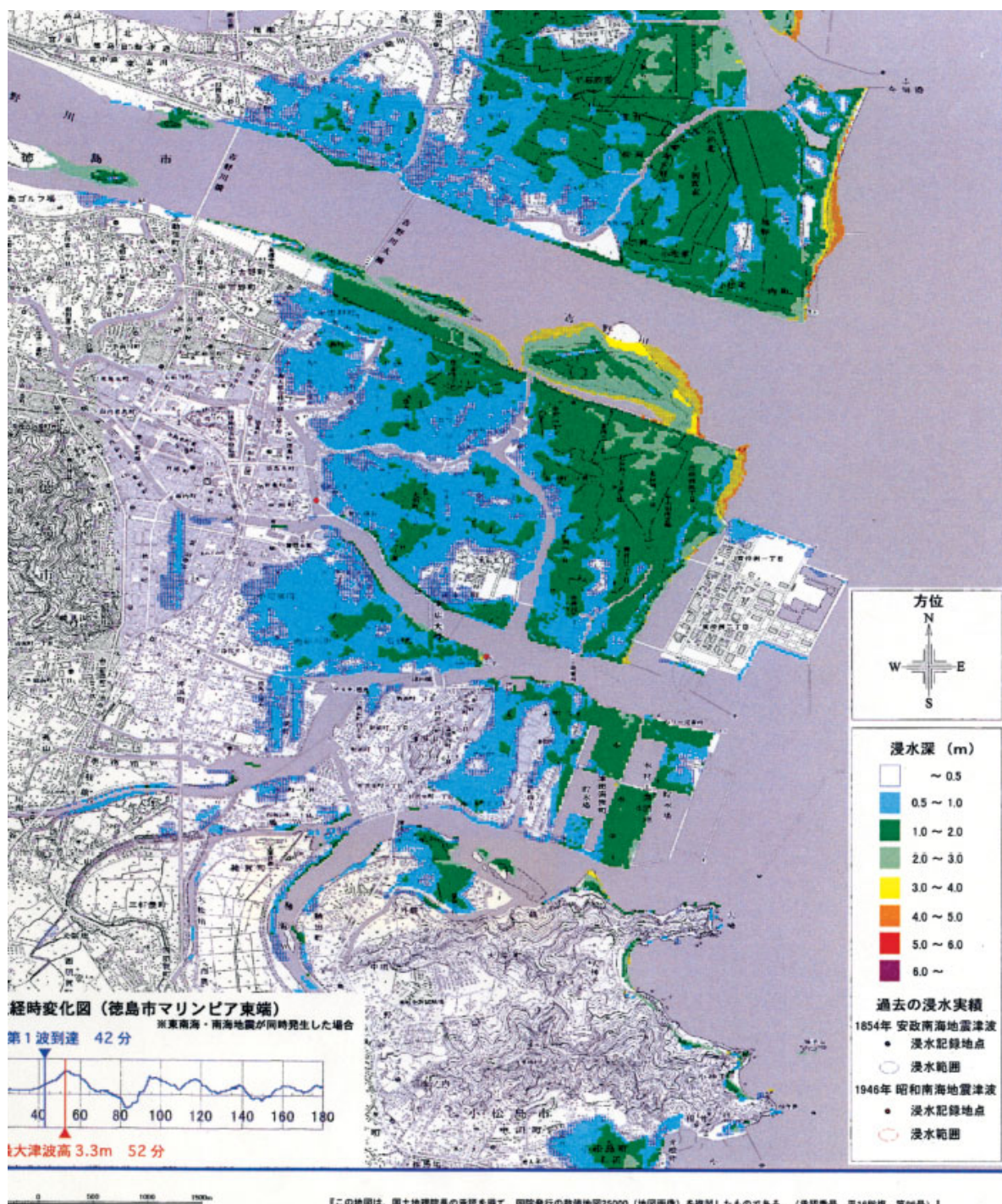
※ T. P. : 東京湾平均海面 (Tokyo Peil)

2 津波浸水想定区域面積概要

平成16年4月1日現在

No.	区分 行政区	行政区 面積 (km ²)	浸水想定 面積率 (%)	浸水想定 面積 (km ²)					
					0.5m 未満浸水	0.5~1m 未満浸水	1~2m 未満浸水	2~3m 未満浸水	3~4m 未満浸水
1	東富田	0.94	14.77	0.1388	0.1080	0.0308	0.0000	0.0000	0.0000
2	昭和	2.07	75.41	1.5609	0.4216	0.8933	0.2166	0.0245	0.0049
3	渭東	3.00	73.09	2.1928	0.3160	1.1737	0.7011	0.0020	0.0000
4	渭北	3.63	18.64	0.6765	0.1709	0.4719	0.0337	0.0000	0.0000
5	沖洲	6.22	89.94	5.5943	0.4879	1.9828	2.8166	0.3070	0.0000
6	津田	4.56	62.52	2.8511	0.3918	1.1655	1.2148	0.0790	0.0000
7	八万	11.53	1.98	0.2281	0.1304	0.0977	0.0000	0.0000	0.0000
8	勝占	14.73	5.60	0.8249	0.5520	0.1129	0.1368	0.0208	0.0024
9	川内	18.12	54.41	9.8596	1.6295	2.8881	4.9495	0.3886	0.0039
10	応神	8.62	0.03	0.0029	0.0022	0.0007	0.0000	0.0000	0.0000
合計		191.37	12.50	23.9299	4.2103	8.8174	10.0691	0.8219	0.0112

図表 レベル1地震・津波（L1） 津波浸水予測図（平成16年5月徳島県発表）



第3 徳島県地震動被害想定調査結果（平成16年度）による市域の被害想定

1 想定地震

マグニチュード8.6の東南海・南海連動型地震

2 地震発生時間の想定ケース

- (1) 建物被害の影響が最も大きいと考えられる「冬の5時」
- (2) 職場等多くの人々が自宅から離れている「秋の12時」
- (3) 火災の影響が最も大きいと考えられる「冬の18時」

3 地震動及び液状化の想定結果

- (1) 地表での地震動は、本市東部では震度6強となり、吉野川下流域は震度6弱、その他の地域は震度5強の揺れが起こると想定されている。
- (2) 液状化の危険度予測は本市では吉野川下流域で発生する可能性が極めて高く、液状化の発生が確実視されている。

4 人的被害及び想定避難者数

種別	被害・被災の要因	被害単位	発生時間帯	被害想定
建物被害	揺れ、液状化、急傾斜地、津波、火災	全壊棟数	冬18時	18,940棟
		半壊棟数	冬18時	23,140棟
人的被害	揺れ（家具転倒）、急傾斜、津波、ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	死者数	冬朝5時	880人
			秋昼12時	460人
			冬夕18時	940人
人的被害	揺れ（家具転倒）、急傾斜、津波、ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	負傷者数	冬朝5時	4,660人
			秋昼12時	3,260人
			冬夕18時	4,510人
避難者（1日後）	避難所	避難者数	—	81,000人
	避難所外			48,600人

注1：火災は夕方18時・強風時・6時間後

注2：端数処理により合計値と異なることがある。

第4 レベル2地震・津波（L2）

南海トラフにおいて、1,000年あるいはそれよりも発生頻度は低いものの、発生すればレベル1と比べ甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波である。

1 津波の想定

区 分	第 1 波		最大津波	
	到達時間 (分)	津波高 (cm)	到達時間 (分)	津波高 (T. P. m)
徳 島 市 マリニピア東端	41	初期水位+20	53	5.0

※ T. P. : 東京湾平均海面 (Tokyo Peil)

2 津波浸水想定区域面積（避難対象面積）

平成26年9月1日現在

No.	地区名	面積 (k m ²)		
		避難対象面積	避難対象外面積	地区別 計
1	内 町	1.60	0	1.60
2	新 町	0.42	0.65	1.07
3	西富田	0.46	0.24	0.70
4	東富田	0.89	0.12	1.01
5	昭 和	2.10	0	2.10
6	渭 東	2.31	0	2.31
7	渭 北	2.35	0	2.35
8	佐 古	1.68	0.92	2.60
9	沖 洲	5.30	0	5.30
10	津 田	4.11	0	4.11
11	加茂名	1.11	8.22	9.33
12	加 茂	3.82	0	3.82
13	八 万	5.65	5.97	11.62
14	勝 占	8.47	6.70	15.17
15	不 動	3.11	2.09	5.20
16	多家良	1.37	37.20	38.57
17	川 内	15.10	0	15.10
18	応 神	5.61	0	5.61
合 計		65.46	62.11	127.57

(「徳島市津波避難計画」基礎資料より)

※1 津波浸水想定区域外の行政区

入田・上八万・国府・北井上・南井上

※2 徳島市津波避難計画策定時において避難困難地域を含む行政区

右記以外の行政区（新町・西富田・佐古・加茂名・多家良）

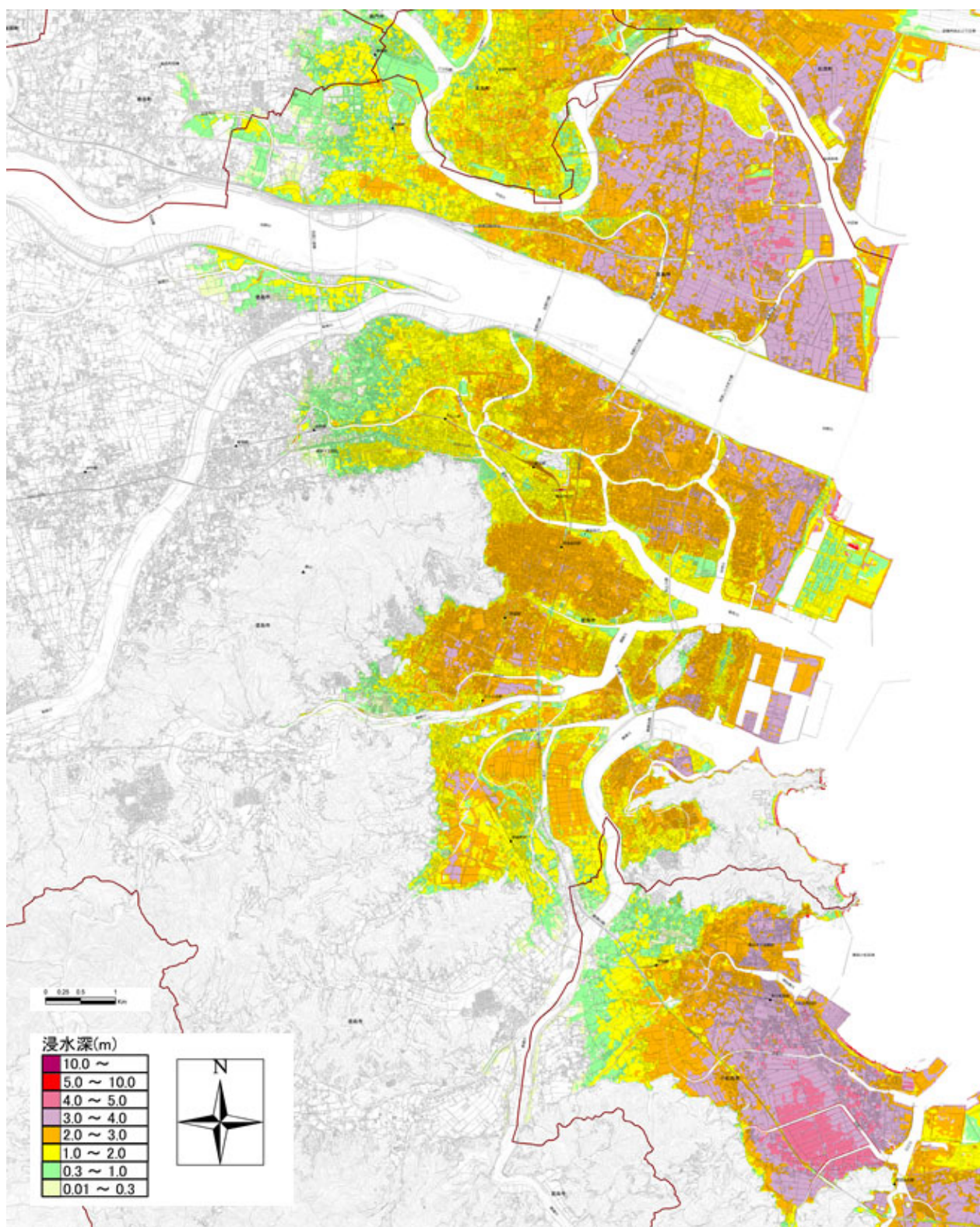
3 津波浸水想定区域別人口及び世帯数

平成26年9月1日現在

No.	地区名	地区別人口 (人)	浸水世帯数 (世帯)	浸水人口 (人)
1	内 町	5, 8 6 6	2, 9 1 6	5, 8 6 6
2	新 町	2, 2 8 5	1, 1 0 8	2, 2 5 0
3	西富田	2, 1 2 5	1, 1 1 7	2, 1 0 1
4	東富田	7, 0 1 7	3, 7 4 8	6, 9 8 5
5	昭 和	1 0, 6 1 7	5, 1 7 4	1 0, 6 1 7
6	渭 東	1 4, 8 3 4	7, 0 5 7	1 4, 9 3 4
7	渭 北	1 5, 0 8 0	7, 1 2 3	1 5, 0 6 9
8	佐 古	1 1, 8 8 7	5, 7 7 5	1 1, 7 8 2
9	沖 洲	1 7, 4 7 2	7, 5 8 0	1 7, 3 7 2
1 0	津 田	1 5, 6 1 7	7, 1 2 7	1 5, 6 1 7
1 1	加茂名	2 3, 7 8 3	1, 9 8 5	3, 9 0 4
1 2	加 茂	1 9, 8 4 3	8, 7 1 5	1 9, 8 5 4
1 3	八 万	2 7, 5 8 7	1 0, 4 3 6	2 3, 3 1 4
1 4	勝 占	1 7, 1 8 7	6, 2 4 9	1 5, 2 5 0
1 5	不 動	3, 0 1 1	5 6 2	1, 2 1 6
1 6	多家良	6, 8 2 1	1 8 4	4 6 2
1 7	川 内	1 6, 9 8 2	7, 0 9 5	1 6, 9 8 2
1 8	応 神	5, 5 1 0	2, 4 6 0	5, 5 1 0
合 計		2 2 3, 5 2 4	8 6, 4 1 1	1 8 9, 0 8 5

(「徳島市津波避難計画」基礎資料より)

図表 レベル2地震・津波（L2） 津波浸水予測図（平成24年10月徳島県発表）



第5 県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）

平成25年7月31日に徳島県より、南海トラフでの地震を対象とした、最大クラスのケースとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が平成24年8月29日に公表した南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.1）を基に「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出し、公表されたものであり、本市における状況は次のとおり。

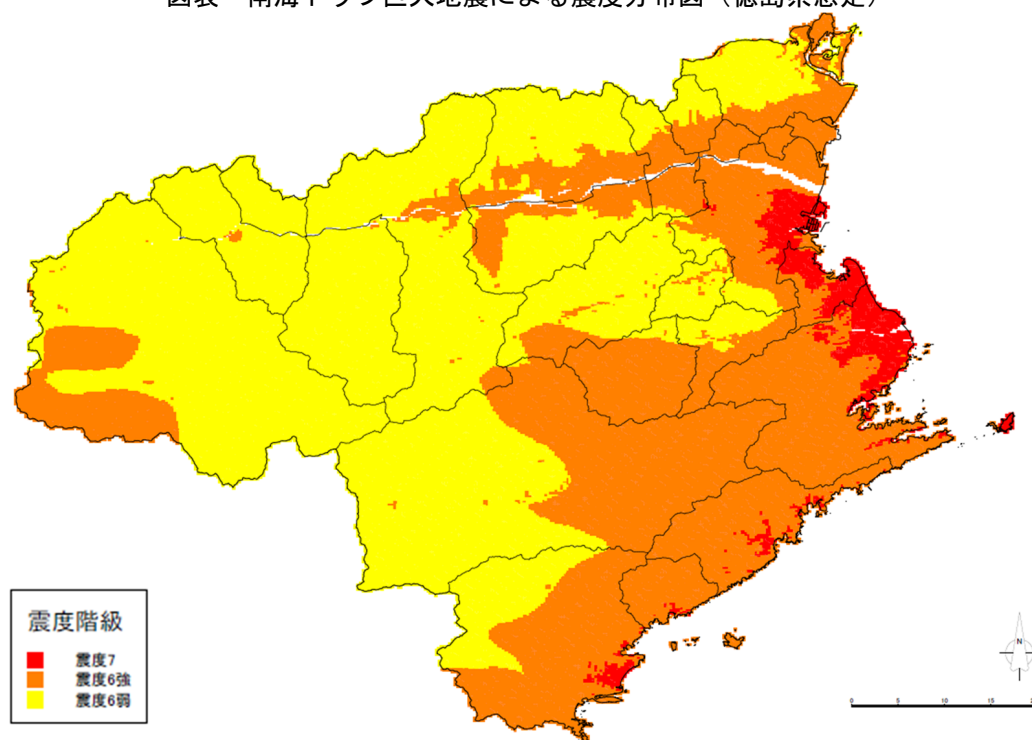
1 地震発生時間の想定ケース

- (1) 人的被害の最大ケース「冬の深夜」
- (2) 職場等多くの人々が自宅から離れている「夏の12時」
- (3) 建物被害の最大ケース「冬の18時」

2 地震動及び液状化の想定結果

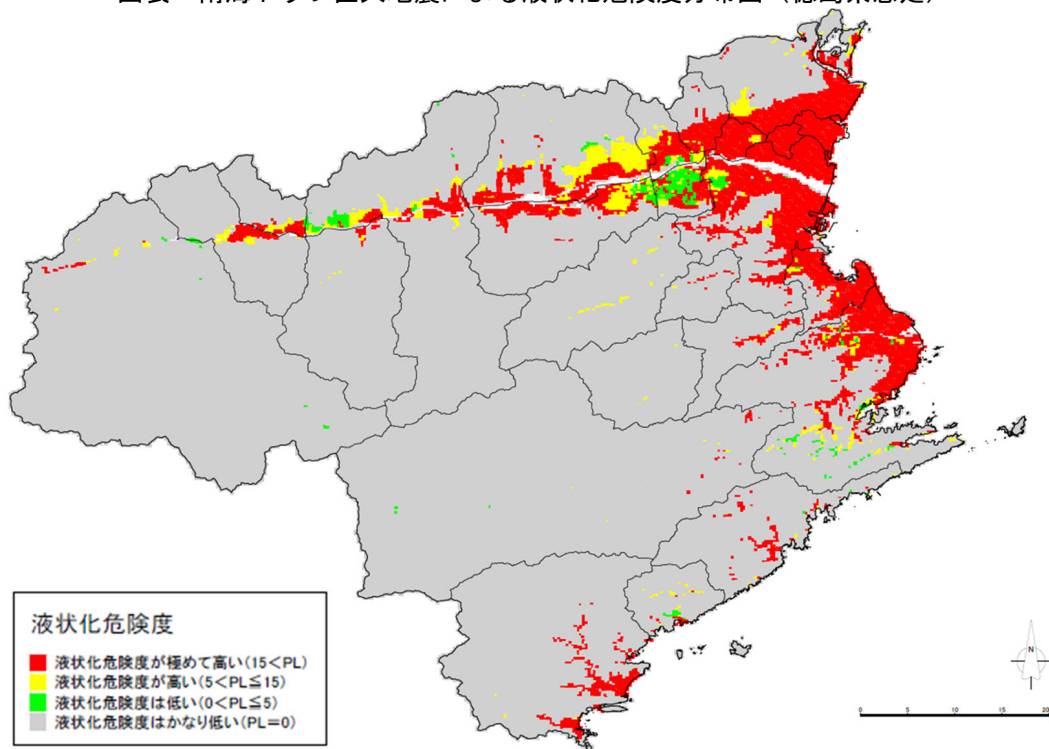
- (1) 地表での地震動は、本市東部では震度7となり、吉野川下流域は震度6強、本市西部などその他の地域は震度6弱の揺れが起こると想定されている。

図表 南海トラフ巨大地震による震度分布図（徳島県想定）



(2) 液状化の危険度予測は本市では東部及び吉野川下流域で発生する可能性が極めて高く、液状化の発生が確実視されている。

図表 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図（徳島県想定）



3 建物被害

(1) 建物全壊・焼失棟数

(単位：棟)

全棟数	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
84,397	22,300	190	70	16,200	9,600	48,300

(2) 建物半壊棟数

(単位：棟)

全棟数	揺れ	液状化 (大規模半壊を含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
84,397	12,500	3,100	110	9,700	—	25,500

(—：若干数)

注1：火災は冬18時を想定

注2：端数処理により合計値と異なることがある。

4 人的被害

(1) 死者数

(単位：人)

想定 ケース	人 口	揺れ (うち家具転 倒)	急傾斜	津 波 (うち自力脱 出困難者)	火 災	ブロック 塀・自動販 売機転倒、 屋外落下物	計
冬深夜	264,548	1,400 (130)	—	8,600 (4,400)	410	0	10,400
夏昼12時	289,853	910 (80)	—	7,500 (3,700)	490	—	8,900
冬夕18時	279,731	1,000 (90)	—	7,100 (3,700)	780	—	9,000

注：端数処理により合計値と異なることがある。

(—：若干名)

(2) 負傷者数

(単位：人)

想定 ケース	人 口	揺れ (うち家具転 倒)	急傾斜	津 波 (うち自力脱 出困難者)	火 災	ブロック 塀・自動販 売機転倒、 屋外落下物	計
冬深夜	264,548	5,500 (2,200)	—	—	640	0	6,200
夏昼12時	289,853	4,500 (1,600)	—	—	850	180	5,500
冬夕18時	279,731	4,300 (1,600)	—	—	1,100	380	5,800

注：端数処理により合計値と異なることがある。

(—：若干名)

第6 県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）

平成25年11月25日に徳島県より、南海トラフの巨大地震が発生した際のライフライン・交通施設・生活支障等の被害が公表された。本市における状況は次のとおり。

1 ライフライン被害の結果

(1) 上水道

	給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1か月後		津波全壊 人口 (人)
			断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	
徳島市	253,400	204,700	91	229,600	68	173,100	51	128,500	23	58,900	48,600
県 域	749,300	633,900	92	689,000	73	547,700	56	417,800	22	165,500	115,400

(2) 下水道

	処理人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1か月後		津波全壊 人口 (人)
			支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	
徳島市	78,000	63,100	100	78,000	100	78,000	29	22,900	0	0	15,000
県 域	128,000	107,700	79	101,500	79	101,500	26	33,500	1	1,300	20,300

(3) 電力

	電灯軒数 (軒)	復旧対象 電灯軒数 (軒)	直後		1日後		1週間後		1か月後		津波全壊 電灯軒数 (軒)
			停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	
徳島市	145,000	117,200	100	145,000	84	121,500					27,800
県 域	415,300	351,900	98	408,900	72	300,400	47	197,000	38	159,300	63,400

(4) 通信（固定電話）

	回線数 (回線)	復旧対象 回線数 (回線)	直後		1日後		1週間後		1か月後		津波全壊 回線数 (回線)
			不通率 (%)	不通回線数 (回線)	不通率 (%)	不通回線数 (回線)	不通率 (%)	不通回線数 (回線)	不通率 (%)	不通回線数 (回線)	
徳島市	61,800	49,900	100	61,800	87	53,700					11,900
県 域	215,800	184,600	98	212,500	75	162,000	34	73,300	14	31,200	31,200

(5) ガス（都市ガス）＜冬18時＞

	復旧対象 需要家数 (戸)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
		供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)
県 域	5,400	100	5,400	100	5,400	63	3,400	0	0

2 交通施設被害の結果

(1) 道路施設

津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (k m)	被害箇所数 (箇所)
延長 (k m)	被害箇所数 (箇所)	延長 (k m)	被害箇所数 (箇所)		
3, 250	690	11, 760	940	15, 020	1, 600

(2) 鉄道施設

津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (k m)	被害箇所数 (箇所)
延長 (k m)	被害箇所数 (箇所)	延長 (k m)	被害箇所数 (箇所)		
57	110	172	430	229	550

(3) 港湾

ア 岸壁・その他係留施設

(単位：バース)

岸壁			その他係留施設		
総バース数	耐震バース数	被害バース数	総バース数	耐震バース数	被害バース数
78	4	10	207	1	50

イ 防波堤 (単位：m)

防波堤延長	防波堤被災延長
13, 280	6, 000

3 生活支障等の結果

(1) 避難者<冬18時>

(単位：人)

夜間人口	警報解除後当日			1週間後			1か月後			
	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	
徳島市	264,548	93,300	48,600	141,900	99,300	53,600	152,900	44,100	102,900	147,000
県域	785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600	102,500	239,200	341,700

(2) 医療機能<冬18時>

(単位：人)

	入院需要			
	重傷者の数	死者の1割	要転院患者数	合計
徳島市	1,900	900	920	3,720
県域	4,700	2,500	2,100	9,300

(3) 災害廃棄物<冬18時>

	重量換算 (万トン)			体積換算 (万m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
徳島市	442	158~336	600~778	679	144~230	823~909
県域	1,000	550~1,200	1,550~2,200	1,700	500~810	2,200~2,510

(4) 仮設住宅<冬18時> (単位：戸)

	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
徳島市	111,600	34,400
県域	302,100	70,200

(5) 孤立集落 (単位：集落)

	孤立可能性のある 集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
徳島市	2	1	0	1
県域	465	117	23	140

4 直接経済被害の結果

(単位：億円)

	被害額
県域	64,000

第7 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

平成29年7月25日に徳島県より、中央構造線・活断層地震が発生した場合の人的・物的被害やライフラインの被害想定が公表された。本市における状況は次のとおり。

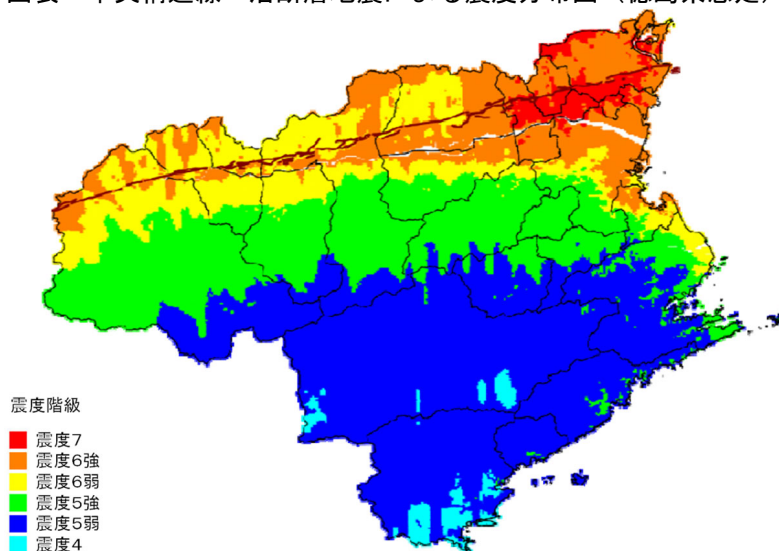
1 地震発生時期の想定ケース

- (1) 人的被害が最大となる「冬の深夜」
- (2) 職場等多くの人々が自宅から離れている「夏の12時」
- (3) 建物被害が最大となる「冬の18時」

2 地震動及び液状化の想定結果

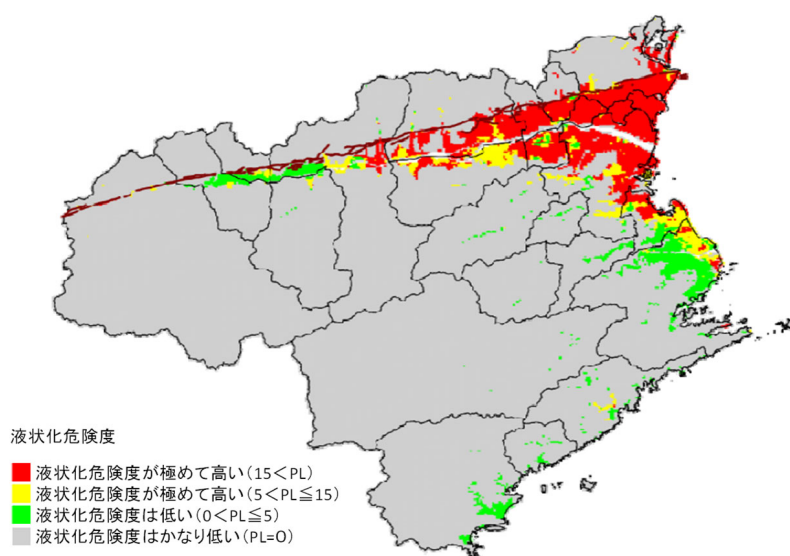
- (1) 地表での地震動は、本市北西部では震度7となり、南部では6弱又は5強、その他の地域は6強となっている。

図表 中央構造線・活断層地震による震度分布図（徳島県想定）



- (2) 液状化の危険度予測は、本市では南海トラフ地震と同様、東部及び吉野川下流域で発生する可能性が極めて高いとされている。

図表 中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図（徳島県想定）



3 建物被害の想定結果

(1) 建物全壊・焼失棟数

(単位：棟)

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
84,397	13,500	200	50	4,900	4,900	11,900	18,600	18,600	25,600

(2) 建物半壊棟数

(単位：棟)

全建物数	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	火災	合計
84,397	17,300	5,200	90	—	22,600

(3) 揺れによる建物被害

(単位：人)

建物数				全壊数				半壊数				全壊率			半壊率		
木造建物		非木造 建物	計	木造建物		非木造 建物	計	木造建物		非木造 建物	計	木造建物		非木造 建物	木造建物		非木造 建物
S55 年以前	S56 年以前			S55 年以前	S56 年以前			S55 年以前	S56 年以前			S55 年以前	S56 年以前		S55 年以前	S56 年以前	
32,978	28,366	23,053	84,397	11,700	770	1,000	13,500	12,400	2,600	2,300	17,300	35.4	2.7	4.5	37.5	9.2	10.1

(4) 液状化による建物被害

(単位：人)

全建物数	全壊数	大規模半壊数	半壊数	全壊率	大規模半壊率	半壊率
84,397	200	1,900	3,400	0.2	2.2	4.0

(5) 急傾斜地崩壊による建物被害

(単位：人)

全建物数	全壊数	半壊数	全壊率	半壊率
84,397	50	90	0.1	0.1

(6) 火災による建物被害

(単位：人)

全建物数	焼失数			焼失率		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
84,397	4,900	4,900	11,900	5.8	5.8	14.1

注) 端数処理により合計値と異なることがある。

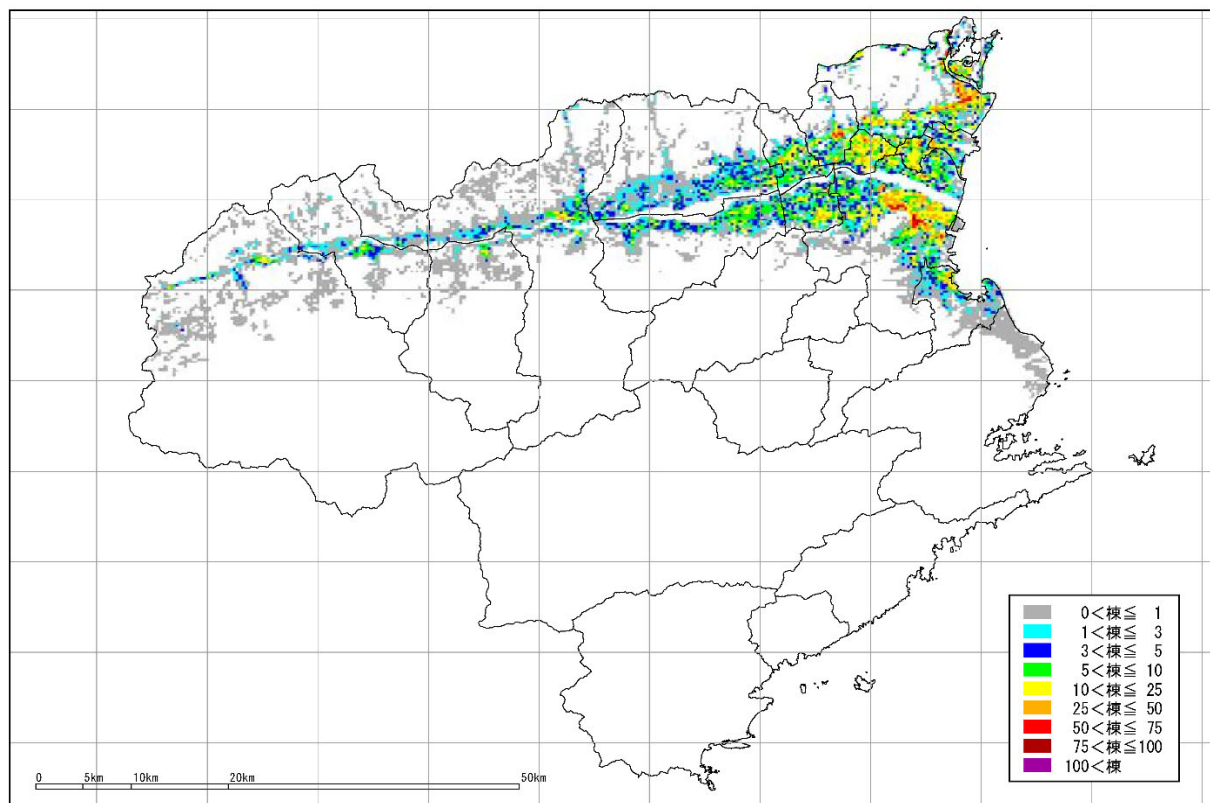


図1.1 揺れによる建物全壊棟数の分布

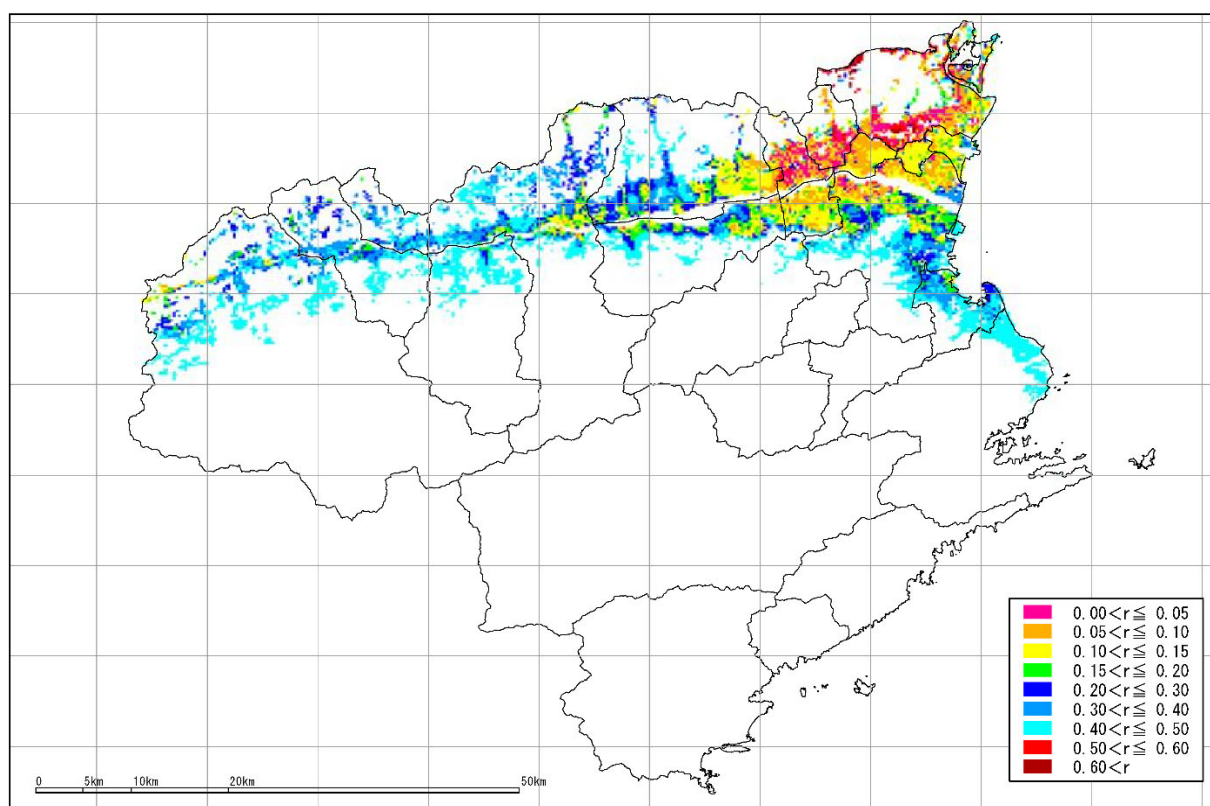


図1.2 揺れによる建物全壊率の分布

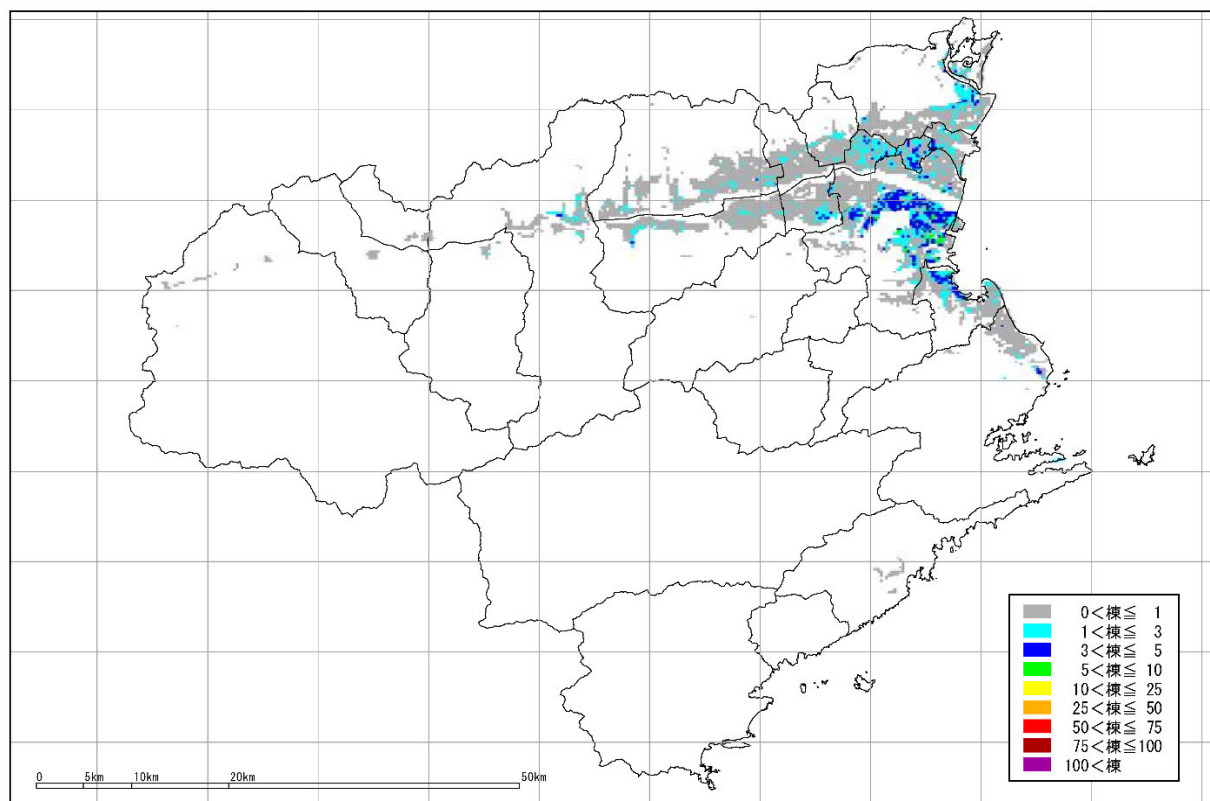


図1.3 液状化による大規模半壊棟数の分布

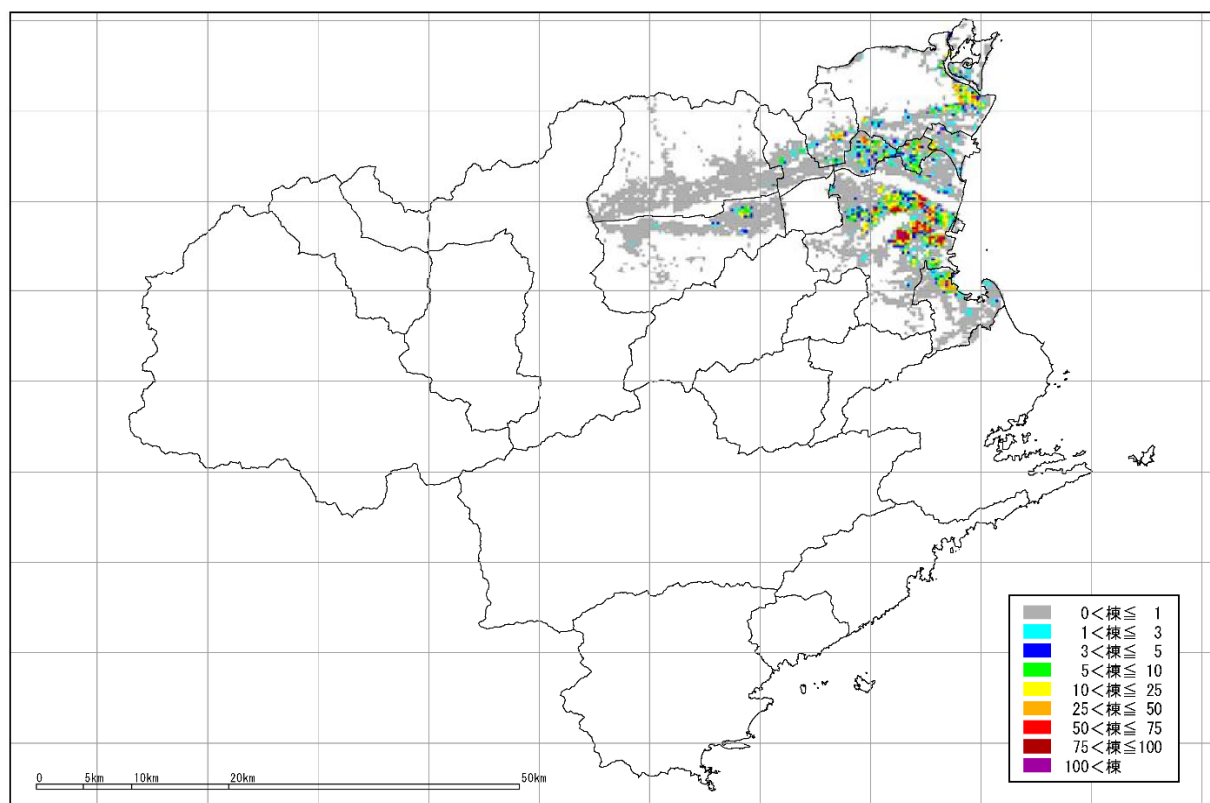


図1.4 火災焼失棟数の分布（冬18時）

4 人的被害の想定結果

(1) 死者数

(単位：人)

建物倒壊						急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜		夏12時		冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
うち家具転倒		うち家具転倒		うち家具転倒													
860	70	560	50	640	50	※	※	※	300	200	690	※	※	※	1,160	770	1,340

(2) 負傷者数

(単位：人)

建物倒壊						急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜		夏12時		冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
うち家具転倒		うち家具転倒		うち家具転倒													
4,800	1,300	3,800	950	3,800	920	※	※	※	350	300	700	※	130	270	5,200	4,200	4,700

(3) 重傷者数（負傷者数の内数）

(単位：人)

建物倒壊						急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜		夏12時		冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
うち家具転倒		うち家具転倒		うち家具転倒													
1,200	270	790	200	840	200	※	※	※	100	80	200	※	50	90	1,300	920	1,100

(4) 揺れによる人的被害

(単位：人)

冬深夜				夏12時				冬18時			
人口	死者数	負傷者数	重傷者数	人口	死者数	負傷者数	重傷者数	人口	死者数	負傷者数	重傷者数
264,548	860	4,800	1,200	289,853	560	3,800	790	279,731	640	3,800	840

(5) 家具類の転倒による人的被害（揺れの内数）

(単位：人)

人口	死者数			負傷者数			重症者		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
264,548	70	50	50	1,300	950	920	270	200	200

(6) 急傾斜地による人的被害

(単位：人)

冬深夜				夏12時				冬18時			
人口	死者数	負傷者数	重傷者数	人口	死者数	負傷者数	重傷者数	人口	死者数	負傷者数	重傷者数
264,548	※	※	※	289,853	※	※	※	279,731	※	※	※

(7) 火災による人的被害

(単位：人)

人口	死者数			負傷者数			重症者		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
264,548	300	200	690	350	300	700	100	80	200

(8) ブロック塀・自動販売機の転倒、家屋落下物による人的被害

(単位：人)

人口	死者数			負傷者数			重症者		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
264,548	※	※	※	※	130	270	※	50	90

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 端数処理により合計値と異なることがある。
- 3) 重傷者は、負傷者の内数である。

5 ライフライン被害の想定結果

(1) 上水道（冬18時）

	給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
			断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
徳島市	253,400	217,600	79	172,700	49	105,700	30	65,300	4	9,100
県域	749,300	694,600	75	523,400	54	378,000	37	259,200	7	46,000

- 1) 断水率＝断水人口／給水人口。
- 2) 復旧対象給水人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く。
- 3) 端数処理により合計値と異なることがある。

(2) 下水道（冬18時）

	下水処理 人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
			支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)
徳島市	78,000	67,000	71	47,600	71	47,600	8	5,700	0	0
県域	128,000	115,100	56	64,600	56	64,600	9	10,500	0	0

- 1) 支障率＝支障人口／全下水処理人口。
- 2) 復旧対象処理人口は、火災により焼失した需要家に相当する支障人口を除く。
- 3) 端数処理により合計値と異なることがある。

(3) 電力（冬18時）

	電灯軒数 (軒)	復旧対象 電灯軒数 (軒)	直後		1日後	
			停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)
徳島市	145,000	124,600	100	124,600	76	94,700
県域	415,300	385,500	87	334,800	58	224,000

- 1) 停電率＝停電軒数／全電灯軒数。
- 2) 復旧対象停電軒数は、火災により焼失した需要家に相当する停電軒数を除く。
- 3) 端数処理により合計値と異なることがある。

(4) 通信（冬18時）

	回線数 (回線)	復旧対象 回線数 (回線)	直後		1日後	
			不通率 (%)	不通回線数 (回線)	不通率 (%)	不通回線数 (回線)
徳島市	61,800	53,100	100	53,100	76	40,400
県域	215,800	202,300	86	173,100	57	115,000

- 1) 不通率＝不通回線数／全回線数。
- 2) 復旧対象回線数は、火災により焼失した需要家に相当する不通回線数を除く。
- 3) 端数処理により合計値と異なることがある。

(5) ガス（都市ガス）（冬18時）

需要家数 (戸)	復旧対象 需要家数 (戸)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
		供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)
43,000	36,900	100	36,900	100	36,900	85	31,400	0	0

- 1) 供給停止率＝供給停止戸数／復旧対象需要家数。
- 2) 復旧対象需要家数は、火災により焼失した需要家に相当する供給停止戸数を除く。
- 3) 端数処理により合計値と異なることがある。

6 交通施設被害の想定結果

(1) 道路施設

道路種別	延長 (k m)	被害箇所数	被害率 (箇所/k m)
全路線	15,000	1,100	0.07
うち高速道路・直轄国道	390	70	0.18
うち補助国道・県道・市町村道	14,600	1,000	0.07
緊急輸送道路	1,100	100	0.09

(2) 鉄道施設

鉄道区分	路線	延長 (k m)	被害箇所数	被害率 (箇所/k m)
四国旅客鉄道 (JR四国)	高德線	25	70	2.8
	鳴門線	8	20	2.8
	牟岐線	79	80	1.0
	徳島線	67	170	2.6
	土讃線	41	70	1.7
	計	222	410	1.9
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	7	※	※
全体		229	420	1.8

(3) 港湾施設

○岸壁・その他係留施設

(単位：バース)

港湾種別	岸壁			その他の係留施設		
	総バース数	耐震バース数	被害バース数	総バース数	耐震バース数	被害バース数
重要港湾	56	4	10	99	0	20
地方港湾	22	0	※	108	1	30
全体	78	4	10	207	1	50

1) ※は若干数を表す。

2) 端数処理により合計値と異なることがある。

7 生活支障等の想定結果

(1) 避難者 (冬18時)

(単位：人)

	夜間人口	1日後			1週間後			1か月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計
徳島市	264,548	52,900	35,200	88,100	50,700	50,700	101,300	28,400	66,400	94,800
県域	785,491	122,800	81,900	204,700	127,100	127,100	254,200	70,600	164,800	235,400

(2) 帰宅困難者 (日中) (単位：人)

	帰宅困難者数
徳島市	15,500～22,300
県域	40,600～50,400

(3) 入院需要 (冬18時)

(単位：人)

	入院需要			
	重傷者	死者の1割	要転院患者数	合計
徳島市	1,000	130	770	1,900
県域	3,100	340	1,800	5,240

(4) 災害廃棄物等

(単位：万トン)

	災害廃棄物 (万トン)		
	冬深夜	夏12時	冬18時
徳島市	370	370	490
県域	1,000	1,000	1,200

(5) 住機能支障 (単位：戸)

	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
徳島市	111,600	16,600
県 域	302,100	35,300

(6) エレベーター閉じ込め (単位：台)

	エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
徳島市	1,600	※	130	310	440
県 域	2,900	※	220	590	810

(7) 避難行動要支援者 (冬18時) (単位：人)

	避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの避難行動要支援者数							
		65歳以上の 高齢単身者	5歳未満 乳幼児	身体障害者	知的障害者	要介護認定者 (要支援者 除く)	難病患者	妊産婦	外国人
徳島市	50,700	2,090	1,960	2,030	400	1,760	360	450	220
県 域	127,100	4,800	4,900	5,800	1,100	4,600	980	1,000	650

- 1) 属性間の重複あり。
- 2) 避難所生活者数は冬18時、1週間後の値。
- 3) ※は若干数を表す。
- 4) 端数処理により合計値と異なることがある。

(8) 文化財 (単位：施設)

総数	要因別内訳	
	揺れ	火災
17	11	4

※要因間での重複あり。

(9) 孤立集落 (単位：集落)

	孤立する可能性のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
徳島市	2	0	0	0
県 域	465	67	10	77

8 直接経済被害の想定結果

(単位：億円)

種別	被害総額
建物	24,300
家庭用品	4,500
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	80
下水道	220
電力	90
通信	390
道路	280
鉄道	100
港湾	240
その他土木施設	310
災害廃棄物	2,700
県合計	42,600

- 1) 端数処理により合計値と異なることがある。

第2節 風水害

第1 被害想定のかえ方

風水害には、洪水害、高潮災害、土砂災害、風害などがあるが、山と海に囲まれた地形を有する本市では、いずれの災害も発生する可能性が高い。

風水害をもたらす原因としては、主に台風の接近による豪雨や強風その他、梅雨前線の停滞であることから、これらの過去の被災の状況を踏まえるととも、近年増加傾向にある局地的な集中豪雨等の事例も参考に、本市内で発生し得る風水害の想定を行う。

第2 風水害による被害状況

1 台風

徳島県は台風の常襲地帯であり、平成21年以後、次のような被害が発生している。

台風	影響を及ぼした期間	徳島地方気象台における観測値			日降水量と最大値観測地点(mm)	総降水量(mm)	日降水量と最大値観測地点(mm)	総降水量(mm)	県内の人的被害(人)				県内の住家の被害(棟数)			
		最低気圧(hPa)	最大風向風速(m/s)	最大瞬間風向風速(m/s)					日降水量と最大値観測地点(mm)	総降水量(mm)	死者(不明)	負傷者	全壊(焼流失)	半壊(焼)	床上浸水	床下浸水
0909号	H21.8.8~10	1003.5	SE 6.8	SE 12.9	182.0	354.0	461.0 木頭	780.5 木頭	3	1	2	8	107	581		
1106号	H23.7.17~20	978.1	ESE 16.7	ESE 27.8	171.5	227.5	641.5 福原旭	815.0 福原旭	0	2	0	3	3	17		
1112号	H23.9.1~4	985.4	ESE 16.3	SE 28.6	141.0	276.0	532.5 福原旭	909.5 福原旭	3	1	0	5	42	286		
1115号	H23.9.19~21	988.6	NNW 12.9	NNW 23.2	429.5	598.5	429.5 徳島	598.5 徳島	0	2	1	9	153	856		
1318号	H25.9.14~16	987.8	NNW 10.7	NW 20.1	319.5	367.0	366.0 蒲生田	437.5 蒲生田	0	0	0	1	4	33		
1411号	H26.8.7~10	973.1	SSE 21.2	SE 33.2	204.5	466.0	366.5 福原旭	817.0 福原旭	0	1	2	183	375	650		
1412号	H26.8.1~6	1006.4	SSE 7.6	SSE 12.2	314.0	526.0	490.0 蒲生田	705.0 京上	1	0	0	2	247	996		
1511号	H27.7.15~17	984.3	ESE 18.1	ESE 32.0	132.5	231.0	425.0 福原旭	513.0 福原旭	0	2	0	27	60	159		
1616号	H28.9.17~20	993.4	NNW 13.3	NNW 24.3	250.5	315.5	250.5 徳島	387.0 日和佐	0	2	0	2	55	316		

(注) 台風番号は、はじめの2字は西暦年数、後の2字はその年の番号である。たとえば1616号は2016年の第16号であることを示している。

2 降水量

(単位:mm)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和5年	22.0	33.0	80.0	159.0	179.5	293.5	68.0	450.5	225.0	42.5	173.0	35.0	1761.0
令和4年	22.5	38.5	86.0	94.0	155.0	89.5	124.0	62.5	283.0	80.5	82.0	33.0	1150.5
令和3年	65.0	56.0	105.0	65.5	141.5	94.5	94.0	357.5	224.0	76.0	194.0	8.5	1481.5
令和2年	80.0	30.0	82.0	117.0	103.0	159.0	308.5	19.0	303.5	387.5	45.0	9.5	1644.0
令和元年	15.5	47.5	84.0	119.5	190.0	204.0	266.5	192.5	64.0	289.0	7.5	63.0	1543.0
平成30年	37.5	71.0	165.0	50.5	194.0	207.0	258.5	166.5	443.0	78.5	31.5	57.0	1760.0
平成29年	36.5	11.5	41.5	91.0	62.5	166.0	124.0	143.0	119.5	630.0	51.5	19.0	1496.0
平成28年	49.5	100.5	83.0	125.5	143.5	230.5	85.0	88.5	510.0	129.5	83.5	86.0	1715.0
平成27年	80.0	23.5	153.0	122.0	54.0	150.0	401.0	290.0	232.5	11.0	184.0	284.5	1985.5
平成26年	26.0	106.0	88.0	139.0	67.0	168.5	111.5	1065.5	163.0	427.0	48.0	124.5	2534.0
平成25年	51.0	61.5	31.0	148.0	40.0	195.5	117.0	105.5	695.5	337.0	58.0	109.0	1949.0

※ 徳島地方気象台より

3 気象注意報・気象警報発表状況

○ 気象警報発表回数

年 種別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
暴風	1	1	3	4	2	0	0	1	1
暴風雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大雨	5	4	3	5	5	3	4	2	2
大雪	0	0	0	0	0	0	0	1	0
高潮	1	0	0	3	0	0	0	0	0
波浪	1	1	3	3	2	1	0	1	0
洪水	5	4	3	1	2	0	1	1	1

(注) 上記表は、徳島市を対象とした警報の発表回数を示す。

※ 徳島地方気象台より

○ 気象注意報発表回数

年 種別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
風雪	1	3	3	3	0	2	2	2	2
強風	56	58	57	52	56	57	51	45	59
大雨	24	23	16	16	18	13	12	7	15
大雪	2	2	1	4	0	0	1	4	1
高潮	2	2	3	5	1	1	1	0	0
波浪	37	35	34	33	15	9	7	8	7
洪水	24	24	11	7	8	5	3	3	7
着雪	0	1	0	0	0	0	0	0	0
乾燥	31	20	29	19	25	20	20	20	19
濃霧	9	9	7	8	7	9	2	9	5
霜	8	10	9	5	10	4	4	11	8
なだれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
融雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0
低温	0	1	0	3	0	0	1	0	0
着氷	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雷	87	102	70	69	76	68	67	71	80

(注) 上記表は、徳島市を対象とした注意報の発表回数を示す。なお、徳島県では、平成26年10月9日から融雪及び着氷注意報の運用を開始している。

※ 徳島地方気象台より

第3 災害の想定

過去に発生した豪雨、台風による災害状況や近年発生した局所的集中豪雨の事例を考慮し、本市域で発生する災害想定としては、洪水害、土砂災害（急傾斜地、土石流、地すべり）を対象とし、以下に示す水害や土砂災害の危険箇所等への対応を検討する。

1 洪水害

国土交通省及び徳島県では、水防法第14条第1項の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、浸水想定区域図を策定している。

〔資料編〕

1 3 - 3 浸水想定区域図（概要）

2 土砂災害

徳島県では、土砂災害防止法第7条に基づき、土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりなどの土砂災害が発生した場合に、市民等の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域を、発生原因ごとに土砂災害警戒区域として指定している。本市においても、土石流、急傾斜地及び地すべりの警戒区域や特別警戒区域が指定されている。

また、その他に土砂災害に関する危険箇所として、山地災害危険箇所、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所等があり、これらについても警戒対象として考慮する。

これらの指定区域については資料編参照。

〔資料編〕

- 1 1 - 2 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 1 1 - 3 地すべり防止区域一覧表
- 1 1 - 4 山地に起因する災害危険地一覧表
- 1 1 - 5 砂防指定地38箇所
- 1 1 - 6 土砂災害警戒区域等一覧表
- 1 1 - 7 土砂災害発生時における報告様式

第3節 大規模事故災害

第1 災害想定のお考え方

現代社会においては、経済の発展による都市化、科学の進歩による交通手段の多様化や高度化、原子力といった新エネルギーの利活用など利便性が増す一方で、都市部での人口過密や交通機関の複雑化などに起因する自然災害に匹敵するような事故災害が多発している。

本市においても、高速道路、鉄道、港といった多様な交通網が整備され、大規模事故災害が起こり得る環境にあり、想定し得る事故災害に応じた対策を講ずる必要がある。

大規模事故災害の想定に当たっては、過去に本市内で発生した事故災害や他都市の事例などを踏まえ、態様別に災害を想定する。

第2 災害想定（態様別）

1 大規模火災

本市には道路が狭隘で木造住宅が密集し、延焼しやすい条件になっている地区も存在する。平成7年の阪神・淡路大震災のように地震に伴う大規模な火災発生により、多数の死傷者等が発生する事態が想定される。特に、強風、乾燥時に発生した火災は、大火につながりやすく、また、フェーン現象や異常気象の影響により大規模な火災に発展することも考えられる。

また、地下街、高層ビルなど、これまでの大規模火災とは異なる条件下で火災が発生することにより、被害が拡大することも考えられる。

一方、林野火災では、通常の火災と異なり広範囲かつ大規模に発生する特徴を考慮した対応が必要となる。

2 海上事故災害

本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する事態が想定される。また、重油等が大量流出することなどにより、著しい海洋汚染等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶという事故も考えられる。

3 鉄道事故災害

本市内には、四国旅客鉄道株式会社の在来線が営業している。鉄道交通における事故は、各種の保安設備の整備など総合的な安全対策が実施されてきた結果、長期減少傾向にあるが、列車の高速化等に伴い、一度事故が発生すると、多数の死傷者を生じる危険性がある。

鉄道事故に関しては、特に多数の死傷者が生じるおそれのある衝突、脱線、転覆、火災、爆発などが想定される。また、高架上やトンネル内などで発生した場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

4 道路事故災害

本市内には、自動車専用道路や有料道路（徳島自動車道）等が重要な交通手段として存在しており、搭載貨物も多種多様である。

多数の死傷者が発生する場合として、道路構造物（橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする事故、自動車の火災又は爆発、危険物等の流出、大きな交通事故などによる災害が想定される。

また、高架上やトンネル内などの事故の場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

5 航空事故災害

本市内には空港はないが、隣接する松茂町に徳島阿波おどり空港がある。

航空事故の特徴としては、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事となるおそれが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生するおそれがあることが挙げられる。

本市における航空事故としては、市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地への墜落の場合には、多数の被災者や大規模な火災が発生するおそれがあることや、搭載貨物も多種多様であること等について考慮し、また、山間部及び沿岸部への墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救急・救助活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

6 原子力等事故災害

放射線は、直接五感で感知することができないため、災害が発生した場合、火災や海洋油汚染等の災害と比較して、適切に行動することが困難となるおそれがあり、市民の健康への影響に配慮が必要である。

7 その他の事故災害

その他の事故災害としては、危険物等による事故災害が想定される。

これまで危険物施設における大規模な事故の事例はないが、事故発生に伴い大惨事につながる恐れがある。爆発事故等の大規模事故が発生した場合は、多数の死傷者を伴う非常に大きな被害が予想される。

第2編

防災組織計画

第1章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

徳島市をはじめとする防災関係機関は、防災に関し、おおむね次の事務又は業務を処理する。

第1 徳島市

機関の名称	事務又は業務の大綱
徳島市	<ol style="list-style-type: none"> 1 徳島市防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 防災のための知識の普及、教育及び訓練 4 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 5 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 6 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 7 住民等に対する災害広報 8 消防、水防その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の勧告、指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設 11 被災児童、生徒の応急教育 12 食料、医薬品、その他の物資の確保についての措置 13 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 14 清掃、防疫その他の保健衛生についての措置 15 緊急輸送等の確保 16 公共的団体及び自主防災組織の育成指導 17 ボランティアに関する事項 18 災害復旧の実施 19 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

第2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
財務省 四国財務局 徳島財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費検査立会 2 有価証券の受け渡しに関する措置 3 地方公共団体の災害復旧事業債及び短期資金の貸付 4 災害応急措置等の用に供する国有財産の貸付等の措置 5 現金供給の確保及び決済機能の維持 6 金融機関の業務運営の確保 7 非常金融措置の実施
中国 四国 農政局 徳島県 拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食料の引き渡しに関する事項 2 政府保管主要食料、飼料の売渡等に関する事項
徳島地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と維持管理及び防災・危機管理 2 水防のための洪水予報（吉野川）、氾濫警戒情報（旧吉野川・今切川）並びに水防警報（吉野川・旧吉野川・今切川）及び情報伝達 3 被災河川管理施設の復旧（直轄管理区間） 4 国道（11、28、32、55、192号）及び徳島南部自動車道の直轄管理区間の整備と維持管理及び防災・維持管理 5 国道（11、28、32、55、192号）及び徳島南部自動車道の直轄管理区間の災害復旧
徳島海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害の予防に関する事項 2 海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供 3 海上における救助・救急及び消火活動 4 海上交通の安全確保 5 人員、物資等の緊急輸送 6 海上における治安、社会秩序の維持 7 危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置

第3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第15即応機動連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事項 2 徳島市が実施する防災訓練への協力に関する事項 3 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索援助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）にかかる部隊間との連絡調整 4 災害救助のための、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与にかかる部隊間との連絡調整

第4 徳島県

機関の名称	事務又は業務の大綱
徳島県 (警察を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 徳島県防災会議に関する事務 2 防災組織の整備に関する事項 3 防災訓練の実施に関する事項 4 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項 5 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項 6 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事項 7 住民等に対する災害広報に関する事務 8 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 9 消防・水防その他の応急措置に関する事項 10 被災者の救難、救助、その他の保護に関する事項 11 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関する事項 12 食料、医薬品、その他の物資の確保に関する事項 13 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 14 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 15 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 16 緊急輸送等の確保に関する事項 17 災害復旧の実施に関する事項 18 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項 19 ボランティアに関する事項 20 公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関する事項 21 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項

第5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国旅客鉄道株式会社 徳島保線区	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の保全に関する事項 2 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項 3 災害時における旅客の安全確保に関する事項
西日本電信電話株式会社 徳島支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備に関する事項 2 警報の伝達及び非常緊急通話の取り扱いに関する事項 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
日本赤十字社 徳島県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事項 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事項 3 義援金品の募集配分に関する事項 4 ボランティア活動体制の整備に関する事項
日本放送協会 徳島放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事項 2 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項
四国電力株式会社 徳島支店 四国電力送配電株式会社 徳島支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の防災管理に関する事項 2 電力供給に関する事項 3 被害施設の応急対策及び災害復旧に関する事項

第6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社 徳島支店	ガス施設の防災対策及び災害時における応急対策及び供給復旧に関する事項
四国放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及に関する事項 2 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項
一般社団法人 徳島新聞社	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及に関する事項 2 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項
公益社団法人 徳島県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護の実施 2 避難所における避難者の健康対策

第2章 災害対策本部

第1節 設置基準及び配備

第1 設置基準

市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 地震・津波（自動設置）

- (1) 南海トラフ地震
 - ・徳島県に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき。
 - ・徳島市の震度が「5強以上」であったとき。
- (2) 津波（遠地津波・近地津波）
 - ・徳島県に「大津波警報」が発表されたとき。
- (3) 内陸型地震
 - ・徳島市の震度が「5強以上」であったとき。

2 風水害（状況設置）

- (1) 伊勢湾台風級の超大型台風の接近により市全域に災害の発生が予想され、事前対策及び応急対策の準備が必要となるとき。
- (2) 想定外の大雨等により浸水、洪水、土砂崩れ等が発生し総合的な対策を必要とする災害が発生したとき。

3 その他

- (1) 市全域にかかる大規模な特異災害、火災、危険物の爆発又はその他災害が発生し総合的な対策を必要とするとき。
- (2) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

第2 配備体制

配備体制は、非常第1配置及び非常第2配置とする。

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合 ⇒非常第2配置
- (2) 津波（遠地津波・近地津波）
 - ・徳島県に「大津波警報」が発表されたとき。⇒非常第1配置
- (3) 内陸型地震
 - ・徳島市の震度が「震度5強」であったとき。⇒非常第1配置
 - ・徳島市の震度が「震度6弱」以上であったとき。⇒非常第2配置
- (4) 上記以外の場合
災害の状況に応じて災害対策本部長が指示する。

第2節 組織及び業務分掌等

第1 組織

災害対策本部組織は市長を本部長とし、組織及び基本となる課等（責任者は※印の課長等）は次のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、政務監
本部事務局	事務局長（第一副市長） 副事務局長（危機管理局長、企画政策部長、議会事務局長） 副事務局長補佐（危機管理局次長、企画政策部副部長、議会事務局次長） 総務班（総務課）、情報班（防災対策課） 運用調整班（危機管理課※、企画政策課、都市計画課、危機管理局主幹） 広報班（広報広聴課）、秘書・議会班（秘書課※、庶務課、議事調査課） 経理班（会計課） （対策部調整会議（各対策部副部長等））
総務部	総務班（職員厚生課、人事課※、行財政経営課） 情報班（デジタル推進課） 財政班（財政課） 調達班（契約監理課※、財産管理活用課、工事検査監）
被害調査部	調査第1班（納税課） 調査第2班（資産税課） 調査第3班（市民税課）
避難対策部	庶務班（市民生活相談課※、市民協働課、住民課） 避難所運営班（人権推進課※、文化スポーツ振興課、監査事務局、各支所）
環境衛生部	環境衛生・廃棄物処理班（環境政策課※、環境保全課、環境施設整備室、東部環境事業所業務課・施設課、西部環境事業所業務課・施設課）
被災者支援部	被災者支援班（健康福祉政策課※、保険年金課、高齢介護課、障害福祉課、生活福祉第一課生活福祉第二課） 保健予防班（健康長寿課※、子ども健康課に所属する保健師、子ども家庭総合支援室に所属する保健師及び心理職）
子ども支援部	子ども支援班（子ども政策課、子ども健康課、子育て支援課、子ども保育課）
食料物資部	経済班（経済政策課※、にぎわい交流課、地域交通課） 農林班（農林水産課※、農業委員会事務局） 食料物資応援班（中央卸売市場経営課・施設課※、選挙管理委員会事務局）
復旧対策部	建築対応班（都市建設政策課※、広域道整備課） 建築班（建築指導課※・公共建築課） 住宅班（住宅課） 公園班（公園緑地課※、とくしま動物園） 土木復旧班（道路建設課、道路維持課※、河川水路課、耕地課）
病院部	医療班（総務管理課※、医事経営課）
上下水道部	上下水道局総務班（総務課※、経営企画課、工事検査監） 受援班（経営企画課※、総務課） 上水道班（お客さまセンター、水道整備課※、水道維持課、浄水課） 下水道班（下水道整備課※、中央浄化センター、北部浄化センター）
輸送部	輸送班（総務課※、営業課）
教育部	庶務班（総務課） 学校班（学校教育課※、青少年育成補導センター、教育研究所、市立高校事務局、各学校） 学校給食班（体育保健給食課） 社会教育班（社会教育課）
消防部	消防班（総務課、警防課※、通信指令課、予防課） 消防署班（東・西消防署） 消防団班（各分団）

第2 業務分掌

災害対策本部の組織・機構及び業務分掌は次のとおりとする。

なお、部長担当職及び班長担当職等を兼務する職員は、上位担当職を優先し、下位担当職は別で定める代行順位の上位者が担うこととする。

共 通 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の職員の動員、配備等に関する事。 2 各部間及び部内の連絡調整に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 部に関する情報収集、調査及び災害資料の作成、本部報告に関する事。 5 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事。 6 平常業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関する事。 7 本部への連絡員派遣に関する事。 8 執務環境の整備に関する事。(通信設備の確認、転倒家具の整理) 9 各班の災害応急対策、復旧・復興対策に必要な予算に関する事。 10 各班の応援職員の受入れに関する事。 11 市民への広報のための情報の整理及び提供に関する事。 12 避難所運営班の応援に関する事。 13 各対策部・班への応援に関する事。 14 その他、応急対策特命に関する事。
---------	---

図表 班別業務分掌

部 等 等 [※ 対策部長担当職]	班 等 名 [対策班長担当職]	業 務 分 掌
本部事務局	副事務局長 [危機管理局長] [企画政策部長] [議会事務局長]	[危機管理局長] 災害対策全般及び応急対策・応急復旧担当 [企画政策部長] 災害時広報及び復旧・復興計画担当 [議会事務局長] 市議会との連絡調整
	副事務局長補佐 [危機管理局次長] [企画政策部副部長] [議会事務局次長]	所属部局長の補佐
	総務班 [総務課長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部に関する事。 2 自衛隊の派遣要請、国・県・防災関係機関への支援要請及び連絡調整に関する事。 3 避難情報に関する事。 4 災害対策連絡所との連絡調整に関する事。 5 防災会議との連絡に関する事。 6 災害の報告書作成に関する事。
	情報班 [防災対策課長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に関する情報の取りまとめに関する事。
	運用調整班 [危機管理課長] [企画政策課長] [都市計画課長] [危機管理局主幹]	<ol style="list-style-type: none"> 1 全般災害対策計画の策定に関する事。 2 復興計画の策定に関する事。
	広報班 [広報広聴課長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する災害情報、生活情報等の広報に関する事。 2 報道機関に対する被災情報等の提供に関する事。

部 等 等 [※対策部長担当職]	班 等 名 [対策班長担当職]	業 務 分 掌
本部事務局 (続き)	秘書・議会班 [秘書課長] [庶務課長] [議事調査課長]	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 視察、見舞、調査等来庁者に関すること。 3 議会の災害対策活動の補佐に関すること。 4 議会関係の視察、見舞及び調査対応に関すること。
	経理班 [会計課長]	1 災害関係の経理・出納に関すること。
総務部 [総務部長 ※] [総務部副部長]	総務班 [職員厚生課長] [人事課長] [行財政経営課長]	1 部長、副部長、班長の出勤連絡及び労務調整並びに諸給与に関すること。 2 本部の指示、伝達及び各部、班間の総合調整に関すること。 3 配置職員の物資確保に関すること。 4 応援職員の受入れ調整及び身分扱いに関すること。 5 被災職員に関すること。 6 職員及び応援職員等の健康管理に関すること。 7 職員の公務上の災害補償に関すること。 8 応援協定都市等への支援要請及び国・他自治体からの応援職員の受入れに関すること。 9 市職員に係る災害情報収集等に関すること。
	情報班 [デジタル推進課長]	1 各情報システム及びデータの保全統括に関すること。 2 各種ネットワークの保全に関すること。 3 各部が行うICTを活用した情報の受発信の支援に関すること。 4 被災者支援システムの構築・運用支援に関すること。
	財政班 [財政課長]	1 災害応急対策の予算措置に関すること。 2 災害に伴う財政計画及び財政関係機関との連絡に関すること。
	調達班 [契約監理課長] [財産管理活用課長] [工事検査監]	1 応急工事用資材の借入及び購入確保に関すること。 2 応急建設工事請負業者に関すること。 3 災害対策物資(救助物資を含む)の調達に関すること。 4 災害対策用車両の確保及び配車輸送に関すること。 5 その他本部の事務に必要な施設設備に関すること。 6 庁舎への避難者対応に関すること。
被害調査部 [財政部長 ※] [財政部副部長] [税務事務所長]	調査第1班 [納税課長]	1 各調査班の総合集計に関すること。 2 被害(人及び家屋)調査及び総合集計に関すること。 担当地区(新町、内町、加茂名、入田、上八万、不動、国府、南井上、北井上の各地区) 3 担当地区の情報収集及び伝達に関すること。 4 災害に伴う市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	調査第2班 [資産税課長]	1 被害(人及び家屋)調査に関すること。 担当地区(渭東、渭北、沖洲、川内、佐古、加茂、応神の各地区) 2 担当地区の情報収集及び伝達に関すること。 3 災害に伴う市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	調査第3班 [市民税課長]	1 被害(人及び家屋)調査に関すること。 担当地区(東富田、西富田、昭和、津田、八万、勝占、多家良の各地区) 2 担当地区の情報収集及び伝達に関すること。 3 災害に伴う市税の減免及び徴収猶予に関すること。

部 名 [※ 対策部長担当職]	班 名 [対策班長担当職]	業 務 分 掌
避難対策部 [市民文化部長 ※] [市民文化部副部長] [監査事務局長]	庶務班 [市民生活相談課長] [市民協働課長] [住民課長]	1 市民の生活相談、諸願の受理に関する事 2 各災害対策連絡所との連絡調整に関する事 3 罹災証明に関する事 4 死体埋火葬に関する事 5 安否情報の収集整理及び照会に関する事
	避難所運営班 [人権推進課長] [文化スポーツ振興課長] [監査事務局次長] [各支所長] (災害対策連絡所派遣職員) (避難拠点初動要員)	1 所轄管内の状況把握に関する事 2 避難所の開設及び運営に関する事 3 避難所の世話及び物資配給に関する事 4 災害救助物資の配給援助に関する事 5 罹災者の安否問合わせに関する事 6 災害対策連絡所との連絡調整に関する事
環境衛生部 [環境部長 ※] [環境部副部長]	環境衛生・廃棄物処理班 [環境政策課長] [環境保全課長] [環境施設整備室長] [東西業務課長] [東西施設課長]	1 感染症やその他の予防に関する事 2 防疫薬品、器材の確保及び配分に関する事 3 防疫機関との連絡に関する事 4 災害によるごみ及びし尿処理に関する事 5 清掃業者等との連絡に関する事 6 災害廃棄物の処理に関する事 7 仮設トイレ対策に関する事
被災者支援部 [健康福祉部長 ※] [健康福祉部副部長]	被災者支援班 [健康福祉政策課長] [保険年金課長] [高齢介護課長] [障害福祉課長] [生活福祉第一課長] [生活福祉第二課長]	1 災害救助法に関する事 2 社会福祉施設等の災害対策に関する事 3 日本赤十字社からの災害救助物資の掌握に関する事 4 災害弔慰金、災害見舞金に関する事 5 義援金に関する事 6 被災者生活再建支援に関する事 7 仮設住宅の入居者の支援に関する事 8 ボランティア団体等の受入に関する事 9 福祉避難所の開設、運営に関する事
	保健予防班 [健康長寿課長]	1 応急救護所の開設及び運営に関する事 2 被災者の健康管理・栄養管理に関する事 3 医師会、医療機関との連絡調整に関する事 4 避難所における要配慮者のスクリーニングに関する事
子ども支援部 [子ども未来部長] [子ども未来部副部長]	子ども支援班 [子ども政策課長] [子ども健康課長] [子育て支援課長] [子ども保育課長]	1 児童福祉施設の災害対策に関する事 2 保育所等の乳幼児等の避難に関する事 3 災害遺児・孤児に関する事 4 妊産婦・乳幼児の避難に関する事

部 名 [※ 対策部長担当職]	班 名 [対策班長担当職]	業 務 分 掌
食料物資部 [経済部長 ※] [経済部副部長] [中央卸売市場長] [農業委員会事務局長] [選挙管理委員会事務局長]	経済班 [経済政策課長] [にぎわい交流課長] [地域交通課長]	1 救援物資に関すること。 2 被災者等への食料の調達、保管、配分及び配送に関すること。 3 罹災商工業者の被害調査に関すること。 4 罹災商工業者に対する災害資金に関すること。 5 被災者の就労支援に関すること。 6 仮設商工施設の設置等に関すること。 7 商工業者の復旧・復興支援に関すること。 8 災害時の公共交通事業者との連絡調整に関すること。
	農林班 [農林水産課長] [農業委員会事務局次長]	1 救援物資に関すること。 2 被災者等への食料の調達、保管、配分及び配送に関すること。 3 農林水産関係被害の調査に関すること。 4 農林水産業者の復旧・復興支援に関すること。
	食料物資応援班 [中央卸売市場経営課長] [中央卸売市場施設課長] [選挙管理委員会事務局次長]	1 救援物資に関すること。 2 被災者等への食料の調達、保管、配分及び配送に関すること。
復旧対策部 [都市建設部長 ※] [都市建設部副部長]	建築対応班 [都市建設政策課長] [広域道整備課長]	1 被災宅地危険度判定に関すること。 2 倒壊建物等の解体撤去等に関すること。 3 被災後の都市整備及び復興整備に関すること
	建築班 [建築指導課長] [公共建築課長]	1 避難施設等の巡回及び応急危険度判定に関すること。 2 建築物応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。 4 住宅の応急修理に関すること。 5 倒壊建物の解体除去に関すること。 6 市の所管する公共施設及び設備の応急修理及び建設に関すること。 7 応急仮設住宅の建築及び応急修理の設計に関すること。 8 市の所管する公共施設の被害状況調査報告に関すること。
	住宅班 [住宅課長]	1 市営住宅の応急修理及び防護に関すること。 2 市営住宅の被害状況調査に関すること。 3 応急仮設住宅の建築用地の確保及び応急仮設住宅の管理に関すること。 4 仮設住宅の入居者の決定、支援に関すること。 5 被災者の入居相談に関すること。
	公園班 [公園緑地課長] [とくしま動物園長]	1 広域避難場所の巡回及び避難誘導に関すること。 2 都市公園施設及びとくしま動物園施設の応急対策に関すること。 3 都市公園施設及びとくしま動物園施設の被害状況調査報告に関すること。 4 街路樹の倒木の警戒及び応急処置に関すること。
	土木復旧班 [道路建設課長] [道路維持課長] [河川水路課長] [耕地課長]	1 被害状況調査・災害箇所警戒・障害物除去・応急措置に関すること。 2 被害箇所の応急復旧に関すること。 3 応急対策の労務確保に関すること。 4 排水施設の運転管理・応急対策・復旧に関すること。

部 名 [※ 対策部長担当職]	班 名 [対策班長担当職]	業 務 分 掌
病院部 [病院局長 ※] [病院局次長]	医療班 市民病院事務部 [総務管理課長] [医事経営課長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災者の医療・助産に関すること。 2 医療関係従事者の確保に関すること。 3 医療器材の確保供給に関すること。 4 日本赤十字社、その他医療機関との連絡に関すること。
上下水道部 [上下水道局長 ※] [上下水道局次長]	総務班 [総務課長] [工事検査監]	<ol style="list-style-type: none"> 1 局職員に係る災害情報収集等に関すること。 2 災害関係情報の収集・伝達に関すること。 3 上下水道施設の被害状況確認に関すること。 4 応急給水情報等の提供に関すること。 5 上下水道資機材等の調達に関すること。
	受援班 [経営企画課長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援受入に関すること。 2 応援職員との連絡調整に関すること。
	上水道班 [お客さまセンター所長] [水道整備課長] [水道維持課長] [浄水課長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害のおそれのある箇所（水道施設）の警戒及び応急措置に関すること。 2 被災者等への応急給水に関すること。 3 災害時における水質試験に関すること。 4 被害箇所の応急復旧に関すること。 5 被害状況の調査報告に関すること。 6 浄水施設の運転管理、応急対策及び復旧に関すること。
	下水道班 [下水道整備課長] [中央浄化センター所長] [北部浄化センター所長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害のおそれがある箇所（管路・排水路）の警戒及び応急措置に関すること。 2 応急水防活動の技術指導及び労務協力に関すること。 3 排水施設の運転管理、応急対策及び復旧に関すること。 4 下水道の維持、汚水等の処理に関すること。 5 被害箇所の応急復旧（管路・排水路）に関すること。 6 被害状況の調査報告に関すること。 7 処理場・ポンプ場・排水機場施設の運転管理、応急対策及び復旧に関すること。
輸送部 [交通局長 ※] [交通局次長]	輸送班 [総務課長] [営業課長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の輸送及び救援物資等の輸送応援に関すること。
教育部 [教育長 ※] [教育次長]	庶務班 [総務課長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教関係義援金品の配分に関すること。
	学校班 [学校教育課長] [教育研究所長] [青少年育成補導センター所長] [市立高校事務長] [各学校]	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育に関すること。 2 被災園児・児童・生徒に関すること。 3 園児・児童・生徒の避難に関すること。 4 児童・生徒の保護に関すること。 5 児童・生徒の所在及び安否の確認に関すること。 6 施設の使用協力に関すること。 7 通学路の安全確認及び危険箇所の復旧要請に関すること。 8 学校が避難所となった場合の避難所運営の支援に関すること。 9 災害時における授業の確保、再開の計画に関すること。

部 名 [※ 対策部長担当 職]	班 名 [対策班長担当職]	業 務 分 掌
教育部 (続き)	学校給食班 [体育保健給食課長]	1 学校給食施設の使用協力に関する事 2 応急教育に伴う給食に関する事
	社会教育班 [社会教育課長]	1 施設利用者の安全確保に関する事 2 施設の使用協力に関する事 3 災害対策連絡所との連絡調整に関する事
消防部 [消防局長 ※] [消防局次長] [東消防署長] [西消防署長]	消防班 [警防課長] [通信指令課長] [総務課長] [予防課長]	1 消防職員及び消防団員の招集、配備に関する事 2 被災職・団員に関する事 3 消防職員及び消防団員の公務上の災害補償に関する事 4 気象予警報等の受理伝達に関する事 5 災害の広報活動に関する事 6 災害の情報収集伝達に関する事 7 消防相互応援協定に関する事 8 運用調整班との連絡調整に関する事
	消防署班 [東消防署副署長] [西消防署副署長]	1 消防活動及び水防活動に関する事 2 被災者の救出、救護、救急に関する事 3 避難広報及び避難者の誘導に関する事 4 被害情報の収集、伝達に関する事 5 災害現場の広報活動に関する事 6 被害の原因及び調査に関する事
	消防団班 [分団長]	1 消防活動及び水防活動に関する事 2 被災者の救出、救護に関する事 3 避難広報及び避難者の誘導に関する事 4 被害情報の収集、伝達に関する事 5 災害現場の広報活動に関する事

第3 本部長の代行、職務・権限の代行

1 本部長及び各対策部長

市長（本部長）及び各対策部長が不在の場合等において、重要な意思決定等に支障を生じないよう、下表のとおり職務代行順位を定める。

図表 本部長及び各対策部長の職務代行順位

職務代行の対象者	職務代行の順位					
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
本部長 (市長)	第一副市长	第二副市长	政務監	危機管理局長	総務部長	その他先着上位の職員
本部事務局長 (第一副市长)	第二副市长	政務監	危機管理局長	企画政策部長	議会事務局長	
副事務局長	副事務局長補佐					
総務部長 (総務部長)	総務部副部長	その他先着上位の職員				
被害調査部長 (財政部長)	財政部副部長	税務事務所長	その他先着上位の職員			
避難対策部長 (市民文化部長)	市民文化部副部長	監査事務局長	その他先着上位の職員			
環境衛生部長 (環境部長)	環境部副部長	東部環境事業所長	西部環境事業所長	その他先着上位の職員		
被災者支援部長 (健康福祉部長)	健康福祉部副部長	福祉事務所長	その他先着上位の職員			
子ども支援部 (子ども未来部長)	子ども未来部副部長	その他先着上位の職員				
食料物資部長 (経済部長)	経済部副部長	中央卸売市場長	農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長	その他先着上位の職員	
復旧対策部長 (都市建設部長)	都市建設部副部長	その他先着上位の職員				
病院部長 (病院局長)	病院局次長	その他先着上位の職員				
上下水道部長 (上下水道局長)	上下水道局次長	その他先着上位の職員				
輸送部長 (交通局長)	交通局次長	その他先着上位の職員				
教育部長 (教育長)	教育次長(指)	教育次長(事)	その他先着上位の職員			
消防部長 (消防局長)	消防局次長	東消防署長	西消防署長	その他先着上位の職員		

※「その他先着上位の職員」とは、対策部において先着した職員の中で、役職が上位の者を指す。

2 各対策班長

対策班長の職務代行順位は、居住地等を考慮のうえ、毎年度人事異動にあわせて各班で検討決定する。

第4 災害対策本部の設置及び廃止等

1 災害対策本部等の設置場所等

(1) 設置場所

災害対策本部は、「資料編 2-6 徳島市災害対策本部運営要領」に基づき、市役所南館5階「協議会室」に設置し、「資料編 2-7 徳島市災害対策本部における業務実施要領」に基づき災害応急対策等を実施する。

なお、災害対策本部に付随して災害情報の収集・整理等を行う「災害対策連絡室」は、市役所南館5階（旧 会議室）に設置し、本連絡室には電話連絡員を配置する。（電話連絡員は、総務部、被害調査部、避難対策部・環境衛生部、被災者支援部、子ども支援部、食料物資部、復旧対策部により構成する。）

ただし、災害により本庁舎に支障が生じた場合は、災害対策本部及び災害対策連絡室は、次の施設に設置する。

- ・（第1順位）西消防署4階災害対策室
- ・（第2順位）津波浸水区域外の公共施設

なお、本庁舎における市役所機能の代替とする庁舎については、津波浸水区域外の公共施設を確保することとする。

(2) 設置に基づく手続き

「徳島市災害対策本部」の標示を行う。

2 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長の意志決定の支援機関として、災害応急対策等の的確な実施に重要な役割を担う。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策の総合調整に関すること。

- ア 各対策部間の応急対策業務に係る調整
- イ 防災関係機関及び応援部隊等の調整

(2) 県災害対策本部との協議に関すること。

(3) 職員の配備体制及び各対策部間の応援体制に関すること。

- ア 業務量及び業務内容等の変化に伴う職員の流動的活用
- イ 応急対策の長期化等に伴う職員の健康管理及びローテーションの検討

(4) 避難情報の発令に関すること。

(5) 関係機関への応援要請に関すること。

- ア 自衛隊に対する災害派遣要請
- イ 行政機関等に対する応援要請
- ウ 防災関係民間団体に対する協力要請

(6) 災害救助法の適用申請に関すること。

(7) 激甚災害の指定の要請に関すること。

(8) 応急対策に要する予算及び資金に関すること。

(9) 義援金品の募集及び配分に関すること。

(10) その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること。

3 現地災害対策本部の設置

災害対策本部を設置した後に、特に被害の多い地区が発生又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、本部長が災害対策上必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置して緊急に対処するものとする。

4 廃止基準

本部長が、災害の拡大するおそれが解消し又は災害応急対策若しくは応急復旧対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

5 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

職員については、庁内放送、有線電話、無線電話等の方法によるものとし、出先機関については、各主管部から通知する。

なお、主な関係機関の連絡先は「資料編 2-1-1 主な関係機関の連絡先」のとおり。

6 本部員の証票等

災害対策本部員の身分証明書や腕章等については、「資料編 2-1-2 本部員の証票等」のとおりである。

[資料編]

- 2-6 徳島市災害対策本部運営要領
- 2-7 徳島市災害対策本部における業務実施要領
- 2-1-1 主な関係機関の連絡先
- 2-1-2 本部員の証票等

第3章 災害対策警戒本部

第1節 設置基準及び配備

設置基準

1 地震・津波

地震・津波により災害が発生するおそれがあるが、災害対策本部を設置するまでに至らないとき。

(1) 自動設置

ア 地震

徳島市の震度が「5弱」であったとき

イ 津波

徳島県に「津波警報」が発表されたとき。

(2) 状況設置

ア 徳島市の震度が「4」であっても被害情報等を入手したとき。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

2 風水害（状況設置）

台風の接近により災害の発生が予想されているが、災害対策本部を設置する程度に至らないと判断できるとき。

3 その他

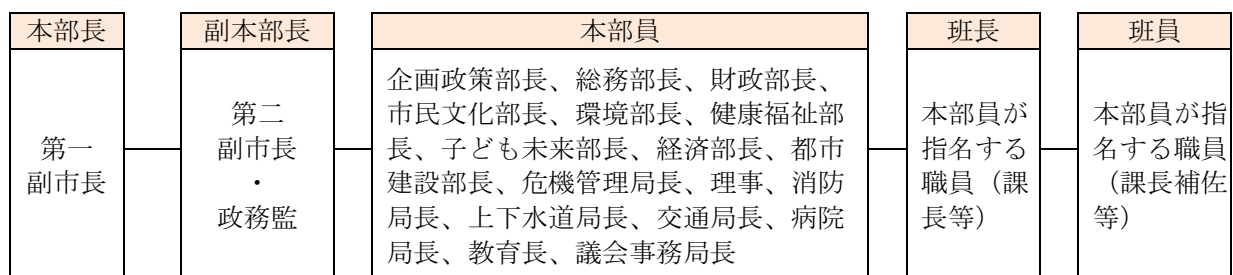
特異災害、火災、危険物の爆発又はその他災害が発生する可能性があり、事前に対策又は防災の推進を図る必要があるが、災害対策本部を設置する程度に至らないと判断できるとき。

第2節 組織及び業務分掌等

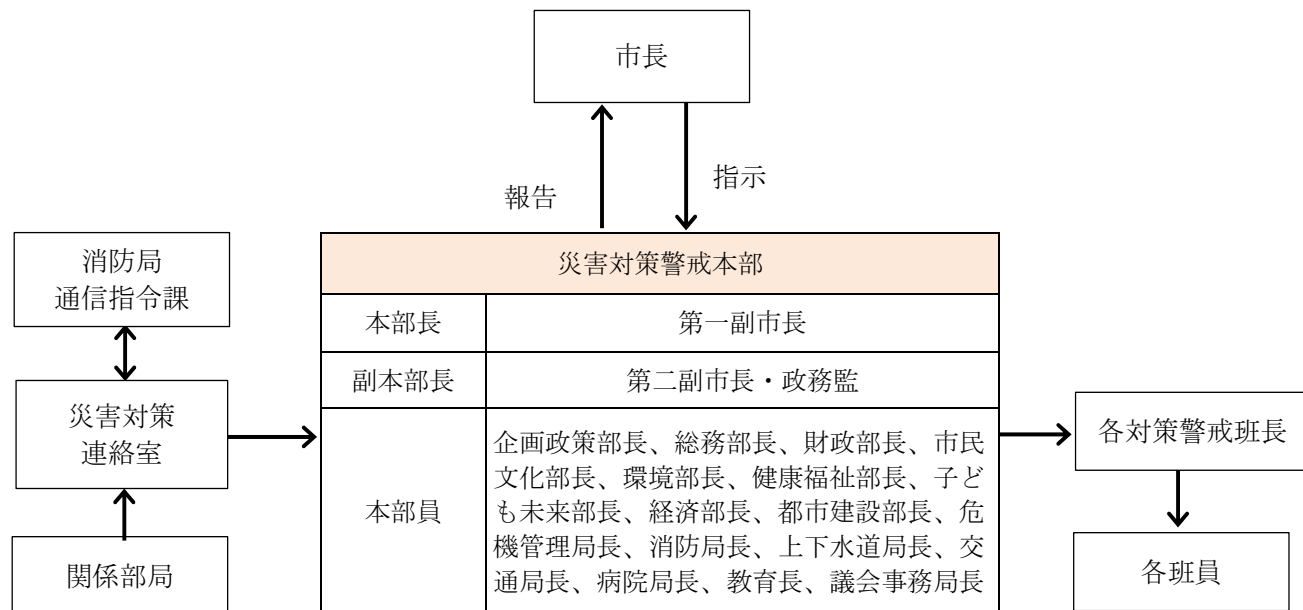
第1 組織

災害対策警戒本部組織は、第一副市長を本部長とし、組織及び所管部の概要は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、第一副市長とする。
- (2) 副本部長は、第二副市長及び政務監とする。
- (3) 本部員は、各部局長、理事及び教育長とする。
- (4) 本部員が不在の場合は、本部員があらかじめ指定する職員がその職務を行うものとする。
- (5) 本部員は直ちに参集し「災害対策警戒本部長」の指示を受けるものとする。
- (6) 事務局は、危機管理局に置く。
- (7) 災害対策警戒本部の組織は、次のとおりとする。



(8) 情報伝達系統は、次のとおりとする。



第2 業務分掌

「災害対策本部」の組織・機構及び業務分掌を準用する。

なお、「災害対策本部」の業務分掌に「災害対策本部」とあるものは「災害対策警戒本部」と読み替える。

第3 災害対策警戒本部の設置及び廃止等

1 災害対策警戒本部の設置場所

災害対策警戒本部は、市役所本館8階「庁議室」に設置する。

また、市役所南館5階に設置する「災害対策連絡室」においては、市民等からの情報収集のための電話連絡員を配置する。(電話連絡員は、総務部、被害調査部、避難対策部・環境衛生部、被災者支援部、子ども支援部、食料物資部、復旧対策部の職員により構成する。)

2 廃止基準

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき。

第4章 災害対策連絡本部

第1節 設置基準及び配備

第1 設置基準

1 地震・津波

- (1) 徳島市の震度が「4」のとき。
- (2) 徳島県に津波注意報が発表されたとき。

2 風水害等

- (1) 台風の接近及び前線の通過等により国及び県から警戒レベル3相当の防災気象情報が発表され、地域的に軽微な被害の発生が予想される時、又は継続した情報収集を行う必要があるとき。
- (2) 軽微な被害が発生しているが、平時の体制で対策が可能なとき。
- (3) 発表された防災気象情報が警戒レベル4相当へ発展する恐れがないと判断できる時。

3 南海トラフ地震

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

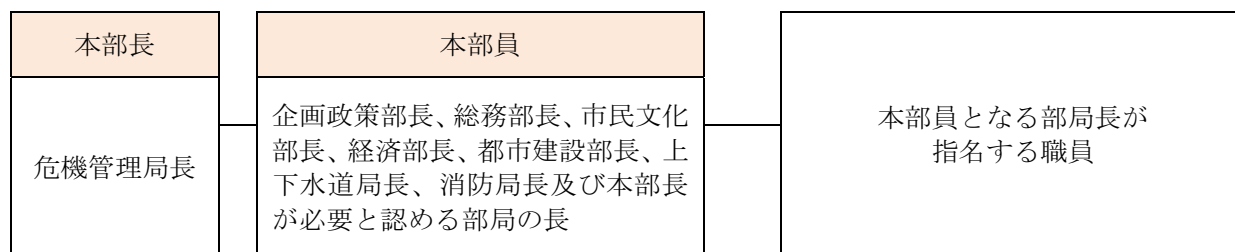
第2 配備体制

配備体制は、原則、準備配置とするが、災害の状況に応じて災害対策連絡本部長が指示する。

第2節 組織及び業務分掌等

第1 組織

- (1) 本部長は、危機管理局長とする。本部長が不在の場合は総務部長が代行する。
- (2) 本部員は、企画政策部長、総務部長、市民文化部長、経済部長、都市建設部長、上下水道局長、消防局長及び本部長が必要と認める部局長とする。
- (3) 本部員が不在の場合は、本部員があらかじめ指定する職員がその職務を行うものとする。
- (4) 災害対策連絡本部会議は、危機管理局長が招集し、災害対策について協議する。
- (5) 事務局は、危機管理課に置く。
- (6) 災害対策連絡本部の組織は、次のとおりとする。



第2 業務分掌

「災害対策本部」の業務分掌を準用する。「災害対策本部」の業務分掌に「災害対策本部」とあるものは「災害対策連絡本部」と読み替える。

第3 災害対策連絡本部の設置及び廃止等

1 災害対策連絡本部の設置場所

本部は、危機管理局長室とし、状況により災害対策連絡室とする。

2 廃止基準

- (1) 災害対策警戒本部が設置されたとき。
- (2) 本部長の判断に基づき予想された被害が発生しないと認められるとき。
- (3) 災害対応が完了したと認められるとき。

第5章 災害対策準備会議

1 会議の招集

危機管理局長は、市内に災害が発生すると予想される場合、本市の警戒体制及び職員の動員配置等について協議するため、企画政策部長、総務部長、市民文化部長、経済部長、都市建設部長、上下水道局長、消防局長を招集し、災害対策準備会議を開催することができる。

2 会議結果の報告

災害対策準備会議において決定した災害対策準備については、市長及び副市長に報告するとともに各部局で共有し、所管事務に関する対応、及び災害対策本部の組織・機構及び業務分掌を準用した対応に当たるものとする。

第6章 災害対策連絡所（地区の防災拠点）

第1節 設置等

1 設置の目的

災害対策連絡所は、各地区の防災拠点として、各地区の情報収集、災害発生時の応急対策、及び台風や集中豪雨による災害からの事前避難等を支援するために設置する。

2 災害対策連絡所の設置場所

災害対策連絡所は、原則としてコミュニティセンター（コミュニティセンターが設置されていない地区は公民館）に設置する。設置期間が長期にわたる可能性がある場合は、学校施設管理者と協議し、余裕教室などを利用して災害対策連絡所を設置する。（別表1）

3 災害対策連絡所派遣職員の人選

- (1) 派遣職員は、1か所3～4人を基本とし状況により増員する。
- (2) 災害対策本部等の指示により迅速な対応を行うため派遣職員は、本庁に勤務する職員とする。
- (3) 本計画において、風水害等の非常第一配置で招集される職員は、できる限り除外する。
- (4) 本計画において、道路及び河川の担当課で直接現場対応しなければならない課の職員については、できる限り除外する。
- (5) 休日・夜間において迅速な配置を可能にするため、災害対策連絡所が所在する地区内に居住する職員の中から指名する。ただし、派遣職員が不足する災害対策連絡所については、この限りではない。
- (6) 原則、継続的な指名とするが、退職、人事異動、居住地の変更、病気休暇の取得等による災害対策連絡所派遣職員の見直しについては、毎年4月時点の状況で行う。

4 設置の要領等

- (1) 設置時期、災害対策連絡所派遣職員の配置人数、場所等は、災害対策本部、災害対策警戒本部又は災害対策連絡本部において、災害の規模等を踏まえ決定する。
- (2) 配置の時期によっては、本庁舎等の普段の職場に出勤せず自宅で待機することを要請する場合もある。
- (3) 配置される職員への連絡は、災害対策連絡所ごとに定める連絡網によって庶務班から連絡する。
- (4) 配置する人数は、連絡時に指定するが最低人数は2人とする。当初に連絡を受けた職員が、連絡網により必要な職員に連絡する。
- (5) 災害対策連絡所派遣職員が勤務時間中に配置される場合は、各所属課に庶務班から連絡を行い、市民協働課（新町公民館及び川内町民会館については社会教育課）で鍵を受け取った上で配置に就く。
- (6) 台風等が夜間、休日等に来襲する場合は、各所属課に庶務班から連絡を行い、退庁前に市民協働課（新町公民館及び川内町民会館については社会教育課）で鍵を受け取っておく。
- (7) 配置される職員が、体調不良や家庭の都合、又は自宅周辺道路の冠水等の事情等により配置に就くことができない場合は、地区担当の庶務班に連絡する。
- (8) 配置場所については、台風の規模や進路等により決定することもあるため、状況によっては、職員が配置されない場合もある。
- (9) 災害対策連絡所の閉鎖の際は、地区担当の庶務班を通じて配置職員に連絡する。連絡を受けた配置職員は、災害対策連絡所を閉鎖し帰宅する。

5 災害対策連絡所の廃止

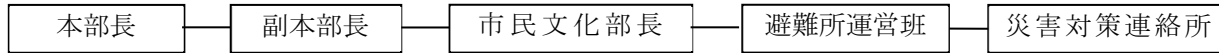
本部長は、各地区における災害応急対策が概ね完了したと認めたとき、その他災害対策連絡所を設置しておく必要がないと認めたときは災害対策連絡所を廃止する。

第2節 組織及び業務等

1 組織等の概要

災害対策連絡所の組織及び指揮系統の概要は次のとおりとする。

<災害対策連絡所の組織の指揮系統>



2 緊急時の措置

災害対策連絡所派遣職員は、緊急時で特に必要があると認められる場合には、次の業務を本部長の命令を待つことなく、自らの判断で実施することができる。この場合、実施後速やかに本部長に報告する。

(1) 避難情報の発令

地域内で、大火災の発生、崖崩れ、津波の来襲など二次的災害の発生が予想され、警察又は消防職員が不在の場合で、緊急を要する状況においては、速やかに避難情報（避難指示）の発令を実施できる。

(2) その他緊急対応に関すること。

3 災害対策連絡所の業務

災害対策連絡所の分担業務については、災害対策本部の組織及び業務分掌に定めるものとする。また、その運営に当たっては次の事項を特に留意し、応急対策活動を実施する。

(1) 地域内被害状況の把握

災害対策連絡所設置後は、自主防災組織、コミュニティ協議会等の協力を得て、地域内での人的被害、建物被害及び道路損壊状況などの把握に努めるとともに、災害対策連絡所の施設や避難者の状況等について災害対策本部等に連絡する。

(2) 関係機関及び団体等の連絡調整

災害対策連絡所の運営に当たっては、支所職員、近隣居住の派遣職員、コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ、地元消防分団、防災関係機関、避難所の施設管理者、応援自治体職員、応急救護所、ボランティア等と常に連絡を密にして円滑な運営を行う。

別表 1

図表 災害対策連絡所一覧表

令和 6 年 2 月

No	地区名	施設名	運営職員	コミュニティ協議会名
1	新 町	新町公民館	派遣職員	新町コミュニティ協議会
2	内 町	内町コミュニティセンター (幸町会館)	派遣職員	内町まちづくり協議会
3	佐 古	佐古コミュニティセンター	派遣職員	佐古コミュニティ協議会
4	東富田	東富田コミュニティセンター	派遣職員	東富田コミュニティ協議会
5	西富田	西富田コミュニティセンター	派遣職員	西富田コミュニティ協議会
6	昭 和	昭和コミュニティセンター	派遣職員	昭和コミュニティ協議会
7	渭 東	渭東コミュニティセンター	派遣職員	渭東コミュニティ協議会
8	渭 東	住吉・城東コミュニティセンター	派遣職員	住吉・城東地区町づくり協議会
9	渭 北	渭北コミュニティセンター	派遣職員	渭北街づくり協議会
10	加 茂	加茂コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	加茂コミュニティ協議会
11	加茂名	加茂名コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	加茂名まちづくり協議会
12	津 田	津田コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	津田コミュニティ協議会
13	沖 洲	沖洲コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	沖洲コミュニティ協議会
14	八 万	八万中央コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	八万中央コミュニティ推進協議会
15	八 万	八万コミュニティセンター	派遣職員	八万コミュニティ推進協議会
16	上八万	上八万コミュニティセンター	派遣職員	上八万コミュニティ協議会
17	上八万	一宮コミュニティセンター	派遣職員	一宮下町町づくり推進協議会
18	多家良	多家良中央コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	多家良中央コミュニティ協議会
19	多家良	丈六コミュニティセンター	派遣職員	丈六コミュニティ協議会
20	勝 占	勝占中部コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	勝占中部コミュニティ協議会
21	勝 占	勝占東部コミュニティセンター	派遣職員	勝占東部コミュニティ協議会
22	不 動	不動コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	不動コミュニティ協議会
23	入 田	入田コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	入田町まちづくり協議会
24	川 内	川内町民会館 (支所)	派遣職員 支所職員	川内まちづくり協議会
25	応 神	応神コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	応神町コミュニティ協議会
26	国 府	国府コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	国府コミュニティ協議会
27	南井上	南井上コミュニティセンター	派遣職員	南井上コミュニティ協議会
28	北井上	北井上コミュニティセンター (支所)	派遣職員 支所職員	北井上地区コミュニティ協議会

※災害対策連絡所開設予定場所が被災した場合は、地区内の小・中学校等に開設する。

※ () は支所等が併設されていることを示す。

第3編

災害予防計画

第1章 災害に強いひとづくり

第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進

【主管部】	危機管理局、消防局、教育委員会、総務部
【関係部】	各部
【関係機関】	各事業所

第1 趣旨

本節は、災害による被害を最小限に止めるため、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自主防災の考えに基づき、市民をはじめ学校及び事業所等に対する防災知識の普及や防災教育を一層推進するための対策について必要な事項を定める。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第2 市民に対する防災知識の普及

1 家庭での防災対策の徹底

県及び防災関係機関等と協力し、市民自らが家庭で実施すべき防災対策として、次の予防・安全対策及び災害時の行動等について、あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

- (1) 1週間以上の食料・飲料水の備蓄
- (2) 非常持出し品（救急箱・常備薬・懐中電灯・ラジオ・乾電池・マスク・消毒液等）の準備
- (3) 家具等の転倒防止策等、安全対策の実施
- (4) 消火器の設置や浴槽の水の確保等、初期消火対策の実施
- (5) 家族との連絡方法や避難方法等の確認
- (6) 近隣との共助・協力体制の確保
- (7) その他防災対策に必要な事項

2 防災知識の普及

県及び防災関係機関等と協力し、市民の防災意識の高揚を図るため、適切な手段、機会を通じて、次の項目等についての情報の提供を行うなど、積極的に防災知識の普及を図るとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

- (1) 地震の歴史や想定される地震等に関すること
- (2) 津波、土砂災害、活断層及び液状化現象等の自然災害からの回避に関すること
- (3) 家具等の転倒防止や家屋の耐震補強等の安全対策に関すること
- (4) 広域避難場所や指定避難所等への避難に関すること
- (5) 各種防災用品に関すること
- (6) 高齢者、障害者、乳幼児及び外国人等の避難行動要支援者に対する支援に関すること
- (7) 地震発生時や避難時における電気・ガスの取扱い等の安全対策に関すること
- (8) 自主防災組織等に関すること
- (9) 緊急地震速報に関すること
- (10) 地震保険制度や保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えに関すること
- (11) 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動に関すること
- (12) 性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識の徹底
- (13) 自動車へのこまめな満タン給油
- (14) その他防災意識高揚のために必要なこと

3 普及の手段

一般市民に対する防災知識の普及・徹底について、必要に応じて次の手段の内から効果的と考えられるものを状況に応じて実施するものとする。

- (1) 広報紙、広報冊子、ポスター及びパンフレット等の発行・配布
- (2) インターネット等の利用
- (3) 講演会・研修会・シンポジウム等の開催
- (4) 新聞・テレビ・ラジオ等のメディアの利用
- (5) 地区自主防災連合組織・自主防災組織・自治会等の市民組織の活用
- (6) その他効果的と考えられる手段

4 防災マップの活用

市民の避難や防災活動に資するための研修会等を通じて、防災知識の普及・啓発に努めることとし、その際には、本市作成の各種ハザードマップ等を活用する。

また、市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

5 地区防災計画の作成支援

「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を支援する。

また、必要があると認めるときは、地区防災計画を本計画に規定することができる。

- (1) 作成主体
地区居住者等の団体（自主防災組織、町内会、事業者等）とする。
- (2) 本市の支援について
地区居住者等から要請があった場合については、危機管理局が必要な支援を行う。
- (3) 本計画への提案・規定
地区防災計画については、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地区居住者から地区防災計画を本計画に定めることの提案があった場合は、徳島市防災会議に諮った上で、本計画に定めることとする。

6 地区別津波避難計画の作成支援

平成26年9月に策定した「南海トラフ巨大地震に伴う徳島市津波避難計画」（令和2年2月改定）に基づき、地域ぐるみでの円滑な避難が可能となるよう、自主防災組織等に対し、地区別津波避難計画の作成を働きかけるとともに、ワークショップの開催や情報提供等の必要な支援を行う。

第3 学校における防災教育

1 児童・生徒等に対する防災教育の徹底

小・中・高等学校の児童・生徒を主な対象に、防災教育の一環として災害に対する科学的知識、心得及び避難方法等についての理解を深め、その徹底を図る。

- (1) 知識・心得の習得
児童・生徒の成長段階に応じて、災害発生の原因、危険性、行政の防災対策の実態、日頃の備え及び災害発生時の安全な行動方法等、関係する事項を取り上げ、その知識・心得を習得させる。
- (2) 実践型防災訓練の実施
学校行事の一環として学校、家庭及び地域等が連動した実践型防災訓練を必要に応じて実施し、より現実に即した避難行動やその後の心得・行動等について体験習得させる。
- (3) その他の教育活動
市内外の防災関係施設や防災関係機関が実施する催物の見学等を行う。

2 教職員等に対する研修等の実施

上記の防災教育を効率的かつ円滑的に行うため、県と分担協力して防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど、防災教育の支援を行う。

第4 市職員に対する防災教育等

1 防災教育等の実施

本市職員の防災意識の高揚を図り、防災諸活動を円滑に実施するため、防災訓練と併せ、必要に応じて次の実践的な防災教育等を行う。

(1) 防災講演会等の開催

防災に係る学識経験者、専門家等を講師とする防災講演会等を開催し、地震に関する専門的知識、防災対策上の知識及び技術等の習得を図る。

(2) 業務分担等の実務研修会の開催

災害対策本部各部の業務分担及び災害時における職員の心得等に関する研修会を開催し、実務上の知識及び対策等の習熟を図る。

(3) 防災関係情報の提供

職員又は関係部局に対し、機会あるごとに防災関係の情報提供を行い、常に防災意識の啓発に努める。

(4) 各種システム操作方法の習得訓練の開催

災害時に用いることとなる被災者支援システム等の防災関連システムの操作方法を習得させるため、定期的に職員に対し、操作習得訓練等を開催する。

(5) 見学・現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学及び危険地域等の現地調査を行い現状の把握と対策の検討を行うものとする。

2 非常時優先業務マニュアル・職員配備編成計画表の習熟・作成等

(1) 非常時優先業務マニュアルの習熟

災害対策本部等の対策部長及び対策班長は、本計画に定める災害応急対策が有効に機能するよう、徳島市業務継続計画で定める各対策班の非常時優先業務と、そのマニュアルについて、平常時からの習熟を徹底する。

また、非常時優先業務マニュアルについては、各対策班において定期的な点検を行うことで、内容の適正化を図る。

(2) 職員配備編成計画表の整備と周知

各対策班の主管の長は、所属職員の防災関係の事務分担を明確にするため、毎年度、職員配備編成計画表を整備し、所属職員への周知を徹底する。

3 防災主任の設置

(1) 防災主任の設置

本計画及び非常時優先業務マニュアルの効果的な運用を図り、災害発生時の対応が実効性のあるものとするため、徳島市防災主任設置要綱に基づき、各課に防災主任を1人置く。

(2) 防災主任の職務

防災主任は、次の事務を行う。

ア 本計画並びに非常時優先業務マニュアル及び職員配備編成計画表の整備、運用に関すること。

イ 課内における防災意識の啓発に関すること。

ウ 防災関係情報の収集、整理に関すること。

エ 危機管理課及び関係課との連絡調整に関すること。

第5 事業所等に対する防災指導

1 自主防災体制の整備

市内事業所及び防災上重要な施設の管理者等に対し、自衛消防組織の結成、事業所内での防災用品の備蓄、震災時の帰宅困難者の扱い等自主防災体制の整備、充実について指導徹底する。

2 社会福祉施設等の防災教育

社会福祉施設及び医療関係施設等の管理者はその業務の特性に応じた防災体制の整備に努めるとともに、施設の職員や入所者等に対して、災害に関する基礎知識や発生時の対応等について、理解や関心を高めるための防災教育を推進するよう、指導徹底する。

3 危険物施設等の安全対策

危険物施設及び高圧ガス施設の従事者に対する安全対策については、研修等を行うなど、その指導徹底を図る。

第6 防災の日等における行事等の実施

1 防災の日

「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）において、適切な広報手段を活用し、継続的に市民等に対し防災意識の啓発を図る。

2 津波防災の日

「津波防災の日」（11月5日）において、県及び防災関係機関と協力して、津波からの避難訓練等を実施し、防災意識の啓発を図る。

3 防災とボランティアの日、土砂災害防止月間等

災害時における市民等の自主的な防災活動とボランティア活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、県及び防災関係機関と協力して講演会、講習会及び展示会等の行事等を実施する。

また、土砂災害の防止と被害の軽減を図るため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）においては、国・県等の関係機関と連携して土砂災害防止意識の普及活動等を実施する。

第7 市民等の防災意識の把握

市民等の防災意識の動向や知識の普及状況等の他、防災に対する意見や提言等を把握するため、アンケート調査や意識調査を実施し、防災体制の整備・充実に資する。

第8 若年層への災害教訓の伝承

災害に際しては、市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災意識の向上を図るため、市民は若年層への災害教訓の伝承を行うものとする。

第2節 防災訓練

【主管部】	各部
【関係機関】	各事業所

第1 趣旨

本節は、災害発生時において迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、本市、防災関係機関、自主防災組織等による実践的な訓練を通じ、防災活動力の向上を図ることが不可欠であることから、これら訓練の実施について必要な事項を定める。

第2 総合防災訓練

大規模な災害を想定し、本市、防災関係機関及び自主防災組織等が一体となった実践的な防災訓練を実施し、防災体制の強化と防災意識の高揚を図る。

1 実施主体

本市、防災関係機関及び自主防災組織等

2 訓練の種類

(1) 発災対応型訓練

地震発生時の応急対応の迅速化を目指して、本市、防災関係機関等が連携し、災害対策本部設置、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難及びライフラインの応急復旧等の実践的な訓練を行う。

(2) 市民参加型訓練

市民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等が主体となった実践的な訓練を行う。

(3) 津波対策訓練

津波警報等が発令された場合の情報伝達及び避難等についての訓練を行う。

3 実施時期

9月1日（防災の日）及び1月17日（防災とボランティアの日）の前後を基本として、自主防災組織等と調整して実施するものとする。

第3 職員防災訓練

災害対策本部の初動体制の速やかな確立、並びに各対策部・班の円滑な業務の遂行を図るため、職員に対する技能訓練や図上訓練等を積極的・継続的に実施してその向上を向上する。

なお、訓練等の実施に当たっては、勤務時間内はもちろん、勤務時間外の災害発生への対応能力向上を念頭に置く一方で、各課の業務繁忙等にも十分に配慮しながら、実施時期や日時（夜間及び休日等）を選定するとともに、訓練等の効果が十分に得られる内容となるよう、各対策班と協力して実施に当たることとし、必要に応じて各防災関係機関等に協力を求める。

1 実施主体

災害対策本部 各対策部及び対策班

2 訓練の種類

(1) 動員配備訓練

災害対策を行うための要員を早期に動員配備し、防災体制の速やかな確立を図る訓練を行う。

(2) 対策部・対策班別訓練

災害対策本部、各対策部及び対策班の災害対策業務の迅速・円滑な遂行を図るため、情報伝達訓練や、各対策班の非常時優先業務マニュアルの習熟・課題抽出等を目的とした訓練を行う。

第4 消防機関の訓練

災害の様相は多種多様であり、防災活動は困難性とともにより多くの危険性がかかえている。このため、概ね次により繰り返し高度の訓練を行い、消防技術の向上を図る。

1 実施主体

消防局、東・西消防署、消防団

2 訓練の種類

(1) 火災防ぎょ訓練

防ぎょ活動の基本となる招集、出動、人命救助、水利統制、放水、通信統制、避難誘導、警戒、破壊、水損防止及びその他防ぎょ行動等に関する訓練を行う。

(2) 救急・救助訓練

災害時又はその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を、迅速かつ適切に救命・救助するための訓練を行う。

ア 救急訓練

傷病者の取扱いと応急処置、搬送及び医療機関との連絡等の訓練を行う。

イ 救助訓練

要救助者の確認のための人命検索及び救出行動等に関する訓練を行う。

(3) 水防訓練

水防技術の向上及び習熟を図るとともに、迅速かつ的確な水防工法を実施するための訓練を行う。

3 訓練の時期

消防局が適切と判断した時期

第5 事業所及び学校等の訓練

事業所及び学校その他の施設は、地震発生時等の避難、初期消火及び施設の保安等に関する実践的訓練を概ね次により実施し、被害の軽減に努めるとともに、適宜防災指導等の実施により、防災意識の高揚を図る。

1 実施主体

事業所及び学校その他の施設

2 訓練の種類

(1) 通報・連絡訓練

消防機関への通報、消防隊の火災現場への誘導及び事業所内従業員等への通報連絡訓練を行う。

(2) 消火訓練

消火器、水バケツなどを活用した初期消火訓練を行う。

(3) 避難訓練

安全な場所への避難誘導及び避難用器具の操作訓練を行う。

(4) 救出・救護訓練

応急手当による救急法及び担架などによる負傷者の搬送訓練を行う。

3 訓練の時期

各事業所等において定めた時期

第6 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、市民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、災害時に効果的な防災活動が行われるよう、概ね次により訓練を実施する。

1 実施主体

地区自主防災連合組織・各自主防災組織・各コミュニティ協議会等

2 訓練の種類

(1) 自主防災組織本部の設置訓練

活動拠点となる本部の設置訓練を行う。

- (2) 情報の収集・伝達訓練
火災の発生や被害の状況等を本部へ報告する訓練、又は災害対策本部からの指示等を市民へ伝達する訓練を行う。
- (3) 出火防止及び初期消火訓練
火の始末及び消火器などによる初期消火訓練を行う。
- (4) 避難訓練
安全な避難所への誘導及び避難行動要支援者の救護等の訓練を行う。
- (5) 救出・救護訓練
応急手当による救急法及び担架等による負傷者の搬送訓練を行う。
- (6) 給食・給水訓練
食料や飲料水の確保、配給及び炊き出しなどの給食・給水活動訓練を行う。

3 実施時期

各自主防災組織等において定めた時期

第3節 自主防災組織等地域防災体制の整備

【主管部】	危機管理局、消防局、健康福祉部
【関係部】	避難対策部
【関係機関】	自主防災組織、ボランティア、各事業所、各種団体及び施設

第1 趣旨

本節は、災害時の応急対策について、行政及び防災関係機関の活動と併せて、市民並びに各種事業所等の積極的な協力が必要であることを踏まえ、自主防災組織の育成強化をはじめ、事業所等の自主消防力の強化及びボランティア団体等の育成を中心に、平常時からの地域防災体制の整備推進を図るための対策について必要な事項を定める。

第2 自主防災組織等

大規模災害時には、道路・橋りょうの損壊による交通障害及び通信の途絶等により、災害対策本部及び防災関係機関の活動も制約を受けることが予測されるため、平常時から市民の防災意識の高揚と自主的かつ組織的な出火防止、初期消火及び避難等の防災活動が不可欠となる。

このため、市民相互の協力に基づく地域単位等の自主防火・防災組織の結成を促進し、防火・防災意識の啓発に努め、育成及び指導助言を行うものとする。

1 自主防災組織等

- (1) 女性（婦人）防火クラブ
女性による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とする。
- (2) 幼年・少年消防クラブ
幼稚園児・小学生を対象とし、幼年少年期から予防思想の普及を図ることを目的とする。
- (3) 自主防災組織
町内会等を対象として、地震・火災・風水害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 自主防災組織等の役割

自主防災組織等は、「第2編 防災組織計画 第1章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところに基づき、市民が防災関係機関と一体となって大規模災害時の被害を防止、軽減するため、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という隣保協同の連帯意識に基づき、自主的かつ組織的な防災活動を行う。

- (1) 平常時の活動
大規模災害時の被害を軽減するため、平常時には予防活動を中心に、次の活動を行う。
 - ア 防災知識の普及（災害時の行動・非常持出し品等の準備・出火防止対策・備蓄等）
 - イ 家庭での安全対策（家具等の転倒防止・ガラスの飛散防止・住宅用火災警報器及び消火器等の設置）の推進
 - ウ 防災訓練（初期消火、避難、応急救護・救出及び情報収集・伝達等）の実施
 - エ 防災資機材等の点検、整備
 - オ 地域内の高齢者及び障害者等の避難行動要支援者の把握
 - カ 指定避難所、補助避難所及び指定緊急避難場所、津波避難サイレン等の周知
 - キ 地域における危険箇所の調査等
 - ク 防災協力事業所との連携及び協力体制の推進
- (2) 災害時の活動
大規模災害時は、次の応急活動を行う。
 - ア 出火防止及び初期消火
 - イ 避難誘導及び避難行動要支援者の避難支援
 - ウ 救出・救護活動
 - エ 自主防災組織本部の設置

- オ 地域拠点施設（災害対策連絡所）との連携及び協力
- カ 情報の収集・伝達
- キ 給食、給水、救援物資の配布及びその協力
- ク 清掃及び防疫活動に対する協力
- ケ 避難所の運営に対する協力

3 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織等の体制の確立と育成を図るため次の支援を行う。

(1) 資機材等の整備

小学校区単位以上で組織された自主防災連合組織に対し、必要な防災資機材の購入経費等を補助する。

(2) 研修会等の開催

県及び防災関係機関と協力し、自主防災組織の育成に必要な研修会等を開催するとともに、防災教室、防災映画及び防災パンフレットの配布等により、防災に対する知識の普及を図る。

(3) 職員等の派遣

自主防災組織等から防災訓練、研修会等の開催に関して、市職員の派遣要請があった場合は、消防職員や危機管理局職員、市民防災指導員を派遣し、訓練指導及び防災知識の普及を図る。

(4) 防災活動に対する支援

小学校区単位以上で組織された自主防災連合組織に対し、防災訓練及び講演会等の啓発活動の経費等を支援する。

第3 地域防災リーダー等の育成

大規模災害が発生した場合、地域における的確な応急対策と組織的かつ効果的な防災活動を推進するためには、防災活動の経験や防災知識の豊富なリーダーの存在が必要不可欠である。

このため、次により地域の防災リーダー等の育成を図る。

1 自主防災組織のリーダーの育成

自主防災組織の役員等に対し、防災講演会の開催や消防学校での教育訓練等により防災に関する知識及び技術等の習得を目的とした研修を実施する。

2 防火クラブ指導者の育成

女性（婦人）防火クラブ及び幼年・少年消防クラブ等が防災活動を効果的に行えるよう、防災に関する知識をもつ指導者の育成を図るための講習会等を開催する。

3 応急手当普及員の育成

応急手当の基礎知識の普及を図るため、応急手当普及員の講習会等を開催し、一定の課程を修了した者に対し、認定書を交付する。

4 市民防災指導員の育成

防災に関心のある市民を「市民防災指導員」として登録、地域の防災リーダーとして市民に対する防災指導等の活動をする際、必要となる防災に関する知識及び技術の習得を図るため、研修会などを開催する。

5 地域の防災リーダー等に対する支援

徳島市自主防災組織充実・活性化事業補助金交付要綱（防災士資格取得費補助）に基づき、以下の要件をすべて満たすものに対し、受講に係る費用、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料を補助する。

- ・本市に住所を有する者であること
- ・徳島県が開催する「地域防災推進員養成研修」に本市からの推薦により受講後、防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」に合格した者等であること
- ・防災士として認証登録後、防災リーダー（候補者）として市内の自主防災連合組織を形成する地区及び自主防災組織等で活動する意思があり、市民防災指導員として登録することに同意する者であること

6 防災サポーター登録育成事業

防災士を対象とした「防災サポーター登録育成制度」を発足させ、地域の人材の育成と、防災士同士の横の繋がりを強固な物としていただくとともに、平常時においては SNS 等により市民により近い立場から防災情報を発信し、大規模災害時には市民を牽引する役割を担っていただく体制づくりを推進する。

第4 自衛消防隊の育成

大規模災害時には、広域的に火災が発生するおそれがあり、市内の会社・工場等に対する消火活動は、現有消防力では十分効果をあげることは、困難であることが予測される。

このため、市内事業所の自衛消防隊の育成及び充実強化を図るため、事業所に対し次の事項について指導等を行う。

- 1 消防用設備の整備・充実
- 2 消防訓練の指導
- 3 地震防災知識の普及
- 4 防火管理者等の講習会の開催
- 5 消防法に基づく「消防計画」の策定

第5 ボランティアの育成等

大規模災害時には、ボランティアによる救援活動が有効であるため、各種ボランティアの育成を図るとともに、「第8編 災害応急対策共通 第8編第13章第1節」に定めるボランティアの要請及び受入れ等の体制の整備を図る。

第6 地域における連携協力体制の整備推進

大規模災害時には、その被害を最小限にするため、また、災害が発生した後にいち早く復旧するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という強い意識をもった地域ぐるみでの協力体制が必要である。

このため、自主防災組織、事業所及び各種団体等は、平常時から概ね次の事項についての連携協力体制の整備を推進する。

- 1 初期消火についての協力
- 2 救出・救護活動等についての協力
- 3 食料・飲料水等の供給の協力
- 4 避難行動要支援者・避難生活者等に対する支援

第7 防災協力事業所登録制度

「防災協力事業所登録制度」は、南海トラフ巨大地震等などの広域的な災害や大規模災害が発生した場合に、事業所が提供可能な「協力項目」を事前に徳島市へ登録する制度である。

市は、市内の各企業の防災協力事業所への登録を推進する。

[資料編]

- 4-4 徳島市防災協力事業所登録制度要綱
- 8-1 自主防災組織一覧表
- 8-3 女性（婦人）防火クラブ組織一覧表
- 8-4 自衛消防隊一覧表

第4節 ボランティア受入体制の整備

【主管部】	健康福祉部
【関係部】	危機管理局
【関係機関】	徳島県危機管理環境部、社会福祉協議会

第1 趣旨

本節は、発災に伴う多種多様な被害に対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、その運用計画を策定しておくことが有効であることを踏まえ、ボランティア活動が速やかに開始され、効果的に活かされるよう、ボランティアの受入体制等の整備について必要な事項を定める。

第2 内容

1 ボランティア団体等との連携

徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会やボランティア団体等）との連携を図るものとする。

2 ボランティア受入体制等の整備

市及び県は、NPOやボランティアグループだけでなく、組織化されていないボランティアが円滑なボランティア活動を行うことができるよう「徳島県災害ボランティア活動支援方針（平成25年3月）」に基づき、受入体制の整備に努める。

これに係り、市及び県は、災害救援ボランティアグループ・災害ボランティアコーディネーターの養成・組織化、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティアセンターの整備、防災訓練の実施等により体制づくりを推進する。

3 ボランティア活動の支援拠点の整備

社会福祉協議会、日本赤十字社その他ボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町村単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

4 徳島県ボランティア団体のネットワーク整備

市民の防災力の強化を推進するための施策の一環として、災害ボランティア関係団体のネットワークを構築し、平常時からボランティア相互の連携・協力の促進を図り、災害時におけるボランティア活動の連携かつ円滑な体制を確立する。

5 専門ボランティアの活動への支援等

専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努める。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常兆候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援する。

6 専門ボランティアの活動内容（有償業務を含む。）

(1) （一社）徳島県測量設計業協会

徳島県管理の公共土木施設の被害情報の提供、被害状況の調査、応急対策に関する測量、調査及び設計等の協力

(2) 四国地質調査業協会徳島県支部

徳島県管理の公共土木施設に被害情報の提供、被害状況の調査、応急対策に関する地質調査等の協力

(3) （公社）徳島県建築士会徳島地域会、（公社）徳島県建築士会

大規模な地震等に伴い建築物の被害が発生した場合、建築物の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

- (4) 徳島県被災宅地危険度判定士
大規模な地震等に伴い宅地の被害が発生した場合、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。
- (5) 徳島県県土整備部OB（防災エキスパート）
自宅及び勤務地近辺等の公共土木施設の被災状況の伝達、県土整備部の要請に基づく被災箇所の状況把握や応急復旧に関する助言及び協力等
- (6) 徳島県砂防ボランティア協会
二次的な土砂災害発生防止のための情報提供・助言、土砂災害警戒区域等や土砂災害防止施設の点検及び土砂災害防止に関する普及啓発支援
- (7) 山地防災ヘルパー
山地災害や治山施設の被災状況の把握、二次災害の兆候の通報
- (8) 徳島県技術士会
大規模災害発生時において、県が速やかな応急対策や安全対策を実施するための被害状況の調査や技術的助言等の協力を行う。
- (9) プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部
大規模災害発生時において、緊急輸送道路の確保のための資材、機材、技術者等の支援を行う。
- (10) 日本橋梁建設協会
大規模災害発生時において、緊急輸送道路の確保のための資材、機材、技術者等の支援を行う。
- (11) （一社）徳島県建設業協会
大規模災害発生時において、情報提供や資材、機材、技術者等の支援を行う。

第5節 企業防災の促進

【主管部】	経済部
【関係部】	危機管理局
【関係機関】	徳島県商工労働観光部、各事業所

第1 趣旨

企業は地域コミュニティの構成員であり、市民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

本節は、企業の事業継続計画（BCP）計画策定の支援について必要な事項を定める。

第2 内容

1 周知・啓発

県と連携し、内閣府（防災担当）「事業継続ガイドライン」及び徳島県「企業防災ガイドライン」に基づき、企業に対し、災害時の対応や、「事業継続計画（BCP）」の策定・運用について、講習会の開催や広報などを実施する。また、中小企業等の防災・減災対策の促進についても周知・啓発を行う。

2 防災力向上の推進

県と連携し、企業からの「事業継続計画」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努める。

第6節 避難行動要支援者対策

【主管部】	健康福祉部
【関係部】	危機管理局、市民文化部、子ども未来部、消防局
【関係機関】	社会福祉施設、自主防災組織、地区社会福祉協議会、民生委員

第1 趣旨

本節は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難で支援を要する「避難行動要支援者」の身体的安全確保と円滑な避難の確保を図るため、事前の対策について必要な事項を定める。

なお、本市においては、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めるとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女双方の視点に配慮した防災対策が行えるよう、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第2 避難行動要支援者に係る支援体制

1 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所している者や自力で災害時の情報を把握し避難できる者は含まない。

- (1) 介護保険における要介護3～5の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳総合等級1級・2級を所持する者
- (3) 療育手帳A1・A2を所持する者
- (4) 精神障害者で等級1級の者
- (5) その他難病患者などで災害時の避難に支援が必要な者

2 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって、次に掲げる者とする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 町内会・自治会
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 地区社会福祉協議会
- (5) その他地域の支援団体等

3 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市等が保有する高齢者や障害者の情報及び避難行動要支援者本人等から得られた情報を活用し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的に名簿を更新する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成・更新

避難行動要支援者について、地域の支援団体等の避難支援等関係者と連携して、個別避難計画の作成を進める。特にハザードマップで危険な区域に住む者や独居の者など、優先度が高いと認められる者に係る計画作成の推進を図り、福祉専門職等との連携も検討する。

また、必要に応じて個別避難計画を更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 名簿・個別避難計画情報の提供

避難行動要支援者本人の同意に基づき、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者等に対し避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供する。

ただし、災害時等、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために、特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることは要しない。

なお、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際しては、個人情報の適正な取扱いについて関係者に対し指導するなど、個人情報の保護に努める。

4 地域団体等との連携強化

地域団体等が、市が提供する名簿情報及び個別避難計画情報や見守り活動等を通じて得た情報を共有し、災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難支援等を迅速かつ確に実施するための共助の仕組みを主体的に構築できるよう地域団体等の活動を支援するとともに、避難行動要支援者が参加した防災訓練の実施促進などにより、地域との連携強化を図る。

5 災害時の避難誘導、救助等

(1) 避難支援等関係者は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、避難支援、救助、安否確認、避難生活上の措置及び避難支援等関係者等の安全確保の措置についての対策を事前に講じておくものとする。

(2) 避難支援等関係者が行う避難行動要支援者対策については、消防部、被災者支援部及び子ども支援部が協力して指導、支援を行う。

6 福祉避難所

(1) 指定福祉避難所

市有施設等の公共施設を活用する等、要配慮者等が直接避難できる福祉避難所の指定に努める。なお、指定に当たっては、民間の福祉施設や旅館・ホテル等の宿泊施設の活用に努めるとともに、あらかじめ受入対象者を特定して公示する制度の導入に向けて、施設管理者等との調整や体制づくりに努める。

また、受入を想定していない被災者等が避難してくることを防止するため、福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定の際に公示することに努める。さらに個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(2) 協定による福祉避難所

一般の避難所においては避難生活が困難となる要配慮者等が二次的に避難できる場所として、社会福祉施設、ホテル等宿泊施設の管理者と協議し、施設の全部又は一部を福祉避難所として使用できるよう協定を結び、福祉避難所を整備する。

この際、発災から3日後をめどに開設できるよう準備する。

(3) 福祉避難所の運営スタッフ、設備・器具等の確保

市は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所での相談員及び介助員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても必要数の調達・確保に努める。

(4) 福祉避難所の周知

市は、福祉避難所に関する情報を広く市民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、避難支援等関係者等に対する周知に努める。

(5) 福祉避難所の運営

「第8編 災害応急対策共通 第8編第6章第2節 避難所の開設・運営」及び「福祉避難所設置・運営マニュアル」に定めるところによる。

第3 防災知識の普及、啓発、避難対策

避難行動要支援者に対する予防対策として次の事項を行う。

1 防災知識の普及、啓発

要介護者のいる世帯に対し、パンフレット等を配布し、防災知識の普及、啓発を図るとともに、防災訓練への積極的参加を呼び掛ける。

また、障害者のいる世帯に対し、点字パンフレットやテープガイドを配布し、防災知識の普及、啓発を図るとともに、防災訓練への積極的参加を呼び掛ける。

2 災害時の避難対策等

(1) 安全確保体制の構築

自主防災組織等地域における支援体制の構築を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

ア 単身高齢者及び障害者の自宅等に必要に応じ福祉電話、緊急通報ペンダントの設置を推進する。

イ 人工透析患者等を含めた災害時医療情報の整備を図る。

ウ 視力・聴覚障害者に対する災害情報の提供のため、文字情報や点字広報等、伝達手段を検討、整備を図る。

(3) 避難施設等の整備

コミュニティセンター、公民館等を福祉避難所として使う場合に備えて、出入口のスロープ化、車椅子用トイレの設置等の整備を図るものとする。

また、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所に適した施設の確保を図るものとする。

(4) 住宅対策

ア 避難行動要支援者の応急仮設住宅への優先入居についての基準を整備する。

イ 高齢者・障害者向け仮設住宅の提供について、検討を行う。

(5) 各種ケア体制の整備

ア 手話通訳者、介護員等のボランティアの育成及び支援体制の整備を図る。

イ 避難所生活における避難行動要支援者ケア体制の整備を図る。

ウ 単身高齢者等、応急仮設住宅入居者のケア体制の整備を図る。

エ 災害発生時における社会福祉施設の要配慮者受入れ協力体制の整備を図る。

(6) 外国人等に対する防災対策

県と連携して、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及啓発、防災教育や防災訓練への参加の促進に努めることとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

ア 防災知識の普及啓発

県と連携して、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレット及び「在住外国人のための徳島市くらしのガイド」を作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。

また、県と連携して、在住外国人に対して、防災に関する周知啓発や防災訓練への参加を推進するよう努める。

イ 避難施設案内板の外国語併記等の推進

避難場所や避難路等の案内板について、外国人等にもわかりやすい図記号による表記や外国語の併記などを図るよう努める。

ウ 的確な情報伝達の環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、県と連携して、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

エ その他

外国語通訳ボランティアの登録、育成及び支援体制の構築を図る。

(7) 避難所における愛玩愛護動物の対策

「災害時のペット対策ガイドライン」（徳島県動物愛護管理センター策定）に準拠し、各避難所におけるペットの取扱については、別に定める「徳島市避難所運営マニュアル」のとおりとする。

市は、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

第4 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等に入所（通所）している人々は、災害時に介助を必要とすることが多いと想定されることから、災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、施設の管理者は避難確保計画を作成する等、平常時から次のような防災対策の実施に努める。また、市は、津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難体制強化を図るため、県と連携し、当該施設が行う避難確保計画の作成や避難訓練実施を支援し、計画作成の推進及び実効性確保に努めるものとする。

1 防災設備等の整備

- (1) 施設の耐震性や耐火性を確保するための必要な措置を指導する。
- (2) 照明器具や備品類の転倒、落下等がないよう設備の総合的な安全性を高める。
- (3) ライフラインの機能が停止した場合にも、入所者の生活ができるよう、非常用発電設備、非常食料、飲料水、医薬品等の整備、備蓄をする。

2 避難確保計画の作成

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、入所者の心身の障害に十分配慮した上で、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画を作成する。
- (2) 夜間は職員が手薄になることや入所者が就寝中であること等により、避難行動等が昼間以上に困難になることを考慮した実践的な避難計画とする。

3 防災教育、防災訓練の充実

- (1) 施設職員が被災時に適切な行動がとれるよう定期的に防災教育を行う。
- (2) 切迫した状況でも職員や入所者が適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の状況に応じた実践的な防災訓練を行う。

4 緊急連絡体制の整備

- (1) 災害時における、本市への被災状況等の連絡体制を整備する。
- (2) 消防、警察等関係機関へ迅速な連絡が行えるよう、緊急時における具体的な情報伝達体制を整備する。
- (3) 災害時にも使用可能な通信手段の整備をする。

5 地域社会との連携

日頃から地域住民との交流を深め、災害時にはボランティアとして協力が得られるような体制づくりに努める。

6 災害時コーディネーターとの連携

被災地の医療・福祉を総括・調整するために県が設置する「災害時コーディネーター」との連携を強化し、平常時から情報共有、活動支援に努める。

第7節 帰宅困難者等対策

災害対策本部

【主管部】	食料物資部
【関係部】	本部事務局
【関係機関】	徳島県危機管理環境部、各事業所

第1 趣旨

本節は、災害時に、旅行者や遠距離通勤者等が帰宅困難となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある人々に対して適切に対応できる体制を整備するための基本的方針について定める。

第2 内容

1 市民への普及啓発

市民に対して「災害時にむやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、県と関西広域連合との共同事業である「災害時帰宅支援ステーション」等について対応策の普及啓発を推進する。

2 企業等への普及啓発

企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に滞在することができるよう、また、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発を推進する。

3 安否確認手段の支援

家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発を推進する。

4 災害時帰宅支援ステーションの確保

県は、事業者と協力し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保に努めるとともに、ステッカー掲出により当該取組の周知及び防災に対する意識啓発を図ることとしており、本市でも県と連携して、これを推進する。

また、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗において、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供

5 帰宅困難者への情報提供

本市は、帰宅困難者に対して、上記の災害時帰宅支援ステーションや、安否確認手段に関すること等の情報を提供する。

6 帰宅支援の協力体制の整備

本市は、帰宅困難者に対する支援を適切に実施するため、県及び関係機関との連携を図る。

第8節 事前復興の取組

【関係部】	危機管理局ほか関係各部
【関係機関】	徳島県 危機管理環境部，政策創造部，保健福祉部，県土整備部ほか関係各部

第1 趣旨

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、県の策定した「徳島県復興指針」に基づく『事前復興』や、国土交通省が平成30年7月にとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を参考にした『復興事前準備』に積極的に取り組む。

第2 内容

1 事前復興・復興事前準備の取組

「徳島県復興指針」では、被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、「事前復興」に積極的に取り組む。

(1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。

具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどである。

(2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」である。

また、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（国土交通省）」は、市町村が復興事前準備に取り組むため、その必要性と取組内容を明らかにし、地域防災計画と市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「市町村マスタープラン」という）への位置づけ方法や、復興まちづくりのための事前準備に関する計画策定等の留意点をまとめたものである。

ガイドラインでは、ステージ1・2（基礎編）、ステージ3（応用編）、フォローアップといった取り組みが段階的に示されており、南海トラフ地震等の大規模災害時において、災害発生後の「復興計画」を円滑に策定し、いち早く復興まちづくりに取りかかることができるよう、「復興事前準備」に段階的に取り組み、推進していく。

市町村の復興事前準備の取組状況に応じて、段階的に取り組みます。

	ステージ	復興事前準備の取組
基礎編	ステージ1 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取組状況を確認する	1：復興事前準備の取組内容を学び、その必要性に気づく 2：自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する 基
	ステージ2 復興事前準備に取り組む	3 まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、まちの課題を集約し、共有する 基 4 復興事前準備の必要性を問いかけ、復興まちづくりの課題を認識する 基 訓 5：復興体制と復興手順を検討する 体 手 6：計画に復興事前準備の取組を位置づける 体 手 訓 目
応用編	ステージ3 事前復興計画づくりに取り組む	7：事前復興計画を策定する 体 手 訓 基 目 8：基礎データを整備する 基
	フォローアップ 復興事前準備をフォローアップする	1：職員の復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施する 訓 2：住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む 訓 3：復興事前準備の取組の進捗状況を検証する

国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン 概要版」より

2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 都市防災化の推進

【主管部】	都市建設部、上下水道局
【関係機関】	四国電力(株)徳島支店、四国電力送配電(株)徳島支社、 四国ガス(株)徳島支店、日本電信電話(株)徳島支店

第1 趣旨

本節は、平常時から都市構造の安全性の向上と災害に強い都市の防災化を推進するため、本市及び関係機関が関連計画等により実施する各種の都市整備関連事業等を、都市防災化の観点から総合的に進めるための基本的方向について定める。

第2 防災空間の整備推進

災害に強い都市基盤整備の基本は、適正な土地利用を推進することであり、「徳島市総合計画2021」及び「徳島市都市計画マスタープラン」に定められている土地利用方針に基づき、特に防災の観点から、地震等により発生する火災を一定区域に止どめ、延焼を防止するための緩衝帯を設けることは防災上大きな役割を果たす。

都市公園や緑地は、良好な環境の保全やスポーツ・レクリエーションの場としての機能ばかりでなく、災害時には、広域避難場所あるいは救援活動などの拠点として防災上重要な役割を担っており、阪神・淡路大震災でも、輻射熱の遮断や火災の延焼防止にも有効であることが実証されている。また、街路樹が家屋の倒壊を防いだり、植栽帯が看板等の落下時の危険回避に役立ったりした事例も報告されている。

このため、都市計画道路や河川、都市公園や緑地の計画的な整備を一層推進する。また、避難路を補完する緑道や街路樹、グリーンベルトの整備、民有地の緑化を推進する。

第3 開発行為の許可

開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為等をより有効的に規制、誘導することにより、都市の将来における合理的な土地利用計画を担保するとともに、段階的、計画的な市街地整備を図る手段として、本市において開発行為の許可を行っている。

第4 市街地の整備

市街地の整備は、「徳島市総合計画2021」及び「徳島市都市計画マスタープラン」等に基づき、災害に強いまちづくりを進めるため、耐震化等の推進及び住環境の整備・充実を図ることにより、都市基盤の整備・更新を推進する。

第5 建築物の不燃・耐震化

1 防火、準防火地域の指定の拡大

防火、準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、これまでも、用途地域の見直し等に併せて指定の拡大、変更が行われてきたが、災害に強い都市基盤を整備するには、建築物の耐震化と併せて不燃化の促進が不可欠であるため、今後とも防災上必要な地域等において指定の拡大を推進する。（「資料編 11-8 防火地域、準防火地域」）

2 建築物の耐震化の推進

建築物の耐震化の推進については、平成7年の阪神・淡路大震災において、昭和56年以前の建築物の耐震性が問題となり、同7年には建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行され、平成19年

度に「徳島市耐震改修促進計画」を策定した（令和4年3月新規促進計画策定）。災害に強い都市基盤の整備には、一般住宅を含めあらゆる建築物の耐震化を進めることが必要であるため、建築基準法令の遵法精神の高揚や建築指導の強化と併せ、診断及び改修を推進する。

第6 道路ネットワークの整備

道路及び橋りょうは、単に交通機能のみにとどまらず、災害時には避難、救命・救助活動又は消防活動等に重要な役割を果たす等、火災の延焼を防止するなど多様な機能を有している。

このため、震災時において緊急輸送ルート確保を図るため、本計画に定める第一次、第二次緊急輸送路と、広域的な道路や市街地内の道路を有機的に結ぶ道路ネットワークの整備を図るとともに、特に幅員4m未満の狭あい道路については、震災時の避難、救命・救助活動又は消防活動等の支障となるおそれが強いこと、徳島市狭あい道路整備要綱により積極的に改善を図る。

また、既設の橋りょうについては、落橋による道路の寸断防止のため落橋防止対策や耐震対策を推進する。

第7 ライフラインの整備

阪神・淡路大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に被害が集中し、特に、上下水道の復旧には時間を要したこともあり、これら施設の安全性のより一層の向上が必要となっている。ライフラインについては、市民生活に欠かすことのできない施設であり、各事業者は震災時にもその機能が確保できるよう、施設の安全性の一層の向上を図るとともに、施設の多重化や代替設備の整備などを推進する。

第8 その他、市街地の防災化等

1 電柱の倒壊防止等

市は、関係事業者と協調して、大規模災害時における電柱の倒壊又は感電等による危険を防止するため、電柱の地下埋設化を推進する。

2 電線等の地下埋設化

市は、関係事業者と協調して、大規模災害時におけるライフライン機能の確保と併せ、避難路の確保や防災活動の円滑化を図るため、電線等の地下埋設化を推進する。

3 自動販売機等の転倒防止

市は、大規模災害時における危害防止、避難路の確保、消火・救助活動の円滑化を図るため、自動販売機等道路に面した設置物の転倒防止策を講ずるよう所有者又は管理者に対し指導、啓発を行う。

4 土砂災害警戒区域等における対策

自然災害回避情報の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに、県の協力を得て危険箇所の防災工事を計画的に推進する。

なお、急傾斜地に係る具体的対応については、「第3編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり 第6節 土砂災害等の予防対策の推進」の定めるところによる。

5 空き家等の除去の推進

地震時の避難路の安全確保を図るため、倒壊の危険のある老朽化した空き家・空き建築物の除去を推進する。

〔資料編〕

11-8 防火地域、準防火地域

第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化

【主 管 部】	施設を所管する各部
---------	-----------

第1 趣旨

本節は、本市が所管する公共施設の安全対策及び防災機能の強化について定めるとともに、特に災害対策の中核となる災害対策本部機能及び避難施設となる小中学校等の整備・耐震補強などについて必要な事項を定める。

第2 公共施設の安全対策

災害が発生した場合、本市が所管する公共施設については、施設利用者及び職員の安全を確保するとともに、施設が災害応急対策の拠点にもなることから、施設の管理者等は、次に掲げる措置を行う。

1 公共施設の耐震・耐火対策

災害応急対策活動に必要な施設や多数の者が利用する施設等については、特に重要度を考慮し構造体の耐震安全性の確保及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策の促進を図るとともに耐火対策を講じた設計をするものとする。また、昭和56年の建築基準法改正前の基準により建築された施設についても可能な限り耐震性等の診断及び点検など対策を講じるものとする。

2 施設の整備及び点検

(1) 次に掲げる設備等について、平常時から定期的に点検・整備を行い、必要に応じて、計画的に修理、更新等を行う。

- ア エレベーター設備等
- イ 冷暖房設備
- ウ 受水槽
- エ 消防設備
- オ 発電設備
- カ 放送・通信設備

(2) 施設の実情に応じて、点検・整備方法や応急修理・復旧等の対策について、あらかじめ実施する項目や担当者を決めるなど、施設の応急機能の確保について定めておく。

3 備品等の転倒・落下防止措置及び窓ガラス等飛散防止措置

災害時における施設内の利用者の安全を確保するとともに、施設の機能を維持するため、次の措置を行う。

(1) 転倒・落下防止措置

ロッカー、書棚、書庫、その他備品類等について転倒防止措置を行うとともに、看板等の落下の危険がある設備については落下防止措置に努める。

(2) 窓ガラス等飛散防止措置

窓ガラスなど飛散のおそれがあるものについては、飛散防止フィルムや強化ガラスなどにより、飛散防止措置に努める。

4 電子計算機器類（コンピューター）等の保全措置

平常業務の多くが処理され、重要データが管理されていることから、災害時に電子計算機器類が使用不能になると、日常業務や復旧業務に多大な支障を来すおそれがあるため、機器類の転倒防止や予備電源設備の確保、さらに機器類の応急対策等について具体的に定めておく。

また、管理されている各種データについても、定期的にバックアップするなど、保全措置を行う。

5 重要行政資料等の安全管理体制の整備

重要な行政資料等については、必要に応じ複写を行い、保管を別にするなど、平常時から安全管理体制の整備を図る。

第3 災害対策本部機能の整備・強化

災害対策本部機能の整備・強化を図るため、本節第2の「公共施設の安全対策」を実施するとともに、次に掲げる措置を行う。

1 災害対策本部の備品等の整備

災害対策本部は、発災初期における被害状況の把握など重要な事項について、迅速かつ的確に処理する必要があることから、次の機器類等について計画的な導入を図るとともに、既存の機器類等は、耐用年数等を考慮し、順次更新するよう努める。

(1) 情報収集・伝達機器類等

衛星通信システム、災害情報管理・共有システム、大型スクリーン、ビデオプロジェクター、フックシミリ（一斉通信可能なシステム）、テレビ、ビデオデッキ等

(2) 通信機器類等

衛星携帯電話等

(3) 事務機器類等

コピー機、パーソナルコンピューター

(4) その他

予備電源設備等

2 災害対策本部の代替施設の整備

災害対策本部は、南館5階協議会室に設置するが、災害により支障が生じた場合には、「第2編 防災組織計画 第2章 災害対策本部 第1節 設置基準及び配備」の定めるところにより、西消防署等に設置されることとなり、これら施設については、災害対策本部の円滑な設置に資するよう、通信等に必要な機能整備を行うものとする。

これに係る取組として、令和元年度には、西消防署4階（防災研修室及び部隊本部兼会議室）に徳島県総合情報ネットワークシステムの移設に必要な半固定アダプタ、FAXアダプタ、OAラック及び防災FAXの整備を、また、令和2年度には、西消防署4階（防災研修室及び部隊本部兼会議室）に電話回線及び庁内LANの整備を行うとともに、耐用年数の経過した電話交換機の更新を行った。

3 災害時における物資購入手続き及び出納事務等の実施方法の検討

災害時における物資等の購入手続き及び出納事務については、緊急時を考慮した調達方法及び出納事務手続を事前に検討する。

なお、災害時の物資等供給に係る応援協定等を締結している団体、法人等との災害時における物資等の調達についても、その調達が円滑に行われるよう、平常時から方法について検討する。

4 災害応急対策に使用する各種帳票類の整備

災害応急対策で使用する帳票類等は、平常時からあらかじめ種類等を想定し、特に必要と認められるものについては、事前に整備しておくものとする。また、平常時から整備できないものについては、緊急時の調達方法等を検討し、災害応急対策時に支障のないよう努める。

第4 避難施設の整備・強化

避難施設の整備・強化を図るため、「本節（第3編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり 第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化）の第2 公共施設の安全対策」を実施するとともに、次に掲げる措置を行う。

1 コミュニティセンター、学校施設等の活用

指定避難所及び災害対策連絡所となるコミュニティセンター、指定避難所となる小中学校、高等学校及び公民館等を活用して食料等の分散備蓄を行う。また、発電機など資機材の整備を推進する。

2 防災・水防倉庫の資機材等の点検・整備

防災・水防倉庫の資機材については、災害時の使用に支障がないよう、定期的に点検、整備をする。

3 応急救護所の医療用具の整備

応急救護所に指定されている避難所について、徳島市医師会等による応急処置が実施できるよう医療用具を整備する。

4 仮設電話設置に関する協議

避難者の通話手段の早期確保のため、仮設電話の設置等について、NTT及び施設管理者等との事前協議を行い、その対応策を整備する。

5 パーソナルコンピューター等の活用

各施設に設置されているパーソナルコンピューターやファクシミリについては、災害時の活用を図るものとする。

第3節 建造物等の災害の予防対策の推進

【主管部】	都市建設部、教育委員会
【関係部】	消防局
【関係機関】	事業者、文化財の所有者または管理者

第1 趣旨

本節は、地震による建造物等の災害予防を促進するため、建築物、建築設備、ブロック塀等に対する安全対策について必要な事項を定める。

第2 既存建築物の耐震性の向上

昭和56年6月に施行された「新耐震基準」の適用前の建築物について、耐震性の向上を図るため、市は次の対策を行うものとする。

1 耐震改修の促進

市は県と連携し、防災上重要な既存建築物の耐震改修については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を受け策定された「徳島市耐震改修促進計画」に基づき進めるとともに、法に規定する特定建築物（学校、病院、社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル・旅館、共同住宅、事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物）の所有者に対し、耐震改修を促進するよう周知・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言などを行うものとする。また、耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備することなどにより耐震改修の促進を図るものとする。

2 一般建築物等の耐震対策

市は県と連携し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に昭和56年以前に建築された木造住宅は地震による倒壊の危険性が高いため、「徳島市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修を促進する。

また、平成12年以前の新耐震基準の木造住宅についても、耐震診断、耐震改修を支援するものとする。

第3 建造物等の安全対策

地震発生時に、建物の看板、窓ガラス等の落下物やブロック塀等の倒壊等による危険を防止するため、市又は関係機関は次の対策を行うものとする。

1 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

市は県と連携し、屋外の歩行者等の安全を確保するため、建築物の所有者又は管理者が、平常時から防止策を講ずるよう啓発を行う。

特に通学路沿い及び避難場所周辺については、地震対策の強化のため、必要に応じて、改修を必要とする建築物の所有者等に対し、指導・助言を行うものとする。

2 ブロック塀等の耐震対策等

市は県と連携し、道路沿いのブロック塀等の所有者又は管理者に対しては、建築基準法に適合したような指導・啓発を図り、危険なブロック塀等については、撤去及び改修の助成事業を推進する。特に通学路沿い及び避難場所周辺については、地震対策の強化のため、必要に応じて、ブロック塀等の所有者等に対し、定期的な点検や補強を指導するものとする。

また、災害防止とあわせて緑豊かな住みよい環境づくりのため、ブロック塀等の生垣化も推進する。

3 家具等の転倒防止対策

市は県と連携し、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、市民への普及・啓発を図るものとする。

4 関係団体との連携

市は県とともに前記各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

5 空き家等の除去の推進

地震時の避難路の安全確保を図るため、倒壊の危険のある老朽化した空き家・空き建築物の除去を推進する。

第4 文化財等の保護対策

貴重な国民的財産でもある文化財、美術工芸品等を大規模災害から守るため、本市は自ら所有する文化財等の保護対策を図るとともに、民間の所有者又は管理者に対しては、関係法令に基づく措置の他、特に地震対策として次の措置を講ずるよう、必要に応じて指導、啓発を行う。

- (1) 建築物について、文化財としての価値を失わない範囲で耐震補強を実施する。
- (2) 建築物または文化財、美術工芸品等を収蔵、展示する施設について、自動火災報知設備、防火水槽、消火栓、消火器具等、消防用設備を充実する。
- (3) 収蔵、展示する文化財、美術工芸品等について、地震の揺れによる倒壊や破損の起こらないように、作品に対して固定や補強を考慮する。
- (4) 大規模災害時の被害状況の把握、消防機関への通報体制等を整備する。

第5 防災機能を有する道の駅の整備

市は、防災基本計画及び徳島県地域防災計画に基づき、防災機能を有する道の駅を整備する際には、当該施設を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

第4節 津波災害の予防対策の推進

【主管部】	危機管理局
【関係部】	都市建設部、消防局
【関係機関】	徳島県危機管理環境部、県土整備部、各事業所

第1 趣旨

本節は、津波災害から市民の生命と財産を守るとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、その被害の軽減に資する対策について、必要な事項を定める。

第2 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- (1) 最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先として、市民の避難を軸に、市民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
- (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るため、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第3 津波防災体制の整備

市の管理する陸閘、樋門等について、津波対策のための点検を計画的に実施するほか、重点箇所を絞り、補強・自動化等の整備を推進する。

なお、国や県の管理する防潮堤、堤防、水門、樋門、差戸等の海岸保全施設や河川管理施設についても、定期的な点検の実施、計画的な整備促進を要請する。

第4 津波警報等及び津波情報伝達体制の整備

津波の発生及び避難の必要性等を緊急に伝達できる情報通信体制を確立し、津波による人命被害の防止・軽減を図る。

- ア 津波警報等及び津波情報の正確な伝達を図るため、気象業務法で定める津波予報の種類及び伝達方法（同報無線設備・防災ラジオ等）について、市民等に周知徹底を図る。
- イ 津波情報等を確実に伝達するため、同報無線設備等の点検を実施する。
- ウ 夜間、休日においても迅速な津波警報等及び津波情報の受伝達を実施できる配備体制を確立するものとする。また、平常時から関係機関と津波情報等の情報伝達経路、伝達先を再確認するなど連携を密にしておくものとする。

第5 津波災害予防対策の推進

津波による被害を未然に防止するため、市民等に対し津波避難に関する意識を啓発するとともに、一時的な避難場所としての津波避難ビル等の指定を推進し、津波からの避難対策の強化を図る。

1 地震・津波防災マップの活用

徳島県が公表した徳島県津波浸水想定に基づき作成した「徳島市地震・津波防災マップ（平成26年3月作成）」を活用し、市民等の防災意識の啓発を図る。

2 地区別津波避難計画の作成支援

平成26年9月に策定した「南海トラフ巨大地震に伴う徳島市津波避難計画」（令和2年2月改定）を基に地域ぐるみで津波からの円滑な避難ができるように、津波からの避難が困難な地域を抱える自主防災組織等に対し、地区別津波避難計画の作成を働きかけるとともに、ワークショップの開催や情報提供などの必要な支援を行う。

3 地域防災力の向上

徳島市地震・津波防災マップのフォローアップとして、市民が自ら考え作る地域の避難支援マップの作成を支援し、地域の連携と防災知識の高揚を図り地域防災力の向上に努める。

4 津波避難ビル等の指定拡充

(1) 津波避難ビルの指定

市は、津波から迅速かつ適切な避難ができるよう、浸水が想定される地域内の公共施設及び民間施設を対象に津波避難ビルの指定に努める。

なお、津波避難ビルの指定要件は次のとおりとする。

ア 堅牢な建物。（昭和56年以降建設された建物や耐震基準を満たした建物）

イ 建物構造は、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法（平成23年12月27日国土交通省告示第1318号）を用いるものであること。

ウ 津波浸水想定区域内の建物。

エ 徳島県が公表した基準水位以上の床標高を有する建物。

オ 避難に有効な階へ入口から自由にアクセスできる建物。

カ 避難に有効な階へ入口から自由にアクセスできない建物においては、所有者の同意により地震連動自動解錠かぎ保管庫の設置をしている建物。

(2) 津波避難ビル等の周知等

津波避難ビル等を効果的に活用し迅速かつ適切な避難を実現するため、市は、津波避難ビルや指定緊急避難場所を市のホームページ、広報紙、防災マップ等に掲載し、市民等に周知する。

(3) 指定緊急避難場所の確保

津波からの市民等の避難場所を確保するため、浸水が予測される地域内の公共施設等について、当該施設の構造、階層、地盤高及び床標高等を考慮の上、津波避難施設としての活用を推進する。

5 津波避難施設の整備

高台や高い建物が少なく、津波避難ビル等の指定緊急避難場所の確保が困難な地域においては、津波避難施設の整備を行っている。

整備区域

区域名	事業種類	整備数	整備期間
川内町 大松・加賀須野・平石夷野地域	避難施設の整備事業	3箇所	平成28～30年度
川内町 北原地域	避難施設の整備事業	1箇所	平成28～30年度
川内町 旭野北・旭野南地域	避難施設の整備事業	2箇所	平成30～令和2年度

施設の概要

施設名	施設面積	収容人数	施設高 (避難場所の高さ)	付属設備
大松	300 m ²	600人	5.16～7.52m	階段、手すり、立入防止柵、LED照明、地震連動自動開錠かぎ保管庫
加賀須野	400 m ²	800人	5.10～6.30m	
平石夷野	100 m ²	200人	5.61～7.35m	
北原	300 m ²	600人	4.90～6.24m	
旭野(旭野北)	50 m ²	100人	5.8m	
小松(旭野南)	200 m ²	400人	5.9m	

6 津波を想定した防災訓練の実施

「第3編 災害予防計画 第1章 災害に強いひとづくり 第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進」に準じて、各種防災訓練を実施するとともに、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう自主防災組織等の関係機関を含めた防災訓練の実施に努める。

7 市民等の役割

市民等は、平常時から津波に関する地域の危険性を認識し、避難場所及び避難経路等を把握するとともに、市や事業所等とも連携し、津波を想定した避難訓練等の実施に努める。また、市民等は、市からの避難情報の発令を待つことなく、迅速かつ的確な行動が行えるようラジオ等からの情報を聴取するほか、平常時からその他の情報収集手段を確保する等、自ら積極的な情報収集に努める。

8 事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災活動に寄与するよう努める。

9 要配慮者利用施設等の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律第71条に定めるとおり、警戒区域内の地下街等又は要配慮者利用施設として定められた当該施設の所有者又は管理者は、避難訓練その他当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、徳島市長に報告するとともに、この避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行わなければならない。
- (2) 要配慮者利用施設については、「資料編 11-1 要配慮者利用施設一覧表」を参照のこと。
- (3) 避難確保計画の作成・受領については、「第6編 風水害応急対策 第3章 風水害避難等対策 第1節 洪水等の浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止措置等」に準じて行うものとする。

〔資料編〕

11-1 要配慮者利用施設一覧表

第6 防災意識・防災知識の普及

津波による被害防止と軽減を図るために重要なことは、市民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動と津波に対する正しい知識の習得が重要であることから、津波の特徴や危険性等の周知啓発を行い、防災知識の普及を図る。

1 市民等に対する防災啓発

市は、市民等に対し、津波災害における日頃の備えと津波発生時の的確な行動等、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の内容の周知を図る。

- ア 強い揺れや、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、同報無線放送又は防災ラジオなどを通じてあらゆる手段で入手すること。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。
- エ 津波注意報であっても、海水浴や釣り等は危険であるため行わないこと。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等が解除されるまで避難体制を維持すること。

2 津波に関する情報の周知

(1) 津波による浸水想定情報の周知

市は、津波による浸水が想定される地域について事前に把握し、これら津波災害に関する情報を地域の災害危険度を示すハザードマップ等にまとめ、市民等への周知を図る。

学校においても、津波災害に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。

(2) 避難路や避難場所の周知

市は、市民と協力し、地域別津波避難計画の作成を支援するとともに、日頃から避難路や避難場所の周知を図る。

また、高齢者、障害者等を適切に避難誘導するため、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から地域で避難行動要支援者を支援する体制の整備に努める。

学校においても、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進し、浸水が想定される地域については、地区別津波避難計画を作成し、その周知に努める。

第7 災害教訓の伝承

1 概要

一度の災害としては戦後最大の人命が失われ、人的、物的にも甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を活かし、今後の津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間経過とともに東日本大震災等の経験が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

2 資料収集及び公開

市は、他関係機関と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や文献、映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、提供元の承認等を調整したうえで、広く一般の人が閲覧できるよう公開に努める。

3 伝承機会の定期的な実施

過去の災害の脅威や体験談等語り継ぐ機会の実施等により、災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

第5節 水害の予防対策の推進

【主管部】	都市建設部、上下水道局
【関係部】	危機管理局
【関係機関】	徳島県県土整備部、徳島県東部県土整備局、各事業所

第1 趣旨

本節は、河川、下水道、水路、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止し、計画的な水害予防対策を実施するために必要な事項を定める。

第2 河川改修事業

河川水路については、常に技術的診断を加え災害時を考慮して各種の改良工事を施行することにより流域の水害防除に努めるものとする。

第3 排水対策

本市は、吉野川三角洲上に発達した都市であり、昭和20年の南海地震による地盤沈下の影響で、市街地の50%が平均満潮面以下であることに加えて、南西には市街地に近接して眉山が位置し、豪雨の際には、一挙に流出した雨水により全市域的に内水位と外水位に水位差を生じ、外水位が高くなる地形的条件下にあるところから、この条件を克服し、浸水による被害を未然に防止するため、以下の事業を行う。

1 根幹的装備

- (1) 公共下水道による整備（「資料編 13-4 公共下水道による整備」）
- (2) 都市下水路事業による整備（「資料編 13-5 都市下水路事業による整備」）
- (3) 都市浸水対策事業による整備（「資料編 13-6 都市浸水対策事業による整備」）

2 局部的整備

市単独事業による局部改良事業

第4 高潮等の対策

市内の防潮堤の護岸を整備し、水害防止を図る。

第5 危険区域の巡視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、台風襲来、集中豪雨のおそれがあるときは消防機関その他防災関係機関は、次の危険区域をはじめ、予想危険区域及び貯木場を巡視し、適当な措置を講ずるものとする。

1 重要水防区域（「徳島市水防計画」参照）

河川、港湾のうち、特に危険が予想される区域（重要水防区域）をはじめ洪水、津波又は高潮により被害を受けるおそれのある区域を常に巡視するとともに異状時においては台風情報等に基づき予め警戒員を派遣して警戒に当たるものとする。

2 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等については降雨量を勘案して予め警戒員を派遣して警戒に当るものとする。

3 排水路

第6 かんがい用水路の点検

農業用かんがい用水路及びこれらの工作物を管理する団体は、その機能を点検し災害予防措置を講ずるものとする。

第7 樋門・水門・排水機場の点検

港湾・河川等に設ける樋門・水門・排水機場の管理者はその機能を点検し、又は差戸を整備し災害時にその開閉が容易にできるように措置を講ずるものとする。

第8 水防資機材等の点検整備

水防倉庫の管理者は水防倉庫に備蓄する水防用資機材を点検し、常に活用できるよう整備しておくものとする。

第9 避難所の選定

浸水・高潮・土石流・がけくずれ・地すべりに対して安全な場所・建築物を地区毎に数箇所選定し、避難予定場所として市民に周知する。

第10 地下空間を有する施設の浸水対策

ビル地下室、地下駐車場等の地下施設（以下「地下空間」という。）に対し、集中豪雨や洪水（以下「豪雨等」という。）による浸水被害の発生や拡大の未然防止を図るための対策を推進する。

1 地下空間の実態調査

豪雨等、地下空間の浸水による災害の被害を最小限に止めるため、関係する機関の立場に応じた実態調査に努めるとともに、相互間において情報を交換する。

2 豪雨等に対する危険性の啓発

関係者に対し、豪雨等によって生じる地下空間への急激な浸水や水圧によるドアの開閉障害等の危険性を周知、啓発する。

3 豪雨等に関する情報の敏速な伝達

豪雨等に際して、関係者が適切な対応が行えるよう、豪雨等に関する情報の迅速かつ的確な伝達に努める。

4 避難体制の確立

関係者は、豪雨等に対して地下空間と地上階との連絡（連携）方法を含めた円滑な避難誘導計画の整備を図るとともに、浸水被害の発生を想定した訓練実施に努める。

5 地下空間への浸水被害の軽減

地下空間への利用が高度に発展し、浸水による災害が発生する恐れのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携した重点的な対策に努める。

第11 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設への洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の現況を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。

第12 洪水時における避難対策等の普及啓発

洪水時は、市民に対して各種の情報が伝達されるが、市民の避難行動に直結するには、市民自ら自宅の浸水する深さなど、洪水の危険性を認識することが大切である。

また、安全に避難するには、住居、勤務先及びその周辺の洪水時の状況や避難場所等を正確に把握しておく必要があることから、必要な事項を記載した印刷物である洪水・高潮ハザードマップ（令和3年3月作成予定）等を活用して、洪水時の知識や心得などの普及啓発に努める。

普及啓発事項	
避難活用状況	災害学習状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水予想と浸水深 ・ 避難の必要な地域 ・ 洪水到達予想時間 ・ 避難情報等の伝達手段 ・ 避難所の位置 ・ 避難方法等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害に関する心得 ・ 避難時の持ち物 ・ 水害への備え ・ 気象情報等に関する知識 ・ 洪水予報等に関する知識 ・ 緊急連絡先等

〔資料編〕

- 1 3-4 公共下水道による整備
- 1 3-5 都市下水路事業による整備
- 1 3-6 都市浸水対策事業による整備

第6節 土砂災害等の予防対策の推進

【主管部】	都市建設部
【関係部】	危機管理局、消防局
【関係機関】	徳島県県土整備部砂防・気候防災課、徳島県東部県土整備局

第1 趣旨

本節は、災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び発生を予測するシステムの整備を行い、市民の安全確保に努めるための対策について必要な事項を定める。

第2 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものとする。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の地形、地質及び対策施設設置状況等については、県が基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行うものとする。

2 指定区域内での開発規制

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について規制を行うとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行うものとする。

3 警戒避難体制の準備

- (1) 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項について定めるものとする。
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について定めるものとする。
- (3) ハザードマップ等を活用し、土砂災害に係る避難訓練を年1回以上実施するものとする。
- (4) 警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めるものとする。

4 住民に対する周知

警戒区域にある住民に対し、円滑な警戒避難を確保するため、必要な事項を記載した印刷物である土砂災害ハザードマップの配布や、その他の必要な措置を講じて周知を図る。

5 要配慮者利用施設等の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 土砂災害防止法第8条の2に定めるとおり、土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設として定められた当該施設の所有者又は管理者は、避難訓練その他当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、徳島市長に報告するとともに、この計画の定めるところにより避難訓練を行い、その結果を徳島市長に報告しなければならない。
- (2) 要配慮者利用施設については、「資料編 11-1 要配慮者利用施設一覧表」を参照のこと。
- (3) 避難確保計画の作成・受領については、「第6編 風水害応急対策 第3章 風水害避難等対策 第1節 洪水等の浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止措置等」に準じて行うものとする。

第3 土石流対策（砂防対策）

- 1 国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- 2 県は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。
- 3 市は、関係機関と協力し、土砂災害警戒区域等（土石流）について、その危険性の把握と周知に努める。また、発災時に、避難を円滑に行うことができるよう、避難所、避難経路の設定等を行うとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、関係住民及び自治会等に対し周知する。
- 4 市は、土石流による災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難を行うことができるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。また、大規模災害発生直後の災害又は余震などを原因とする二次的な災害による人的被害を未然に防止するため、該当区域の住人に対し、「地震即避難」を周知、徹底する。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

第4 地すべり対策

- 1 国土交通大臣は、多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- 2 県は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。
- 3 市は、関係機関と協力し、土砂災害警戒区域等（地すべり）について、その危険性の把握と周知に努める。また、発災時に、避難を円滑に行うことができるよう、避難所、避難経路の設定等を行うとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、関係住民及び自治会等に対し周知する。
- 4 市は、地すべりによる災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。

- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難を行うことができるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。また、大規模災害発生直後の災害又は余震などを原因とする二次的な災害による人的被害を未然に防止するため、該当区域の住人に対し、「地震即避難」を周知、徹底する。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

第5 急傾斜地崩壊対策

- 1 県知事は、がけ崩れ等の災害を未然に防止し、急傾斜地の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）を指定する。
- 2 県は、急傾斜地崩壊危険区域において、一定の行為を禁止・制限するとともに、崩壊防止工事等を実施する。また、市においても、県と協力のもと、必要な崩壊防止工事等を実施する。
- 3 市は、関係機関と協力し、土砂災害警戒区域（急傾斜）について、その危険性の把握・周知に努める。また、発災時に、避難を円滑に行うことができるよう、避難所、避難経路の設定等を行うとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、関係住民及び自治会等に対し周知する。
- 4 市は、急傾斜地の崩壊によるがけ崩れ等を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難を行うことができるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。また、大規模災害発生直後の災害又は余震などを原因とする二次的な災害による人的被害を未然に防止するため、該当区域の住人に対し、「地震即避難」を周知、徹底する。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。
- 7 市は、「急傾斜地崩壊危険区域」が「災害危険区域」（建築基準法第39条第1項、建築基準法施行条例第3条第1項第1号）に位置づけられていることから、建築確認に係る申請書受理の機会等をとらえ法律遵守の啓発を行うものとする。

第6 山地に起因する災害危険地（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の対策

近年、山地の崩壊・土石流・地すべり等の「山地災害」が、台風や集中豪雨に伴って多発し、人命・財産に深刻な被害をもたらしている。県が、山地災害が発生するおそれのある地域を、林野庁が定める調査要領に基づき判定したものを、山地に起因する災害危険地としている。

予想される災害の形態により区分されており、山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区を「山腹崩壊危険地区」として、山腹の崩壊や地すべり現象によって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区を「崩壊土砂流出危険地区」としている。県はこれら危険地区のマップを作成するとともにホームページで位置を公開し周知を図る。市は、住民に山地災害危険地の情報の周知を図り、集落の実態と危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、県や山地防災ヘルパーと連携して定期的なパトロールを実施する。

特に、山地災害危険地内にある指定避難所・指定緊急避難場所・要配慮者利用施設については重点的に実施する。また、関連する避難経路・迂回路となる道路の保護についても配慮する。

さらに、山地災害を未然に防止するため、治山事業による防災対策を推進するよう県に働きかけるとともに、実施に協力するものとする。

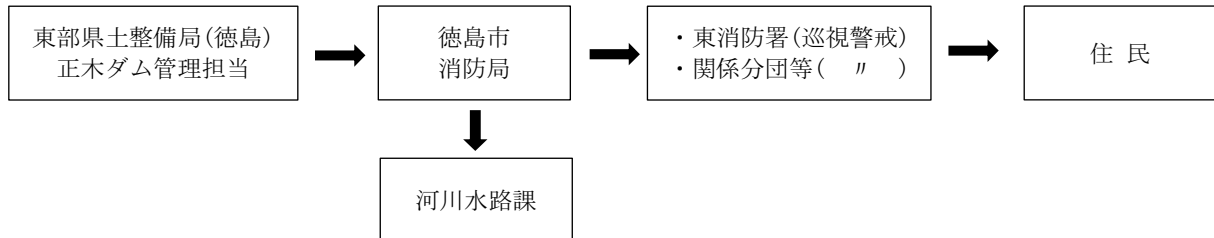
第7 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合、市は、対象となる地域住民等に対し速やかに情報を伝達し周知するものとする。（第6編 風水害応急対策 第3章 風水害避難等対策 第2節 土砂災害警戒区域等の警戒、避難体制に関する計画）参照）

第8 正木ダム放流に対する災害予防

1 放流に関する通知及び態勢

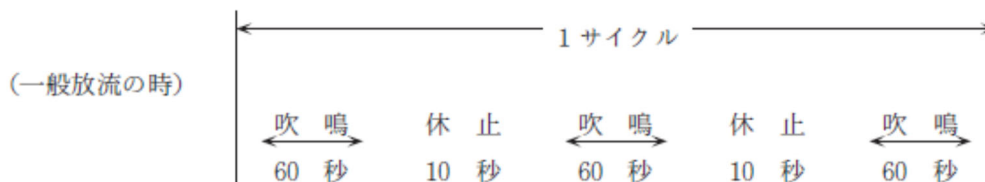
放流に関する災害、危害の予防措置として、徳島県東部県土整備局（徳島）正木ダム管理担当から特にこの旨の通知に接したときは、市は直ちに警戒体制をとるほか、東消防署、関係分団及び河川水路課等へ連絡するものとする。



2 一般に対する警報（徳島県東部県土整備局（徳島）正木ダム管理担当）

ダム地点から徳島市津田本町までの勝浦川の区間について別表に掲げる警報所からサイレン又はスピーカーにより、少なくとも放流開始の約30分前に行われる。

(1) サイレンの吹鳴方法



(予備放流の時) 上記吹鳴を3回行う。

(2) 警報車による警報（徳島県東部県土整備局（徳島）正木ダム管理担当）

ダム地点から河口までの各地点において、水位の変動が生じる約30分前に行われる。警報車のスピーカーによりダムから放流開始の時期等を一般に周知される。

(別表) サイレン警報所

警報所名	所在地	吹鳴機器	出力	摘要
長 柱	徳島市飯谷町上里	スピーカー	100W	
飯 谷	〃 飯谷町下里	サイレン及びスピーカー	3.7KW、100W	
上沖野	〃 飯谷町下沖野	スピーカー	100W	
下沖野	〃 飯谷町高良	サイレン及びスピーカー	5.5KW、100W	
多家良	〃 多家良町野上	スピーカー	100W	
西 原	小松島市田浦町中西	サイレン及びスピーカー	7.5KW、100W	
田 浦	〃 田浦町広貞	スピーカー	100W	
丈 六	徳島市丈六町森の木	〃	100W	
敷 地	〃 勝占町外敷地	〃	100W	
向江田	小松島市江田町沖須賀	サイレン及びスピーカー	7.5KW、100W	
大 原	徳島市大原町野神	スピーカー	100W	
雑 賀	〃 雑賀町北開東	〃	100W	
大 江	〃 論田町和太開	サイレン及びスピーカー	5.5KW、100W	
津 田	〃 津田本町	〃	3.7KW、100W	

注 1 操作は徳島県東部県土整備局（徳島）正木ダム管理担当から無線で行う。

2 サイレン …………… サイレン吹鳴

3 スピーカー …………… 放送及び擬似音

[資料編]

- 1 1 - 2 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 1 1 - 3 地すべり防止区域一覧表
- 1 1 - 4 山地に起因する災害危険地一覧表
- 1 1 - 5 砂防指定地 3 8 箇所
- 1 1 - 6 土砂災害警戒区域等一覧表

第7節 危険物施設等災害の予防対策の推進

【主管部】	消防局
【関係機関】	各危険物等取扱事業所、徳島県危機管理環境部

第1 趣旨

本節は、地震時において火災等が発生した場合、危険物及び高压ガス等、その貯蔵・取扱施設は、取り扱う物質の性格上周圍に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を発生させるおそれがあることから、関係機関及び関係団体とともに、事業所の自主保安管理体制の充実などの安全確保対策を図るための必要な事項を定める。

第2 危険物の災害予防

消防法に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示及び運用指針等によるほか、総務省消防庁、県危機管理環境部消防保安課及び県下各消防本部等と協調し、市内における危険物施設関係者はもとより、新町川防災連絡会及び今切防災連絡会等とも緊密な体制を整えるなど、災害予防の推進を図る。

1 立入検査等の実施

各危険物施設について、その位置、構造及び設備並びに管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを検査するとともに、不備欠陥事項については、即時改善を図るよう指導する。

2 防災教育及び指導

県が実施する危険物取扱作業の保安に関する講習会の受講を勧めるとともに、関係法令の改正及び災害事例の研究を基に、各種災害を想定して、人員、資機材等の有効活用による実災害に即した訓練指導を行う。また、必要に応じて、関係者に対して説明会・実務研修会を開催する。

3 自衛消防力の強化

地震発生時における都市機能の麻痺、特に道路の寸断その他の障害によって、消防隊の遅延又は到達不能の場合も予測されるため、危険物施設の集中する区域においては、自衛消防力の強化と消火剤の共同備蓄について防災関係組織を通じ促進する。

4 危険物火災の対策

危険物については、消火が困難なため、周囲に被害が及ばないよう安全に燃焼させなければならないことから、燃焼物が流出・拡大するおそれがある場合は、乾燥砂をもって場所を限定し、消火剤によって消火する。

なお、この種の危険物を取扱う事業所に対しては、適応する消火剤及び乾燥砂を備蓄させるものとする。

5 化学消防力の整備及び消火剤等の備蓄

引火性液体及び化学薬品等に対する消火活動の充実を図るため、消防局において化学消防車及び化学消火剤等の整備、備蓄を図る。

なお、化学消防力等の現行整備状況は、次のとおりである。

図表 化学消防力の整備状況

種別	数量	配置場所・内訳
化学消防車	1台	川内分署
耐熱服	12着	東署5着、川内分署4着、西署3着
化学防護服（陽圧・密閉）	38着	東署22着、西署16着

第3 自衛消防隊の編成等

地震時には、消防隊の到着が遅延、又は到達不能となることも予想されるので、各事業所は、新町川防災連絡会及び今切防災連絡会等、企業間の相互応援体制の整備に努めるとともに、各事業所内における自衛消防隊の充実・強化に努める。

1 自衛消防隊の編成

- (1) 消防法令に基づき自衛消防隊が編成されている事業所は、迅速な応援活動を行うため、地震時の自衛消防組織の拡充・強化に努める。
- (2) 前記に該当しない事業所においては、消防法令に準じて編成するよう努めるものとする。

2 資機材の整備等

自衛消防隊の防災活動に際して必要と考えられる主な資機材等は、次のとおりである。

- (1) 必要な資機材等
 - ア 小型動力ポンプ
 - イ 消火剤
 - ウ 大バール
 - エ 大ハンマー
 - オ カケヤ
 - カ のこぎり等
 - キ 消火器
 - ク トランシーバー（多チャンネルが望ましい）
 - ケ 発電機一式
- (2) 消防水利
各事業所は、40 m³以上の水源を確保することが望ましい。

第4 高圧ガス・液化石油ガス・毒物・劇物の災害予防

1 立入検査等の実施

監督官庁の協力を得て、消防法第4条に基づく立入検査を重点的に実施し、危険な管理状態の改善について指導するほか、徳島市火災予防条例に基づき、火気使用設備、電気設備等の位置及び火気使用器具の取扱等管理を徹底させるとともに、消防法第9条の3に基づく高圧ガス、液化石油ガス、毒物、劇物の貯蔵・取扱の届出を遵守させ、その対策を検討する。

2 建築同意時の指導

建築同意の段階において、防火上の欠陥、消火活動を行う場合に予想される障害を除くよう指導する。また、その他の消防用設備等の適正な設置について指導する。

3 消防計画の指導

消防法第8条に基づく消防計画の作成について、防火対象物の実態並びに高圧ガス、液化石油ガス、毒・劇物等の量及び危険性を考慮した指導を行う。

4 自主保安指導

災害時の自主保安管理体制の強化及び実践的な防災訓練の実施を指導する。

第5 放射性物質の災害予防

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国及び関係事業者において、公衆に影響が及ぶような災害が発生しないよう対策がとられている。しかし、放射性物質の特殊性を考慮し、万一の場合に備えて、国の指導・助言を得て予防対策を行う。

1 放射性物質取扱業者等の安全管理

(1) 放射性物質防災体制の整備

放射性物質の取扱業者及び運搬業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置を講じるものとする。また、放射性物質取扱業者等は、その従事者に対して防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、市及び県との連携体制の確立に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期する。

(2) 放射性物質の漏えい時等における体制の整備

放射性物質取扱業者等は、放射性物質取扱事業所等（事業所外での輸送中を含む。）における地震等による放射性物質の漏えい等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応・措置が取ることができるよう、あらかじめ次の事項を含む体制等の整備に努める。

- ア 消防機関、警察等への連絡体制
- イ 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- ウ 放射線防護資機材の整備
- エ その他の必要な事項

2 市の防災体制の整備

- (1) 放射性物質等の事故発生時における消防活動体制の整備
放射性物質等による事故が発生した場合は、消防体制及び警防活動について定めた「放射線施設及び放射性物質輸送事故時の消防対策」により、災害時における円滑な運用を図るとともに、消防隊の被爆防止等を目的とした、消防活動体制の整備に努める。
- (2) 放射性物質取扱事業所等の把握
放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の実態把握に努める。

3 放射性物質取扱事業所等に対する指導

放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等に対し、次の事項について指導する。

- (1) 消防用設備等の設置及び施設・機械類の自主点検整備等による、自主保安体制の整備
- (2) 従業員等に対する防災教育及び各種訓練の実施
- (3) 自衛消防組織の強化
- (4) その他必要な事項

第6 複合災害予防

関係防災機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

〔資料編〕

- 1 2 - 1 化学消火薬剤保有事業所一覧表
- 1 2 - 2 高圧ガス大量保有事業所一覧表
- 1 2 - 3 毒物・劇物製造事業所一覧表
- 1 2 - 4 放射性同位元素等使用事業所一覧表

第8節 大規模停電・通信障害への備え

【主管部】	危機管理局、財政部
【関係機関】	徳島県 危機管理環境部・各部関係各課、防災関係機関等

第1 趣旨

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。このため、次により各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

第2 知識の普及・啓発

市は、あらゆる機会を通じて、市民等に対し大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努めるものとする。例示としては次のとおりとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) A T Mやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

第3 事前予防のための取組

市は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県、電気事業者及び電気通信事業者と相互の連携の拡大に努めるものとする。

第4 業務の継続に向けた取組

市は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、L Pガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に、県、防災関係機関及び企業等と連携して努めるものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第5 非常用電源等のリスト化

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第6 訓練の実施

市は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策・復旧対策

第1節 業務継続体制の整備

【主管部】	各部局
【関係機関】	各関係機関

第1 趣旨

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、広域的な応援・受援体制を確立するために必要な事項を定める。

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、県及び市町村自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、市は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

本節では、市は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を構築するために必要な事項を定める。

第2 内容

市は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、「徳島市業務継続計画（BCP）」を策定・運用する。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

また、「徳島市業務継続計画（BCP）」に定めた首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等の内容をもとに、着実に業務継続を図ることができるよう、必要資源の確保や訓練・研修等を実施する。

第2節 広域応援・受援体制の整備

【主管部】	危機管理局
【関係部】	各部

第1 趣旨

本節は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、広域的な応援・受援体制を確立するために必要な事項を定める。

第2 内容

1 応援体制の整備

(1) 基本的な考え方

救援物資の送付等のほか、速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について検討する。

また、職員を派遣する場合には、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるとともに、健康管理・マスク着用等の感染症対策を行う。

(2) 応援の内容

以下のとおりとする。

- ア 見舞状の送付
- イ 見舞金の寄贈
- ウ 情報の提供
- エ 救援物資の送付
- オ 職員の派遣
- カ 地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣
- キ 相談による支援
- ク その他の支援

(3) 先遣職員の派遣

危機管理局長は、被災地の災害状況を把握する必要があるときは、被災地へ危機管理局又は他の関係部の職員を緊急に派遣する。

【派遣基準】

- ① 日本付近において震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大きな被害発生が予測される場合
- ② 風水害等により大きな被害発生が予測される場合

【活動内容】

- ① 現地での被災状況の把握
- ② 被災自治体の災害対策本部等連絡窓口の確認
- ③ 災害支援メニューの被災自治体への提供及び現地での支援ニーズの把握
- ④ 現地までの交通状況の調査、現地支援活動拠点の選定

(4) 支援の検討

危機管理局長は、救援物資の送付、職員の応援、地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣のいずれかを含む支援の必要があると認める時は、速やかに「災害支援検討会議」を招集する。この災害支援検討会議のメンバーは以下のとおりとする。ただし、災害の種類により追加することができる。

【災害支援検討会議メンバー】

市長部局の各副部長、病院局次長、上下水道局次長、交通局次長、教育委員会次長、消防局次長

災害支援検討会議は、報道機関や先遣職員等の情報を参考に、① 被災自治体等からの支援要請の内容、② 被災の程度、③ 被災地までの距離、④ 被災自治体と本市との関係（応援協定の有無等）等を考慮し、支援の可否及び支援内容を協議する。

災害支援検討会議は、広域応援の内容が長期・大規模になる等、全市的な支援体制が必要と判断した場合、市長を本部長とする「徳島市広域応援対策本部」（組織形態・運用等は徳島市災害対策本部の規定を準用）を設置し、速やかに移行する。

(5) 支援の決定

危機管理局長は、災害支援検討会議の協議結果を市長に報告し、市長はそれをもとに支援の要否及び支援内容を決定する。ただし、緊急に災害支援検討会議が開催できない場合には、市長は危機管理局長の情報を参考に支援の要否及びその内容を決定する。

(6) 救援物資の送付

経済部等は支援の決定に基づき、被災地のニーズに応じた救援物資を速やかに送付する。その際、被災地の状況及び本市内の備蓄状況に応じて、流通からの調達により送付するか、災害用備蓄を活用するかを選択する。

(7) 職員の派遣

職員の応援に当たっては、原則として、本市が支援に関する宿泊先の確保、食料の調達、経費支出等を行う自己完結型とする。

応援職員は、被災自治体の災害対策本部と協議のうえ、地元の意向に沿った支援を行う。

職員の選定に当たっては、災害の特性等を考慮した選定に努めるものとする。

大規模な災害において相当数の職員を派遣した場合には、応援職員を支援するために、現地の活動拠点に連絡室を設置し、危機管理局の職員を常駐させ、庶務的な事務を担当させる。

応援職員等は、各所属に現地活動の状況を報告する。

報告を受けた応援職員の各所属は、支援活動状況報告の写しを危機管理局に送付する。

(8) 地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣

地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向を踏まえ、その内容を決定する。

(9) 広報

報道への資料提供については、危機管理局又は支援を実施した各々が、支援実施後速やかに行う。ただし、支援が複数の部にまたがる場合は、危機管理局が取りまとめる。

2 受援体制の整備

(1) 基本的な考え方

円滑に他の市町村、国、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について「徳島市災害時受援計画」を定めるとともに、他の市町村、国、県、防災関係機関等と連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

(2) 受援計画の発動時期

「市内で震度6弱以上の地震発生」の場合には、計画を自動的に発動することとし、「市内で震度5（強・弱）の地震発生」の場合には、災害対策本部会議で発動時期について検討する。

(3) 応援受入本部

応援受入を効率的に行えるよう、応援受入の総合的窓口として「応援受入本部」を災害対策本部内に設置し、外部からの問合せ先を明確にし、一元化する。

【主な役割】

- ① 応援自治体や企業・NPO等民間からの連絡を最初に受ける総合的窓口
- ② 担当部が不明確な業務について、関係する各部への取次ぎ
- ③ 応援自治体・機関の「現地支援本部」との連絡調整

【災害対策本部との連携内容】

- ① 定期的な全体調整会議の開催
- ② 応援受入に伴う業務間における調整
- ③ 各部からの要請に基づく応援要請
- ④ 宿舎・野営地など各部間における資源の調整
- ⑤ 被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信

(4) 受援シート・業務フロー

受援シートは、受援対象業務ごとに、受入れに必要な事項や支援する側に事前に周知しておく事項などを記載したものである。記載項目は、以下のとおりである。

- ① 業務の詳細な内容を定めたマニュアル
- ② 応援者の行う具体的業務
- ③ 応援者に求める具体的な職種・必要資格・経験等
- ④ 指揮命令者・受援担当者
- ⑤ 用意する資機材や主な活動スペース
- ⑥ 活動体制（1日の流れ）

3 相互応援

「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、情報の共有を図るとともに、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結し、次に掲げる広域応援の実施に必要な条件整備に努める。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出及び救護、防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 災害応急活動等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員及び情報収集、連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) その他特に要請のあった事項

第3節 情報収集及び伝達体制の整備

【主管部】	消防局、危機管理局
【関係機関】	徳島県、西日本電信電話(徳島支店)

第1 趣旨

本節は、大規模災害時に被害情報、応急対策情報などの各種情報量の増大に対応するため、情報伝達に不可欠な通信設備等の確保及び整備拡充を図るとともに、通信体制の強化を推進するために必要な事項を定める。

第2 無線通信設備等の整備状況

大規模災害時における情報の収集、伝達を迅速的確に行うとともに、市民に対する災害情報の伝達手段として無線通信設備等の整備を次のとおり進めている。

1 防災行政無線

(1) 移動系

主として本庁舎とコミュニティセンター間をデジタルMCA無線系で、避難所となる学校等との間をアナログ400MHzの防災行政無線系で構成している。また、不感地帯となる勝占、多家良、一宮及び入田地区のコミュニティセンター等は衛星電話で補完し、市内全域をカバーしている。

(2) 同報系

同報系は、津波警報をはじめとする重要な防災情報を高機能消防指令センターや市災害対策本部からの遠隔操作によって「屋外拡声子局」（屋外に設置した防災スピーカー）のサイレンや非常放送によって地域に情報伝達するシステムである。

平成18年度から平成20年度の間において同報無線設備の整備を完了するとともに、平成20年度には、全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備し、自動起動装置と連動させ、平成21年度から運用を開始している。

また、平成25年度から整備を開始した「徳島市防災ラジオ」は同報無線設備の統制台から地域コミュニティFM局である「エフエムびざん」に割り込み、緊急放送を行うもので、平成26年度から運用を開始している。

・設備の概要

デジタル式60MHz帯の電波を使用する防災行政無線（同報系）

- ・統制台 1 高機能消防指令センター
- ・遠隔制御装置 1 市役所南館5階 災害対策連絡室
- ・中継局 1 西消防署
- ・再送信子局 1 東消防署川内分署
- ・屋外拡声子局 48

2 消防通信施設

現行システムの老朽化及び消防救急無線のデジタル化移行により、消防救急デジタル無線の統制波・主運用波（平成25～26年度）と活動波（平成26～28年度）の整備を行い、南海トラフ地震の広域かつ大規模な災害が発生した場合における本市消防及び県内消防相互応援並びに他府県からの広域応援受援時における通信体制の強化を図っている。

なお、現況における消防通信施設の整備状況は次のとおりである。

- (1) 高機能消防指令センター（平成28年度運用開始）
- (2) 消防救急無線（デジタル方式）

種 別	局	東消防署	西消防署	消 防 団	合 計	
基 地 局※	1	0	0	0	1	
陸上移動局	卓 上 型	2	6	3	0	11
	車 載 型	8	27	15	24	74
	携 帯 型	13	34	20	24	91
署活動用（アナログ式）	11	39	26	48	124	

※基地局は、眉山山頂に設置

※系統図については、「資料編 5-9 消防局と防災関係機関との通信系統図、5-10 消防通信系統図、5-11 消防局と各地区・住民との通信系統図」を参照。

3 徳島県総合情報通信ネットワークシステム

災害発生時における、市及び県並びに関係機関等を結ぶ無線通信網として設置されている。平常時は、行政無線として無線電話機相互間で活用ができる。衛星ファクシミリについても気象情報、災害情報等に利用されている。

4 徳島県災害時情報共有システム

Lアラート（災害情報共有システム）と連携しており、ICTを活用して災害時の避難情報の発令など地域の安心・安全に関するきめ細やかな情報の発信を簡素化・一元化し、テレビ、ラジオなど様々なメディアを通じて、市民に迅速かつ効率的に提供している。

5 高所カメラ

災害発生時の火災、建物、交通状況の迅速な把握は、初動体制の確立、早期の広域的応援体制の確立に必要な映像による情報が入手できる高所カメラを活用し、情報収集の充実、強化を図る。

6 災害時優先電話（NTT）

災害発生時においては、有線及び無線通信とも混乱することが予測され、通信統制も考えられる。このため、通信設備の補完的役割及び情報収集能力の向上を目指し、災害対策連絡所となるコミュニティセンター及び避難施設となる小・中学校等へ災害時優先電話の配置を推進する。

7 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

津波や地震など対処に時間的な余裕がない事態が発生した場合に、消防庁（国）から通信衛星を通じて全国へ緊急情報を配信するシステムで、自動起動装置を用いて同報無線設備を運用しサイレン吹鳴や非常放送などにより、いち早く市民への情報伝達を図る。

8 エリアメール・緊急速報メール

エリアメール・緊急速報メールとは、携帯電話を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、徳島市が配信する災害・避難情報など、緊急かつ重要な情報を、NTTドコモが提供するエリアメールサービス、KDDI、ソフトバンクモバイル及び楽天モバイルが提供する緊急速報メールサービスを利用し携帯電話に配信するもので、市民及び事業者に対する災害情報伝達の多重化を推進する。

9 徳島市防災ラジオ

コミュニティFM局（エフエムびざん）と協定を結び、同報無線設備からの緊急速報を自動で受信する緊急告知機能付ラジオを導入し、市民及び事業者等に対する災害情報伝達の多重化を推進する。

10 災害情報案内サービス

火災や救助等の災害発生時の情報や、同報無線設備から発信された緊急情報を音声合成装置で作成した音声により発信し、市民に対する災害情報伝達の多重化を図る。

11 NET119緊急通報システム

聴覚障害者及び言語障害者が携帯電話やスマートフォンから文字により容易に119番通報が可能となるNET119緊急通報システムの普及を図り、登録者からの緊急通報のみならず、同システムのメール機能を活用し地震、津波、避難等の情報伝達を図る。

12 エフラインシステム（要配慮者利用施設への情報伝達システム）

予めメールアドレスの提供を受けた要配慮者利用施設に対して、本市ファクシミリからの一斉通信によって、避難情報の発令等の伝達情報を記した画像データを施設メールアドレスに送信することにより、円滑・迅速な災害情報の伝達を図る。

第3 通信設備の整備、機能確保

1 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線及び無線通信設備の機能を維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、地震時に備え機器類の転倒防止及び予備電源を確保する。

2 同報無線設備等の維持管理

各種気象警報や避難情報の発令等の重要な防災情報を市民に迅速に伝達するため、同報無線設備及び全国瞬時警報システム（Jアラート）並びに徳島市防災ラジオの緊急割り込み装置等の通信施設の維持管理を行い、迅速かつ的確な情報伝達体制を確保する。

第4 新たな通信システム等の整備

災害情報の正確かつ迅速な収集は、発災後の被害状況の分析及びそれに基づく的確な災害応急対策を実施するうえで、必要不可欠である。また、東日本大震災において市民等に対する災害情報伝達の在り方が重要課題であると再認識されたことを踏まえ、防災行政無線のデジタル化を始めとした災害情報伝達手段の多重化・多様化及び新たな通信システム等の導入について研究・検討を行い、適切な災害関連情報の収集・提供等に努める。

1 パソコンを活用した通信ネットワークの整備

災害対策本部及び避難所間における避難情報等の収集、集計及び災害情報の伝達のため、小中学校に設置されているパソコンを活用した情報収集、伝達ネットワークの整備を推進する。

2 ファクシミリ斉送信装置の整備

避難所その他公共施設等に設置されているファクシミリ送受信装置に対し、災害対策本部からの一斉送信装置の導入を図り、災害対策本部からの指示及び情報伝達の迅速化を推進する。

3 インターネットの活用

災害情報や生活情報等の提供・収集のため、インターネットの活用を図る。特に、SNS等を活用した情報発信、情報収集について調査・研究していく。

4 NTT災害用伝言ダイヤルサービスの「171」及び災害用ブロードバンド伝言板サービス「web 171」の活用

大規模災害が発生した場合、状況に応じNTTが災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド「web 171」のサービスを開始する。

(1) 災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法は、次のとおりである。

- ア 171にダイヤルする。
- イ ガイダンスが流れる。
- ウ 録音の場合 1をダイヤルする。
再生の場合 2をダイヤルする。
- エ ガイダンスが流れるので、安否確認したい人（家）の電話番号を市外局番からダイヤルする。
- オ 引き続き、ガイダンスに従って進む。

(2) 災害用ブロードバンド伝言板「web 171」の利用方法は、次のとおりである。

- ア インターネット上で <https://www.web171.jp> にアクセスする。
- イ 登録又は閲覧の画面が表示される。
- ウ 安否確認したい人（家）の電話番号を市外局番からダイヤルする。
- エ 画面の指示に従って、登録又は閲覧する。

[資料編]

- 5-7 災害時優先電話設置場所
- 5-9 消防局と防災関係機関との通信系統図
- 5-10 消防通信系統図
- 5-11 消防局と各地区・住民との通信系統図

第4節 消防体制の整備

【主管部】 消防局

第1 趣旨

本節は、様々な火災の発生及び延焼拡大を防止するとともに、被害の軽減を図るための予防対策について必要な事項を定める。

第2 住宅防火対策

住宅からの出火防止及び高齢化社会における住宅火災による焼死者の低減を図ることを目的とした住宅防火訪問を行い、住宅防火診断による住宅の防火安全性の確保、住宅の防火意識の啓発及び住宅用火災警報器等の住宅防災機器の設置・維持管理の推進を図るとともに、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織及び消防団等とも連携し、地域の隣保協同体制と連帯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを目指し住宅防火の徹底を期するものである。

「住宅防火診断」については、居住者が自宅の防火対策を具体的に認識できるようにするため、住宅防火診断実施要領に基づき実施するもので、各住宅の家族構成や火気使用設備の使用実態等から防火安全性の現状を評価するとともに、防火対策を実施した場合の効果を示すことにより、防火意識の啓発に有効である。

1 目標

建物火災のうち一般住宅からの出火が半数以上を占めていること及び高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い現状にあることから、将来にわたり、出火防止の徹底及び住宅火災による焼死者の大幅な低減を図ることを目的とし、市内に居住する75歳（毎年4月1日を基準日とする）の単身高齢者世帯を対象として実施する。

2 実施内容

(1) 避難行動要支援者の居住する世帯

高齢者及び身体障害者等は、成人健常者と異なり、災害時の迅速かつ的確な避難行動をとることが困難であり、核家族化が進み、さらに高齢化が進むにつれ、単身・寝たきり等の高齢者世帯の増加が予測され、日常生活での火気取扱い、出火時の避難行動等全ての面において危険性が大きくなることが懸念されることから対象住宅を防火訪問する。

(2) その他の一般住宅

各種防火行事等の機会をとらえ実施する。

第3 大火災等に対する災害予防対策

異常気象又は核燃料物質、放射性同位元素、火薬、都市ガス等大災害となるおそれのある火災等を予防するため、次の事項について措置するものとする。

1 火災警報の発令

(1) 発令の条件

「第6編 風水害応急対策 第2章 気象情報、警報等の収集・伝達 第2節 気象情報、警報等の種類及び内容」参照。

○火災気象通報

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方气象台が徳島県知事に対して通報し、徳島県を通じて徳島市や徳島市消防局に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

（発表基準）

「乾燥注意報」基準（実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下）と「強風注意報」基準（平均風速12m/s以上）と同一。

○火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

(2) 警戒措置

消防機関は火災警報が発令されたときは装備、資機材等を点検整備、要員を増強する等、警防体制を強化し大火災の防ぎよ活動に対応できる措置を講じるものとする。

(3) 広報

火災警報発令の広報については、「第8編 災害応急対策共通 第2章 災害情報等の収集・伝達 第3節 広報・広聴」に基づいて行うほか、次によるものとする。

ア 関係官公署・特殊防火対象物の防火管理者に協力を求める。

イ サイレン・警鐘・吹流し・掲示板を利用する。

2 核燃料物質・放射性同位元素・危険物等の災害予防

消防機関は、次の物質の製造所・貯蔵所・取扱所及び販売所における貯蔵又は取扱いの実態を把握し、適切な消防体制の確立に努めなければならない。

(1) 核燃料物質・放射性同位元素

(2) 大量の危険物（消防法別表に掲げる危険物）

(3) 大量の火薬類

(4) 大量の圧縮アセチレンガス及び液化石油ガス

(5) 大量の毒物・劇物

(6) その他重大な災害を発生するおそれのある物質

3 都市ガスの災害予防

ガスに関する各種災害の防止と保全対策を図るため次の事項について措置を講ずるものとする。

(1) 現状の把握

ガス会社等と常時連絡を保ち、ガス導管（地下埋設）の存在状況等（「資料編 14-1 都市ガス供給区域等概略図」参照）の把握に努める。

(2) 工事内容等の周知及び応急対策の打合せ

漏えい、流出等の事故を生ずるおそれのある道路工事については関係者に対して予め工事計画書工程表等の提出を求め、当該工事内容を周知するほか関係者との間に事故発生時における応急措置を検討すること。

(3) 点検及び指導

工事の進行に応じ上記(2)によって検討された火災予防（事故防止）の措置について随時点検及び指導を行う。

(4) 訓練の実施と習熟事項

事故発生に備え、次の事項について実施計画をたて当該計画に基づく指導及び関係者を含めた訓練を行い、その実行に習熟しておくこと。

ア 消防法第23条の2の規定に基づく火災警戒区域の設定について方法手段の範囲、関係機関との連絡方法及び内容

イ 工事現場の移動するものはその状態に応じた火災警戒区域設定についての配慮

ウ 市民の火気使用禁止についての周知方法

エ 立入規制及び避難誘導に関する方法

オ 火災発生時における防ぎよ活動

(5) 消防活動上の装備

消防活動に備えて、ガス検知器・呼吸器具等の装備について十分な準備を行っておくこと。

4 地理・水利及び特殊消防対象物の把握

火災発生に備え管轄区域内の地理及び水利状況等について常に次の調査を実施する。

(1) 道路状況の把握

(2) 消防署所から管轄区域の末端部に至る距離等の調査

(3) 消防水利の位置、種別、使用価値及び範囲等の調査

- (4) 特殊消防対象物の位置、構造等の調査
- (5) 消防水利簿の整備及び図面の作成
- (6) その他消防活動に必要な地理の調査

5 他市町村等との応援体制

徳島県広域消防相互応援協定に基づく諸活動を円滑に行うため、応援消防力及び応援特殊装備等について、資料交換するなど実態把握に努める。

第4 地震火災に対する災害予防対策

地震時の火災は、同時に多数の地点で発生するおそれがあり、消防力が分散することにより、その機能を十分に発揮できないことが予測される。このため、市民及び事業所等による出火の防止並びに延焼に至らないための初期消火が重要であることから、この点を重視し地震時に火災を防止するための予防対策を行う。

1 一般家庭に対する防火意識の向上

火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、感震ブレーカーなど住宅用防災機器等の普及及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

啓発活動については次の方法により実施する。

- (1) 広報紙による啓発
- (2) 防火講習会及び防災指導等における啓発
- (3) 火災予防運動週間等における啓発
- (4) パンフレット等による啓発

2 消火訓練の実施

地震時の火災による被害の防止、又は軽減を図るためには、市民の防災行動力を高め、初期消火の徹底を図る必要がある。このため、防災訓練等の機会を利用して、実際に消火器を使った消火訓練を実施し、初期消火の方法の習得を図る。

3 防火クラブ・自主防災組織などの指導

防火クラブ・自主防災組織の指導者等に対し、出火防止及び初期消火方法等について、リーダー研修会・防災訓練等を通じて指導及び講習を行う。

4 防火管理者の育成と指導

- (1) 防火管理講習会等の実施

防火管理者制度は、自主防火管理体制の確立の点から重要な制度であり、防火管理者講習会等を関係団体と連携して実施し、その育成を図る。

- (2) 防火管理に係る消防計画の指導

防火管理者が作成する防火管理に係る消防計画については、内容の充実した実効ある計画となるように指導するとともに、届出後においても、適宜見直しを行い実態に即したものとなるよう指導する。

5 危険物取扱者の指導

危険物取扱者を対象に、危険物施設の適正な維持管理、危険物の貯蔵、取扱い及び自主保安管理を強化するため、関係法令の改正及び災害事例の研究等についての説明会、又は実務研修会を必要に応じて実施する。

6 消防設備士等の指導

消防設備士及び消防設備点検資格者は、消防用設備等の設置・維持管理を担うものであることから、消防用設備等の事業を営む者に対しては、着工届及び点検結果報告等の受理審査を通じて、消防用設備等の設置及び維持管理等についての指導を行う。

7 事業所に対する指導

- (1) 防火講演会等の開催

各事業所の従業員を対象に防火講演会等を開催し、防火思想の普及と啓発を行う。

- (2) 消防訓練等の指導

特定防火対象物の避難訓練及び防火対象物の消防訓練を促進するとともに、消防計画の運用及び消防用設備等の整備についての指導を行う。

8 自衛消防力の強化

地震時の同時多発火災に対しては、消火活動は路上障害物によって阻害されるところが大きく、消防力にも限界があり、会社及び工場等に対しての消火活動は十分な効果をあげることは困難であると予測される。

こうしたことから、消防法等の規定に基づく自衛消防組織の設置対象となる事業所はもとより、設置対象外の事業所に対しても、消防用設備等の整備充実の指導を行い、自衛消防力の強化を図る。

9 防災管理に関する指導

(1) 自衛消防業務（新規・再）講習の実施

一定規模以上の防火対象物については、防災管理者を選任し、自衛消防組織を設置することにより、大規模地震等の災害発生時における防災対策を確立する必要があることから、自衛消防組織の隊長である統括管理者及び各対策班長の育成を図る。

(2) 防災管理に係る消防計画の指導

防災管理者が作成する防災管理に係る消防計画については、防火管理者が作成する防火管理に係る消防計画と整合性を持たせたいうで、内容の充実した実効ある計画となるように指導するとともに、届出後においても、適宜見直しを行い現実に即したものとなるよう指導する。

第5 火災、大規模地震等の災害による人命危険対象物に対する災害予防対策

一定の基準の防火対象物においては、防火管理及び防災管理の徹底として、「防火対象物定期点検報告制度」また「防災管理点検報告制度」による点検報告が義務付けられ、基準に適合している防火対象物は、その旨の証票を、建物入口付近等に表示することができ、これらの安全に関する情報を利用者等に提供することができる。

1 防火対象物定期点検報告制度

防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備等の点検報告、階段・廊下等の避難施設の維持管理など防火管理全般に関する点検報告制度であり、収容人員300人以上の特定防火対象物など一定の基準の防火対象物に義務付けられ、当該制度の点検基準に適合する場合は「防火基準点検済証」を、さらに、その防火対象物のうち特に優良と認められ、特例認定の基準に適合する場合は「防火優良認定証」を表示することができる。

2 防災管理点検報告制度

地震災害等に対応した防災体制の整備に関する点検報告制度。大規模な防火対象物に義務付けられ、当該制度の点検基準に適合する場合は「防災基準点検済証」を、さらに、その防火対象物のうち特に優良と認められ、特例認定の基準に適合する場合は「防災優良認定証」を表示することができる。

なお、1の防火対象物定期点検報告制度との双方に適合する場合は「防火・防災基準点検済証」または「防火・防災優良認定証」とすることができる。

第6 火災予防立入検査等の強化

立入検査は、消防法に基づき防火対象物及び危険物製造所等へ立ち入り、火災を未然に防止し若しくは火災による被害を最小限に止めるために行うものであるが、この際には、地震時の防火安全対策についても関係者に指導を行う。

なお、消防関係法令に適合しないものについては、速やかに、是正するよう指導する。

第7 消防力の充実、強化

大規模災害時には、同時多発火災あるいは大火災の発生が予想されるため、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、火災による被害の軽減を図る。

1 消防施設等の増強

(1) 署所の整備

災害の予防と被害の軽減を図るため、署所の適正な整備、配置に努め、消防体制及び出動体制の充実、強化を図る。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

一般建築物の他、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処するため、消防ポンプ自動車及びはしご車、屈折はしご車等の特殊車両を整備するとともに、老朽車の更新を図る。また、小型動力ポンプについても耐用年数にあわせて更新を行う。（「資料編 14-2 現有消防力（消防局・署）」）

(3) 消防水利の整備

大規模かつ広域的な災害発生時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により消火栓の使用が困難になることが予想されることから、耐震性を有する防火水槽や水道管の整備及び河川・池等の自然水利、プール等を活用することで、消防水利の多様化を図る。（「資料編 14-8 消防水利の設置状況」）

(4) 消防通信施設等の整備状況

南海トラフ地震の広域的かつ大規模な災害が発生した場合における、消防通信体制の強化を図るため、消防救急デジタル無線の共通波・活動波整備を推進し、平成27年度に整備完了、本市消防及び県内消防相互応援並びに他府県からの広域応援受援時における通信体制の強化を図っている。

また、東日本大震災において市民に対する災害情報伝達手段の多重化・多様化及び全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置並びに同報無線設備の維持管理に努め、適切な防災情報の伝達に努める。

2 消防団の強化

震災時、常備消防隊と一体となって活動する消防団については、団員、幹部、機関員等に対して必要に応じた教育を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努める。（「資料編 14-3 現有消防力（消防団）」）

第8 消防隊の効率的運用

都市機能の変化に伴い増大する関連情報を迅速、的確に処理し、適正な災害活動を行うため、消防隊への指令管制は高機能消防指令センターシステムにより運用しているが、今後、地震時の同時多発火災の発生、道路、橋りょう等の損壊による交通障害等の消防活動条件の劣悪化に対処するため、消防隊の出動方法、非常時の部隊編成及び応援部隊の効率的運用等を図る。

第9 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備

地震時の同時多発火災及び延焼拡大が発生した場合、本市の保有する消防力では対処できないことも想定される。このため、徳島県広域消防相互応援協定に基づく他自治体への応援要請、自衛隊派遣要請、広域航空隊派遣要請及び消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請の手続等のマニュアル化を図るとともに、派遣部隊の宿泊予定施設等を事前に選定するなど、派遣要請時の受入体制の整備を図る。

第10 救急高度化及び救急救助体制の充実

1 救急高度化の推進

(1) 救急隊員の行う応急処置の範囲の拡大に伴い、救急救命士等の養成を図るとともに、現在の救急隊員に高度な教育訓練を実施し、傷病者の救命率の向上を図る。

(2) 医師の指導のもとに高度な応急処置を的確に実施するとともに医療機関における傷病者の搬送や受け入れの円滑化を図るため、徳島県傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準を積極的に活用し、医療機関との連携強化を図る。

(3) 救急隊が現場に到着する前に、市民による応急手当が適切に実施されれば、救命率の向上に大きな効果があることから、市民に対し応急手当の実技指導の強化等、普及啓発に努める。

2 救助体制の充実

救助、救出体制の充実強化を図るため、救助隊装備の近代化、軽量化を推進するほか、救助隊員の高度な教育、訓練を実施し、資質の向上を図る。

[資料編]

- 1 4 - 1 都市ガス供給区域等概略図
- 1 4 - 2 現有消防力（消防局・署）
- 1 4 - 3 現有消防力（消防団）
- 1 4 - 8 消防水利の設置状況

第5節 医療・救護体制の整備

災害対策本部

【主管部】	被災者支援部、病院部
【関係部】	消防部
【関係機関】	徳島県保健福祉部、徳島市医師会、徳島西医師会、徳島市歯科医師会、 日本赤十字社徳島県支部、薬剤師会、医薬品類協定会社、各医療機関

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生時には多数の負傷者が発生し、また医療機関においても機能の低下が予測されるため、災害時における円滑な医療・救護体制の推進に必要な事項を定める。

第2 応急救護所の整備

地震災害時には徳島市医師会、徳島西医師会、徳島市歯科医師会及び徳島市薬剤師会の協力により医療救護班が編成され、ふれあい健康館（夜間休日急病診療所）等の応急救護所において応急的な医療救護活動が実施される。このため、応急救護所用の医療器材及び医薬品の確保体制等の整備並びに看護要員等の人的確保に努め、応急救護所における医療救護活動の充実、強化を図る。

1 応急救護所設置場所

応急救護所の設置予定場所は、ふれあい健康館（夜間休日急病診療所）、内町小学校、新町小学校、佐古小学校、千松小学校、大松小学校、津田小学校、論田小学校、福島小学校、城東小学校、応神小学校、加茂名中学校、徳島中学校、川内中学校、八万中学校、国府中学校、徳島市立高校の17か所とする。

なお、負傷者が多数発生した地域を優先する。

2 医師会救護班の編成等

徳島市医師会、徳島西医師会及び徳島市歯科医師会における「災害時医療救護計画」に基づき医療救護班の編成を行うものとする。

3 医療資器材等の確保

応急救護所開設時の迅速かつ円滑な運営を行うため、医療用具（JMI）を整備するとともに、応急救護活動に必要な医療資器材や医薬品の確保に努める。

- (1) 設営資器材等
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器材料
- (4) 歯科用器材

医薬品等確保体制の整備

「災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書」に基づく協定先との連絡体制の整備、徳島県災害時医薬品等備蓄供給実施要綱による医薬品の調達供給について検討し、医薬品確保体制の整備、充実に努める。

4 運営体制の整備

応急救護所における応急医療は、医療救護班医師を班長として、医師、歯科医師、看護師、薬剤師及び避難拠点初動要員等により実施される。

なお、関係機関等の協力を得て、応急救護所運営等に関する訓練を実施し、災害時の運営及び医薬品類供給の円滑化を図る。

第3 医療機関等との連絡体制の整備

災害時における医療・救護活動は、各医療機関等の稼働状況をいち早く把握し、診療可能な医療機関へ迅速に負傷者等を搬送することが重要である。このため、消防部、被災者支援部は、平常時から次の機関との連絡体制等の整備に努める。

1 医療機関との連絡体制等の整備

災害時における医療機関の状況把握、連絡方法等について事前協議を行い、連絡体制の整備に努める。

2 徳島県との連絡体制等の整備

地震災害時には、県地域防災計画（震災対策編）の定めにより県及び日本赤十字社徳島県支部が医療救護班を編成派遣することとなっている。このため、徳島県及び日赤徳島県支部と救護活動内容及び連絡体制等について事前協議を行い、災害時の医療・救護活動の連携体制等の強化に努める。また、徳島県が設置する災害医療コーディネーター及び災害時業務コーディネーターとの連携を強化し、平常時から情報共有、活動支援に努める。

3 人工透析患者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等人工呼吸器装着患者に対する医療体制の整備

大規模災害時において、人工透析患者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等人工呼吸器装着患者の医療の途絶は生命の維持に係わる重要な問題である。このため、県及び医療関係機関の協力を得て、人工透析患者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等人工呼吸器装着患者の災害時における医療の体制整備に努める。

第4 医療機関における設備等の整備

市民病院等の医療機関は、水、電気、燃料、通信などのライフラインの途絶に備えて、ライフラインの施設や設備の耐震化等を推進するとともに、医療用の水の確保のための非常用貯水槽の設置、自家発電燃料タンクの増強などを計画的に推進する。

第5 医療ボランティア受入体制の整備

病院部等の医療機関は、地震災害時における医療ボランティアの受入れについて、関係機関等と連携を図り、平常時からその受入体制の整備に努める。

第6 ヘリコプター臨時離発着場の指定

防災用ヘリコプター等を活用した救急患者輸送及び緊急医薬品の搬送を迅速に行うため、あらかじめヘリコプター臨時離発着場を指定しておく。

第7 避難生活者の健康管理体制の整備

大規模災害に伴う避難施設での生活は、長期化することが予想されるため、被災者に対する健康管理、栄養指導等の新たな対応が課題となっている。このため、次の事項を検討し、その体制整備に努める。また、徳島県が設置する災害時保健衛生コーディネーターとの連携を強化し、平常時から情報共有、活動支援に努める。

- 1 保健師等による避難施設等への巡回健康相談、栄養指導等
- 2 医師、保健師等による避難施設等への巡回メンタルケア等
- 3 在宅の被災者に対する健康課題への対応
- 4 その他健康管理に係る必要な対応

〔資料編〕

- 9-2 市医師会協力要請等の要領
- 9-3 主な医療機関等

第6節 緊急輸送体制の整備

災害対策本部

【主管部】	復旧対策部
【関係部】	食料物資部
【関係機関】	徳島県県土整備部、徳島県警察、徳島河川国道事務所、徳島海上保安部

第1 趣旨

本節は、災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点の整備について、必要な事項を定める。

第2 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の指定

市及び県は、県警察及び道路管理者と協議し、災害時に緊急輸送ネットワークを確保して応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を指定し、整備に努める。

(1) 広域緊急交通路（県指定）

ア 県間を連絡する主要な道路

イ 県域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上、海上、航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部へのアクセス道路

(2) 地域緊急交通路（市指定）

広域緊急交通路と市庁舎、災害拠点病院、災害医療協力病院及び救援物資集積場所等の防災拠点を連絡する道路

2 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

3 緊急交通路の周知

市、県、県警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

第3 航空輸送体制の整備

救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害用臨時ヘリポートや災害時に対応できる機能を有し、平常時には観光等の民間活用が可能なヘリポートを整備・指定する。

市は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、県に報告する。

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

第4 水上輸送体制の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。

国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

第5 緊急輸送活動に必要な拠点の把握

市は県と連携し、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

第6 避難所等への物資供給体制の構築

市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を次の事項を踏まえて構築したうえで「災害時物資供給マニュアル」を策定し、関係機関と共有する。

- 1 発災直後に食料や飲料水等の最低限必要と考えられる物資を短時間に効率的に供給するプッシュ型や物資供給が安定した後に、避難者の物資需要（ニーズ）をふまえて、避難所等からの要請に基づき物資の構成を調整して供給するプル型など、発災後の時間経過に応じた仕組みの構築
- 2 国、県、市などの行政と民間事業者等の役割分担や市災害対策本部や関係部署、避難所などの市内部の役割分担を明確にするるとともに、市関係部署を横断的に組織した物資供給体制の構築
- 3 関係機関が相互に物資供給に必要な事項を円滑かつ確実に情報伝達するための内容、伝達方法の構築
- 4 市備蓄物資の避難所への配分や配送方法の構築
- 5 専門性を有する民間事業者等と連携した物資配送方法・必要車両の確保策や物資配送拠点の物資配置（レイアウト）、必要資機材の確保などの運営方法の構築

第7 支援物資等の集積・輸送体制における民間事業者等との連携体制の整備

災害時の人員、応急資機材や支援物資等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者等と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。
- 2 物流システムのノウハウを有する民間事業者等の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- 3 効率のよい物流体制の実現のために民間事業者等から物流専門家の派遣を受け、物資配送拠点等で調整を行う体制を確保する。
- 4 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間事業者及び団体との協定を締結する。

第8 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

市は、県と連携し、防災関係機関及び輸送事業者等と災害時の輸送手段の確保や運用についての協定を締結する。

3 緊急通行車両の事前届出

市は、市有車両を充てて災害時における輸送車両の確保に努めるものとし、必要に応じて県又は県公安委員会に必要書類を提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

第9 交通規制・管制の確保

1 県又は県公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両について必要書類の提出があった場合、緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

2 県警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材、要員の確保に努める。

4 徳島海上保安部

港内及び港の周辺海域における海上交通安全確保のため、必要な資機材、要員の確保に努める。

第7節 避難受入れ体制の整備

【主管部】	危機管理局、健康福祉部
【関係部】	子ども未来部、消防部
【関係機関】	徳島県危機管理環境部

第1 趣旨

本節は、災害から市民を安全に避難させるための、避難場所の指定や市民への周知方法等について必要な事項を定める。

第2 避難場所、避難路の指定

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から市民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、各災害・現象に応じた所要の基準に適合する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。

なお、広域避難地、一次避難地、指定避難所及び津波避難ビル等の安全を確保できる所要の基準に適合することにより指定緊急避難場所として指定するものとする。

また、指定した指定緊急避難場所、避難路については、出前講座やハザードマップ等を活用し日頃から市民への周知を行う。

2 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる広域避難場所として下記の公園等及びその周辺を指定する。

広域避難場所	所在地	面積 (h a)	収容可能人員
徳島中央公園	徳島町城内1番外	4. 17	2. 1万人
蔵本公園	庄町1丁目	9. 1	4. 5万人
徳島大学総合運動場	北常三島町3丁目41-1	2. 26	1. 1万人
徳島市立高等学校	北沖洲1丁目15-60	1. 9	1. 0万人
田宮運動公園	南田宮2丁目73-1他	5. 1	2. 6万人
城南高等高校	城南町二丁目2-88	2. 1	1. 1万人
富田中学校	中昭和町3丁目77	2. 5	1. 2万人
津田小学校	津田西町二丁目5-27	1. 1	0. 5万人
しらさぎ台中央グラウンド	上八万町西山	1. 68	0. 8万人
ふれあい健康館	沖浜東2丁目16	1. 6	0. 4万人
山城公園	沖浜東3丁目20	0. 9	

(2) 避難路

広域避難場所へ通じる避難路を指定する。

- ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）
- ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。
- エ 浸水等により交通不能になるおそれがないこと。

〔資料編〕 7-3 指定緊急避難場所及び避難路一覧

第3 指定避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備し、広報紙・ホームページなどの手段により、市民に対し周知するものとする。また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知する。

また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとし、特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

避難施設が指定管理者により管理されている施設については、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行う。既に指定された避難施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

また、災害に応じて、所要の基準に適合することにより、指定緊急避難場所としても指定するものとする。なお、指定避難所や津波避難ビルを指定したときは、日頃からの啓発と災害時の円滑な避難行動を確保するため、蓄光石やライト等を活用した夜間でも識別できる表示看板を設置するなど避難誘導対策を推進する。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

1 避難所の区分

(1) 指定避難所（避難拠点施設）

- ア 大規模地震災害時には、市民が発生直後から避難できる施設。
- イ 市の職員又は施設管理者等が、初動期の避難所運営に関わる。
- ウ 市がアルファ化米などの食料や飲料水のほか、避難所運営に必要な毛布や資機材などを備蓄。
- エ 市の支援物資などが直接配送される。

(2) 補助避難所

- ア 指定避難所を補完する施設。
- イ 市の職員が巡回などを行う。
- ウ 指定避難所と連携しながら、地域団体が運営。
(指定避難所を介して支援物資等が支給される)
(避難所の開設状況や配置状況、避難者数などによっては、補助避難所へ直接配送するなどの対応を行う)
- エ 補助避難所は、指定避難所を補完する施設として、下の囲みのような場合に活用される施設であることを基本とする。
- オ 具体的な開設時期や開設方法などについては、地域団体、市、施設が事前協議を行い、避難所運営に関する役割やルールなどをあらかじめ決めておく。
- カ 補助避難所は、指定避難所と連携して運営を行うため、運営方法や連携について平常時から地域団体で話し合いを行っておく。

●補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決めておく）
・指定避難所での生活が困難な方

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・指定避難所の収容人員を超えた場合や損壊等により受け入れができない場合に活用・地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な人を受け入れる施設としての活用など |
|---|

2 指定避難所の指定基準等

(1) 指定基準

- ア 規模条件 被災者等を滞在させるため、必要かつ適切な規模を有するものであること。
- イ 構造条件 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

(2) 指定避難所の拡充

今後、全ての避難所に対し、避難スペースの拡張について協議を進めていくとともに、県有施設等の補助避難所を指定避難所として指定できるよう、関係機関と協議を行う。

(3) その他関連する事項

- ア 市町村は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。
- イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止使用とするときは、市町村に届出する。
- ウ 市町村は、指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取消、県に通知するとともに、公示を行う。
- エ 市町村は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- オ 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

3 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、指定避難所の開設基準、地元住民との協力体制等を整備する。

- (1) 指定避難所は、市災害対策本部からの指示により、避難所初動要員が自主防災組織等の協力を得て開設する。ただし、市域において震度6弱以上を観測した場合は、使用可能の判定後、災害対策本部等の指示を待つことなく速やかに開設する。
- (2) 市と指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線等により行う。
- (3) 指定避難所の運営は、市及び地域の自主防災組織地区連合組織等との連携により行う。
- (4) 市は、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるものとする。住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

4 避難所生活長期化に対応する環境整備

- (1) 避難所としての機能維持のため、必要な非常用電源設備の整備を推進する。
- (2) し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。
- (3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 避難所周辺の大気中アスベスト濃度のモニタリングを実施する。
- (6) 女性や性的マイノリティの方、また子育てに配慮した避難所設計を促進する。
 - ア 男女別トイレ、更衣室の設置
 - イ 誰でも使えるトイレ、更衣室の設置
 - ウ 授乳室、育児室の設置
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。

5 指定避難所の代替施設等の検討

津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の避難所の活用を図るとともに、代替施設について市域全体の施設の活用を計画するほか、必要な場合においては隣接する内陸部の自治体への協力要請など、円滑な避難所運営を推進する。

6 避難所における感染症対策

- (1) 市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を検討するよう努めるものとする。
- (2) 市は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等又はホテルや旅館等の活用について検討する。
- (3) 市は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に作成した「徳島市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス等感染症対策編）」に基づき、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努める。
- (4) 市は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努める。

第4 避難誘導體制の整備

1 市

- (1) 市は、発災時の避難誘導に係る計画等をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生や、これら自然災害と感染症との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップ等の作成に当たっては市民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制を整備するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団や福祉サービス事業者など市民と連携した体制づくりを推進する。

また、市は、発令する避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にし、市民への周知を図る。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

特に津波避難については、全ての伝達手段が機能しない事態も想定し、市民自らの判断で避難できるよう津波に関する基本的な知識等、防災知識の普及啓発を行うとともに、適切な避難行動ができるよう意識の向上を図る。

なお、避難行動要支援者の避難については、避難誘導をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、避難行動要支援者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するよう努める。

また、市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

- (2) 市は、災害時における避難行動要支援者の安否確認について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ体制づくりを推進する。
- (3) 市は、災害時における市管理外の広域避難地等の活用について、施設管理者との対応方針や役割分担等の協議を行い、安全に避難が可能な体制づくりを推進する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるための体制づくりを推進する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第5 広域避難体制の整備

市は県と連携して、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第8節 飲料水、食料等の確保体制の整備

災害対策本部

【主管部】 上下水道部、避難対策部

【関係部】 食料物資部

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生時における市民生活を維持し、また、応急対策活動を円滑に行うためには、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等を平常時から適切な箇所に適切な量を確保しておくことが不可欠であることを踏まえ、これら飲料水、食料等の平常時における備蓄等について必要な事項を定める。

第2 備蓄の基本的方針

平常時における飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に当たっては、次の基本的方針に沿って行うものとする。

1 市民の備蓄の徹底

災害が起きた時のために、市民には最低7日分以上の飲料水、食料の備蓄及び非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）等を必ず準備するよう周知徹底を図る。

2 分散備蓄の実施

災害時に被災者に対する応急対応が円滑かつ効率的に行えるよう、食料、防災用資機材の備蓄等については、地理的、交通的な事情等を勘案し、指定避難所の適切な場所に適切な量を分散して備蓄する。

3 流通備蓄の推進

一定量又は一定品目以上の備蓄については、保存年数、季節性等を考慮し、可能な限り関係業者との調達協定による流通備蓄を推進する。

4 避難生活の長期化を想定した備蓄品目等の整備

食料、生活必需品等の備蓄に当たっては、避難生活が長期化した場合の市民ニーズの変化等を考慮し、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進める。

5 避難行動要支援者に対する配慮

生活必需品等の備蓄に当たっては、その必要品目等について高齢者、障害者等の避難行動要支援者の対応に十分配慮するものとする。

第3 飲料水等の確保

1 応急飲料水の給水量

災害時における応急飲料水の給水量は、1日1人当たり約3リットルとする。

2 応急飲料水の確保

災害時に応急飲料水の確保が必要な場合は、主として次の施設から確保する。なお、災害時の搬送、給水方法等については、「第8編 災害応急対策共通 第7章 緊急物資の供給 第1節 飲料水等の給水対策」において別に定める。

- (1) 配水場・配水池・水源
- (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽

3 有効貯水量及び平常時最小貯水量

上記施設における有効貯水量及び平常時最小貯水量は、次のとおりである。

図表 配水場、配水池、水源及び飲料水兼用耐震性貯水槽の貯水量及び平常時最小貯水量

施設名	有効貯水量 (m ³)	平常時最小貯水量(※) (m ³)
西の丸配水場	11,000	4,180
城山配水池	5,000	2,700
佐古配水場	5,000	2,680
佐古山配水池	4,200	3,000
法花谷配水場	10,000	3,200
法花谷配水池	10,000	7,610
しらさぎ台配水池(高区)	115	70
しらさぎ台配水池(低区)	1,014	790
一宮配水池(高区)	1,320	880
一宮配水池(低区)	5,600	4,410
中津山配水池	230	190
国府配水池	6,500	4,980
多家良配水池	1,900	1,550
飲料水兼用耐震性貯水槽3基 (津田、蔵本、新町)	350	350
第2水源(※)	2,600/日	—
第3水源(※)	4,140/日	—

※平常時の水運用において、各施設が確保する最小の貯水量(令和5年12月実績)

※第2・第3水源については、1日の取水能力を記載。

4 応急生活用水の確保

水洗トイレ等の応急生活用水については、災害の状況等により必要ある場合は各学校施設に設置されているプールの水を使用するものとする。ただし、火災の消火のため使用の必要がある場合、これらの使用を優先するので、井戸又は河川の水等他の方法をもって確保するものとする。

第4 飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄

1 備蓄の状況

飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄状況は次のとおりである。

図表 飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄状況

品目	数量
パン	39,000食
アルファ化米	78,000食
飲料水(500ml)	117,000本
カセットコンロ	242台
毛布	52,000枚
飲料水袋(3L)	6,000袋
簡易トイレ	2,295個

2 備蓄の方針

食料、生活必需品及び防災用資機材等の整備又は備蓄に当たっては、次により行うものとする。

(1) 食料の備蓄

ア 食料の備蓄品目は、保存食(パン及びアルファ化米:5年保存可能)とする。

イ 目標備蓄量は、徳島県災害時相互応援連絡協議会で定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、185,000食とする。

なお、本市では、現在、事業者等との協定により約50万食の流通備蓄を確保している。

- (2) 生活必需品の備蓄
生活必需品の品目及び備蓄については、現在の備蓄状況、協定優先供給及び県備蓄の生活用品を考慮しながら備蓄の充実を図る。
- (3) 防災用資機材の整備
防災用資機材の品目及び整備については、現在の整備状況及び各応急対策計画の具体的な整備の推移等を考慮しながら充実を図る。

3 分散備蓄の実施

食料及び生活必需品は、指定避難所等に分散備蓄をする。

第5 物資等調達協定の締結

1 調達協定の状況

食料、物資等の調達協定の状況は、「資料編 4-1 災害時における協定等の締結状況（民間団体等）」のとおりである。

2 調達協定の推進

災害時における食料品、生活必需物資、医薬品等の調達については、災害の状況、季節性、長期化に伴う市民のニーズの変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて順次関連事業所等との調達協定の推進を図るものとする。

3 調達協定締結の周知

災害時の応急対策の円滑化を図るため、調達の協定を締結するときは、関係部の意見を聞くとともに、締結後は、速やかにその内容について関係部に周知するものとする。

第6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

- (1) 市は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、県及び防災関係機関と相互に協力するよう努めるものとする。
- (2) 市は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第9節 早期復旧・復興を見据えた対策

災害対策本部

【主管部】	本部事務局、総務部、復旧対策部
【関係部】	各部
【関係機関】	徳島県危機管理環境部

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生後の復旧・復興を早期に果たすために検討が必要な事項を定める。

第2 被災市街地の復旧・復興計画の検討

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復旧・復興に関する実施体制や手順の検討、災害が発生した際の復旧・復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの復旧・復興事前準備に取り組む。

第3 被災者支援制度の検討

被災者生活を早期かつ的確に再建支援できるよう、基礎となる情報管理の方法や必要な手続き及び支援メニュー等を事前に検討する。

1 罹災証明の発行に関する準備

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免・猶予、その他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものである。

罹災証明発行に関する事務は、大規模災害の場合、調査物件が非常に多くなり、処理数が膨大になるため、以下のとおり事前の準備・体制の整備を行う。

(1) 住家被害認定調査の実施可能者の養成

罹災証明発行又は災害に係る住家被害認定調査において指導的立場となる者を養成するため、住家被害認定調査の研修会等に計画的に参加する。

(2) 他都市等との協力体制の確立

他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める。

(3) 調査携帯物品等の備蓄

市役所に、傾斜計（さげふり）、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

2 被災者生活再建支援システムの構築

災害発生時には、被災者の生活再建を支援する各種施策を実施する必要があるが、その具体的な内容や規模を決定する基になるのは、罹災の程度であることから、その程度を証明する罹災証明には、客観性と公平性が求められる。

一方、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、遅滞なく、罹災証明を発行することが義務付けられるとともに、被災者の被害情報などを一元的に管理する被災者台帳を整備することが明記されるなど、迅速性や効率性が求められることとなった。

これらの課題に対応し、迅速かつ公正な支援施策を実施するために、GISを活用したICTシステム（被災者生活再建支援システム）の構築を検討する。

なお、このICTシステムには、罹災証明の発行と合わせて、被災者台帳の管理機能を兼ね備える。

3 被災者支援メニューの検討

被災者の生活再建及び被災事業者の事業再開支援のため、東日本大震災や熊本地震等の実例を参考に、支援メニューをその所管課とあわせて事前に検討する。

第4章 各種防災に関する調査・研究計画の推進

【主 管 部】 危機管理局

第1 趣旨

本章は、災害を未然に防止し又は軽減するためには、平常時から本市域の特性を踏まえた災害発生の危険要因等をあらかじめ総合的、科学的な手法によりの確に把握しておく必要があることから、これら危険要因等を把握するための調査、研究の推進について必要な事項を定める。

第2 地震防災に関する調査、研究の実施

阪神・淡路大震災後の平成7・8年に徳島県と4市合同で地震防災アセスメントを実施し、調査結果が公表されている。本市においては、地震災害において、迅速な初期対応が取れるよう、必要に応じて次の事項の調査研究を行うものとする。

- (1) 被害想定に関すること
- (2) 地質に関すること
- (3) 液状化に関すること
- (4) 建造物の耐震性に関すること
- (5) 津波災害に関すること

第3 その他の調査研究事項

- (1) 被害想定や本計画の指針となる事項の調査研究
- (2) 被災都市又は防災行政の先進都市への視察調査
- (3) その他防災に関する調査研究

第4編

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（（平成14年法律第92号）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第87号）。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

[第2編 防災組織計画の関係部分]

第2章 災害対策本部

第2節 災害応急対策要員の参集

市長は、地震や津波に伴い通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、職員の居住地を中心とする配備体制及び参集場所についても定めるものとする。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

[第2編 防災組織計画の関係部分]

第2章 災害対策本部

第3章 地震発生時の応急対策

第1節 情報の収集・伝達

地震・津波や地震に伴う土砂災害等の被害状況等の情報収集・伝達については、国、県を始め防災関係機関等との情報の共有化、一元化に努めるとともに、地震・津波に伴い通常使用している情報収集・伝達網が寸断されることを考慮し、消防用無線、防災行政無線、エリアメール、防災ラジオ、災害情報衛星通信システム、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、県消防防災ヘリコプター、水道無線、アマチュア無線等を最大限に活用して実施するものとする。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第3章 災害応急対策・復旧対策 第3節 情報収集及び伝達体制の整備

[第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分]

第2章 災害情報の収集・伝達

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第2章 災害情報等の収集・伝達

第2節 災害応急活動

津波や火災、土砂災害及び建築物の倒壊等から人命の安全確保と被害の軽減を図ることを基本として、避難情報の広報活動、消火・救急・救助活動、医療活動、資機材・物資調達活動等を迅速に実施するとともに、速やかに県に対して緊急消防援助隊、自衛隊等の応援派遣を要請する。

[第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分]

第1章 災害対策組織と職員の配備

第2章 災害情報の収集・伝達

第3章 津波避難対策

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応発表時の対応

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第1章 応急体制の確保

第2章 災害情報等の収集・伝達

第3章 応援の要請・受入れ

第4章 災害救助法の適用

第5章 消火、救助及び医療救護

第6章 避難対策

第7章 緊急物資の供給

第8章 緊急輸送対策

第9章 遺体安置、保健衛生、災害廃棄物対策

第3節 地域防災活動

本市各地域における災害対策連絡所（コミュニティセンター等）は、地域の防災拠点として、消防団、自主防災組織、町内会等と連携のもと、情報収集・伝達に努め、初動の避難等を実施するものとする。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第3節 自主防災組織等地域防災体制の整備

第3章 災害応急対策・復旧対策 第3節 情報収集及び伝達体制の整備

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第3章 応援の要請・受入れ 第5節 市民・事業所・自主防災組織等の協力

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、具体的な計画の策定に当たって、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1節 建築物、構造物等の耐震化

- 1 民間建築物の耐震化の普及・啓発を図り、既存木造住宅については、耐震診断、耐震改修の助成事業を推進する。
- 2 市の公共建築物の耐震化を図るため、対象となる建築物の用途、規模、建設年代等を勘案し、優先順位など、耐震診断、耐震改修等を効果的に行うための基本的な考え方を整理し、耐震化を計画的に進める。
- 3 構造物等の耐震化については、重要橋梁落橋防止事業、徳島市水道施設耐震化計画、電線類地中化事業等を継続して計画的に進める。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第2章 災害に強いまちづくり	第1節 都市防災化の推進
	第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化
	第3節 建造物等の災害の予防対策の推進

第2節 地震発生時における避難所等の検討及び整備

木造住宅密集地をはじめとする人口集中地区において、避難場所及び指定避難所等の検討を関係機関と連携を図りながら場所の検討及び整備を進める。

- (1) 避難対象地域外に位置する公園、空地等について、関係機関等と連携を図りながら避難場所として活用する。
- (2) コミュニティセンター、学校等の指定避難所等においては、非常用発電機、照明設備等の資機材及び飲料水、食料等の物資の計画的な備蓄に努める。

第3節 津波避難施設の整備

高台や高い建物が少なく、指定緊急避難場所の確保が困難な地域においては、次のような津波避難施設の整備を検討する。

- (1) 高速道路を活用した避難場所
- (2) 津波避難タワー
- (3) 人工的な高台（盛土）
- (4) 津波対応型救命艇

第4節 施設等の整備に当たっての具体的な目標及びその達成期間

施設等の整備に当たっては、「徳島市地震・津波対策行動計画」に基づき、これまでの対策を踏まえながら、中・長期的に取り組むべき課題を見据え、令和3年度までの計画とする。

[第1編 総則の関係部分]

第3章 計画の基本方針

第5章 津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

津波からの防護のため、市が管理する堤防及び樋門の施設について、次の事項を定めるものとする。

第1 堤防及び樋門の点検方針・計画

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

第2 堤防及び樋門の補強・自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

第3 樋門の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

第4 内水排除施設等の施設の管理上必要な操作を行うための点検方針・計画

第2節 円滑な避難確保

第1 津波に関する情報伝達等

(1) 津波警報等の収集・伝達

市は、防災関係機関と連携し、津波に関する情報等を迅速に収集するとともに、安全対策に配慮する。

また、防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努めるとともに、テレビ、ラジオ、徳島県災害時情報共有システム、市ホームページ内 災害・緊急情報、エリアメール（緊急速報メール）、同報無線設備、防災ラジオ等の通信手段の中から、状況に応じ、最も有効なあらゆる手段で情報伝達を行う。

[第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分]

第2章 災害情報の収集・伝達 第2節 津波に関する情報等の収集・伝達

第3節 津波からの避難対策等

第1 避難対象地域

地震発生時において津波による避難情報の発令対象とする地域（以下「避難対象地域」という。）を明確にするものとする。

第2 津波避難計画の作成等

市は、避難対象地域の住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう次の事項について定めた津波避難計画を作成し、避難対象地域住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 避難対象地域の指定
- (2) 指定緊急避難場所の指定
- (3) 津波情報等の伝達方法
- (4) その他避難に関する注意事項

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

[第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分]

第3章 津波避難対策

第3 避難対象地域内の住民の避難

避難対象地域内の住民等は、地震発生時と津波避難時との区別を行い、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から検討しておく。特に津波が襲来する場合は即時性が求められることから、「最善を尽くす」ことに努めること。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

[第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分]

第3章 津波避難対策

第4 避難行動要支援者等の避難支援

介護等を必要とする者の避難については、次の点に留意するものとする。

- (1) 市は、あらかじめ高齢者及び障害者等、避難に当たり介護を必要とする者の実態把握に努めるものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、避難情報の発令が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の家族が行い、地域（民生委員、自主防災組織、町内会・自治会、近隣住民等）の共助を基本に支援するものとする。
- (3) 外国人、出張者及び旅行者等に対し、あらゆる手段を用いて避難情報を伝えるものとする。
- (4) 要配慮者利用施設等を利用する要配慮者等の避難の確保等に関する事項については、「第3編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進 9 要配慮者利用施設等の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等」を参照すること。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進

第1章 災害に強いひとづくり 第6節 避難行動要支援者対策

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

[第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分]

第3章 津波避難対策 第1節 津波避難対策

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第3章 応援の要請・受入れ 第5節 市民・事業所・自主防災組織等の協力

第5 避難誘導

地域の自主防災組織、町内会等及び事業所等の自衛消防組織は、避難情報の発令があったときは、津波避難計画又は事業所等において定めた津波からの避難等に関する対策計画等及び災害対策本部の指示に従い、市民、従業員及び入場者等の避難誘導のための必要な措置をとるものとする。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第3節 自主防災組織等地域防災体制の整備

[第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分]

第3章 津波避難対策

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第3章 応援の要請・受入れ 第4節 防災関係民間団体等の協力

第5節 市民・事業所・自主防災組織等の協力

第6章 避難対策 第1節 避難対策

第6 防災業務に従事する者の安全の確保等

強い揺れや、弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸線から離れ、急いで安全な場所に避難することとし、さらに揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸部から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。その後、津波に関する情報等を把握し、津波到達まで時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分に確保した上での避難行動とする。

避難広報や避難誘導、水門・陸閘等の操作を行う職員、消防団員等の安全確保を考慮した活動を原則とする。

第4節 避難所の運営等

指定避難所での避難者への対応、物資の供給、防災ボランティアの受入れ及びその他必要な措置等の「避難所運営マニュアル」について、定めるものとする。

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第3章 応援の要請・受入れ 第5節 市民・事業所・自主防災組織等の協力

第6章 避難対策

第7章 緊急物資の供給

第13章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティア活動の受入れ

第5節 意識の普及啓発

津波による被害防止と軽減を図るために重要なことは、「自分の身は自分で守る」という市民一人ひとりの防災意識であることから、市民等に対し、津波の特徴や危険性等の啓発を行い、防災意識の普及を図る。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

第6節 関係機関のとりべき措置

第1 消防機関の活動

消防局及び消防団は津波からの円滑な避難確保等のために各活動事項をあらかじめ決めておくものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

強い揺れや、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、警戒・広報活動を実施する。

ア 災害警防本部の対応

津波警報・大津波警報が発表された場合には、徳島県沿岸への来襲時刻、来襲時の潮位から判断される予想浸水区域などを関係機関から情報収集し、高所カメラを活用した被害状況の把握を実施する。

イ 津波警報・大津波警報発表時の対応

地震発生後、気象庁より、徳島県沿岸への津波警報又は大津波警報の発表があったときは、速やかに津波避難対象地域に対して避難情報を発令するとともに津波警戒区域の居住者に対して、津波への注意を呼びかける。

ウ 津波注意報発表時の対応

地震発生後、徳島県沿岸への津波注意報の発表があったときには、海岸付近の市民等に直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう呼びかける。

(2) 津波からの避難誘導

津波からの避難誘導については、即時性が求められるため、日頃から津波防災の知識を高め、各自主防災組織等を中心に率先避難を行うものとする。市民については、常に即避難を念頭に避難するものとし、自分が居住する場所から津波避難ビル等に一時避難できるよう日頃から備えておくものとする。

(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

自主防災組織、町内会等の地域住民並びに漁業協同組合等の関係団体は、津波時における避難者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、次のことを基本に各地区における津波避難計画（以下「地区別津波避難計画」という。）を作成し、津波時の避難対策の推進に努めるものとし、市においては、各関係機関等の連携を図り、支援を行うものとする。

(4) 津波到達予想時刻等を考慮した退避ルールの確立

消防署班及び消防団班は、警戒・広報活動を実施するため、津波到達予想時刻から逆算して避難困難地域及び津波浸水想定区域から退去できるまでの時間を活動時間とし、交通渋滞により津波到達予想時間までに退避が困難となった場合は、活動隊の安全確保を優先とし、消防車両を交通の妨げにならない場所に駐車した後、津波避難ビルのほか、身の安全を確保できる高所に一時退避し災害警防本部又は警防部隊本部にその旨の報告をするとともに災害警防本部又は警防部隊本部からの指示により津波による危険が解除されるまでその場で待機する。

[第2編 防災組織計画の関係部分]

第2章 災害対策本部

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

[第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分]

第3章 津波避難対策

第2 ライフライン関係（電気、ガス、上下水道、通信等）

電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン機関との連携により、ライフラインの機能の低下が生じないように、耐震性、多重性、代替性の確保や機能停止した場合でも、できるだけ早期に復旧できる体制整備に努める。

〔第8編 災害応急対策共通の関係部分〕

第7章 緊急物資の供給 第1節 飲料水等の給水対策 第11章 ライフラインの応急復旧

第3 交通

道路、その他交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、交通の安全と施設保全を図り、あわせて災害地における交通を確保するための対策について必要な事項を定める。

〔第8編 災害応急対策共通の関係部分〕

第8章 緊急輸送対策 第2節 交通応急対策

第7節 その他

- ・動物園における津波避難への支障の発生を防止
- ・飼育動物の逃走防止

とくしま動物園は、地震が発生した際には、舎から動物が逃走しないように安全点検するものとする。地震により、舎が破損し、逃走する可能性がある場合には、飼育員は他の舎に動物を移すなど、市民の二次被害防止に努める。

第6章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 被災時における物資等の調達手配

食料物資部は、協定を締結している米穀販売業者及び大規模小売店等における食料等の緊急放出可能量の把握確認に適宜努めるものとする。

食料等の調達に関する要請の手続きは食料物資部が行うが、県知事への要請については、運用調整班を通じて行うものとする。

調達物資又は一般からの任意の救援物資等に品目、数量の不足等が生じたとき、若しくは新たな物資等が必要となったときは、運用調整班を通じて県又は他の地方公共団体等へ救援を要請する。

なお、任意の救援物資については、被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先は報道機関等を通じて公表するものとする。

上記の救援要請を行う場合は、物資等の種類、数量、搬送方法、搬送場所等必要な事項を極力要請先に示すとともに、その受入れ体制を整え、救援物資の効率的かつ迅速な取扱いに努めるものとする。

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第7章 緊急物資の供給 第2節 物資等の供給対策

第2節 物資の備蓄・調達

第1 物資の備蓄計画

(1) 備蓄の方向

食料、生活必需品及び防災用資機材等を備蓄又は整備するに当たっては、次により行うものとする。

ア 食料の備蓄

(ア) 食料の備蓄品目は、保存食（パン及びアルファ化米：5年保存可能）とする。

(イ) 目標備蓄量は、徳島県災害時相互応援連絡協議会で定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、185,000食とする。

イ 生活必需品の備蓄

生活必需品の品目及び備蓄については、現在の備蓄状況、協定優先供給及び県備蓄の生活用品を考慮しながら計画的に備蓄の充実を図る。

ウ 防災用資機材の整備

防災用資機材の品目及び整備量については、現在の整備状況及び各応急対策計画の具体的な整備の推移等を考慮しながら計画的に整備を図る。

(2) 分散備蓄の実施

食料及び生活必需品の備蓄は、指定避難所等に分散備蓄を実施する。

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第7章 緊急物資の供給 第2節 物資等の供給対策

第2 物資の調達計画

(1) 食料の調達

食料の調達は、次の方法及び順位により行う。

調達の方法	内 容
協定業者からの調達	弁当、パン及び麺類等の主食並びに副食、調味料、缶詰及び乳幼児用の粉乳等については、必要に応じて協定業者から適宜調達する。
産業給食業者による調達	産業給食業者より弁当など調理・加工した食料を調達する。
知事に対する応急配給要請	県知事に対し、応急配給を要請し、食料を調達する。
自衛隊に対する要請	自衛隊に対し、応急配給を要請し、食料を調達する。

(2) 調達の要請手続き

- ア 協定業者から調達する場合の手続きは、協定先の連絡者又は連絡補助者を通じて行うものとする。
- イ 食料物資部及び総務部は、協定を締結している大規模小売店等における食料の緊急放出可能量の把握確認に適宜努めるものとする。
- ウ 食料の調達に関する要請の手続きは食料物資部が行うが、県知事や自衛隊への要請については、運用調整班を通じて行うものとする。

(3) 生活物資の調達

生活物資の調達は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとする。

調達の方法	内 容
市の備蓄物資等の放出	備蓄してある生活物資を放出する。
県からの調達	県が保有する生活物資を要請し調達する。
協定業者等からの調達	応急物資及び生活必需品の調達に関する協定業者等に協力を要請し調達する。
応援協定都市からの調達	相互応援協定都市に対し救援を要請し調達する。

(4) 調達生活物資の把握及び措置

調達生活物資の品目、数量等の把握及び必要な措置は、次により行う。

関係部等	把握及び必要な措置の方法
避難所運営班	避難所運営班は、各避難所等で生活物資が必要なときは、その品目、数量等を把握し、配送依頼表の作成等により食料物資部へ調達の要請を行う。
食料物資部	①避難所運営班の要請に基づき、備蓄生活物資の放出を行う。 ②不足の場合は、協定業者に対する調達の要請を行う。 ③上記②で間に合わない場合は、災害対策本部へ調達の要請を行うなど、その他生活物資の調達に関する必要な措置を行う。
運用調整班	食料物資部、調達班による調達状況を災害対策本部は把握し、生活物資が依然不足すると判断される場合については、運用調整班により協定都市、県及び自衛隊への調達の要請を行う。

[第8編 災害応急対策共通の関係部分]

第7章 緊急物資の供給 第2節 物資等の供給対策

第3節 帰宅困難者対策

県や防災関係機関等と連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を避けるよう努めるものとする。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第7節 帰宅困難者等対策

第7章 防災訓練に関する事項

第1節 総合防災訓練

市は、地震防災対策の実効性を高めるため、防災関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した総合防災訓練を年1回以上実施する。

訓練は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とした実践的なものを実施する。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり	第2節 防災訓練
第2章 災害に強いまちづくり	第4節 津波災害の予防対策の推進

第2節 個別訓練

大規模な地震・津波を想定した訓練を基本とし、個別訓練についても実施するものとする。

なお、実施に当たっては、季節、夜間、休日等勤務時間内外の発生時間帯を考慮するとともに、必要に応じ関係機関等の協力を求める。

第1 地域における防災訓練

市は、自主防災組織及び防災関係機関等と連携して実施する地域の防災訓練について、地域の実情にあったより具体的・実践的な訓練を実施するよう推進する。

第2 水門、樋門等の閉鎖訓練

市は、水門、樋門等の管理者等と連携した閉鎖訓練を定期的にも実施する。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり	第2節 防災訓練
第2章 災害に強いまちづくり	第4節 津波災害の予防対策の推進

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1節 地震防災のための教育

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事務所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 市職員に対する地震防災教育

地震が発生した場合における地震災害応急活動の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を定期的に行うものとする。

防災教育は、次の事項を含むものとする。

- (1) 地震・津波に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進

第2 市民に対する地震防災教育

市は、関係機関と協力して、市民に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実情に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、インターネット、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進

第3 学校等における地震防災教育

- 1 学校等においては、児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震・津波防災教育を行う。
- 2 学校等は、児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して機会をとりえて研修を行い、地震、津波等防災意識の高揚に努める。
- 3 学校等は、児童・生徒等に対する教育について、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童・生徒等の避難誘導など、防災上必要な訓練を計画し、実施する。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進

第4 防災上重要な施設管理者に対する地震防災教育

危険物を取り扱う施設や大型小売店舗、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図る。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進

第5 自主防災組織等の育成

地震時には、地域における自主防災組織等の活動が不可欠であることから、地域の防災力向上のため、自主防災活動を支援するとともに、自主防災組織のリーダーを育成する。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第3節 自主防災組織等地域防災体制の整備

第2節 防災のための広報

第1 津波ハザードマップの作成配布

避難対象地域の住民等が津波からの円滑な避難を行うことができるよう、津波浸水想定区域、避難場所、避難路等を掲載した津波ハザードマップを作成し、配布する。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

第2 地震対策広報用パンフレット、チラシ等の作成配布

大規模な地震が発生した場合、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう広報とくしま、徳島市ホームページ等を通じて広報するとともに、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

[第3編 災害予防計画の関係部分]

第1章 災害に強いひとづくり 第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進

第2章 災害に強いまちづくり 第4節 津波災害の予防対策の推進

第3 避難誘導看板の整備

避難対象地域内の観光客、釣り人、海水浴客等に対し、津波発生時にとるべき行動等を明示した避難誘導看板等の整備に努めるものとする。

第4 報道媒体の活用及び協力要請

地震時における混乱及び被害を最小限に止めるため、平常時から積極的に報道媒体を活用し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る協力を要請する。

〔第3編 災害予防計画の関係部分〕

第1章 災害に強いひとづくり	第1節 防災知識の普及・啓発と防災教育等の推進
第2章 災害に強いまちづくり	第4節 津波災害の予防対策の推進

〔第5編 地震・津波災害応急対策の関係部分〕

第2章 災害情報の収集・伝達	第2節 津波に関する情報等の収集・伝達
----------------	---------------------

第5 相談窓口の設置

地震についての不安を持っている市民のために、地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

第5編
地震・津波災害応急対策

第1章 災害対策組織と職員の配備

第1節 災害対策組織の設置

【主管部】	各部局
【関係機関】	各防災関係機関

第1 組織体制と配置体制

1 地震の震度及び津波による災害対策組織の設置

地震の震度による災害対策組織の設置は、次のとおりである。

(1) 南海トラフ地震

南海トラフ地震	組織体制	配置体制	備考
津波警報又は 大津波警報発表	対策本部	非常第2配置（全職員） 本部初動要員配置 災害対策連絡所派遣職員配置 避難拠点初動要員配置	—

(2) 津波（遠地津波・近地津波）

警報等	組織体制	配置体制	備考
津波注意報	連絡本部	危機管理局・広報広聴課職員	被害状況により警戒本部（警戒配置）移行を検討
津波警報	警戒本部	警戒配置（指定職員） 本部初動要員配置 災害対策連絡所派遣職員配置 避難拠点初動要員配置 （レベル2津波浸水区域）	被害状況により対策本部（非常第1配置）移行及び避難指示を検討
大津波警報	対策本部	非常第1配置（指定職員） 本部初動要員配置 災害対策連絡所派遣職員配置 避難拠点初動要員配置 （レベル2津波浸水区域）	避難指示を検討 レベル2津波区域外の避難拠点開設は、災害対策本部の指示による

(3) 内陸型地震（津波なし）

震度	組織体制	配置体制	備考
4	連絡本部	準備配置（指定職員）	被害状況により警戒本部（警戒配置）移行を検討
5弱	警戒本部	警戒配置（指定職員） 本部初動要員配置	被害状況により対策本部（非常第1配置）移行を検討
5強	対策本部	非常第1配置（指定職員） 本部初動要員配置 災害対策連絡所派遣職員配置 避難拠点初動要員配置（全域）	被害状況により非常第2配置移行を検討
6弱以上	対策本部	非常第2配置（全職員） 本部初動要員配置 災害対策連絡所派遣職員配置 避難拠点初動要員配置（全域）	—

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の災害対策組織の設置

臨時情報の発表種別による災害対策組織の設置は、次のとおりである。

発表種別	組織体制	配置体制	備考
臨時情報（調査中）	連絡本部	危機管理局	—
臨時情報（巨大地震注意） ＜一部割れ、ゆっくり滑り＞	連絡本部	準備配置 （指定職員）	状況により警戒本部（警戒配置） に移行を検討
臨時情報（巨大地震警戒） ＜半割れ＞	警戒本部	警戒配置 （指定職員）	状況により対策本部（非常第1 配置）に移行を検討

第2節 職員の配置と動員

【主管部】 各部局

第1 「災害対策警戒本部」の職員の配置と動員

- 1 「災害対策警戒本部」の構成部局及び本部長が必要と認めた部局の、課長補佐以上の職員及び、各所属長があらかじめ必要と認める指定した職員とする。
- 2 各所属長は、動員職員の任務及び連絡方法についてあらかじめ定めておき、当該職員に周知しておかなければならない。
- 3 職員の動員配置体制は、次のとおりとする。
 - (1) 勤務時間内における職員の配置体制
 - ア 平常の勤務体制から、所属長の指示に従い、「災害対策警戒本部」の任務につくものとする。
 - イ 庁外で勤務している職員は、直ちに自己所属部署に連絡をとり、所属長の指示を受けるものとする。
 - (2) 勤務時間外における職員の配置体制
 - ア 津波（遠地津波・近地津波）
 - (ア) 指定職員
「津波警報」の場合、警戒配置となるため、自動参集とする。
 - (イ) 本部初動要員に指名された職員
夜間・休日の場合、本部初動要員は、可能な限り市役所に自動参集する。
 - (ウ) 災害対策連絡所派遣職員に指名された職員
夜間・休日の場合、災害対策連絡所派遣職員は、可能な限り指定された災害対策連絡所に自動参集し、災害対策連絡所を設置する。
 - (エ) 避難拠点初動要員に指名された職員
夜間・休日の場合、可能な限り小中学校等の避難拠点到避難又は参集し、避難者対応業務を実施する。
 - イ 内陸型地震（津波なし）を想定
震度5弱の場合
 - (ア) 指定職員
警戒配置となるため、自動参集する。
 - (イ) 本部初動要員に指名された職員
夜間・休日の場合、可能な限り市役所に自動参集する。

第2 「災害対策本部」の職員の配置と動員

「災害対策本部」を設置した場合の動員配置体制は、非常第2配置（全職員）を原則とする。その後の災害状況に応じ、順次本部長が、配置体制及び配置人員を縮小するものとする。職員の動員配置体制は、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震

徳島県に「津波警報」又は「大津波警報」が発表された。（非常第2配置とする）

2 津波（遠地津波・近地津波）

徳島県に「大津波警報」が発表されたとき。指定職員は自動参集する。
（非常第1配置とする）

3 内陸型地震（津波なし）

- (1) 本市の観測震度が「震度5強」の情報入手したとき。（非常第1配置とする）
- (2) 本市の観測震度が「震度6弱」以上の情報入手したとき。（非常第2配置とする）

4 職員の配置体制

(1) 南海トラフ地震

ア 全職員

全職員は自動参集（非常第2配置）

イ 本部初動要員に指名された職員

夜間・休日の場合は、可能な限り市役所に参集する。

ウ 避難拠点初動要員及び災害対策連絡所派遣職員に指名された職員

夜間・休日の場合は、可能な限り小中高等学校等の避難拠点、コミュニティセンター等の災害対策連絡所に避難（参集）し、避難者対応業務や災害情報を本部へ報告する。

(2) 津波（遠地津波・近地津波）

ア 指定職員

「大津波警報」の場合指定された職員は自動参集（非常第1配置）

イ 本部初動要員に指名された職員

夜間・休日の場合は、可能な限り市役所に参集する。

ウ 避難拠点初動要員及び災害対策連絡所派遣職員に指名された職員

夜間・休日の場合は、可能な限り小中高等学校等の避難拠点、コミュニティセンター等の災害対策連絡所に避難（参集）し、避難者対応業務や災害情報を本部へ報告する。

(3) 内陸型地震（津波なし）

ア 指定職員

(ア) 本市の観測震度が「震度5強」の場合

非常第1配置となるため、指定された職員は、自動参集する。

(イ) 本市の観測震度が「震度6弱」以上となった場合

非常第2配置となるため、全職員は自動参集となる。

なお、「震度6弱」以上の場合は、参集できない場合は、近くの避難拠点に参集し、避難者対応業務を実施する。

イ 本部初動要員に指名された職員

本市の観測震度が「震度5弱」以上の場合

夜間・休日の場合は、可能な限り市役所に参集する。

ウ 避難拠点初動要員及び災害対策連絡所派遣職員に指名された職員

本市の観測震度が「震度5強」以上の場合

夜間・休日の場合は、可能な限り、指定された小中高等学校等の避難拠点、コミュニティセンター等の災害対策連絡所に避難（参集）し、避難者対応業務や災害情報を本部へ報告する。

第3 地震災害時の動員配置体制

1 配置体制

図表 地震災害時の動員配置体制（基準）

令和6年2月

災害対策部名 (部局名)	災害対策班名	所属・役職	震度4	震度5弱以上→ 被害有	震度6 弱以上 ※	
			連絡本部	警戒本部	災害対策本部	
			準備配置	警戒配置	非常第1 非常第2	
市長・副市長・政務監				3	4	全職員
本部事務局 (危機管理局) (企画政策部) (総務部) (議会事務局) (会計管理者)		危機管理局長・次長	1	2	2	
		企画政策部長・副部長	1	2	2	
		議会事務局長・次長	1	1	1	
	総務班	総務課	1	2	4	
	情報班	防災対策課	5	5	5	
	運用調整班	危機管理課	4	4	4	
		企画政策課	1	2	4	
		都市計画課	1	3	6	
		危機管理局主幹	1	1	1	
	広報班	広報広聴課	1	4	4	
	秘書議会班	秘書課	2	4	4	
		庶務課	1	2	3	
		議事調査課	1	2	4	
経理班	会計課	1	1	1		
総務部 (総務部) (財政部)	総務班	総務部長・副部長	2	2	2	
		職員厚生課	1	1	2	
		人事課	1	1	3	
	情報班	行財政経営課	1	1	2	
	財政班	デジタル推進課	1	1	4	
	調達班	財政課	1	2	3	
		契約監理課	1	2	4	
財産管理活用課		1	3	7		
	工事検査監	1	2	2		
被害調査部 (財政部)	財政部長・副部長			1	1	
	調査第1班	納税課	1	2	3	
	調査第2班	資産税課	1	2	3	
	調査第3班	市民税課	1	2	3	
避難対策部 (市民文化部) (監査事務局)	市民文化部長・副部長			1	1	
	庶務班	市民生活相談課	1	3	5	
		市民協働課	2	4	4	
		住民課	1	2	7	
	避難所運営班	人権推進課	1	2	3	
		文化スポーツ振興課	1	2	5	
		監査事務局	1	2	3	
各支所		14	14	28		
環境衛生部 (環境部)	環境部長・副部長		1	1	1	
	環境衛生・ 廃棄物処理班	環境政策課	1	2	6	
		環境保全課	1	2	5	
		環境施設整備室	1	2	4	
		東部環境事業所業務課	1	2	9	
		東部環境事業所施設課	1	2	8	
		西部環境事業所業務課	1	2	8	

災害対策部名 (部局名)	災害対策班名	所属・役職	震度 4	震度 5 弱以上→ 被害有		震度 6 弱以上 ※
			連絡本部	警戒本部	災害対策本部	
			準備配置	警戒配置	非常第 1	非常第 2
		西部環境事業所施設課	1	2	5	
被災者支援部 (健康福祉部)	被災者支援班	健康福祉部長・副部長		1	1	
		健康福祉政策課	1	2	5	
		保険年金課	1	2	7	
		高齢介護課	1	2	6	
		障害福祉課	1	2	5	
		生活福祉第一課	1	2	6	
		生活福祉第二課	1	2	6	
		健康長寿課	1	2	8	
	保健予防班	子ども健康課			3	
子ども支援部 (子ども未来部)	子ども支援班	子ども未来部長・副部長		1	1	
		子ども政策課	1	2	4	
		子ども健康課	1	2	3	
		子育て支援課	1	2	4	
		子ども保育課	1	2	5	
食料物資部 (経済部) (農業委員会) (選挙管理委員会)	経済班	経済部長・副部長		1	1	
		経済政策課	1	2	2	
		にぎわい交流課	1	2	4	
	農林班	地域交通課	1	2	3	
		農林水産課	1	2	5	
	食料物資応援班	農業委員会事務局	1	2	2	
		中央卸売市場 選挙管理委員会事務局	1	3	5	
復旧対策部 (経済部) (都市建設部)	建築対応班	都市建設部長・副部長		1	1	
		都市建設政策課	1	2	4	
		広域道整備課	1	2	2	
	建築班	建築指導課	2	5	8	
		公共建築課				
	住宅班	住宅課	1	3	10	
	公園班	公園緑地課	1	7	16	
		とくしま動物園	1	5	13	
	土木復旧班	道路建設課	1	7	18	
		道路維持課	1	13	19	
		河川水路課	2	6	13	
耕地課		2	3	6		
病院部 (病院局)	医療班	局長・次長・参事	2	3	3	
		医療職	1	10	31	
		総務管理課	1	3	3	
		医事経営課		3	5	
上下水道部 (上下水道局)	総務班	上下水道局長・理事・次長	3	3	3	
		総務課	1	2	20	
		経営企画課	1	2	20	
	上水道班	工事検査監	1	1	2	
		お客さまセンター	1	2	21	
		水道整備課	1	2	29	
		水道維持課	1	2	26	
		浄水課	1	3	28	
	下水道班	下水道整備課	1	2	21	
		中央浄化センター	24	28	36	
北部浄化センター		6	8	16		

災害対策部名 (部局名)	災害対策班名	所属・役職	震度 4	震度 5 弱以上→ 被害有		震度 6 弱以上 ※
			連絡本部	警戒本部	災害対策本部	
			準備配置	警戒配置	非常第 1	非常第 2
輸送部 (交通局)	輸送班	交通局長・次長		2	2	
		総務課・営業課	4	3	5	
教育部 (教育委員会)	庶務班	教育長・次長	3	3	3	
		総務課	1	2	5	
	学校班	学校教育課	1	2	3	
		教育研究所	1	2	2	
		青少年育成補導センター	1	2	2	
		徳島市立高等学校	3	4	6	
	学校給食班	体育保健給食課	1	2	3	
社会教育班	社会教育課	2	3	6		
消防部 (消防局)	消防班	消防局長・次長	2	2	2	
		総務課	4	4	9	
		警防課	6	6	8	
		通信指令課	1 7	1 9	2 7	
		予防課	5	5	9	
	消防署班	東消防署	4 3	8 5	1 2 7	
		西消防署	2 5	4 1	6 4	
合 計			2 5 9	4 6 0	9 3 5	

※印は、南海トラフ地震

【注】 1 災害の規模、状況により招集人員は適宜増減する。

2 災害対策本部初動要員・避難拠点初動要員・災害対策連絡所派遣職員の動員・配置体制は別に定める。

2 配備状況の報告

各対策部長は、災害対策本部が設置されたときには直ちに、職員の配備状況について総務班（人事課）へ配備職員数等を報告する。

3 応援要員の要請

各対策部長は、応急対策を実施する上で、要員の不足をきたすと判断される場合は、まず、部内で要員の流動的な活用を図るものとするが、さらに要員が不足すると判断される場合は、総務班に連絡し要請する。総務部長は、必要と認めたときは速やかに応援要員の派遣を要請し、本部会議に報告するものとする。

外部機関からの応援受入については、「第3編 災害予防計画 第3章 災害応急対策・復旧対策 第2節 広域応援・受援体制の整備」も参照。

第3節 応急活動

【主管部】	各部
-------	----

第1 応急活動

1 地震直後の庁舎等の措置

(1) 勤務時間内

ア 庁舎及び施設の被害状況の把握と初期消火

庁舎、支所及び施設（以下、庁舎等という）の被害状況を把握し、庁舎管理者へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。

イ 来庁者の安全確保と避難誘導

庁舎等への市民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損等により避難が必要と判断される場合には、安全な場所へ避難誘導する。

ウ 庁舎等の被害発生に伴う緊急防護措置

被害の状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立ち入り規制を実施する。

エ 非常用自家発電施設や通信施設の機能確保

庁舎等の管理者は、非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

(2) 夜間・休日等

庁舎等において、宿直職員が地震発生直後に実施する緊急措置は、次のとおりである。

ア 庁舎等の被害状況を把握する。

イ 被害の状況に応じて、庁舎等の緊急防護措置を講ずる。

ウ 庁舎等の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）をする。

エ 非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は庁舎等の管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。

2 情報の収集

地震発生直後、県総合情報通信ネットワークシステム、高所カメラ、気象情報、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

3 災害対策連絡所の開設

災害対策連絡所派遣職員は、災害対策連絡所及び避難所の開設、救護、連絡所近隣の災害状況の把握及び災害対策本部への報告並びに市民への情報伝達を実施する。

4 初動期災害情報の収集

市民からの通報、24時間体制勤務部署周辺における調査、災害対策連絡所、災害情報収集協力員警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、建物被害、人的被害、火災発生状況など各部が初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

5 自衛隊災害派遣の要請

市長は、初動期の災害情報から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合は、速やかに徳島県知事へ自衛隊の派遣を要請する。運用調整班は緊密な連携を図り、要請に関する迅速な対応を実施する。

また、徳島県知事に要請することができない場合は、その旨と災害の状況を自衛隊に通知する。

6 応援の要請及び情報の提供

(1) 市長は、初動期の災害情報から必要と認めた場合は、速やかに徳島県に要請するとともに、事前に定められている協定等に基づき、協定各市に応援を要請する。

(2) 市長は、火災・災害等の状況及び社会的影響等からみて特に送信する必要があると認めたときは災害情報衛星通信システムの高所カメラで捉えた被害の状況（映像情報）を消防庁等に送信するものとする。

(3) 市長は、消防庁等からの映像情報の送信の要請を受けたときは、速やかに映像情報を送信するものとする。

第2 応急活動の留意点

1 災害対策本部の弾力的運営

大規模な地震災害においては、多岐にわたる応急対策を同時並行的に実施することが要求される。また一方、職員自身も被災者となり、参集不能となり得る事態も予想される。このことから、災害の状況によっては、業務分担に必ずしもこだわらず、緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入するなど、全体的視野から弾力的に要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実行する。

2 災害救助法適用の要請

市長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は速やかに徳島県知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策の万全を期する必要がある。このため、運用調整班は緊密な連携を図り、手続き等に関する迅速な対応を実施する。

3 災害対策要員の健康管理

大規模な地震災害の場合は、災害対策が長期化することから、職員のローテーション等により職員の健康管理に留意する。

4 広域応援等の受入れ

大規模な地震災害の場合は、本市の防災体制のみでは、応急対策のすべてには対応できないことも予想され、この場合、自衛隊、相互応援協定等を締結している市町村、徳島県等に応援を要請することとなる。また、市内外から様々なボランティアが多数集まってくることも予想される。このことから、円滑な応急活動を実施できるよう受入及び支援の体制を整える。

第2章 災害情報の収集・伝達

本章は、大規模な地震災害又は津波災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、本市域における人的、物的な被害の状況や被災者の動向等の情報を迅速かつ的確に収集、把握するための対応等について必要な事項を定める。

【主管部】	本部事務局、被害調査部
【関係部】	消防部、復旧対策部、公共施設所管部、災害対策連絡所、各関係部
【関係機関】	ライフライン関係機関、警察、徳島県東部県土整備局

第1節 地震災害に関する情報の収集・伝達

第1 被害状況等情報の収集、報告の系統

地震発生後、気象庁等から提供される地震に関する情報等を収集し、迅速かつ正確に市民等へ伝達する。

1 地震情報等の種類及び内容

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

図表 緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	徳島市

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、NHKに伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

総務省 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、市民への伝達に努める。

市は、市民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、徳島市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

図表 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動の具体例

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(2) 地震情報の種類とその内容

気象庁は、地震発生後新しいデータが入るに従って、順次以下のような情報を発表する。地震情報は、発表基準・情報の内容により次のように区別される。

図表 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することができる） 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p> <p>（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表）</p>
長周期地震動に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素（※）を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素（※）更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

※震源要素とは、発生日時、震源地、震源の深さ、地震の規模等である。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区気象台・徳島地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

図表 解説資料等の種類、発表基準と内容

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 （全国速報版・ 地域速報版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報、津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない） 	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・ 地域詳細版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
徳島県の地震	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期（毎月） 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期（毎月初旬） 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期（毎週金曜） 	<p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。</p>

2 情報の収集、報告の系統

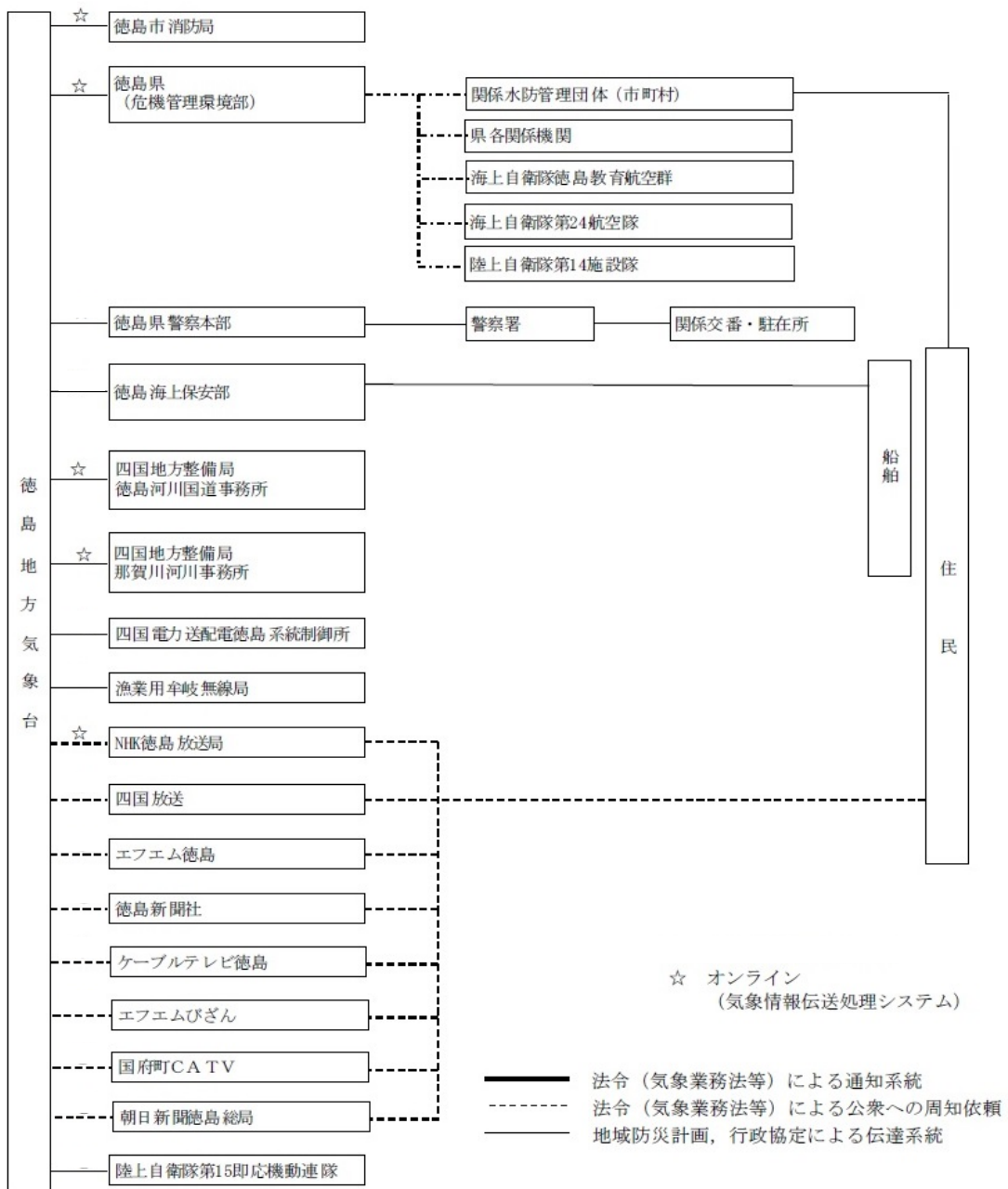
(1) 地震情報等の収集・伝達

市は、防災関係機関と連携し、地震に関する情報を迅速に収集するとともに、安全対策に配慮のうえ、地震の状況及び被害の状況等の把握に努める。

また、防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努め、テレビ、ラジオ、徳島県災害時情報共有システム、市ホームページ内 災害・緊急情報、エリアメール（緊急速報メール）、同報無線設備、防災ラジオ等の通信手段の中から、状況に応じ、最も効果的な手段で情報伝達を行う。

(2) 地震情報等の伝達系統

津波警報等、地震・津波に関する情報は、次の系統により伝達する。



※ 21時00分から翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は、松山放送局へ自動転送される。

3 情報の集約

災害時の情報の一元化を確保するため、市民、防災関係機関及び市の災対本部各部等から収集された被害状況等の情報は全て情報班で集約し、これに基づき運用調整班は県知事への報告を、また、広報班は報道関係機関等への発表を行うものとする。

第2 市民、事業所等の通報義務

1 市民等の通報義務

- (1) 地震が発生し被害が生じた場合、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合、市民及び事業所等は、直ちに災害対策本部、防災関係機関又は警察（警察官）に通報する。
- (2) 市民、事業所等からの通報の受理は、原則として災害対策本部員が当たり、各関係部又は災害対策連絡所等が受理した場合は、速やかに災害対策本部へ報告する。

2 市又は関係機関等の通報

被害又は異常現象の通報を受けた災害対策本部又は関係機関等は、その事項を所管する部局に速やかに通報する。

第3 情報の収集

消防部、災害対策連絡所、調査班及び関係各部は、地震災害が発生した場合は、次により直ちに情報収集のための活動又は準備を開始し、当該災害に関する応急対策が完了するまで、時間的経過に応じ、被害状況及び応急対策に必要な情報等の収集に当たる。

1 災害発生直後の情報収集体制等

震度4以上の地震発生時は直ちに通信施設の緊急点検等を行うものとする。

- (1) 有線電話
 - ア 回線の異状の有無を確認する。この場合、勤務時間内にあつては、所管部局の出先機関との通話状態、勤務時間外にあつては、電話局及び電話局エリア別の主要な24時間勤務体制の関係機関との通話状態を確認するものとする。
 - イ 点検の結果、通話不能と判明した場合は、直ちに総務部総務班、災害対策本部要員及び各部局からの応援により、情報収集伝達要員の確保に努め災害対策本部等との連絡に当たるものとする。
- (2) 無線電話

本市が設備する防災行政無線、デジタルMCA無線、消防用無線、水道無線、県防災行政無線等については、次によるものとする。

 - ア 地震後、直ちに開局するものとする。
 - イ 通信担当者は、直ちに無線通信機器等の一斉点検及び試験を行い、異状の有無を確認するものとする。
 - ウ 停電時においては、通信施設及び必要最小限度の照明等の非常電源を確保するものとする。
- (3) 関係機関との連絡
 - ア 地震後、本市の情報収集活動による他、関係機関との連絡を密にし、正確な情報収集に努めるものとする。
 - イ 地震後直ちにテレビ、ラジオの視聴をするものとする。
- (4) 無線設備を保有する車両は、応急活動に支障がない限り、市内を巡回し、正確な被害状況の把握に努め、無線基地局を経由して、災害対策本部へその情報を報告するものとする。
- (5) 消防団班は、原則として、管轄する地域内の巡回を行い、正確な被害状況の把握に努め、無線等により消防局へ報告するものとする。
- (6) 通信途絶時の対応

有線通信系統が通信不能となった場合は、防災行政無線、デジタルMCA無線、消防用無線、水道無線、アマチュア無線及びタクシー無線によるタクシー事業者等の通信網により情報収集の確保に努めるものとする。
- (7) ヘリコプター等による空中偵察要請

災害対策本部長は、情報収集が極めて困難と判断したときは、直ちに災害状況を正確に把握するために徳島県消防防災ヘリコプター、徳島県警察本部及び自衛隊等の出動を要請し、上空から偵察する等災害状況の把握に努め、応急活動の実施及び他機関への応援要請の判断を行うものとする。

(8) 収集の程度

災害発生直後、概ね1～2時間以内に、市域の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に情報を収集する。

なお、この場合、人命に係る情報の収集を優先するものとする。

(9) 収集の体制〔概ね1～2時間以内〕

関 係 部 ・ 班 等	収 集 の 体 制
情 報 班	情報班は、災害対策本部の迅速かつ適切な初動対応に必要な情報の収集を主眼として、災害対策連絡所、関係各部、関係機関及び市民等から報告又は通報される情報を迅速に集約する。
災 害 対 策 連 絡 所	災害対策連絡所は、主として担当地域内の災害発生直後の全般的な情報の収集に当たり、特に被害状況の概要、避難、市民の動向等についての情報を迅速に収集、集約する。
関 係 各 部	関係各部は、直ちに所定の災害応急対策活動を行うために必要な情報を収集するとともに、平常時の所管業務及び所管施設等に関する被害状況の概要を収集する。
参 集 職 員	閉庁日等の場合で、参集する場合は、参集途上周辺の被害状況等の概要を可能な範囲で収集する。
出 先 機 関 勤 務 職 員	当該施設の被害状況と併せ、施設周辺地区の被害状況等の概要を可能な範囲で収集する。
消 防 署 班	管轄警察署等防災機関からの情報収集及び災害出動に支障の無い範囲内の人員で管内被害状況等の把握に努める。
消 防 団 班	災害出動できる体制で消防車にて管轄地域の被害状況等を調査し通信指令室に報告する。

上記により災害発生直後における被害状況等の概要の情報収集が完了した後は、引き続き時間的経過に応じて、より詳細な情報を収集する。（「第8編 災害応急対策共通 第2章 災害情報等の収集・伝達 第1節 災害情報等の収集・報告、第2節 行政機能の確保状況の報告、第4節 安否情報対策」参照）

第2節 津波に関する情報等の収集・伝達

市は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報並びに大規模地震特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく津波に関する情報等を収集し、迅速かつ正確に市民等へ伝達する。

第1 津波警報等の種類及び内容

津波警報等の発表は、気象庁が行い、本市には「徳島県」を予報区として発表される。

1 大津波警報・津波警報・注意報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

図表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 予想高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 予想高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 予想高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

《徳島市が属する津波予報区》

徳島県



2 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。その種類と内容は次のとおり。

図表 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 [発表される津波の高さの値は、「本節（第5編 地震・津波災害応急対策 第2章 災害情報の収集・伝達 第2節 津波に関する情報等の収集・伝達）第1津波警報等の種類及び内容 1 大津波警報・津波警報・注意報（1）大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等」の表「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

図表 沿岸で観測された最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

図表 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

図表 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 津波警報等の収集・伝達体制

1 津波警報等の収集・伝達

市は、防災関係機関と連携し、津波に関する情報を迅速に収集するとともに、安全対策に配慮のうえ、津波の状況及び被害の状況等の把握に努める。

また、防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努め、テレビ、ラジオ、徳島県災害時情報共有システム、市ホームページ内 災害・緊急情報、エリアメール（緊急速報メール）、同報無線設備、防災ラジオ等の通信手段の中から、状況に応じ、最も効果的な手段で情報伝達を行う。

2 市民等への周知内容

市は、関係機関と連携し、津波警報や津波注意報等が発表された場合には、以下の事項について、速やかに市民等へ周知徹底する。

- (1) 発生した地震及び津波、今後の地震及び津波に関する情報
- (2) 避難指示、避難所に関する情報
- (3) その他、市民、事業所、海浜利用者等が急ぎとるべき措置に関する情報

津波に関する情報で、特に市民に伝達すべき内容は、職員が同報無線設備、防災ラジオ、メール等を用いて伝達を行い、それぞれの伝達内容及び伝達のタイミング（基準）については、以下のとおりとする。

伝達内容	伝達のタイミング(基準)
大津波警報・津波警報[発表]	地震発生後、約3分以内*
	気象庁が発表する大津波警報・津波警報の情報を受けたとき
津波注意報[発表]	気象庁が発表する津波注意報の情報を受けたとき
避難指示[発令]	気象庁が発表する大津波警報・津波警報、津波注意報の情報を受けたとき 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、かつ必要があると認めたとき
津波情報	気象庁からの津波情報を受けたとき
大津波警報・津波警報・津波注意報[解除]	気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報(解除)の情報を受けたとき
避難指示[解除]	大津波警報・津波警報、津波注意報が解除され、かつ市民の安全が確認されたとき
手 段	
<ul style="list-style-type: none"> ● 同報無線設備の手動放送 ● 広報車・消防車での放送 ● ホームページでの広報 ● SNSを通じた情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ラジオの割込み放送 ● エリアメール・緊急速報メールでの通知 ● 報道機関による放送 ● 災害情報案内サービス
<p>※地震発生後、約3分以内の大津波・津波警報(発表)は、J-ALERTによる同報無線設備の自動放送を用い伝達する</p>	

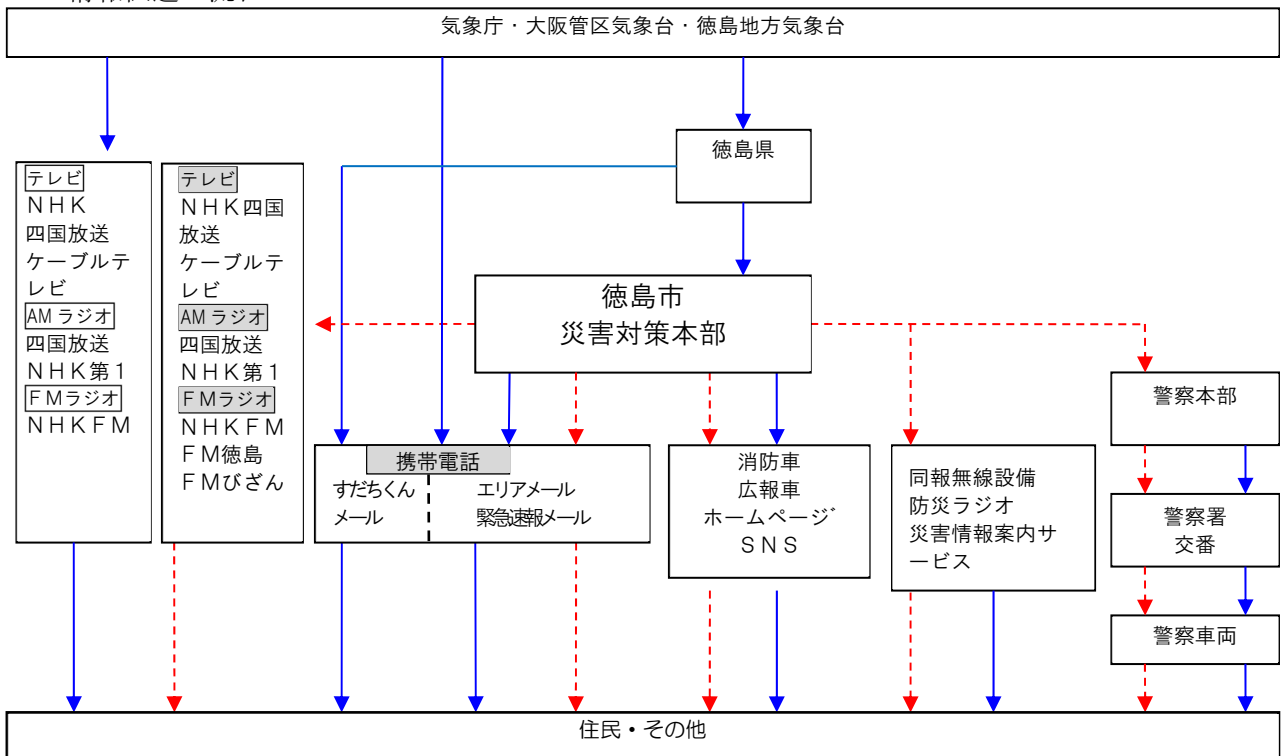
同報無線設備から伝達する警報音及び広報内容は以下のとおりとする。

区分	警報音及び音声放送
津波注意報	広報内容の放送
津波警報	警報音を5秒吹鳴、6秒休止を3回繰り返し、その後、音声による放送 【音声放送】 津波警報が発表されました。ただちに津波避難ビルや高台などの高いところへ避難してください、ただちに津波避難ビルや高台などの高いところへ避難してください。
大津波警報	警報音を3秒吹鳴、2秒休止を5回繰り返し、その後、音声による放送 【音声放送】 大津波警報が発表されました。ただちに津波避難ビルや高台などの高いところへ避難してください、ただちに津波避難ビルや高台などの高いところへ避難してください。

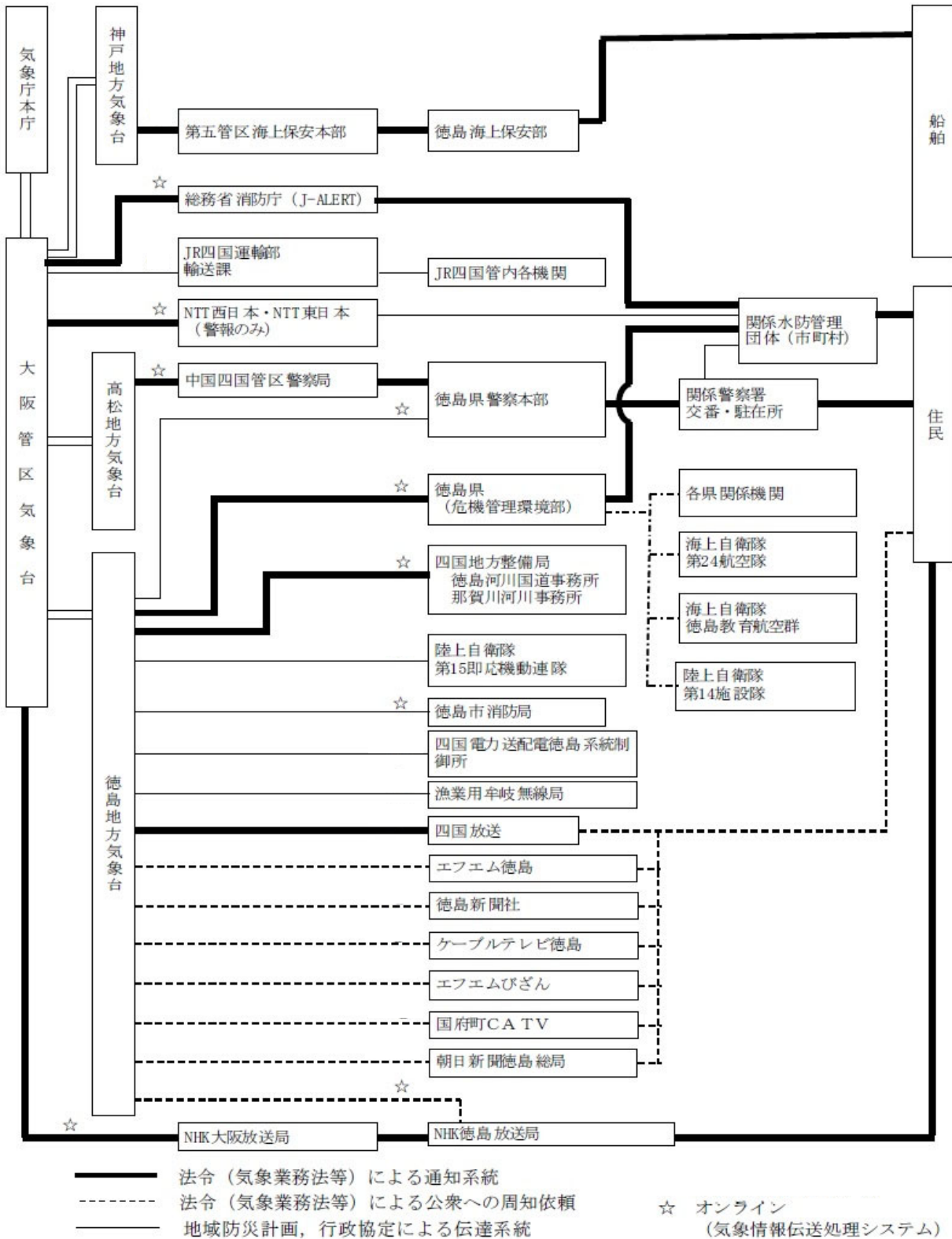
3 津波警報等の伝達系統

津波警報等は、次の系統により伝達する。

■情報伝達の流れ



4 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



5 津波情報・津波警報等の伝達系統

津波警報等・津波情報の伝達は、「前節（第5編 地震・津波災害応急対策 第2章 災害情報の収集・伝達 第1節 地震災害に関する情報の収集・伝達）第1節 第1 被害状況等情報の収集、報告の系統第1節 第12 情報の収集、報告の系統第1節 第12 (2) 地震情報等の伝達系統」に準じる。

6 避難誘導等に従事する者への情報伝達

避難広報や避難誘導、水門・陸閘等操作を行う者、消防団員等の安全確保については、従事する者の安全確保を最優先とするため、情報伝達手段を明確にすることとする。

7 観光客等への情報伝達

避難対象地域にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対し、気象庁が発表する津波に関する情報の収集手段、利用者に対する情報の伝達を定めておくよう指導に努める。また、屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声子局、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行う。

第3章 津波避難対策

第1節 津波避難対策

津波警報等の発表、「避難指示」に基づく避難行動に際し、市民の混乱を回避し、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、被害の防止、軽減を図る。

1 津波時における避難対象地域

津波時における避難対象地域は、津波による浸水被害の発生が予測され、避難を必要とする地域であり、平成24年10月31日に徳島県が発表した津波浸水想定区域に基づき指定する。（「南海トラフ巨大地震に伴う徳島市津波避難計画」図3参照）

2 避難指示の発令

津波による被害から市民の生命、身体の安全を確保するため迅速かつ的確に避難指示を発令する。

(1) 避難指示の判断基準

次の基準を基に、避難対象地域に対し、避難指示の発令を判断する。また、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等、具体的な避難指示等の発令基準の設定に努める。

区 別	状 況	措 置
避難指示	徳島県沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。	避難対象地域の住民に対し、直ちに安全な場所に避難するよう「避難指示」を発令する。

(2) 避難の必要がなくなった場合の措置

市長は、避難の必要がなくなった場合には、直ちにその旨を市民等に周知するとともに、「第8編 災害応急対策共通 第6章 避難対策 第1節 避難対策 第5 避難情報による避難」に定める連絡系統図に基づき関係機関及び放送事業者へ通知する。

3 津波からの避難

南海トラフ地震（レベル2）が発生した場合、本市沿岸部に津波が到達する時間は、東沖洲マリニピア東端で地震発生後約41分後（初期水位+20cm）、最大の津波5mが約53分後とされており、津波が到達するまでの間に、「より早く、より高い場所」へ避難することが重要である。

(1) 市民等の避難行動

津波からの避難について、避難対象地域内の住民等は、避難対象地域外の避難所等へ迅速に避難することを基本とする。ただし、津波が到着するまでに避難対象地域外へ避難できない住民、救助活動に従事し避難する時間的猶予がない場合等は、指定緊急避難場所や近くの堅牢な高い建物等に緊急避難するものとする。

(2) 津波避難ビル・緊急避難場所への一時避難

津波避難ビル及び緊急避難場所への一時避難は、徳島県沿岸に津波警報等が発表されるなど津波襲来のおそれを生じたときから、津波警報等の解除により津波のおそれがなくなった時までとし、一時避難者は、津波警報等の解除、津波のおそれがなくなった段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難対策

本市における避難行動要支援者の避難対策については、要支援者が自らの安全は自ら守る自助、地域（民生委員、自主防災組織、町内会・自治会、近隣住民等）の共助を基本とし、市の公助が連携し要支援者への情報伝達や、避難支援体制の整備を図る。

避難行動要支援者に係る支援体制は、「第3編 災害予防計画 第1章 災害に強いひとづくり 第6節 避難行動要支援者対策 第2 避難行動要支援者に係る支援体制」に準じる。

4 避難誘導体制

市民等が安全かつ迅速に避難ができるよう、警察、消防及び消防団等の関係機関と協力し、避難誘導に当たる。

5 要配慮者利用施設等の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律第71条に定めるとおり、警戒区域内の地下街等又は要配慮者利用施設として定められた当該施設の所有者又は管理者は、避難訓練その他当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、徳島市長に報告するとともに公表し、またこの避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行わなければならない。
- (2) 要配慮者利用施設については、「資料編 11-1 要配慮者利用施設一覧表」を参照すること。
- (3) 避難確保計画の作成・受領については、「第6編 風水害応急対策 第3章 風水害避難等対策 第1節 洪水等の浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止措置等 3 要配慮者利用施設の指定について (3) 計画の作成・受領と実効性確保のための取組み」に準じて行うものとする。

第2節 遠地津波対策

1 概要

遠地津波は、日本の沿岸から600キロメートル以遠で発生した地震による津波であり、地震の揺れを感じなくても津波が襲来することや継続時間が長いことから、気象庁から発表される津波に関する情報を収集した上で、避難体制や防災体制を確立すること及び津波警報等が解除されるまで避難体制を維持することが重要である。

2 本市の対応

気象庁から発表される「遠地地震に関する情報」により、津波の到達予想時刻等の情報を確認するとともに、当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを十分に認識した上で、次の図表のとおり避難情報を発令する。

図表 避難情報の区分

区別	状況	措置
【警戒レベル3】 高齢者等避難	「遠地地震に関する情報」の中で、徳島県沿岸に津波到達予想時刻等の情報が発表された場合	沿岸地域又は避難対象地域の住民に対し、直ちに安全な場所に避難するよう発令する。
【警戒レベル4】 避難指示	日本近海まで到達した段階で「避難指示」に切替	避難対象地域の住民に対し、直ちに安全な場所に避難するよう発令する。

3 市民等の対応

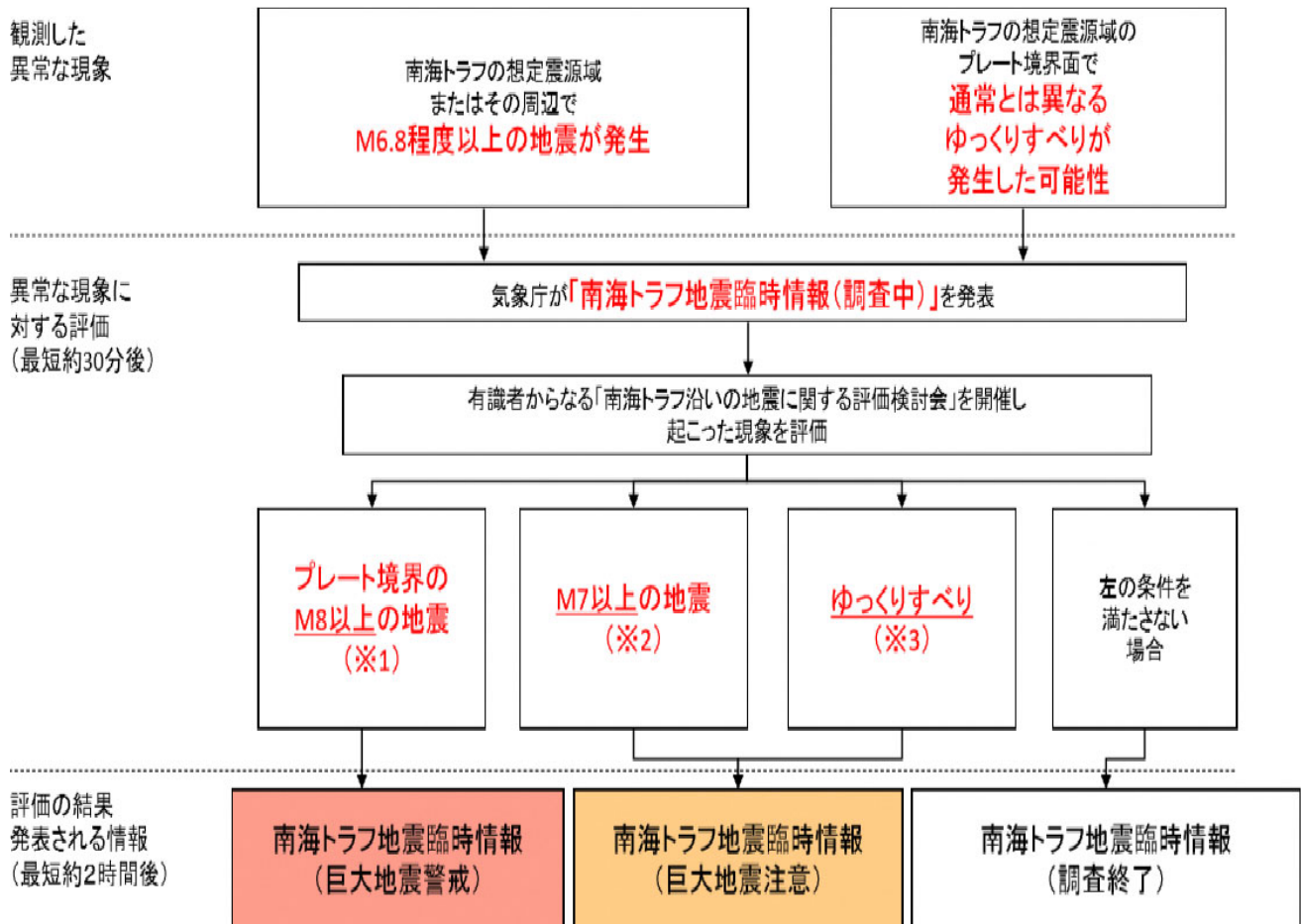
遠地津波については、来襲するまでの間に、気象庁が発表する津波に関する情報を収集して、津波からの避難を実施する。

本市が指定している津波避難ビルの中には、地震動を感知して自動的に解錠する「地震連動自動解錠かぎ保管庫」を設置している津波避難ビル等があるが、遠地津波においては、地震の揺れを感じることがないものと想定されるため、「かぎ保管庫」を設置している津波避難ビル等には避難することができないものと考えられるため、遠地津波の際には、「かぎ保管庫」を設置していない津波避難ビル等に避難することや津波浸水想定区域外に避難することを予め知っておくことが重要であることから、本市としても、このことに関して平常時から市民等への周知を図っていく。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における対応について次のとおり定める。

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

(1) 臨時情報（調査中）の伝達、災害対策連絡本部等の設置

市及び防災関係機関は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項等について周知し、評価後に発表される情報に備えて必要な体制等の準備を行うものとする。

災害対策本部等の設置等については、「第5編>第1章>第1節>第1> 2「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の災害対策組織の設置」の定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策警戒本部等の設置等

市は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとする。

災害対策本部等の設置等については、「第5編>第1章>第1節>第1> 2「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の災害対策組織の設置」の定めるところによる。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報の内容や生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について広報を行う。

なお、その際には高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

(3) 臨時情報（巨大地震警戒）等の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、国、県、関係機関からの指示事項等の伝達・共有を行うため、状況に応じ、最も効果的な情報収集・伝達等を行う。

(4) 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行うものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行うものとする。

(5) 避難対策等

① 基本方針

市は、南海トラフ地震が発生した場合には市内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、自力での避難が困難な者や土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内の住民等、事前避難が望ましい者に対して避難情報の発令を行い、不安のある市民に対して避難を促すとともに必要な事前避難所を確保することとする。

② 日頃からの地震への備えの再確認

市は、全市民に対し、家具等の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

③ 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、市は、それが難しい住民が避難する場所として事前避難所の確保を行うものとする。なお、事前避難は、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインは稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

(6) ライフライン・通信・放送関係

指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者等は、施設等の安全点検を実施するとともに、その機能を維持・確保するために必要な活動体制を整備する。

(7) 市が管理等を行う道路、河川、その他の施設に関する対策

市が管理する道路、河川、海岸、庁舎、会館、病院、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

- ① 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
 - ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
 - ④ 出火防止措置
 - ⑤ 水、食料等の備蓄
 - ⑥ 消防用設備の点検、整備
 - ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - ⑧ 各施設における緊急点検、巡視
 - ⑨ その他、各施設において災害発生時に備える事項
- (8) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部や災害対策連絡所等が設置される庁舎等の管理者は、(7)に掲げる措置のほか、次の措置を行うものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機器等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (9) 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- (1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策連絡本部等の設置等

市は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとする。

災害対策本部等の設置等については、「第5編＞第1章＞第1節＞第1＞2「南海トラフ地震臨時情報」が発せられた場合の災害対策組織の設置」の定めるところによる。

- (2) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報の内容や生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について広報を行う。

なお、その際には高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

- (3) 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

- (4) 市のとるべき措置

全市民に対し、家具等の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

第6編

風水害応急対策

第1章 災害対策組織と職員の配備

第1節 災害対策組織の設置

【主管部】	各部
【関係機関】	各防災関係機関

第1 組織体制と配置体制

1 配置の基準

災害対策を実施するときは、次の種別により配置を決定するものとする。

種別	状況	配置内容	配置体制	
準備配置	各種警報が発せられ地域的に軽微な被害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕のある場合その他各種災害が発生するも比較的軽微な被害の場合	災害種別により情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒等に当たると共に小災害が発生した場合に対処し状況によりすみやかに警戒配置に移行できる体制とする。	災害対策連絡本部設置	
警戒配置	地域的に被害の発生が予想され又は発生した場合	災害対策本部設置に至らない規模の災害に関係部局が連絡協調を図り応急対策を行い状況によりすみやかに災害対策本部を設置できる体制とする。	災害対策警戒本部設置	
非常	第一配置	全域にわたり被害の発生が予想され又は発生した場合	災害対策本部を設置し各部各班が防災活動を行い、すみやかに非常第二配置に移行できる体制とする。	災害対策本部設置
	第二配置	市全域にわたり大災害が発生若しくは発生が予想される場合又は全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	災害対策本部設置

第2節 職員の配置と動員

【主管部】	各部局
-------	-----

第1 職員への伝達

気象情報の通知を受け災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、危機管理局長は災害対策準備会議を開催し動員、配置体制について協議し庁内放送、電話等で組織計画の伝達系統図により次の事項を明確に伝えるものとする。

- ア 本部開設
- イ 本部の位置
- ウ 配置の種別

第2 職員の招集、出動

1 招集

各部局長等（対策部長）や各課長（班長）は、配置命令を受け又配置体制をとる必要があると認めるときは直ちに防災体制の配置体制並びに編成に従い、それぞれの別表のとおり班員を招集し、防災活動に支障をきたさないようにしなければならない。

2 本部長からの出動の命を受けた各対策部長、各対策班長はあらかじめ定めた体制により、班員を指揮して防災業務を遂行しなければならない。

3 配置に対する職員の心構え（職員の非常登庁）

ア 職員はあらかじめ定められた災害時における配置体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

イ 職員は災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ・テレビの聴視、所属の連絡責任者、各部への電話照会等の方法によるほか自ら工夫して災害の状況、配置命令等を知るように努めなければならない。

ウ 職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは配置命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとって進んでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断ですみやかに部署に参集し防災活動に従事しなければならない。

エ 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配置部署につくのが不可能な場合は、通信連絡により所属長又は本部の指示を受けなければならない。

オ 職員は、参集途上において災害状況をできるだけ把握し、到着後災害対策本部に報告すること。

別表 図表 風水害時の動員配置体制（基準）

災害対策部名 (部局名)	災害対策班名	所属・役職	連絡本部	警戒本部	災害対策本部		
			準備配置	警戒配置	非常第1	非常第2	
市長・副市長・政務監				3	4	全職員	
本部事務局 (危機管理局) (企画政策部) (総務部) (議会事務局) (会計管理者)		危機管理局長・次長	2	2	2		
		企画政策部長・副部長	1	2	2		
		議会事務局長・次長		1	2		
	総務班	総務課		2	4		
	情報班	防災対策課	5	5	5		
	運用調整班		危機管理課	4	4		4
			企画政策課		2		4
			都市計画課		3		6
		危機管理局主幹	1	1	1		
	広報班	広報広聴課		4	4		
秘書議会班		秘書課	1	2	4		
		庶務課		3	5		
		議事調査課					
経理班	会計課			1			
総務部 (総務部) (財政部)		総務部長・副部長	1	2	2		
	総務班		職員厚生課	1	1	7	
			人事課	1	1		
			行財政経営課	1	1		
	情報班	デジタル推進課	1	1	2		
	財政班	財政課	1	1	2		
	調達班		契約監理課		1	2	
		財産管理活用課	1	3	7		
		工事検査監		1	2		
被害調査部 (財政部)		財政部長・副部長		2	2		
	調査第1班	納税課		1	3		
	調査第2班	資産税課		1	3		
	調査第3班	市民税課		1	3		
避難対策部 (市民文化部) (監査事務局)		市民文化部長・理事・副部長	1	2	3		
	庶務班		市民生活相談課	5	5	1 1	
			市民協働課				
			住民課				
	避難所運営班		各支所	1 4	1 4	2 8	
			人権推進課	1	2	3	
			文化スポーツ振興課	1	2	3	
		監査事務局	1	2	3		
環境衛生部 (環境部)		環境部長・副部長		2	2		
	環境衛生・ 廃棄物処理班		環境政策課			1 0	
			環境保全課				
			環境施設整備室				
			東部環境事業所業務課				
			東部環境事業所施設課				
			西部環境事業所業務課				
	西部環境事業所施設課						

災害対策部名 (部局名)	災害対策班名	所属・役職	連絡本部	警戒本部	災害対策本部	
			準備配置	警戒配置	非常第1	非常第2
被災者支援部 (健康福祉部)	被災者支援班	健康福祉部長・副部長		3	3	全職員
		健康福祉政策課		2	5	
		保険年金課		2	5	
		高齢介護課		2	7	
		障害福祉課		2	5	
		生活福祉第一課		2	6	
		生活福祉第二課		2	6	
	保健予防班	健康長寿課		2	8	
	子ども健康課			3		
子ども支援部 (子ども未来部)	子ども支援班	子ども未来部長・副部長		2	2	
		子ども政策課		2	3	
		子ども健康課		2	3	
		子育て支援課		2	4	
		子ども保育課		2	5	
食料物資部 (経済部) (農業委員会) (選挙管理委員会)	経済班	経済部長・副部長	1	2	2	
		経済政策課		2	3	
		にぎわい交流課	1	2	4	
	農林班	地域交通課		2	3	
		農林水産課		2	5	
	食料物資応援班	農業委員会事務局	1	1	2	
		中央卸売市場 選挙管理委員会事務局		3	5	
復旧対策部 (都市建設部) (経済部)	建築対応班	都市建設部長・副部長	1	3	3	
		都市建設政策課		1	2	
	建築班	広域道整備課	1	1	2	
		建築指導課		3	3	
	住宅班	公共建築課		2	2	
		住宅課		2	8	
	公園班	公園緑地課	1	7	1 6	
		とくしま動物園		2	4	
	土木復旧班	道路建設課	1	7	1 7	
		道路維持課	1	1 3	1 9	
河川水路課		1	6	1 1		
耕地課		1	6	1 9		
病院部 (病院局)	医療班	病院局長・次長・参事		3	3	
		医療職	1	1 0	3 1	
		総務管理課	1			
		医事経営課		6	8	
上下水道部 (上下水道局)	総務班	上下水道局長・理事・次長	1	3	3	
		総務課		1	2	
		経営企画課		1	2	
	上水道班	工事検査監		1	1	
		お客さまセンター		1	2	
		水道整備課		1	2	
		水道維持課		1	2	
	下水道班	浄水課		1	3	
		下水道整備課	1	1	2	
		中央浄化センター	2 4	2 8	3 2	
輸送部 (交通局)	輸送班	北部浄化センター	6	8	1 0	
		交通局長・次長		2	2	
		総務課・営業課	4	3	5	

災害対策部名 (部局名)	災害対策班名	所属・役職	連絡本部	警戒本部	災害対策本部	
			準備配置	警戒配置	非常第1	非常第2
教育部 (教育委員会)		教育長・次長		3	3	全職員
	庶務班	総務課		1	17	
	学校班	学校教育課	2	1		
		教育研究所		1		
		青少年育成補導センター		2		
		徳島市立高等学校		1		
	学校給食班	体育保健給食課		1		
社会教育班	社会教育課		1			
消防部 (消防局)		消防局長・次長	1	3	3	全消防 団員
	消防班	総務課	23	26	36	
		警防課				
		通信指令課				
		予防課				
	消防署班	東消防署	48	56	85	
		西消防署	25	31	47	
消防団班	消防団	6	221	406		
合計			197	590	1048	

第2章 気象情報、警報等の収集・伝達

本章は、気象・地象・水象の通報、災害情報及び災害応急対策上の指令・命令等の収集・伝達・報告・通知及び要請等を迅速・確実に実施するために必要な事項を定める。

第1節 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

1 5段階の警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を5段階に分け、居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連付けるものである。

2 警戒レベル相当情報

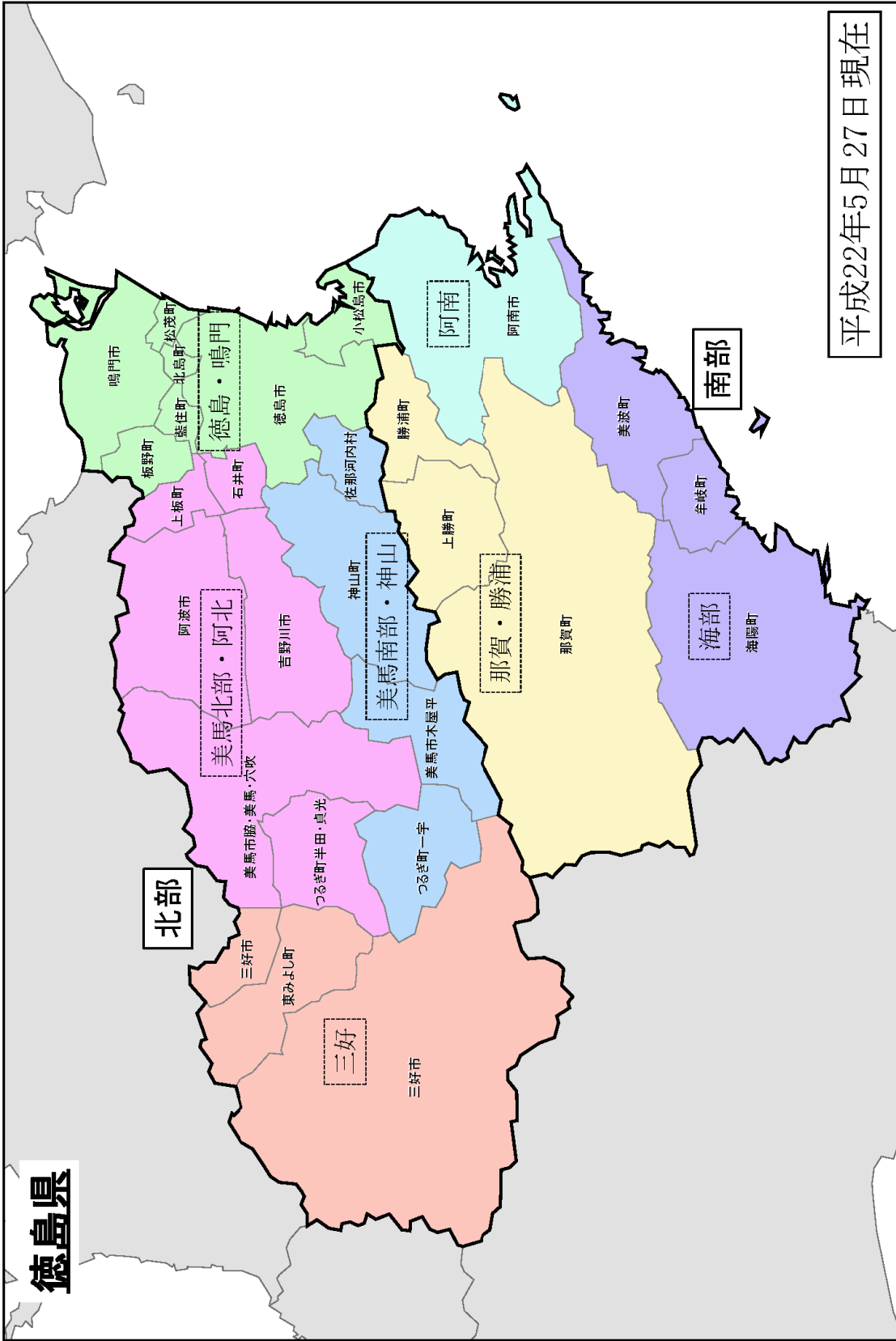
四国地方整備局、徳島地方气象台、県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することで、住民の自発的な避難判断等を促す。

第2節 気象情報、警報等の種類及び内容

1 警報等の区分及び発表機関

警報等の種類	発表機関	根拠法令
津波注意報、警報及び特別警報	気象庁	気象業務法 13条、13条の2、5条、15条の2
		水防法 10条1項
気象（大気の諸現象）、高潮、波浪、洪水等に関する注意報、警報及び情報	徳島地方気象台	気象業務法 15条、15条の2
		水防法 10条1項
吉野川氾濫注意情報（洪水注意報） 吉野川氾濫警戒情報（洪水警報） 吉野川氾濫危険情報（洪水警報） 吉野川氾濫発生情報（洪水警報）	徳島地方気象台 国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所	気象業務法 14条の2 水防法 10条1項
今切川氾濫警戒情報	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所	水防法 13条1項
水防警報の発表及び通知	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所 徳島県知事（東部県土整備局 徳島庁舎）	水防法 16条1項、2項、3項
勝浦川氾濫注意情報（洪水注意報） 勝浦川氾濫警戒情報（洪水警報） 勝浦川氾濫危険情報（洪水警報） 勝浦川氾濫発生情報（洪水警報）	徳島地方気象台 徳島県知事（河川整備課）	気象業務法 14条の2 水防法 11条1項
警報等の種類	発表機関	根拠法令
火災予防に関する通知 火災気象通報	徳島地方気象台	消防法 22条1項
洪水予報の通知	徳島県知事（河川整備課）	水防法 10条3項、11条1項
火災に関する警報	徳島市長（市消防局長）	消防法 22条3項
水位の通報	徳島市長（水防管理者）	水防法 12条
堤防決壊の通知	徳島市長（水防管理者）	水防法 25条
高潮氾濫発生情報	徳島県知事（東部県土整備局 徳島庁舎）	水防法 13条の3

図表 気象警報・注意報や天気予報の発表区分



※太実線で囲まれた区域が一次細分区域を表し、囲み文字でその名称を記しています。灰色の実線で囲まれた区域が二次細分区域を表し、影付き文字でその名称を記しています。色分けされた区域が市町村等をまとめた地域を表し、点線囲み文字でその名称を記しています。

2 徳島地方気象台等が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類及び発表基準（数値は予想される気象要素値である）

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎（美馬市は「美馬市脇・美馬・穴吹」と「美馬市木屋平」に、つるぎ町は「つるぎ町半田・貞光」と「つるぎ町一字」に分割）に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

図表 徳島県の予報区分（市町村等をまとめた地域など）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一字
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町

(1) 特別警報

図表 気象等に関する特別警報の現象の種類と発表基準

種類	発表基準
大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。
波浪	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

注）発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件） 大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続けると予想される市町村等に発表する。

- ① 表面雨量指数（※2）として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数（※3）として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数（※4）の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続けると予想される市町村等に発表する。

- ※1 激しい雨：1時間におおむね30mm以上の雨
 - ※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを表す値。
 - ※3 流域雨量指数：降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を表す値。
 - ※4 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。
- この基準値については「気象庁ホームページ」を参照のこと。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

イ 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。

台風については、指標（発表条件）となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

＜参考＞特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

(2) 警報

図表 気象等に関する警報の種類と発表基準

種類	発表基準
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 【表面雨量指数基準】 23（令和5年6月8日現在） 【土壌雨量指数基準】 244（令和5年6月8日現在） ※ 土壌雨量指数は、地域メッシュ（1km格子）毎に基準が異なる。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/sに到達することが予想されたとき。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/sに到達することが予想されたとき。

種類	発表基準
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、「12時間降雪の深さ」が10cmに到達することが予想されたとき。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が6.0mに到達することが予想されたとき。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、標高1.9mに到達することが予想されたとき。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 ※徳島県が定める基準水位観測所(小松島)における高潮特別警戒水位(1.8m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 【流域雨量指数基準】(令和5年6月8日現在) 今切川流域=10.7 鮎喰川流域=44.5 飯尾川流域=21.5 八多川流域=13 園瀬川流域=18.8 新町川流域=6.7 【複合基準】(令和5年6月8日現在) 鮎喰川流域=(10, 37.6) 飯尾川流域=(10, 18.7) 八多川流域=(10, 11.7) 園瀬川流域=(10, 18.4) 新町川流域=(10, 5.9) 勝浦川流域=(10, 36.2) 吉野川流域=(12, 77.3) ※流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。
吉野川・勝浦川 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
吉野川・勝浦川 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。具体的には、以下の基準を満たしているとき。 ・吉野川：岩津基準地点で氾濫危険情報の発表基準を満たしているとき。 ・勝浦川：横瀬・江田いずれかの基準地点で氾濫危険情報の発表基準を満たしているとき。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
吉野川・勝浦川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。具体的には、以下の基準を満たしているとき。 ・吉野川：岩津基準地点で氾濫警戒情報の発表基準を満たしているとき。 ・勝浦川：横瀬・江田いずれかの基準地点で氾濫警戒情報の発表基準を満たしているとき。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

(3) 注意報

図表 気象に関する注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【表面雨量指数基準】 13（令和5年6月8日現在） 【土壌雨量指数基準】 178（令和5年6月8日現在） ※ 土壌雨量指数は、地域メッシュ（1km格子）毎に基準が異なる。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される時。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/sに到達することが予想されたとき。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、「12時間降雪の深さ」が5cmに到達することが予想されたとき。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が3.0mに到達することが予想されたとき。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。具体的には、標高1.4mに到達することが予想されたとき。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の「突風」や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、視程が陸上で100m、海上で500mに到達することが予想されたとき。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。具体的には、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%に到達することが予想されたとき。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、「積雪の深さ」が50cm以上あり、次のいずれかが予想されたとき。 1. 降雪の深さが20cm以上 2. 気象台における最高気温が7℃以上 3. 降水量が10mm以上
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。徳島市では、気象台における最低気温が-3℃以下が予想されたとき。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。徳島市では、晩霜期を対象とし最低気温が4℃以下が予想されたとき。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。徳島市では、気温-2℃～2℃の条件下で、「24時間降雪の深さ」が20cmに到達することが予想されたとき。

種類	発表基準
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>【流域雨量指数基準】（令和5年6月8日現在） 今切川流域＝8.5 鮎喰川流域＝35.6 飯尾川流域＝17.2 八多川流域＝10.4 園瀬川流域＝15 新町川流域＝5.3</p> <p>【複合基準】（令和5年6月8日現在） 今切川流域＝（6、8.5） 鮎喰川流域＝（6、33.8） 飯尾川流域＝（6、16.8） 八多川流域＝（6、10.4） 園瀬川流域＝（5、15） 新町川流域＝（6、4.3） 勝浦川流域＝（10、30.9） 吉野川流域＝（9、56.2）</p> <p>※ 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※ 複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</p>
吉野川・勝浦川 氾濫注意情報 （洪水注意報）	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。具体的には、以下の基準を満たしているとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉野川：岩津基準地点で氾濫注意情報の発表基準を満たしているとき。 ・勝浦川：横瀬・江田いずれかの基準地点で氾濫注意情報の発表基準を満たしているとき。 <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

- 注1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。
- 注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。
- 注3 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。
- 注4 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
- 注5 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。
- 注6 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の見準を暫定的に下げて運用する。

(4) キキクル（警報の危険度分布）等

「キキクル」は、大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを、地図上で視覚的に知ることができる情報として、気象庁のホームページで公開されている。大雨による土砂災害の危険度は「土砂キキクル」、短時間強雨による浸水害の危険度は「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度は「洪水キキクル」で、確認することができる。

図表 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

その他

以下の基準値は、地域メッシュコード（1 km 四方）毎に基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の基準値
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>

<参考>

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できます。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できます。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。浸水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できます。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

図1 土砂災害警戒情報発表例

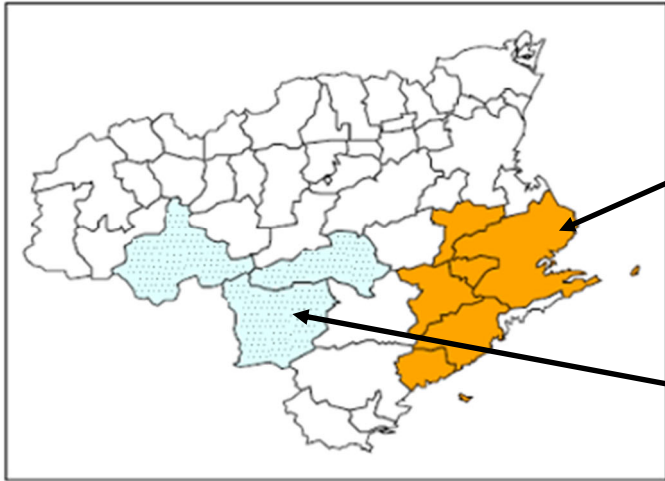
徳島県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
徳島県 徳島地方气象台 共同発表

【警戒対象地域】
阿南市 勝浦町 那賀町鷲敷地域 那賀町相生地域 牟岐町 美波町日和佐地域

【警戒解除地域】
三好市東祖谷 那賀町木沢地域 那賀町木頭地域

【警戒文】
 <概況>
 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
 <とるべき措置>
 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



■ 警戒対象地域

■ 警戒解除地域

問い合わせ先
088-621-2541 (徳島県県土整備部 砂防・気候防災課)
088-622-3857 (徳島地方气象台)

警戒を要する市町村名を明記

土砂災害の危険度が高い市町村

土砂災害の危険度が低くなった市町村

図2 発表対象地域（松茂町、北島町、藍住町、阿波市吉野町を除く）



(8) 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ以上	を観測又は解析したとき
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ以上	を観測又は解析したとき

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻注意情報 第〇号
令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報 第〇号
令和××年×月×日〇〇時〇〇分 徳島地方气象台発表

【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

(10) 台風予報、台風情報

ア 台風に関する予報、情報

気象庁では、台風の実況を3時間ごとに発表している。台風の1日(24時間)先までの12時間刻みの予報を3時間ごとに発表し、さらに5日(120時間)先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表する。

令和2年9月9日からは、台風及び24時間以内に台風が発達すると予想される熱帯低気圧(以下、「発達する熱帯低気圧」)について、台風接近時の防災行動計画(タイムライン)に沿った対応を効果的に支援するため、5日先までの予想進路や強度を台風情報として発表している。

イ 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ(強風域:平均風速15m/s以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲)を3段階、強さ(最大風速:10分間平均風速の最大値)を4段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分類
500km未満	—
500km以上800km未満	大型(大きい)
800km以上	超大型(非常に大きい)

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s以上33m/s未満	—
33m/s以上44m/s未満	強い
44m/s以上54m/s未満	非常に強い
54m/s以上	猛烈な

(11) 火災気象通報

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に対して通報し、徳島県を通じて徳島市や徳島市消防局に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

(発表基準)

「乾燥注意報」基準(実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下)と「強風注意報」基準(平均風速12m/s以上)と同一。

(12) 火災警報

市長は、(11)の火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

第3節 気象情報、警報等の収集・伝達

1 特別警報・警報・注意報・情報の収集・伝達

気象・地象・水象・水防・火災などに関する特別警報・警報・注意報・情報の収集・伝達は、次の伝達要領・伝達系統をもって行う。

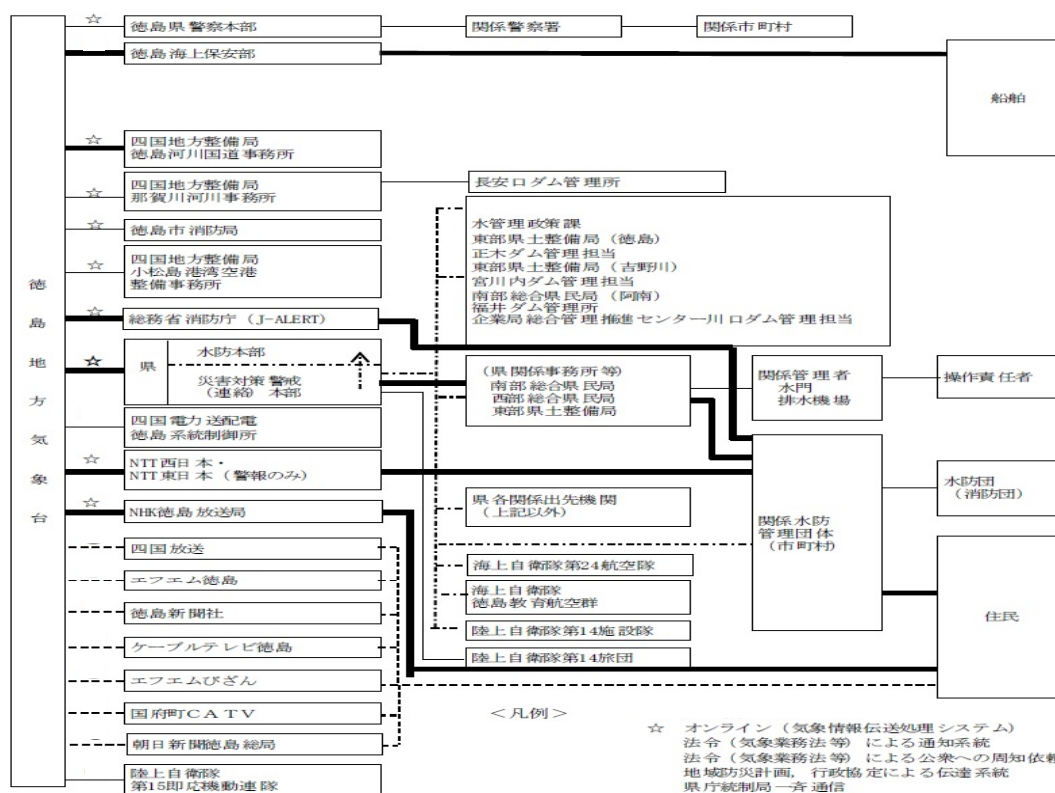
(1) 収集・伝達要領

- ア 徳島地方気象台等から通知される特別警報・警報・注意報・情報等は、気象業務法・水防法・消防法に定められた方法により伝達される。
- イ 消防局で収集・受信した特別警報・警報・注意報・情報等は直ちに本部長及び運用調整班に報告する。それに対応する必要な防災指令は運用調整班が各部班へ伝達する。解除された場合もこの要領による。
- ウ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた対策部長・対策班長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関へも伝達指令する。
- エ その他各部・班の職員は、特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた後は、刻々と推移する状況について報道機関等の報道を聴取するよう努め、その内容に応じた適切な措置を講ずる。

(2) 伝達の方法

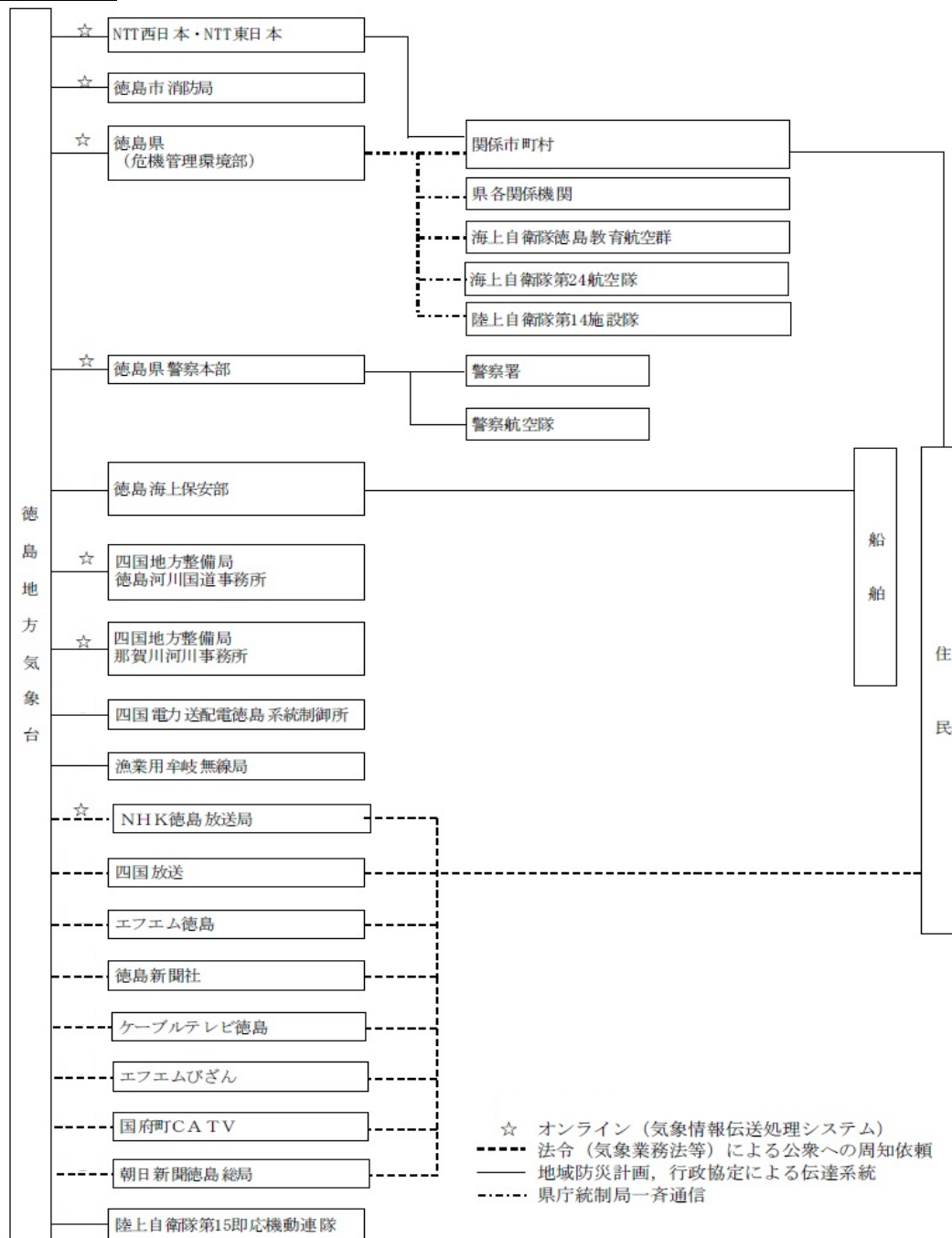
ア 気象に関する特別警報・警報・注意報・情報の伝達系統

特別警報・警報



- 注1 障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時加入FAXへ伝達する。このFAXも途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。以下、各図とも同じ。
- 注2 ----- は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムによる県庁統制局一斉通信を示す。以下、各図とも同じ。
- 注3 水防体制前は、水防本部を河川整備課と読み代えるものとする。以下、各図とも同じ。
- 注4 陸上自衛隊第14旅団へは必要により警報とその解除を通知する。
- 注5 災害配備体制前は、災害対策警戒(連絡)本部を危機管理環境部とくしまゼロ作戦課と読み替えるものとする。以下、各図とも同じ。
- 注6 水資源機構池田総合管理所は、(財)日本気象協会を通じて気象庁より情報を受けている。

注意報・情報

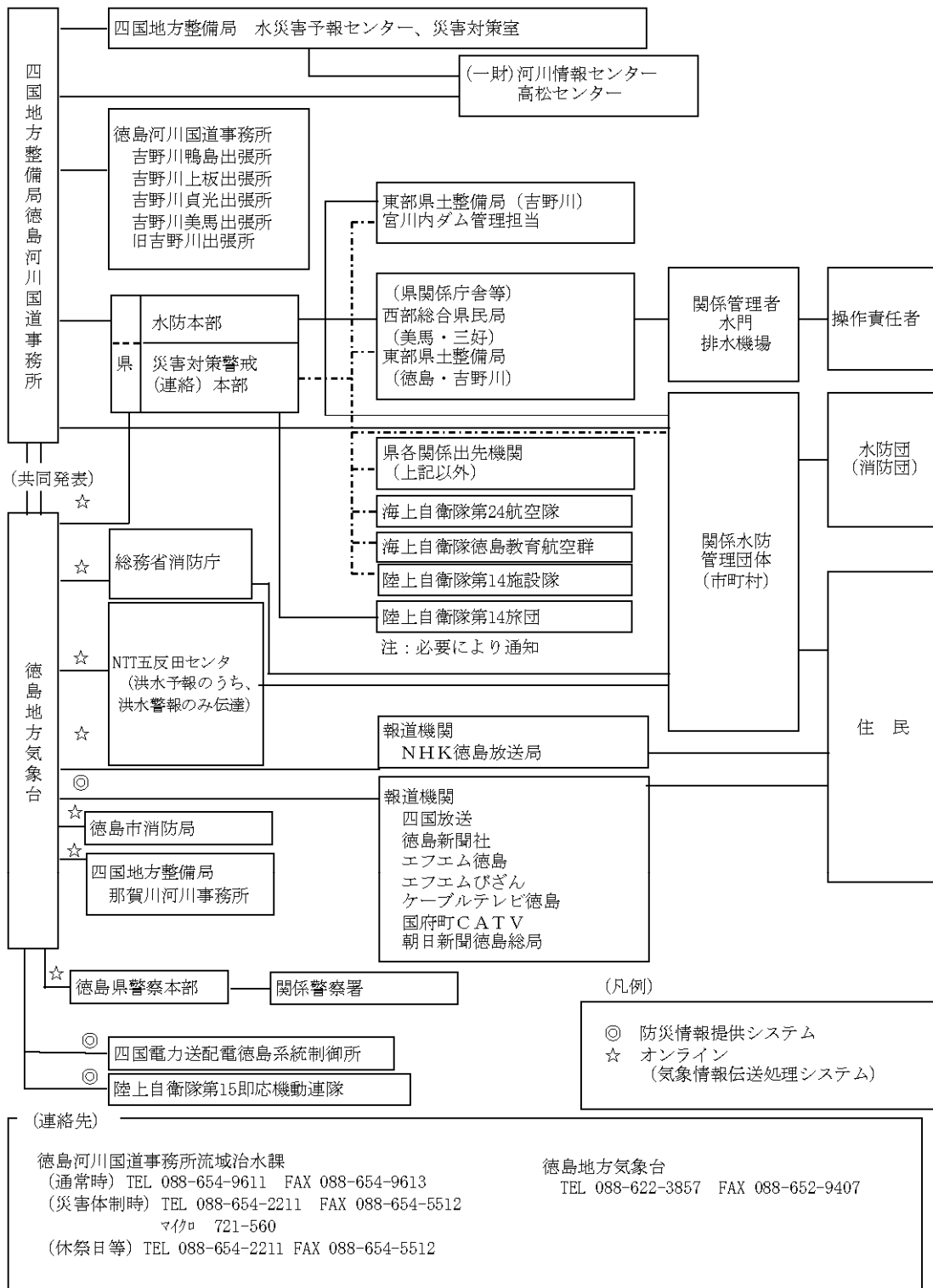


イ 指定河川洪水注意報・警報の情報伝達系統

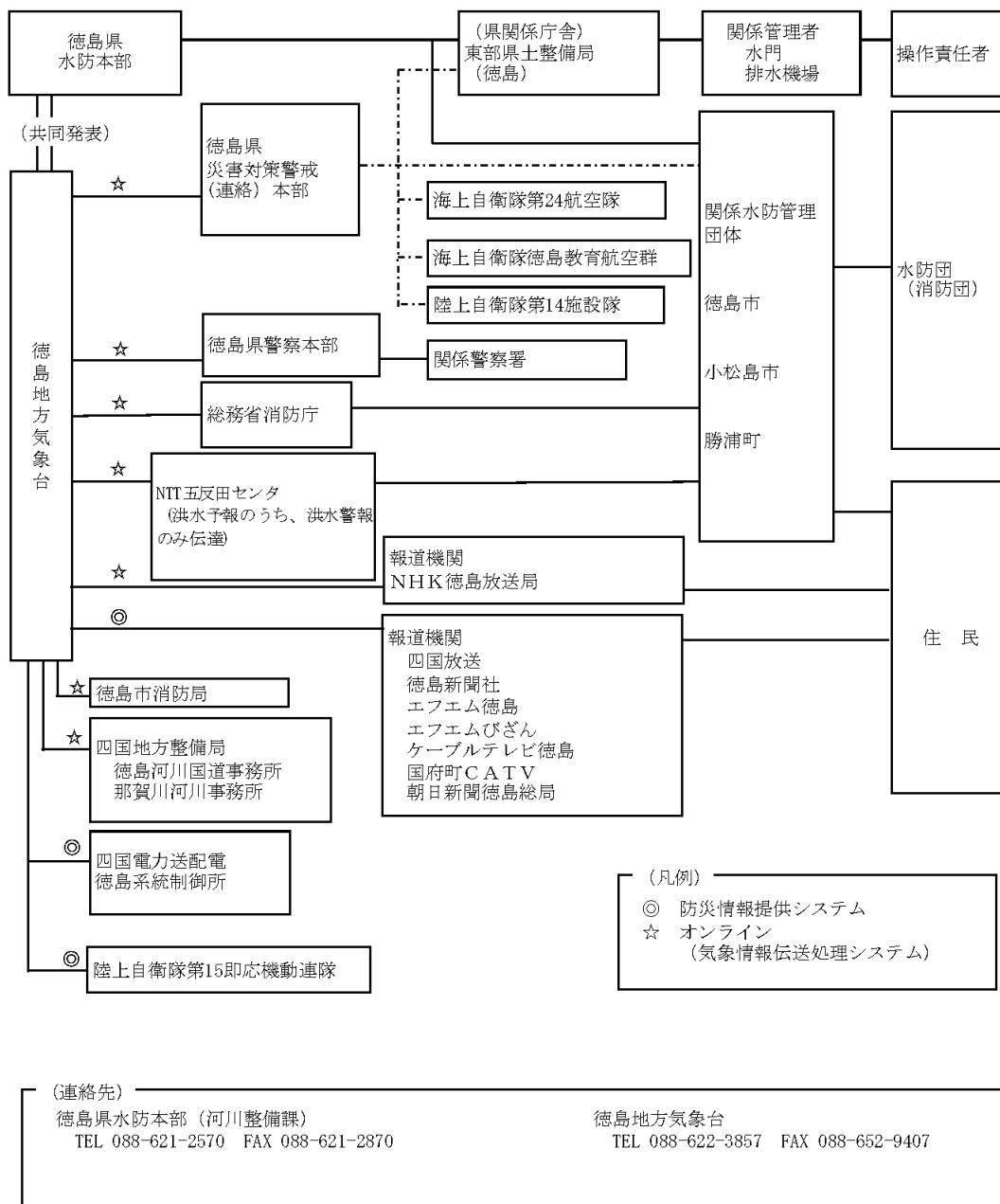
徳島地方気象台と国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所（吉野川）及び徳島県（勝浦川）が共同で発表する指定河川洪水予報に関する通報

(ア) 吉野川

(1) 吉野川

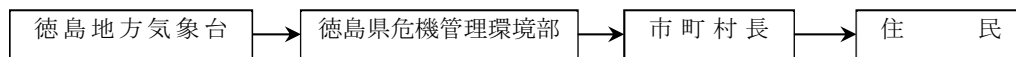


(イ) 勝浦川

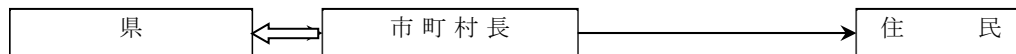


ウ その他の伝達系統

(ア) 火災気象通報の伝達系統



(イ) 火災警報の伝達系統



- 注 1. 火災警報は、市町村長が(ア)の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは発令することができる。
2. —▶ は通知、◄▶ は連絡。

2 火災気象通報受理後の火災予防広報等実施要領

(1) 火災気象通報の受理

ア 当日の気象状況が気象通報基準に該当するときは、午前5時頃までに県防災行政無線により伝達される。(気象受信要領に準ずる)

イ 火災気象通報は、解除の通報はないものであること。

(2) 火災予防広報等

ア 局・署所に気象に関する掲示板を掲げる。

イ 署所によりポンプ車・広報車等で広報を実施する。

(「広報計画」参照)

ウ 庁内放送により、来庁者・職員に気象に関する情報を周知する。

エ ケーブルテレビ徳島、国府ケーブルテレビのテロップ放送により情報を周知する。

オ 災害情報案内サービスに情報を入力し周知する。

(3) 消防体制

消防局、東・西消防署の勤務体制は、平常勤務体制の人員・車両等とするが、必要により警戒体制(第2出動体制)に移行するものとする。

(4) 警戒体制の移行

消防局長は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令を市長に上申するものとする。

3 異常現象発見時の処置

(1) 発見者の通報

異常水位、地すべり、火災等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次のもっとも近い所に通報するものとする。

ア 消防局(電話119番)

イ その他の消防機関

ウ 警察署(電話110番)

エ 海上保安部(電話118番)

(2) 消防局長は前項の通報を受けた場合は、直ちに確認し市長に報告するとともに必要な措置をとらなければならない。

(3) 関係機関への通報

市長は異常現象の発生の報告を受けたときは直ちに応急措置を行うとともに必要に応じて次の機関に連絡するものとする。

ア 徳島地方気象台及び関係防災機関

イ 県又は出先機関

ウ 災害のおそれがあると予想される隣接市町村

・小松島市

・松茂町

- ・北島町
- ・藍住町
- ・石井町
- ・神山町
- ・佐那河内村
- ・勝浦町

(4) 住民等に対する周知徹底

異常現象の発生に伴い、災害発生が予想される地域の住民や関係団体等への広報は、関係各班から得た情報を情報班が整理のうえ、広報班が行うものとする。

4 浸水等の災害情報の収集

(1) 災害情報収集に関する協力依頼・連携

全市域を対象にしてあらかじめ消防団員及び消防団員の退職者に災害情報の収集に関する協力を依頼し、必要に応じ運用調整班等がそれぞれの近辺の浸水状況等を適宜把握するものとする。

(2) 災害監視職員の配置

時期を失することなく的確に災害応急対策を実施するため、過去に浸水した地点や河川が溢水した地点に監視職員（消防職員、消防団員）を早期に配置し、防災無線等によって水位の状況等を把握するものとする。

第3章 風水害避難等対策

第1節 洪水等の浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止措置等

1 洪水・高潮等の浸水想定区域の指定に対する措置

水防法第15条第1項に定めるとおり、国土交通大臣又は県知事によって、洪水浸水想定区域の指定、雨水出水浸水想定区域の指定又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、本計画に、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次の(1)から(5)に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として徳島市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。）内に次の施設で、かつ、その利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水等」という）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時等の浸水の防止又はその両方を図る必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）
 - ウ 大規模な工場その他施設
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 水防法第15条の3に定めるとおり、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という）を作成し、徳島市長に提出するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、徳島市長に報告しなければならない。
- (2) 徳島市長は、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成等必要な指示を行うことができるものとし、その指示に従わない場合は、その旨を公表できるものとする。

3 要配慮者利用施設の指定について

- (1) 指定の目的
近年における水害、土砂災害及び津波被害によって、要配慮者利用施設において甚大な被害が多く発生したことに関連し、水防法等の関係法令が改正され、「市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設における、想定される災害種別（水害、土砂災害及び津波災害）ごとの避難確保計画の作成、並びに、当該計画に基づく避難訓練の実施」が義務付けられた。
これにより、本計画に「市域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地並びに想定される災害種別」を定め、各要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を推進するとともに、施設利用者の円滑かつ迅速な避難確保の実現を図るものとする。
- (2) 指定対象となる施設
本計画において定める要配慮者利用施設は、「資料編 11-1 要配慮者利用施設一覧表」のとおり。
- (3) 計画の作成・受領と実効性確保のための取組み
要配慮者利用施設において作成された避難確保計画は、関係法令において本市が受領することとされている他、当該計画の確実な実施を図るため、内閣府作成の『避難勧告等に関するガイドライン』において、計画の内容や訓練の実施状況は、普段から施設との関わりのある指導監査部局や担当部局が、施設開設時や定期的な指導監査の際に、防災担当部局や土木部局等の知見を得ながら確認することとされており、「指導監査に基づく避難確保計画の実効性確保」が求められている。

これに基づき、各施設で作成された計画は、本市が指導監査（担当）部局である施設については担当各課が受領（担当各課は危機管理課に副本を提出）することとし、計画の内容や訓練の実施状況を含む指導監査等を行う場合には、必要に応じて、危機管理課等の関係各課と連携し、計画の実効性確保に努めるものとする。（※1、※2）

なお、本市が指導監査（担当）部局でない施設については、危機管理課が避難確保計画を受領し、徳島県等と連携し、計画の実効性確保に努めることとする。

※1 対象施設に新設・廃止等の異動があった場合には、担当各課から危機管理課へ連絡を行い、施設情報の共有を図る。

※2 避難確保計画の提出は、既提出の消防計画の修正によることも認められているため、消防計画の修正による避難確保計画の提出があった場合は、消防局から危機管理課に消防計画の副本を提出し、情報共有を図る。

図表 避難確保計画の作成等が必要な要配慮者利用施設の区分

施設種別	施設例	計画の受領
本市が指導監査（担当）部局である施設	幼稚園、小学校、中学校、保育所、小規模保育施設、事業所内保育施設、学童保育施設、母子健康（保健）センター、地域密着型サービス事業者	担当課（危機管理課に副本提出）
本市が指導監査（担当）部局でない施設	高等学校等の教育施設、助産施設等の児童福祉施設、介護・高齢者施設（地域密着型サービス事業者を除く）、障害者施設、病院等の全般	危機管理課

4 高潮・浸水時の被害予防対策

- (1) 市は、高潮の危険や避難方法等を市民等に対して広く啓発するものとする。
- (2) 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- (3) 市は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、高潮浸水想定区域図を活用するなどして、避難情報の発令等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図るよう努める。

また、避難場所、避難路を指定するとともに、案内板や高潮浸水標識の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、住民等に対して、高潮又は浸水時の対応の啓発に努める。

5 情報伝達の強化

- (1) 県は、高潮被害を軽減するため、沿岸の水位情報を収集するとともに、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報を市町等に提供する。
- (2) 県は、水位周知海岸（紀伊水道西沿岸）において、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）として市等に通知する。

市は、高潮氾濫危険情報が発表された場合は、タイムラインに沿った対応として避難情報を発令することを検討する。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 市は、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとし、印刷物において、海岸近傍や浸水深の大きい区域については「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

〔資料編〕

1 1 - 1 要配慮者利用施設一覧表

第2節 土砂災害警戒区域等の警戒、避難体制に関する計画

1 警戒避難体制の整備等

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」）に定めるとおり、県知事により土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第7条第1項）及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条第1項）（以下「警戒区域」）の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として徳島市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に存する要配慮者利用施設の名称及び所在地（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合）
 - オ 救助に関する事項
 - カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (2) 危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、避難情報の発令範囲を事前に設定する。
- (3) 徳島市防災会議は、要配慮者利用施設の名称及び所在地を本計画に定めるときは、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項を定めるものとする。
- (4) 徳島市長は、土砂災害に係る避難警戒情報や、避難施設、避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物を配布等するものとする。

2 警戒体制

- (1) 警戒区域の警戒体制は気象注意報及び警報、降雨量等で警戒区域内において災害の発生するおそれのある異常な気象・土砂災害警戒情報の発表等により、必要と認めた場合に災害対策本部長が指令するものとする。
- (2) 警戒体制が指令されたときは、おおむね次に掲げる事項を行う。
- ア 警戒区域に対する警戒及び巡視
 - イ 災害対策基本法第56条の規定による気象注意報及び警戒等の通知又は広報
 - ウ 必要により住民に対する避難情報に関する広報及び避難指示
 - エ その他の状況により市長が必要と認める事項
- (3) 警戒区域における警戒体制の基準雨量

種別 \ 前日までの状況	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
警戒体制	当日の日雨量が50mmをこえ時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmをこえ時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

3 警戒区域における土砂災害に関する情報の収集

- (1) 警戒体制が指令されたとき、又は災害の発生のおそれがあると認めるときは、別に定めるところにより、警戒区域へ警戒隊（組織計画で定めるほか、業務分掌・主務部局及び本部長が命ずる機関によって編成する。）を派遣し、情報の収集を行うものとする。

- (2) 情報の内容は、警戒区域及びその付近における降雨量その他の警戒区域内の災害発生のおそれある異常現象（急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊の現象等）、住民及び滞在者の数等とする。
- (3) 情報は、原則として災害対策本部へ通報するものとする。
- (4) 警戒隊は、気象注意報及び警報その他の情報を積極的に収集するものとする。

4 避難対策

- (1) 土砂災害に対する避難情報の判断基準等
気象台と徳島県から発表される「土砂災害警戒情報」等により、土砂災害の危険性を確認した上で、次の図表のとおり避難情報を発令する。

図表 避難情報の区分

区分	判断基準	避難情報の対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）発表 ② 今後、土砂災害警戒情報の発表が予想される 上記①②の両方に該当 （要配慮者の避難が日中の明るい時間帯に完了するよう配慮する。）	左記の①②の基準を満たした土砂災害警戒区域のある地域
【警戒レベル4】 避難指示	① 土砂災害警戒情報の発表	土砂災害警戒情報基準に達した土砂災害警戒区域のある地域
	② 前兆現象等、現地の異常	左記の事象が確認された地域
	③ 隣接する地域で、土砂災害が発生	災害発生地域と同じ降雨状況（土砂災害警戒情報の有無や降雨量）で近傍の地域
	④ 避難所に至る道路の遮断が予想される場合	孤立する地域
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 土砂災害の発生	土砂災害が発生した地域

- (2) 降雨等が激しく、土砂災害による危険が増大したときは、それぞれの警戒区域ごとに居住者、滞行者その他に対し避難のための立退きを勧告し、又は指示するものとする。
- (3) 警戒隊又は応急作業に従事している職員は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で住民の身近に危険が急迫していると判断されるときは、直ちにその必要と認める区域ごとに避難の勧告又は指示について必要な措置を行うことができる。
- (4) 前号による避難の勧告又は指示を行ったときは、直ちに災害対策本部長に対し、避難を必要とした理由、避難所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

5 救出その他

土砂災害の発生により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出並びに避難者に対し食料飲料水等の供給を行わなければならない。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 土砂災害防止法第8条の2に定めるとおり、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」）を作成し、徳島市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- (2) 徳島市長は、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成等必要な指示を行うことができるものとし、その指示に従わない場合は、その旨を公表できるものとする。
- (3) 要配慮者利用施設については、「資料編 11-1 要配慮者利用施設一覧表」を参照すること。
- (4) 避難確保計画の作成・受領については、「本章（第6編 風水害応急対策 第3章 風水害避難等対策）第1節 洪水等の浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止措置等 3 要配慮者利用施設の指定について（3）計画の作成・受領と実効性確保のための取組み」に準じて行うものとする。

7 土砂災害に関する警戒区域及び避難所等

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、「資料編 11-6 土砂災害警戒区域等一覧表」のとおりとする。なお、避難所等については、「資料編 7-1 指定避難所・補助避難所一覧表」のとおりとする。
- (2) 各危険箇所、防止区域等の指定は「資料編 11-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧表、11-3 地すべり防止区域一覧表、11-4 山地に起因する災害危険地一覧表、11-5 砂防指定地38箇所、11-6 土砂災害警戒区域等一覧表」のとおりとする。

8 土砂災害が発生した場合の報告について

土砂災害が発生した場合（発生する恐れがある場合を含む）には、徳島県県土整備部砂防・気候防災課へ報告しなければならない。（様式については「資料編 11-7 土砂災害発生時における報告様式」のとおり）

〔資料編〕

- 11-1 要配慮者利用施設一覧表
- 11-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 11-3 地すべり防止区域一覧表
- 11-4 山地に起因する災害危険地一覧表
- 11-5 砂防指定地38箇所
- 11-6 土砂災害警戒区域等一覧表
- 11-7 土砂災害発生時における報告様式

第3節 避難情報の伝達等

1 浸水想定区域・警戒区域内の市民等に対する情報伝達

洪水・高潮浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域内の市民等に対し、情報を伝達する場合は、災害状況等により、次に掲げる手段を適宜有効に活用して行う。

(1) 伝達手段

- ア エリアメール、同報無線設備、有線放送、防災ラジオ、NET119緊急通報システム、災害情報案内サービス
- イ 広報車、消防車、警察パトカー、携帯マイク
- ウ テレビ、ラジオ、FM放送
- エ 徳島市ホームページ等インターネットの活用
- オ エフラインシステム（要配慮者利用施設への情報伝達システム）

(2) 伝達事項

- ア 気象注意報及び警報の発表及び解除に関する事項
- イ 雨量（雨量の測定場所において測定した雨量とする。）
- ウ 洪水予報等
- エ 土砂災害警戒情報
- オ 本市が発令する避難情報に関する事項
- カ その他必要と認める事項

2 雨量情報等の収集及び測定

雨量等の情報は次のシステムを利用し収集を図るものとする。

- (1) 徳島県県土防災情報システム
- (2) 徳島県土砂災害情報システム
- (3) 気象庁防災情報提供システム
- (4) ウェザーニューズ水防対策支援サービス
- (5) 国土交通省防災情報提供センター
- (6) 雨量計

- ア 雨量の測定場所及び測定方法
降雨量の測定はつぎのとおりとする。

測定場所		雨量計の種別
南昭和町3丁目	徳島市中央浄化センター	自記雨量計（1日巻）

イ 雨量の測定開始時期

- (ア) 自記雨量計については常時測定する。
- (イ) 簡易雨量計については大雨注意報が発表されたとき、その他市長が必要と認めるときとする。

ウ 雨量の測定間隔

- (ア) 大雨注意報発表中
 - (イ) 大雨警報発表中
 - (ウ) その他時間雨量が20mmを超えるとき、又は超える見込みのとき
- } 30分間
10分間毎

- エ 雨量の測定結果は、直ちに災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は消防局）へ通報するものとする。

第7編

事故等災害応急対策

第1章 海上災害対策

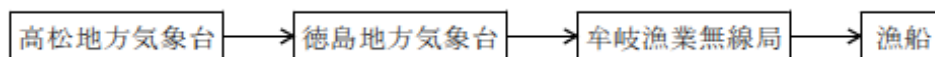
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害への対策について定める。

第1節 災害予防

第1 海上交通の安全のための情報の充実

1 気象に関する情報等の伝達

海上予報・海上警報の伝達系統は次のとおりとする。



2 船舶の航行に関する情報等

徳島海上保安部は、海図、水路書誌等に係る最新化に努めるものとする。

また、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報の収集を行い、沿岸域情報提供システム「海の安全情報」により情報の提供を行う。

第2 船舶の安全な運航の確保

徳島海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における海上交通情報の提供等の体制の整備に努める。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

防災機関は、情報交換を行う連絡体制の整備に努めるとともに、徳島海上保安部は、航行船舶等からの情報など多様な災害関連情報等の収集を行う。

(2) 情報の分析整理

市、徳島海上保安部及び県は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 捜索、救助・救急活動関係

徳島海上保安部は、捜索、救助・救急活動の体制を確立するとともに、関係資機材の整備に努めるものとする。

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

警察本部は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

市、徳島海上保安部及び県は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

消防局と徳島海上保安部は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めるものとする。

市は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

4 緊急輸送活動関係

市、警察本部及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

(1) 市、徳島海上保安部及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

また、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

市、徳島海上保安部及び県は、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

油等を輸送する船舶の船舶所有者は、油等が大量流出した場合に備えて、防除のための必要な資機材等を船舶内等に確保するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

(2) 排出油等災害への対応

ア 徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的に次の業務を行う「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）を設立している。

- 排出油等の防除計画の策定
 - ・ 情報の共有化
 - ・ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
 - ・ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ・ その他必要事項
- 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進
- 排出油等の防除活動の連携の推進
- 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- その他排出油等の防除に必要な事項

イ 情報提供

会長（徳島海上保安部長）は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、もしくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

ウ 防除活動等

会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、徳島海上保安部及び県は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

市及び県は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災機関等の防災訓練の実施

徳島海上保安部、消防機関及び警察機関は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練を行うに当たっては、海上事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

石油事業者団体は、油流出事故に対応するため、積極的に油防除訓練を行うものとする。

8 災害復旧への備え

港湾管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 海上防災思想の普及

徳島海上保安部は、海事関係者に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会等の開催、訪船指導等により海上災害防止思想の普及、高揚に努める。

第5 海上交通環境の整備

港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。
徳島海上保安部は航路標識の整備を行うものとする。

第6 防災知識の普及等

徳島海上保安部及び港湾管理者等は、港湾の状況、防災のために使用する船舶、資機材、輸送施設等に関する資料等の収集、整理に努めるものとする。

市、徳島海上保安部及び県は、職員の専門的な知識の習得や防災意識の高揚のため、研修等に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 海上事故情報等の連絡

大規模な海上事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、関係事業者等は速やかに徳島海上保安部へ連絡するものとする。

徳島海上保安部は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、徳島海上保安部から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

(2) 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

関係事業者等は被害状況を徳島海上保安部へ連絡するものとする。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

関係事業者等は、被害状況を徳島海上保安部に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

関係事業者等は、徳島海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 流出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報収集・連絡は、「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」によるものとする。

第2 活動体制の確立

1 関係事業者等の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

2 市、徳島海上保安部及び県の活動体制

市、徳島海上保安部及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な海上事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

徳島県排出油等防除協議会は、流出油災害発生時に、被害の規模等に応じて、隣接県に設置された排出油等防除協議会との応援体制を整えるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

第五管区海上保安本部長等法令で定める者は、海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第3 捜索、救助・救急及び消火活動

1 捜索、救助・救急活動

- (1) 消防局、徳島海上保安部、警察本部は、多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。
- (2) 事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
- (3) 徳島海上保安部は、被災者の救助・救急活動を行うものとし、必要に応じて民間団体等と連携するものとする。
- (4) また、要請に基づき、船艇により、医療機関関係者等の緊急輸送を行うものとする。
- (5) 警察本部は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出・救助活動を実施するものとする。

2 消火活動

- (1) 関係事業者は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 徳島海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、相互に直ちにその旨を通報し、連携を図るものとする。
- (3) 消防局は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。また、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、警察機関、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

市等の関係防災機関、徳島海上保安部及び県は、危険物等の流出事故が発生した場合、海上での対策、海岸への漂着の防止、危険物等の回収処理等に関し、連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

1 事故の原因者等による防除措置

海上事故により大量の油又は有害液体物質が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じるものとする。

2 徳島海上保安部の措置

徳島海上保安部は、海上事故により危険物等が海上に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずるものとする。

また、原因者側の対応が不十分な時は、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。

緊急に油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、排出の原因者等がその措置を講じていないと認められるとき、又は排出の原因者等に措置を講じるよう命ずるいとまがないと認められるときは、海上災害防止センターに対し油の防除のための必要な措置を講ずることを指示するものとする。

3 (一財)海上災害防止センター

(一財)海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は、事故の原因者等の委託により、油等の防除措置を行うものとする。

4 消防機関、県警察

消防機関、県警察は、海上事故により危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

5 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

第五管区海上保安本部等は、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合又は、原因者等が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認めるときは、必要に応じ、四国地方整備局、県及び市町村等に対し、危険物等の除去等の必要な措置を講ずることを要請するものとする。

6 四国地方整備局

四国地方整備局は、油流出事故が発生し管区海上保安部からの要請を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行うものとする。

7 危険物等の海岸等への漂着への対処

関係防災機関は、徳島県排出油等防除協議会等において協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1 海上災害情報の伝達

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限、禁止等の危険防止措置や海上災害についての情報を関係者に周知、指導するものとする。

2 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

3 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

4 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7 二次災害の防止活動

徳島海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第3節 災害復旧

港湾管理者等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

徳島海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、また勧告するものとする。

港湾管理者等は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 航空災害対策

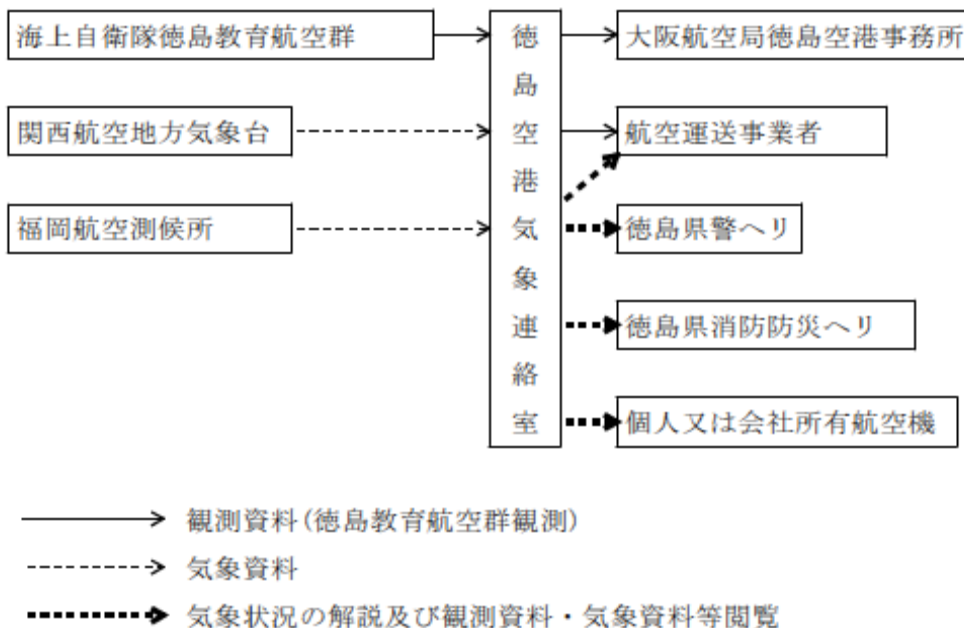
航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害への対策について定める。

第1節 災害予防

第1 航空交通の安全のための情報の充実

1 気象に関する情報等の伝達

気象観測資料・気象資料の伝達系統は次のとおりとする。



2 航空交通の安全のための情報の伝達

徳島空港事務所は、航空路誌、航空情報等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を様態、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。

航空運送事業者は、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第2 航空機の安全な運航の確保

徳島空港事務所は、航空運送事業者に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の分析整理

市、徳島空港事務所、及び県は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

防災機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 捜索、救助・救急活動関係

(1) 捜索活動関係

警察本部は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

徳島海上保安部は、捜索活動を迅速かつ的確に実施するため、捜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。

(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動関係

市及び徳島空港事務所は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助用資機材の整備に努めるものとする。

市及び徳島空港事務所は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

(3) 医療活動関係

市、徳島空港事務所及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

市、徳島空港事務所及び県は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

4 緊急輸送活動関係

市、警察本部及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、徳島空港事務所及び県は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

市、徳島空港事務所及び県は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

6 防災機関等の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

徳島空港事務所は、航空運送事業者、消防機関、警察機関等の防災機関と相互に連携した訓練を実施するよう努める。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

徳島空港事務所等が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

第2節 災害応急対策

第1 発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は、「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」によるものとする。

徳島空港事務所と徳島海上保安部、板野東部消防組合及び警察本部との航空機の捜索救難のための情報交換については、徳島空港事務所が各機関との間で申し合わせた「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」によるものとする。

第2 活動体制の確立

1 防災機関の活動体制

(1) 航空運送事業者の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

(2) 市、徳島空港事務所及び県の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) 広域的な応援体制

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な航空事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

2 自衛隊の災害派遣

徳島空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

航空事故災害における自衛隊の災害派遣は、「徳島飛行場における消火救難業務に関する協定（昭和54年10月1日締結）」に基づく徳島空港長の要請によるものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び消火活動

徳島海上保安部は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50年5月15日締結）」により適切な捜索救難措置を実施する。

板野東部消防組合は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50年5月20日締結）」により、適切な捜索救難措置を実施する。

警察本部は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50年5月20日締結）」により、適切な捜索救難措置を実施するほか、航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出・救助活動を迅速に行うものとする。

消防機関、県及び警察本部は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

鳴門市及び板野東部消防組合は、「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（鳴門、昭和45年12月1日締結、板野東部、昭和47年4月1日締結）」に基づき応急対策に協力する。

2 医療救護活動

(1) 徳島空港事務所

徳島空港事務所長は、「徳島空港医療救護に関する協定書」に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。また、地元医師会に要請後、速やかに一般社団法人徳島県医師会へ報告するものとする。

(2) 要請を受けた地元医師会は、あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、航空災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害への対策について定める。

第1節 災害予防

第1 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 鉄道事業者等の措置

- (1) 鉄道事業者は、気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用する。また、鉄道施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、雨量計・風速計・地震計等観測設備を整備するとともに、列車無線・沿線電話・鉄道電話等を利用して、情報収集・連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、四国運輸局及び鉄道事業者は、全国交通安全運動及び踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉えてポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第2 鉄道の安全な運行の確保

1 施設・設備の保守・点検の実施

鉄道事業者は、鉄道事故災害防止のため、日常線路等を巡視し、軌道、土木構造物、信号保安設備その他関係施設・設備の点検等を徒歩又は列車等により行い、鉄道全体の安全性・信頼性の維持、向上に努める。

2 教育・訓練の実施

鉄道事業者は、列車の安全確保のため必要な教育を徹底し、事故災害発生の防止に努める。また、事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、その習熟に努める。

3 運転規制の実施

各種警報装置が動作したとき及び四国旅客鉄道株式会社にあつては保線区長が運転規制の必要があると認めたときは、鉄道の安全を確保するために、運転規制を実施する。

第3 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、車両の安全対策として自動列車停止装置（ATS）等列車の安全運行に関する設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性向上に努めるものとする。

また、鉄道車両は、法令等に基づき、定期的または必要に応じて点検・整備し、安全性・信頼性の維持に努めるものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 通信手段の確保

鉄道事業者は、気象台、県及び市との連絡を緊密に行い、予報及び警報等の情報収集に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

鉄道事業者は、事故災害が発生したときの緊急招集が迅速に行えるよう、緊急連絡・招集体制の整備を図るものとする。

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

防災機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

鉄道事業者は、事故災害が発生したときに備え、資機材等の整備、備蓄を図る。また、資機材等の調達体制を整備するものとする。

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

市、県及び鉄道事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

消防機関等は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

4 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

市、警察本部及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、鉄道事業者、四国運輸局及び県は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

市、四国運輸局及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

6 防災機関等の防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害等の発生を想定した、教育・訓練を実施し、事故災害への対応能力の維持・向上を図るものとする。

鉄道事業者は、消防機関及び警察機関等の防災機関と、相互に連携した訓練を実施するよう努める。鉄道事業者等が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

7 災害復旧への備え

(1) 各種データの整備保全

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

第5 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備に努めるものとする。

鉄道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

市、四国地方整備局、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第6 再発防止対策の実施

鉄道事業者等は、事故災害の発生後、原因究明の調査を進め、その成果を安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は、事故災害発生 of 通報を受けたときは、社員に出動を指示するとともに、事故災害等の状況の把握に務め、関係機関に通報する。

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

四国運輸局は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

(2) 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、四国運輸局に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、列車無線の有効な活用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等の通信回線運用措置を図るものとする。

第2 活動体制の確立

1 防災機関の活動体制

(1) 鉄道事業者の活動体制

発災後速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとるものとする。

(2) 市及び県は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) 広域的な応援体制

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な鉄道事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

2 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 鉄道事業者

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、二次事故・災害の防止に務め、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確に実施し、必要により関係機関に救援等を要請し、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 医療救護活動

(1) 鉄道事業者

災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

3 消火活動

(1) 鉄道事業者

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、必要により関係機関に救援等を要請し、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

3 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧

第1 応急工事の資材の確保

鉄道事業者は、応急工事の資材の適正な保有及び配置等により、迅速な供給の確保を図るものとする。

第2 災害復旧計画及び実施

鉄道事業者は、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとし、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧事業を行うものとする。

また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4章 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害への対策について定める。

第1節 災害予防

第1 道路交通の安全のための情報の充実

1 道路の交通の安全のための情報の提供

(1) 道路管理者

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(2) 県警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2 道路施設等の整備

1 道路管理者

道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする。

2 道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立集落の解消に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の分析整理

道路管理者は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災機関相互の連携体制

関係機関は平常時より相互の連携強化に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

市、道路管理者及び県は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動関係

市、県警察及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動関係

市、道路管理者及び県は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市及び県は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災機関の防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

防災機関は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫するものとする。また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

8 施設、設備の応急復旧関係

道路管理者は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

9 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告するものとする。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

2 市及び県の活動体制

市及び県は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

市及び県等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な災害の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行う。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

2 医療救護活動

(1) 道路管理者

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

3 消火活動

(1) 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

発災現場以外の市町村等は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第5 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防機関及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路管理者

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

2 県警察

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧

第1 道路管理者の行う災害復旧

- 1 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。
- 2 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第5章 危険物等災害対策

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害への対策について定める。（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する特別防災地域を除く）

第1節 災害予防

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、市及び県は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

市、事業者及び県は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

市及び県は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

市、事業者及び県は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育

市及び県は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

市及び県は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

市及び県は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(5) 危険物施設の風水害対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス、LPガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安教育、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化を図る。

(1) 保安教育

ア 高圧ガス保安法、液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。

イ 高圧ガス、LPガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。

ウ 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。

(2) 保安の強化

ア 製造施設、貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。

イ 指導の適正を期するため、指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

(3) 自主保安体制の整備

ア 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。

イ 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。

3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

4 放射線災害予防対策

防災機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

5 複合災害予防対策

関係防災機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

6 海上特殊災害予防対策

徳島海上保安部及び関係防災機関は、危険物等積載船舶の事故による災害を防止するため、航行規制の強化、水路・航行援助施設等及び防災資機材の整備促進、保安教育訓練の徹底、防災機関相互間の有機的連携の強化等指導及び保安体制の確立を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の分析整理

市及び県は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

防災機関及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

救急・救助関係機関及び事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動関係

市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

市、事業者及び県は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

消防機関等は、平常時から機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

徳島海上保安部は、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

市は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

4 緊急輸送活動関係

市、県警察及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

6 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保関係

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

8 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市及び県は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

市及び県は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

9 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

10 災害復旧への備え

市、事業者及び県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、関係省庁から受けた情報を関係市町村等へ連絡する。

(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

市は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者の応急対策の活動状況等の情報を関係省庁へ連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、消防機関、県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

5 防災業務関係者の安全確保

市及び県は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

市及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 消火活動

1 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

発災現場以外の市町村は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

徳島海上保安部は、海上における消火活動を行うものとする。

第5 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

県警察は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するとともに、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通航船舶に対し、航行制限、航行禁止等の措置を講ずるものとする。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 海上への流出に対する応急対策

危険物等が海上に大量流出した場合の応急対策は、第1部海上災害対策第2章第5節「危険物等の大量流出に対する応急対策」によるものとする。

2 河川等への流出に対する応急対策

市及び県は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第7 施設、設備の応急復旧活動

市及び県は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれ

の機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第6章 大規模な火災対応対策

大規模火災による多数の死傷者等の発生といった大規模火災への対策について定める。

第1節 災害予防

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

市、事業者及び県等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

市、事業者及び県等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

市、事業者及び県等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

市、事業者及び県等は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 大規模火災防止のための情報の充実

市長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えとともに住民に周知するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の分析整理

市及び県は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

市及び県は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

市は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

4 緊急輸送活動関係

市、県警察及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 施設、設備の応急復旧活動関係

市及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市及び県は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

市及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

8 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

(2) 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 防災機関の活動体制

市及び県は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 広域的な応援体制

(1) 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合他の市長又は消防組合管理者、広域連合長に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。

(2) 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3 消火活動

1 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧・復興

第1 迅速な原状復旧の進め方

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第7章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災への対策について定める。

第1節 災害予防

第1 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、市は、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努めるものとする。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、市及び県は、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、市及び県は、防火林道の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

第2 林野火災防止のための情報の充実

市長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防止危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えとともに住民に周知するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の分析整理

市及び県は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災機関相互の連携体制

林野火災は、隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、県は隣接県と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

市及び県は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

市は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制・活動拠点及び資機材の整備に努める。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動関係

市、県警察及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 施設、設備の応急復旧活動関係

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市及び県は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

市及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第4 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、市及び県は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

(2) 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 防災機関の活動体制

(1) 市及び県の活動体制

市及び県は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 四国森林管理局（徳島森林管理署）の活動体制

四国森林管理局（徳島森林管理署）は、災害対策の早急な実施を図るために必要があると認められるときは、森林管理局（森林管理署）に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策の実施について万全の措置を講ずるものとする。

四国森林管理局（徳島森林管理署）は、災害の状況に応じて、必要があると認めるときは、現地派遣班を編成して、被災地に職員を派遣するものとする。

(3) 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

(1) 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。

(2) 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出动及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3 消火活動

1 消火活動

(1) 消防機関等による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努める。

(2) 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動

市及び県は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7 二次災害の防止活動

市及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第3節 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

第8章 原子力災害対策

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、本市がとるべき措置については、次のとおりとする。

第1節 総則

第1 計画の目的

徳島県には、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、県外に立地する原子力施設のうち、最も近距離にある伊方発電所までの直線距離も約百数十kmと、本県からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急時防護措置を準備する区域（いわゆるUPZ：U r g e n t P r o t e c t i v e a c t i o n p l a n n i n g Z o n e）の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされたり、数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、今までの想定を越える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じるできないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、県民の心理的動揺、精神的負担など、県民生活に混乱をきたす事態も想定される。

徳島県においては、福島第一原発の事故発生に伴い、これまでに空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水産物等の放射性物質検査などの対応を実施しており、本章においては、このような徳島県の災害対応を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、本市が関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の性格

1 本市の原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに、関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（以下「プラン対策編」という。）、原子力事業者の防災業務計画並びに徳島県地域防災計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

また、本市や関係機関は、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

2 本計画における他の災害対策との関係

本計画は、「徳島市地域防災計画」の「事故等災害対策応急対策編」の「原子力災害対策」として定めるものであり、本計画に定めのない事項については、「徳島市地域防災計画」に記載のある対策を参考に対処する。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災基本計画又は県及び本市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3 本章の基礎とすべき災害の想定

1 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態については、指針によると次のとおり想定されている。

※ 原子力災害対策指針>①放射性物質又は放射線の放出> (i) 原子炉施設で想定される放出形態より抜粋

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は、必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 本計画で対象とする原子力災害

本計画では、指針による放射性物質又は放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所における事故を想定する。

第2節 事前対策

この節では、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものであり、本市は、本節に定めるとおり、県と連携・協力し適切に対応する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及び関係機関等との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり情報の収集・連絡体制等を整備する。

- ・ 本市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及び関係機関等との間において情報収集・連絡体制を整備するよう努める。
- ・ 本市は、平常時から県及び関係機関等と緊密な情報交換や意見交換により連携を深め、緊急時に確実に情報収集が出来る連絡体制を整備する。

第2 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

本市は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 避難所の確保

本市は、県からの広域避難の受入要請があった場合に使用できる避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、施設管理者への協力要請を行う。

第3 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

本市は、県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

2 複合災害を想定した情報伝達体制の整備

本市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制等の整備に努める。

3 相談窓口の設置

本市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 要配慮者等への情報伝達体制の整備

本市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

本市は、県及び関係機関等と協力し、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第3節 緊急事態応急対策

原子力発電所における特定事象及び警戒事象の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の県の応急対策としては徳島県地域防災計画のとおりであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本市は、本節に定めるとおり、県と連携・協力し適切に対応する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及び関係機関等との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり県からの情報の収集・連絡体制等を整備する。

1 災害情報等の伝達

(1) 県からの情報提供

本市は、県からの連絡事項（国、原子力事業者及び立地府県等からの通報・連絡事項）を適切に受信するための体制を整備するよう努める。

第2 住民等への的確な情報伝達活動

1 周辺住民等への情報伝達活動

本市は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた広報活動を行う。

第3 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

本市は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 広域避難の受入れ・避難所の開設

(1) 広域避難の受入れ調整

本市は、県からの広域避難の受入要請があった場合は、受入れ可能人数や避難所等を確認し、県に連絡する。

(2) 避難所の開設・運営

本市は、県からの避難所開設の要請があった場合は、受入れが可能な避難所を開設する。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 避難者の生活支援

本市は、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

(2) 避難者の情報提供

本市は、県から提供される避難元都道府県や避難元市町村からの情報を避難者へ提供するとともに、本市及び県が実施する避難者支援に関する情報を提供する。

第4節 中長期対策

県の原子力災害中長期対策としては徳島県地域防災計画のとおりであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本市は、本節に定めるとおり、県と連携・協力し適切に対応する。

第1 各種制限措置の解除

本市は、県が実施した飲食物の出荷制限、摂取制限等の制限措置の解除の連絡を適切に受信するための体制を整備するよう努める。

第2 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

本市は、県が実施する避難者への生活支援（避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等）について、県や関係機関と連携して必要な支援を行う。

第9章 各種消防計画

第1 趣旨

本章は、火災、自然災害又は特異災害等が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための必要な事項を定める。

第2 各種消防計画

1 災害警防計画

(1) 目的

この計画は本計画に基づき暴風、洪水、豪雨、高潮、火災等の災害時における消防機関の活動体制、活動要領の基準を定め適切効果的な警防活動を行うことを目的とする。

(2) 災害時における消防の任務と活動

消防機関は市民の生命、身体、財産の保護に当たることを任務として関係機関と協力のもとにおおむね次の警防活動を行うものとする。

ア 気象、降雨量、水位、潮位、危険地域、被害予想地域等についての情報収集活動並びに広報活動

イ 河川、海岸、危険地域等の巡視警戒活動

ウ 各種気象予報、警報等の伝達通報

エ 各種災害の防ぎよ、鎮圧活動

オ 警戒区域の設定、火災原因の調査、避難所の開設要請

カ 避難指示の伝達及び避難者の誘導

キ 被害状況の調査報告

(3) 災害時の警防活動に従事する消防職（団）員の心構え

平素から警防活動に当たっては日常業務を通じて特に職責の自覚に努めるとともに、現場においては別に定める事項に留意し消防機関に課せられた任務の重要性を認識し警防活動が適切、効果的に行われるよう努力しなければならない。

(4) 服装、装備

ア 服装

警防活動に従事する消防職（団）員は別に定められた服装を用いるものとし、特に必要と認められた場合はその都度所属長が指示するものとする。

イ 装備

災害時に必要な装備、資機材については常に点検整備に努めるとともに、必要に応じて借上げ契約等の事前措置を講じておくものとする。

(5) 平素の警防措置

ア 基礎調査

消防署長は災害情勢を的確に把握し適切な警防対策を樹立するため、管内における災害発生危険予想地域について調査表を作成し、一部を消防局長に報告しなければならない。

イ 警防実施計画策定

消防署長は警防計画実施に当たって本計画に基づき次の事項について警防実施計画を策定しなければならない。

なお、実施計画を策定した場合はその一部を消防局長に報告しなければならない。

(ア) 災害関係情報などの入手及び伝達通報についての方法並びに実施要領

(イ) 被害状況の把握と報告

(ウ) 避難所、同経路及び誘導の方法

(エ) 危険箇所及び被害予想地域に対する具体的警防措置

(オ) 各所属署における警防組織及び部隊の編成

(カ) 警防部隊の配備運用

- (キ) 関係機関に対する連絡及び相互間の協力援助についての方法とその要領
- (6) 警防体制
- ア 警防体制の種別
- 災害に対処するため警防体制を次の3種とする。
- (ア) 警防準備配置（本計画、準備配置）
各種警報が発せられ地域的に軽微な被害の発生が予想され又は発生し、災害対策本部を開設する程度にいたらない災害時の防災体制である。
- (イ) 警防警戒配置（本計画、警戒配置）
地域的に被害の発生が予想され又は発生し、災害対策警戒本部を開設し防災活動を行う必要がある災害時の防災体制である。
- (ウ) 警防非常配置（本計画、非常配置）
市全域にわたり大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合、又は全域でなくても被害が特に甚大な場合の防災体制である。
- イ 警防体制の発令及び解除
- (ア) 各種警防体制は消防局長がその都度発令する。
- (イ) 段階的に警防体制をとる場合、消防団の出動については消防局長から消防団長及び各分団長に通報する。この場合、消防団は消防局長又は消防署長の所轄のもとに活動するものとする。
- (ウ) 消防署長は消防局長が発令しない場合においても管内の状況により必要と認めた場合は、適宜の体制をとることができる。ただし、この旨を直ちに消防局長に報告するものとする。
- (エ) 警防体制を必要としなくなった場合は発令者が解除する。
- ウ 災害警防本部（警防部隊本部）
- (ア) 設置
消防局に災害警防本部及び消防署に警防部隊本部を常時設置するものとする。
- (イ) 編成
- a 災害警防本部の組織及び任務分担は、災害対策本部の組織・機構及び業務分掌を準用する。警防部隊本部の組織任務分担は消防署長が定めるところによる。
- b 災害警防本部の本部長には消防局長、警防部隊本部長には消防署長がこれに当たるものとする。
- (ウ) 警防要員の招集
警防体制に必要な人員は動員計画の配置基準により確保する。
ただし、状況等により消防局長（消防署長）がその都度人員の増減を指示することができる。
- エ 警防部隊の配置及び運用
- 災害時における警防部隊の運用は、暴風雨・道路の浸水、若しくは損壊、又は橋りょうの流失などにより部隊の輸送その他の諸行動が甚だしく制限され、あるいはすでに配置した部隊の転用が極めて困難となることが予想されるので、管内の情勢、気象情報等各種の情勢を分析検討して状況に適応するよう、おおむね次の要領により配置するものとする。
- (ア) 自署警防の原則
災害時の警防活動に当たっては災害の同時多発的な場合が多く、従って他署からの応援派遣の困難な場合も（消防団員についても同様）あるので、自署員又は所轄消防団員のみで適切な警防措置がとれるよう配慮すること。
- (イ) 警防部隊の事前配置
被害の発生が予想される地域、あるいは孤立が予想され、しかも防ぎよ救護活動の困難な地域に対しては警戒の徹底を期するため必要により特別巡視班を配置するほか、被害の範囲及びその程度を考慮して、必要に応じた部隊と装備資機材を事前に配置し緊急事態の発生に備えるものとする。
- (ウ) 警防部隊の応援派遣
- a 消防機関以外の応援要請については、消防署長からの求めにより、あるいはその必要と認められた場合は、消防局長から要請するものとする。

- b 本計画に基づく警防部隊の応援派遣については、消防署長の要請により消防局長が命ずるものとする。

オ 通信連絡統制

(ア) 方法

災害時における通信は、消防有線、無線通信により、状況によっては伝令を用いる。

なお、緊急の必要がある場合は、JR四国、NTT西日本、警察通信、四国電力グループ等に対して、各者の保有する通信設備等の利用を要請するものとするが、各者の通信設備等の利用可否に関しては、被災状況等を考慮の上で各者において決定されるものとする。

(イ) 通信統制

災害時における消防専用通信については、次の要領によって統制するものとする。

- a 統制期間は警防体制が発令されたときから解除までの間とする。
- b 有線電話による通信は優先的に取扱う。
- c 消防無線については消防局通信指令課において統制を行う。

カ 報告連絡

(ア) 報告の種類

災害警防本部に対する各種災害の被害状況及び警防活動の報告は即報、定時の2種類とする。

(イ) 報告要領

即報は発生の都度、定時報告は定められた時間に消防有線・無線その他の方法により速やかに報告するものとする。

(ウ) 報告事項

a 即報

死者、行方不明者、負傷者等の人的被害、半壊以上及び集团的床上浸水等の被害、人的被害の伴う山崩れ、地すべり、堤防決壊、消防施設の被害等を発生の都度その概要について即報するものとする。

b 定時報告

(a) 警防体制をとった場合本部設置の日時、体制の種別

(b) 被害が発生した場合には発生した時点（本部指示）から定時間ごとに、災害発生報告に基づく項目によって被害を集計の上累計数にて報告するとともに、これら災害に対処した消防機関の出動人員、他の関係機関の出動人員、場所、防ぎよ活動の箇所の状況を併せて報告するものとする。

(エ) 受信要領

消防無線等により受信した場合は、各種報告内容を防災通信連絡票に記入するものとする。
〔資料編 5-12 防災通信連絡票〕

2 火災警防計画

(1) 消防職、団員の招集

所属長（団員は団長）は、火災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の基準により消防職員及び消防団員の非常招集を発令する。

ア 招集基準

区分	状況	招集程度
通常火災時	火災が発生し出動指令を受けたとき	職員、団員は出動計画による。
拡大火災時 (第3出動以上)	火災により出動部隊の増隊を必要とするとき	職員第3招集 団員第2又は第3招集
異常気象時	消防局長が異常時体制を指示したとき	職員第1招集 団員第1招集
その他	消防局長が警戒を必要と認めるとき	職員・団員とも必要と認める程度

イ 消防職員の招集

徳島市消防職員非常召集規程による。

ウ 消防団員の招集

(ア) 招集区分

区 分	内 容
第1招集	各分団又は指定分団の一部
第2招集	団員の2分の1
第3招集	団員 全員

(イ) 招集方法

- a 消防団員の招集はサイレン、電話（メール）及び伝令等のうち効果的な方法により行う。
- b 火災警報発令等、火災警戒のため消防団員を招集するときは、消防団長は関係分団長に招集を指示する。
- c 消防分団長は所属団員について非常招集呼出表を作成しておくものとする。
- d 団員の異動、連絡方法の変更が生じたときは、その都度、非常呼出表を整備しておくものとする。
- e 団員の集結待機場所は特に指定された場合を除き、自己の所属場所とする。

(2) 消防隊の出動

ア 出動の基準

火災の出動は第1出動、第2出動、第3出動、第4出動及び特命出動とし、その基準は次のとおりとする。

出動種別	出動の基準	出動台数 (建物火災)
第1出動	① 火災を覚知した場合 ② ガス漏れ、危険物の流出、毒・劇物等の飛散により火災 又はその他の災害の発生が予測される場合	消防局 1台 消防署 5台 消防団 2台
第2出動	① 第1出動による消防力で、不足すると判断される場合 ② 消防活動困難区域及び特殊対象物並びに危険物施設等の 特定施設で火災を覚知した場合 ③ 異常気象時の場合（ただし、状況により第1出動とする。） ④ 現場最高指揮者からの要請による場合	消防局 1台 消防署 8台 消防団 4台
第3出動	① 第2出動による消防力で、不足すると判断される場合 ② 現場最高指揮者からの要請による場合	消防局 1台 消防署 10台 消防団 8台
第4出動	① 第3出動による消防力で、不足すると判断される場合 ② 現場最高指揮者からの要請による場合	消防局 1台 消防署 全車 消防団 12台
特命出動	① 現場最高指揮者からの要請による場合 ② 緊急消防援助隊の実施要綱に基づき出動する場合 ③ 徳島県広域消防相互応援協定区域に出動する場合 ④ 各種相互応援協定に基づき出動する場合 ⑤ その他、消防局長が必要と認める場合	特命台数

イ 通常火災時

- (ア) 消防署部隊の出動部隊の指定は別に定める。
- (イ) 消防団部隊の出動部隊数及び出動部隊の指定は別に定める。
- (ウ) 消防局長又は消防署長は火災の規模により出動部隊数を増減することができる。

ウ 拡大火災時

拡大火災時は防ぎよ部隊を増強するため前項の部隊のほかに招集した人員により編成し出動する。

エ 相互応援出動

- (ア) 大規模火災が発生し、本市消防力を集結しても鎮圧できない場合は徳島県広域消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

(イ) 隣接の市町村から相互応援協定により応援出動を求められた場合の出動については別に定める要領による。

(3) 警戒

消防署長は気象その他の状況が火災の発生のおそれ著しく大きく、また、発生した場合に拡大が予想されるときに職・団員を警戒に当たらせるものとする。

ア 異常気象時

火災警報発令時又は強風・乾燥等気象状況により消防局長が異常時体制を指示したときは、次の処置をとらなければならない。

(ア) 消防署の部隊は招集基準による。

(イ) 消防団は招集基準により団員を招集する。

(ウ) 高所カメラによる監視の実施及び警鐘台等の高所見張り、警戒監視勤務の強化を図るとともに、通信施設、消防装備、機械器具の点検を実施する。

(エ) 積載ホースの増加等消防装備の増強を図る。

イ 飛火警戒

強風時における火災発生の際は、飛火警戒部隊を編成して警戒に当たらせる。

飛火警戒部隊は警戒待機隊と警戒巡回隊とに分ける。

(ア) 警戒待機隊

飛火による第2、第3火災に出動するもので、署で編成する予備部隊をあてる。

(イ) 警戒巡回隊

飛火による火災発生危険を早期に発見するため危険範囲を巡回するもので次による。

消防ポンプ車の部隊、消防団、自衛消防隊、現場付近の協力者

ウ 危険物流出時

油脂類、可燃性ガス流出時における火災警戒は次による。

消防署長は消防法第23条の2に基づき火災警戒区域等を速やかに設定し、ロープ、旗等で明示し、この区域にあるものの避難及び区域内への立入制限並びに火気使用制限を行う。

エ 警戒線設定要領

(ア) 警戒区域はあらかじめ安全のため広く取っておき、危険度測定並びに判定により段々と狭めて行くものとする。

(イ) 可燃性の蒸気又はガスの流出、拡散、範囲にはあらかじめ拡散予測されたものを目安として、濃度の低い場所から流出中心域に向かって測定して行く。

(ウ) 爆発範囲の下限以下の区域であっても、局部的に濃厚ガスが滞留する恐れがあるので警戒区域の指定をゆるめないこと。

3 消防活動困難区域の火災防ぎょ計画

(1) 消防活動困難区域

ア 津田西町一丁目

イ 蔵本元町2～3丁目

ウ 南佐古三～四番町

(2) 消防活動困難区域の防ぎょ計画

消防活動困難区域の防ぎょ計画については、特に次の事項に留意し個々に樹立するものとする。

ア 出動部隊数

イ 署所、器具置場等からの距離及び放水までの所要時間

ウ 出動順路の選定進入路及び担当方面

エ 水利の知悉及び到着順位と採るべき水利

オ 使用放水口数と所要ホース

カ 避難誘導及び人命救助

キ 延焼防止線の予定個数

ク 気象・地震等火災防ぎょ上特に重要と思われる事項

ケ 防ぎょ活動上利用できる地物

コ 周囲の建築物の配列状況

サ 飛火警戒隊の配置

- シ 消防警戒区域の設定
- ス 破壊消防実施箇所
- セ 断水時及び烈風時対策
- ソ 増水対策（処置）
- タ 爆発物及び引火性その他危険物の所在

4 特殊建築物の防ぎょ計画

(1) 特殊建築物とは、建物の構造業態規模が火災対象事象のいずれから判断しても延焼拡大、人命救助の必要があるものであって、5階以上の高層建築物、地下街等をいう。

(2) 特殊建築物の防ぎょ計画

特殊建築物の防ぎょ計画については、次の事項に留意し、対象物個々に樹立するものとする。

- ア 出動部隊及び特殊部隊数
- イ 各隊の出動順路、到着時間及び部署すべき予定水利
- ウ 各隊の進入路及び担当方面
- エ 必要放水口数及び所要ホース
- オ 消防設備の活用
- カ 附属建物及び隣接建物の配列状況
- キ 収容人員（昼夜）
- ク 避難誘導及び人命救助
- ケ 排煙の方法
- コ 特殊器具機材の利用
- サ 延焼阻止線の設定

5 危険物の防ぎょ計画

(1) 爆発、引火、発火、その他火災防ぎょ上危険物件を蔵置する建物又は場所に対しては次に掲げる事項に留意し防ぎょするものとする。また、建物自体又は隣接建物に対する延焼防止の要領等は一般火災の要領に準ずるものとする。

(2) 危険物の防ぎょ計画については、次の事項に特に留意し対象物個々に樹立するものとする。

- ア 出動部隊数及び特殊部隊数
- イ 出動順路の選定、進入経路及び防ぎょ担当方面
- ウ 各隊の到着時分及び部署すべき予定水利
- エ 関係機関への通報連絡及び応援要請
- オ 危険物等の種別、所在場所、数量及び危険場所の把握
- カ 人命救助及び避難誘導予定箇所
- キ 消防設備の活用
- ク 隊員の安全対策
- ケ 消火薬剤の確保及び輸送
- コ 特殊車両及び装備の応援要請
- サ 消防警戒区域の設定

6 放射性物質の火災防ぎょ計画

(1) 放射性物質を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災は放射線により消防隊員・施設職員及び付近住民に及ぼす影響が極めて大きいので次に掲げる事項に留意し、防ぎょするものとする。また、建物自体又は隣接建物に対する延焼阻止の要領等は一般火災に準ずるものとする。

(2) 放射性物質の火災防ぎょ計画

放射性物質の火災防ぎょ計画については、次の事項に特に留意し対象物個々に樹立するものとする。

- ア 貯蔵所、使用場所、数量及び危険場所の把握
- イ 管理者及び職員の所在場所
- ウ 放射線取扱主任者の立会い
- エ 火災警戒区域又は消防警戒区域の設定

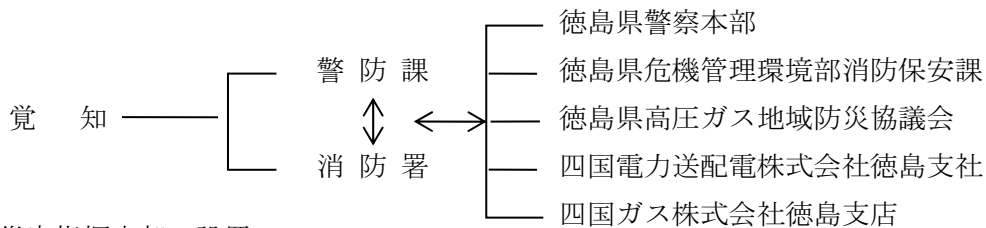
- オ 指揮位置の明示
- カ 避難予定地及び誘導
- キ 検出、測定
- ク 防ぎよ方法
- ケ 汚染場所、流水方向等の標示
- コ 汚染検査
- サ 検査後の処理

7 ガス事故対策計画

この計画は、ガス漏れ事故及びガス爆発事故等に際し、消防機関及び関係機関相互協力により被害の軽減を図ることを目的とする。

(1) 情報伝達

ガス事故を覚知したときは、次の経路による関係機関等に通報する。



(2) 災害指揮本部の設置

現場最高指揮者は現場において関係機関との協議の必要があるときは、災害現場本部を設置、関係機関相互の機能が効果的に発揮できるよう調整を図る。

(3) 現場における関係機関の任務分担

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ア 警戒区域の設定及び解除 | 消防機関 |
| イ 避難誘導等 | 消防機関及び警察機関 |
| ウ 漏えいガスに関する技術指導 | 徳島県
徳島県高圧ガス地域防災協議会 |
| エ ガスの遮断及び復旧 | ガス事業者 |
| オ 電路の遮断及び復旧 | 電気事業者 |

(4) 出動体制

- ア 消防機関及び関係機関は、ガス事故等防止資機材を積載した車両による出動とする。
- イ 消防隊の出動は、特命出動とし状況により、救助隊、救急隊を含むものとする。

(5) 火災警戒区域の設定等

現場最高指揮者は現場到着時、速やかに付近の住民の安全を図るため、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域の設定範囲は、ガスの漏出量と着火までの経過時分、気象状況、地形等によって異なるが、次によるものとする。

(ア) 地下街等

地下街等全体及びその地上部分にあつては、ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲

(イ) その他の場所

ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲

イ 警察官に対する協力要請

現場にいる警察官に対して火災警戒区域の設定範囲を説明し、作業関係者以外の者の立入禁止又は制限、交通規制等について協力を求める。

ウ 広報及び避難誘導

火災警戒区域の設定範囲、火気の使用禁止、避難の指示、ガス電気の供給停止、電路を遮断する場合のエレベーター等の使用禁止等について、広報を行うとともに爆発に伴う飛散物による受傷危険のある者に対しては、消防隊が先導する等により避難誘導を行うものとする。

(6) ガス濃度の検知

ガス濃度の検知は、ガス臭と併せてガス検知器により、ガス事業者等と協力して行うものとしガスの種別により次の要領によるものとする。

ア 製造ガス及び天然ガス

(ア) 風下、風横を優先する。

(イ) 高所部分を重点的に行うものとし、天井裏及び上階部分も検知する。

(ウ) パイプスペース・エレベーター昇降路等の縦穴部分の最上部を検知する。

イ プロパンガス

(ア) 風下、風横を優先する。

(イ) 室内にあっては、部屋の隅、押入、床下、ガス器具設置場所の下方等を検知する。

(ウ) 屋外にあっては、マンホール、側溝、建物の陰、塀ぎわ等を検知する。

(7) ガスの遮断

ア ガス事業者等が遮断をすることを原則とする。

イ 消防機関がガス事業者等より、先に現場に到着した場合で、爆発等の二次災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認めるときは、消防機関がガスの遮断装置等の操作を行うことができるものとする。

(8) 電路の遮断

電路の遮断は、電気事業者が現場本部又は消防機関、警察機関、ガス事業者等と緊密な連携をとり、ガス爆発防止のための緊急に必要と認める場合に原則として、電気事業者が行うものとする。

なお、電路の遮断により作動する自家発電設備等が設けられている場合は、ガス比重、ガスの漏えい経過時間、電気機器の設置位置等から電路の遮断により漏えいガスに着火することがあるので、特に留意するものとする。

ア 現場最高指揮者は、電路の遮断により重大な影響を受ける施設（病院）の有無、遮断の範囲、遮断に要する時間、遮断方法等について電気事業者と協議を行い、電気事業者に対して電路の遮断を要請する。

イ 電気事業者が、現場に到着していない場合等で、現場最高指揮者が爆発等のガス災害防止のため、緊急に電路の遮断を必要と認める場合は、電気事業者に対して遠隔での速やかな電路遮断等を要請するものとする。

(9) ガスの拡散・排出

ガスの滞留区域においてガスの拡散・排出を行う場合は、次の要領による。

ア 屋内の場合

(ア) 窓、出入口、扉等の開口部を開放する。

(イ) 噴霧注水によりガスの拡散・排出を行う。

(ウ) ガスが流入するおそれがない場所からは送風機（高発泡）による送風を行う。

イ 屋外の場合

(ア) 下水道、掘坑等の地下施設物にガスが滞留しているときは、可能な範囲でマンホールのふた、覆工板等を取り除く。

(イ) ガスが低所に滞留しているときは、噴霧注水によりガスの拡散を図る。

(10) 噴出ガスに着火炎上している場合の活動

ア 筒先部署の決定

筒先部署の決定は、爆発による被害を防止するため、できる限り柱及び鉄筋コンクリート壁を遮へいとし、屋外にあっては、建物の陰、塀ぎわ等のガス滞留するおそれのある場所を避けるものとする。

イ 注水

(ア) ガス燃焼に対する消火は、生ガスを発生させるため、注水は延焼防止を主眼とし、完全にガスの噴出を停止できる時以外は行わないものとする。

(イ) タンク・ボンベ等の容器が火災により加熱されているときは、大量注水により冷却する。

容器に直接強圧注水すると容器を転倒させるおそれがあるので、仰角注水又は円錐噴霧注水を行う。

(ウ) 大型タンクに対する注水は、放水砲等によりタンク全体を冷却する。

ウ 消火

単独のガスボンベからの噴出ガスが炎上している場合は、噴出炎の反対側から接近し、バルブを閉塞する。

ガスの噴出箇所（導管）が低圧で、木栓の打ち込み、粘土、ぼろ布等によりガス噴出を停止することが可能なときは、噴霧注水、粉末消火剤等で一挙に消火する。

(11) ガス及び電路の復旧

現場最高指揮者は、関係機関と協議のうえ危険が排除されたと認めたときは、ガス及び電路の復旧についてガス事業者等、又電気事業者に連絡する。

(12) 警戒区域の解除

現場最高指揮者は、警戒区域設定の必要がなくなると認めたときは、警戒区域を解除し、関係機関へ連絡するとともに、広報を行うものとする。

(13) 自衛消防組織等の協力体制

消防機関及び関係機関は、ガス漏れ事故に関し協力体制を確立するものとする。

(14) 必要資機材の整備

関係機関は、現場で安全、かつ、有効に活動できるよう、ガス災害対策用資機材の整備をしておくものとする。

8 排出油災害事故対策計画

徳島県排出油災害対策協議会徳島地区排出油防除計画により実施する。

9 広域航空消防応援要請事前計画

広域航空消防応援に係る要請時の事前計画は、次のとおりとする。

(1) 飛行場外離発着場

本計画に定めるヘリポートは、鮎喰川河川敷緑地（中島田町）、鮎喰川河川敷緑地（国府町）、市民吉野川運動広場、市民吉野川北岸運動広場、市民勝浦川運動広場、眉山ゴルフカントリークラブ、サンピアゴルフクラブ、徳島カントリークラブ月の宮、城ノ内中学校・高等学校運動場、城東中学校運動場、文理中高校運動場及び城西中学校運動場の12箇所とする。

(2) 燃料の補給体制

徳島阿波おどり空港に航空機燃料を保有するシェル徳発株式会社と、災害時における航空用燃料の供給に関する協定を締結すると共に連絡体制を整備し、夜間においても、おおむね60分以内に燃料の補給が可能な体制を確保するものとする。

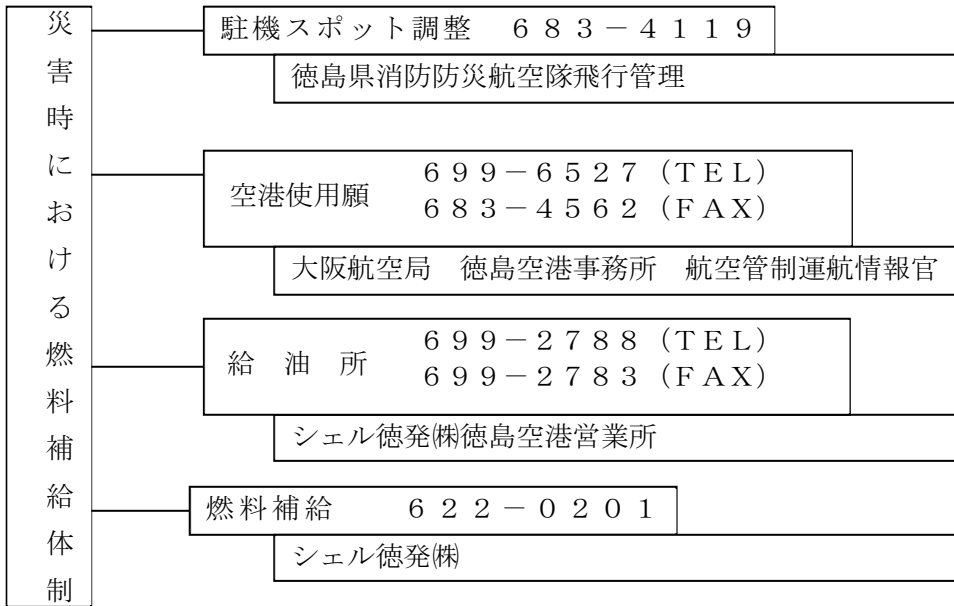
(3) 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法

応援航空機との連絡は、統制波で行うものとする。

(4) 離発着場への職員の派遣及び必要な措置

細目に掲げる離発着場への職員の派遣及び各種障害の除去等離発着に必要な措置は原則として、当該離発着場を管轄する消防署が担当するものとする。

災害時における航空機用燃料の供給に関する電話連絡網



10 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表

(第四類危険物1,000kl以上)

令和5年4月1日現在

事業所名	所在地	電話番号
大塚化学(株)徳島工場	川内町加賀須野463番地	665-1516
新日本理化(株)徳島工場	川内町榎瀬1番地の1	665-0321
徳島石油(株)末広油槽所	末広一丁目2番43号	622-4409

11 火薬類等関係事業所(1箇所)

事業所名	所在地	許可数量	摘要
(有)イチノミヤ	一宮町西丁869の5	36t	火薬庫、火薬類販売

[資料編]

- 4-3 徳島県排出油等防除協議会徳島地区排出油等防除計画
- 5-12 防災通信連絡票
- 12-2 高圧ガス大量保有事業所一覧表
- 12-4 放射線同位元素等使用事業所一覧表

第8編

災害応急対策共通

第1章 応急体制の確保

第1節 公共施設の応急対応

災害対策本部	
【主管部】	各施設の所管部
【関係部】	各関係部

第1 趣旨

本節は、大規模災害時に応急対策活動を行う上で、重要な役割を担うこととなる公共施設について、その迅速かつ効率的な活用を図るため、施設に発災時に行うべき措置の他、各施設の応急的な使用目的等、本市が所管する公共施設の大規模災害時における応急対応について必要な事項を定める。

第2 各公共施設の措置

1 開館（庁）時等の措置

開館又は開庁時等に大規模災害が発生した場合は、各公共施設は各施設の消防計画による他、原則として次の順により適切な措置を行う。

- (1) 利用者等の安全な避難誘導
- (2) 負傷者等の適切な措置
- (3) 当該施設の安全点検及び閉鎖措置
- (4) 所管部局及び災害対策本部への当該施設の状況報告
- (5) 災害対策本部組織に係る任務又は本節により指示ある任務の遂行

2 閉館（庁）時等の措置

閉館又は休館時等に大規模災害が発生した場合は、各施設職員（あらかじめ他の任務を指示されている職員は除く）は、当該施設へ参集が可能であると判断される場合には、当該施設に参集し、原則として次の順により適切な措置を行う。

- (1) 避難者に対する避難施設への避難指示又は協力要請
- (2) 当該施設の安全点検及び閉鎖措置
- (3) 所管部局及び災害対策本部への状況報告
- (4) 災害対策本部組織に係る任務又は本節により指示ある任務の遂行

3 施設周辺地区の被害状況等の情報収集及び報告

(1) 情報の収集

開館（庁）時等に大規模災害が発生した場合は、当該施設の被害状況と併せ、施設周辺の被害状況等を可能な範囲で収集する。

(2) 情報の報告

上記により収集した被害状況等の情報は、当該施設の被害状況等と併せて災害対策本部へ報告する。この場合、電話が使用できるときは電話により報告するとともに、災害対策連絡所にも収集した情報を提供するものとする。

(3) 収集及び報告の方法

被害状況等の収集及び報告を行う場合の方法については、「第8編 災害応急対策共通 第2章 災害情報等の収集・伝達 第1節 災害情報等の収集・報告」を参照する。

第3 施設の応急使用

1 使用目的等

(1) 公共施設の使用区分

地震災害時における公共施設の使用区分は次のとおりとする。

使用区分	内容
使用施設	災害対応上基本的に必要となる施設で、特に指示のない限り、定められた目的の施設として必要な期間使用する施設
予備施設	使用施設に支障のある場合又は使用施設が不足する場合等に、災害対策本部長の指示により、上記使用施設の予備的な施設として必要な期間使用する施設
業務運営施設	通常の所管業務を災害時対応に即して運営する施設
閉鎖施設	災害時においても、特に指示のない限り閉鎖し、使用しない施設

(2) 各公共施設の応急使用目的等

地震災害時における各公共施設の応急使用目的等については、別表1に定めるとおりとする。

2 施設使用の指示及び閉鎖措置

(1) 施設使用の指示

上記における施設の使用に関する指示は、災害対策本部長の指示に基づき、通常当該施設を所管する部長が施設管理者に対して行うものとする。

(2) 施設の閉鎖措置

使用施設及び予備施設の各管理者は、当該施設が使用されないこととなった場合は、当該施設を閉鎖するための必要な措置を行うものとする。また、閉鎖施設の管理者についても同様とする。

第4 施設職員の配置

1 施設が使用される場合の配置

(1) 各施設管理者は、当該施設の災害時の使用目的に照らし、施設の維持、管理面に必要と認められる最小限の職員を配置するものとする。この場合の必要人員については、当該施設を使用する関係班長と協議し、決定するものとする。

(2) 上記により配置される職員以外の職員は、災害対策本部組織に基づく分担業務に従事するものとする。

2 施設が閉鎖される場合の配置

施設が閉鎖され使用されない場合は、原則として、当該施設的全職員は災害対策本部組織に基づく分担業務に従事するものとする。

別表 1 公共施設の使用目的等

応急対策	施設名	使用目的等
災害対策本部 運営関係	市役所南館	・災害対策本部設置施設
	西消防署	・南館に支障がある場合の災害対策本部設置予備施設
	徳島城博物館	・広域避難場所設置時の災害対策業務施設
	田宮公園・蔵本公園	・広域避難所 ・応援物資集配用基地 ・自衛隊ヘリコプター（他で対応できない時） ・応援自治体、自衛隊宿舎 ・関係車両基地
	保育所・幼稚園・認定こども園	・地域（現場）従事職員待機、休息施設
	コミュニティセンター・ 地区公民館	・地域の防災対策活動の拠点 災害対策連絡所
ボランティア 関係	考古資料館 社会福祉協議会 （ふれあい健康館）	・ボランティア活動拠点
物資、輸送関係	（マリンピア）	・物資海上輸送基地
	市立体育館 中央卸売市場 吉野川総合グラウンド	・応援物資集配用基地 ・関係車両基地 ・自衛隊、その他のヘリポート
避難関係	小・中学校、市立高校、地区公民館（新町公民館を除く）、コミュニティセンター、隣保館、新浜交流センター、一宮老人ルーム、しらさぎ台まちづくり活動センター、市農村環境改善センター	・指定避難所、補助避難所
避難関係（食料）	各学校の給食施設	・炊出し等調理施設
環境衛生業務 関係	東部・西部環境事業所 関連施設し尿処理場 中央浄化センター 各ポンプ場 北部浄化センター	・所管業務運営施設 ・がれき等廃棄物の一時集積所
医療救護関係	市民病院 夜間休日急病診療所 （ふれあい健康館）	・所管業務運営施設 ・必要により応急救護所の開設
	避難所 （内町小学校、新町小学校、 佐古小学校、千松小学校、 大松小学校、津田小学校、 論田小学校、福島小学校、 城東小学校、応神小学校、 加茂名中学校、徳島中学校、 川内中学校、八万中学校、 国府中学校、徳島市立高校）	・必要により応急救護所の開設
遺体収容	葬斎場、市立スポーツセンター、 その他上記以外の施設	・遺体の収容、安置、遺族関係 ・指示がある場合を除き、原則として使用しない閉鎖施設

第2節 通信手段の確保

災害対策本部	
【主管部】	本部事務局、消防部
【関係部】	関係各部、災害対策連絡所、各避難所
【関係機関】	西日本電信電話㈱、報道機関、他防災関係機関

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生時に迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、情報収集及び伝達等の通信手段を確保するとともに、通信の多重化により円滑な通信体制を確立するための対応等について必要な事項を定める。

第2 災害時の通信

1 使用通信設備

(1) 本市及び各防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達、被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な情報の通信には、原則として「第3編 災害予防計画 第3章 災害応急対策・復旧対策 第3節 情報収集及び伝達体制の整備」に定める次の通信設備を使用する。

ア 加入電話（災害時優先電話・携帯電話を含む。）

イ 同報無線設備

ウ 消防救急無線

エ 県総合情報通信ネットワークシステム

オ 水道無線・環境事業所業務用無線

カ 災害情報案内サービス

キ 徳島市防災行政無線

ク 防災ラジオ

ケ NET 1 1 9 緊急通報システム

(2) 加入電話に対するNTTの通信統制が行われた場合には、NTTが指定した災害時優先電話を利用する。

(3) 運用調整班は通信の緊急度に応じ、NTT西日本徳島支店に対してあらかじめ指定された災害時優先電話以外に必要な電話の増設指定を依頼する。

2 他機関通信設備等の活用

市の通信設備に支障等がある場合には、運用調整班は、必要に応じて次の通信施設管理者に依頼し、その利用を図る。

なお、事態悪化の際は、伝令等により通信連絡を確保するものとする。

(1) 警察無線、その他の無線保有機関の無線活用を依頼する。

非常無線の活用は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、有線通信が不通、又は輻輳し、利用が著しく困難な場合で無線通信によらなければ目的を達成し得ない場合とする。

(2) 放送機関への放送依頼

加入電話等が使用不能となった場合には、必要に応じてラジオ、テレビ等の放送局に対して、連絡のための放送を依頼する。

(3) アマチュア無線の利用

アマチュア無線通信の活用は災害の発生のおそれがあるとき又は有線通信が不通したときに、災害対策本部内に通信本部を設置しアマチュア無線局からの情報通信に努めるものとする。

(4) タクシー無線の利用

東日本大震災の教訓から、被害状況等を迅速に把握するためには、情報手段の多重化が必要となる。災害時において、協定しているタクシー業者から無線により、可能な限り被害情報や救援情報を提供してもらう。

第3 アマチュア無線局の防災活用計画

この計画は、徳島市において災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、情報連絡を迅速に行うため事前に登録されたアマチュア無線局に協力を依頼するもので、その活用は、次によるものとする。

1 協力依頼先

- (1) 原則として徳島県下に在籍するアマチュア無線クラブで、現に組織的な活動を行っているアマチュア無線局一覧表に登録されたクラブ員。
- (2) 原則として、徳島市に在住するアマチュア無線局員で、自主的な意志により協力の申し出があり、アマチュア無線局一覧表に登録された者。

2 協力の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、電波法第52条第4号及び第6号に該当する事態になったときに、協力するものとする。

3 経費の負担

- (1) 通信に要する諸経費、情報収集のための諸経費等で経常的なものは、協力側の負担とする。
- (2) 活動中アマチュア無線局員の過失により対人、又は対物の損害を与えたときは、そのアマチュア無線局員の負担とする。

4 活動の要領

- (1) アマチュア無線局の通信本部を災害対策本部に設けるものとする。
- (2) 通信本部は、災害対策本部と緊密な連絡をとるよう努めなければならない。
- (3) アマチュア無線局員は、通信本部からの指令により行動するものとし、独自の判断で行動するときは、事前にその旨通信本部に報告し、了解を得るものとする。
- (4) その他の要領については、別に定めるものとする。

第4 通信機器の応急対応

地震発生後、調達班及び消防部は保有する通信機器の点検を行い、非常用電源等の確保を図るとともに、機器の復旧依頼及び代替手段の確保など必要な対策を速やかに行う。

[資料編]

- 5-1 災害情報等無線通信一覧表
- 5-2 アマチュア無線局一覧表（クラブ局、個人局）
- 15-1 防災関係機関電話番号一覧表

第3節 労務の確保

災害対策本部	
【主管部】	復旧対策部
【関係部】	総務部、関係各部
【関係機関】	各事業所

第1 趣旨

本節は、災害時において、供給可能な土木建設作業者を確保し、労務供給の万全を図るための対応等について必要な事項を定める。

第2 労務供給及び方法

- (1) 土木建設作業者の必要を生じた災害対策本部各班は次の事項を明らかにし、土木復旧班に要求するものとする。
 - ア 必要作業者数
 - イ 目的及び救助種目
 - ウ 期間
 - エ 作業地域
- (2) 土木復旧班は災害対策本部各班から土木建設作業者の要求を受けた場合は地域の土木建設業者等に機械及び作業者を依頼するものとする。
- (3) 道路復旧班は必要に応じて各班に対し、作業者等を要請することができるものとする。

第3 給与の支払額

賃金の給与額はその時における地域の慣行によるものとする。

第4 雇上げ期間

土木建設作業者の雇上げ期間は本計画に定められている各対策活動を実施している期間中とする。

第5 災害救助法に基づく雇上げの範囲

- (1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのあるものを安全地帯に避難させるために雇上げる人夫
- (2) 医療及び助産における移送のため雇上げる人夫
- (3) 罹災者の救出のため雇上げる人夫
- (4) 飲料水を供給するため雇上げる人夫
- (5) 救済用物資の整理、輸送及び配分のため雇上げる人夫
- (6) 遺体捜索のため雇上げる人夫
- (7) 遺体処理（埋葬を除く）のため雇上げる人夫

第6 雇上げ費用負担

- (1) 前項「災害救助法に基づく雇上げの範囲」に基づき雇上げた人夫で災害救助法に示された期間内の給与については国及び県が負担するものとする。
- (2) 前記以外における費用の負担は市費にて行うものとする

第4節 資機材等の確保

災害対策本部	
【主管部】	総務部、食料物資部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	各事業所（協定締結先等）

第1 趣旨

本節は、災害時における防災資材及び災害救助用物資の購入並びにこれらの輸送及び防災活動部隊の輸送等を市内の協定業者等から確保するための対応等について必要な事項を定める。

第2 調達物資名

- (1) 食料、飲料水等
- (2) 仮設住宅用及び住宅応急修理用の建築資材
- (3) 防災活動用の諸資材
- (4) 防災活動用車両等の燃料
- (5) 被服、寝具、その他の災害救助用生活必需品
- (6) その他防災、災害救助用の諸物資

第3 調達物資の購入

- (1) 調達必要物資はすべて災害対策本部各班よりの請求により購入するものとし、購入物資は購入先より請求を行った班に対し直接送付することを原則とするが、請求の班から購入先での直接引取りまたは食料物資部が購入先より請求を行った班に対して輸送する等の方法も考慮する。
- (2) 調達物資の購入要領についてはおおむね次のとおりとする。
 - ア 食料等

協定を締結している業者等から調達する。
 - イ 災害用木材

仮設住宅用及び住宅応急修理用木材については一般業者からの購入はもちろんのこと国有林野産物の払下げは申請により、払下げ等を受けることができるので、これら手続きについては災害救助法発動時には県知事に対し、その他の場合には四国森林管理局徳島森林管理署に対し払下げ申請を行うものとする。
 - ウ 車両等の燃料

災害活動に必要な車両等の燃料が不足した場合は、燃料貯蔵所（「資料編 6-7 調達物資」参照）の市内業者から直接購入するものとする。
 - エ その他の資材等

その他の資材等については市内各業者（協定締結先等）よりそれぞれ購入するものとし、市内全域にわたり被災し購入の不能の場合は知事又は隣接市町村長に対し物資購入のあっせんを要請するものとする。

[資料編]

- 6-7 調達物資
- 10-4 調達車両
- 10-5 調達舟艇

第2章 災害情報等の収集・伝達

第1節 災害情報等の収集・報告

災害対策本部

【主管部】	本部事務局、被害調査部
【関係部】	消防部、復旧対策部、公共施設所管部、災害対策連絡所、各関係部
【関係機関】	ライフライン関係機関、警察署、徳島県東部県土整備局

第1 趣旨

本節は、被害の発生状況や二次災害の危険性を把握し、県知事等関係機関へ迅速に報告、伝達するための対応等について必要な事項を定める。

第2 被害状況の概況把握

1 収集する情報の種類

下表の情報を収集・整理する。この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として情報班へ報告することに留意する。特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害、住家被害数の把握に重点を置く。収集する内容と担当は、下記のとおりである。

関係部・班等		収集の体制
情報班		情報班は、発災直後の体制に引き続き、各種情報の集約を行う。
関係各部	土木復旧班	土木復旧班は、災害対策連絡所等の初期情報等に基づき、主要幹線道路、緊急輸送路等の被害状況の概要及び道路交通状況等について迅速性を第一に情報収集を行うとともに、引き続き詳細な情報の収集を行う。
	公共施設所管部	公共施設を所管する部は、当該所管施設の被害状況等について迅速性を第一に情報収集を行うとともに、引き続き詳細な情報収集に当たる。
	その他関係部	その他関係各部は、引き続き所定の災害応急対策活動に関する情報及び平常時の所管業務に関する被害状況等の詳細な情報収集を行う。
災害対策連絡所		(1) 災害対策連絡所は、災害発生直後の情報収集に引き続き担当地域内の被災者の動向等必要な情報の収集を行う。 (2) 各調査班が被害調査等を行う場合には、保有する情報の提供や現地案内等により、その調査等の円滑な遂行に協力する。
調査第1～3班		(1) 調査第1～3班は、主としてこの段階（概ね6時間後）以降における被害状況に関する全般的な情報収集を行う。 (2) 時間的経過に応じて必要な現地調査等を行い、被害状況等についての数量的かつ詳細な情報を収集する。（概ね12時間後以降） (3) 必要な場合は災害対策本部長に対し、調査班の増強編成を要請する。（概ね1日後以降）

2 体制の増強

- (1) 災害対策本部長は、詳細な情報を収集するため現地調査等を緊急に、又は一斉に行う必要があるときは、特別に調査班を編成し、これに当たらせる。
- (2) 当該調査班は、財政部の職員及び災害対策本部長が指示するその他の部の職員をもって編成するものとする。
- (3) 調査班の活動等に係る事務及び指揮は、調査第1～3班が行う。

3 情報収集事項及び収集の分担

- (1) 情報の収集に当たっては、災害対策連絡所、調査第1～3班及び関係各部はそれぞれ十分に連携するとともに、必要によってはライフライン等の関係機関と連携をとり、情報収集の効率化と迅速化に努めるものとする。
- (2) 災害対策連絡所、調査第1～3班及び関係各部が情報収集する主な事項並びにその収集の分担は次のとおりとする。

主な情報収集事項	情報収集の分担			関係機関 (参考)
	災害対策 連絡所	被害調査部 調査第1～3班	関係部局	
火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○ (概要)		○ (消防部)	
人的被害の状況 ・死者 ・負傷者(重傷者、軽傷者) ・行方不明者(要救出者)	○ (概要)		○ (消防部) (避難対策部)	○ (警察署)
住家等建物の被害状況 ・全壊(全焼) ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊(半焼) ・準半壊 ・準半壊に至らない(一部損壊) ・床上浸水 ・床下浸水	○ (概要)	○	○ (消防部)	
主要幹線道路、橋りょう等の被害状況 ・国県道、市道 ・不通箇所、区間	○ (概要)		○ (復旧対策部)	○ (県土整備局)
ライフラインの被害状況 ・電気 ・ガス ・上下水道 ・電話 ・交通機関 ・輸送機関	○ (概要)		○ (復旧対策部) (上下水道部) (消防部)	○ (各関係機関)
公共施設の被害状況 ・利用者等の人的被害 ・避難所等利用の可否 ・建物以外の公共施設の被害			○ (各関係部)	
農業用ため池の緊急点検	○ (概要)		○ (各関係部)	○ (県生産基盤課)

主な情報収集事項	情報収集の分担			関係機関 (参考)
	災害対策 連絡所	被害調査部 調査第1～3班	関係部局	
道路交通、規制の状況 ・緊急輸送路等の状況	○ (概要)		○ (復旧対策部)	(警察署)
市民等の動向 ・避難の状況 ・地域防災活動の状況 ・避難所の開設状況	○		○ (避難対策部) (復旧対策部)	
飲料水、食料、物資の状況 ・食料等の過不足 ・配送車両の調達状況	○		○ (食料物資部) (上下水道部) (総務部)	
医療、救護活動の状況	○ (概要)		○ (病院部) (消防部) (被災者支援部)	
関係職員の参集状況	○		○ (各部)	
民間団体、ボランティア等の協力の状況	○		○ (各関係部)	
その他所管する応急対策業務を行う上で必要な事項	○	○	○ (各部)	○ (各関係機関)

4 情報収集の方法

災害対策連絡所、調査第1～3班及び関係各部等が情報の収集を行う場合は、次に掲げる方法等をもって当たるものとする。

(1) 災害対策本部組織関係からの収集

- ア 参集職員からの参集途上における状況の聴取
- イ 災害対策連絡所と関係各部との連絡
- ウ 調査員の現地派遣
- エ 市の公共施設及び出先機関からの状況聴取
- オ 消防機関及び他部・班との連絡

(2) 警察等防災関係機関との連絡

(3) 自主防災組織及び市民等からの通報、連絡

(4) タクシー事業者からの通報、連絡

(5) アマチュア無線クラブによる通報

(6) 事業所等からの通報、連絡

(7) 報道関係機関（テレビ、ラジオ、新聞等）の報道

(8) 災害情報収集協力員からの地域情報の収集

消防団員、消防職・団員（OB）及び自主防災組織の代表者並びにコンビニエンスストアの協力員から地域における通行止め、崖崩れ、土砂崩れ等の情報を収集する。

(9) その他状況に応じた適切な方法

5 被害の分類及び判定基準

被害情報の収集等を行うに当たって、人的被害及び住家被害等の被害程度の判定をする場合は、「資料編 5-8 災害報告様式 災害報告記入要領」を参考とする。

第3 収集情報の整理

消防部、災害対策連絡所、調査第1～3班及び関係各部は、収集した所管に係る情報が輻輳することのないよう極力情報を整理するものとする。情報班は「被災者支援システム」が円滑に運用できるようシステムの維持・管理を行うものとする。

第4 情報の報告

1 情報の報告先

災害対策連絡所、調査第1～3班及び関係各部が収集した情報は、それぞれの長又は代表者が、以下の定めるところに従い情報班に報告する。

2 報告の時期、方法

被害状況及び活動状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に関する対策が完了するまで、次により、「第8編 災害応急対策共通 第1章 応急体制の確保 第2節 通信手段の確保」に掲げる最も適切な通信手段等をもって報告するものとする。

報 告 区 分		報 告 の 方 法 等
被害状況等の報告	災 害 即 報	災害が発生したとき直ちに行う。 (報告は「資料編 5-5 火災・災害等即報要領 災害報告記入要領 第4号様式(その1)」により行う。)
	中 間 報 告	発生報告の後、各即報様式に定める事項について、被害の状況が変わる度に逐次行う。 (報告は、「資料編 5-8 災害報告様式 様式1～様式4」により行う。)
	確 定 報 告	応急措置が完了し、その被害が確定したとき行う。 (報告は、「資料編 5-8 災害報告様式 様式1」により行う。)
応急対策活動等の状況報告		各部及び災害対策連絡所等の応急対策活動及び住民の避難に係る状況の報告は、逐次行う。 (報告は、原則として「資料編 5-8 災害報告様式 様式4」により行う。)
ため池震災点検報告		地震後の農業用ため池緊急点検要領に基づき実施 (報告は「資料編 5-8 災害報告様式 様式5」により行う。)

第5 県知事等に対する報告

災害発生後に調査、収集した被害状況等について、運用調整班は次により県知事等に対し速やかに報告する。

1 報告の方法

- (1) 被害情報の報告は、電話又は県総合情報通信ネットワークシステム等により行う。
- (2) 県総合情報通信ネットワークシステム又は有線が途絶した場合等は、警察無線、非常無線又はその他の無線局を利用する。
- (3) 通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努める。

2 報告先

- (1) 県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部に報告するものとする。
- (2) 県災害対策本部が設置されていない場合は、県危機管理環境部に報告するものとする。

3 報告の様式等

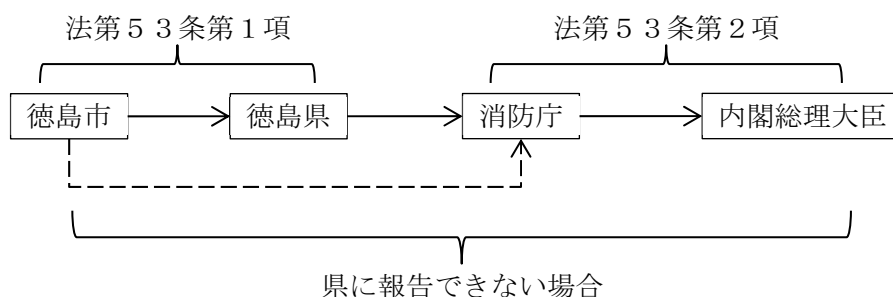
- (1) 発生報告及び中間報告は原則として「資料編 5-8 災害報告様式 様式1 災害中間報告・災害確定報告」の内容を電話又は県総合情報通信ネットワークにより速やかに報告するものとする。

- (2) 確定報告は必ず「資料編 5-8 災害報告様式 様式1 災害中間報告・災害確定報告」により文書で報告するものとする。

4 県知事等に報告できない場合の措置

- (1) 運用調整班は県知事等に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
- (2) 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに徳島県及び国（消防庁）に報告するものとする。
- (3) 地震が発生し、徳島市内で震度5強以上を記録したときは、被害の有無を問わず、第一報を徳島県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。
また、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を徳島県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行うものとする。
- (4) 徳島市の対応のみでは十分な対応を講じることが困難な火災・災害等その他別に定める火災・災害等が発生したときは、別に定めるところにより、地域衛星通信ネットワークを活用して、速やかに被害状況等の映像情報を送信するものとする。
- (5) 被害状況報告は、災害即報及び中間報告については、別紙様式の内容を加入電話又は県総合情報通信ネットワークシステム等、最短の方法にて報告するものとする。
- (6) 災害確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、その被害を確定し、必ず別記様式により報告するものとする。

図表 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート



図表 消防庁等の連絡先

【徳島県危機管理環境部】	【消防庁連絡先】
平日（8：30～18：15） （NTT回線） TEL 621-2716 FAX 621-2849 （県ネットワーク無線） TEL（地上系） 106 （衛星系） 7036100 FAX（地上系） 8099**9366 （衛星系） ken-hontyou-1.1@ipstar.ne.jp ken-hontyou-2.1@ipstar.ne.jp 平日（8：30～18：15）以外 衛視室 （NTT回線） 621-2057 FAX 624-1063	平日（9：30～17：45） 広域応援室 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 衛星系 TEL 6-048-500-90-49013 FAX 6-048-500-90-49033 平日（9：30～17：45）以外 宿直室 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 衛星系 TEL 6-048-500-90-49103 FAX 6-048-500-90-49036

第6 防災関係機関の被害状況等情報の収集、報告

1 情報の収集

- (1) 防災関係機関は、それぞれが定めるところにより所管する業務に関する被害状況等の収集に努める。
- (2) 防災関係機関は、情報の収集に当たり、市の関係各部及び他の防災関係機関と互いに連携を取り、被害状況等の把握に遺漏のないように対処する。
- (3) 特に、死者、負傷者、行方不明者等の人的被害の状況の把握については、市、警察署、消防署等の関係機関は互いに連絡を取り、その把握に遺漏のないよう努める。

2 情報の報告

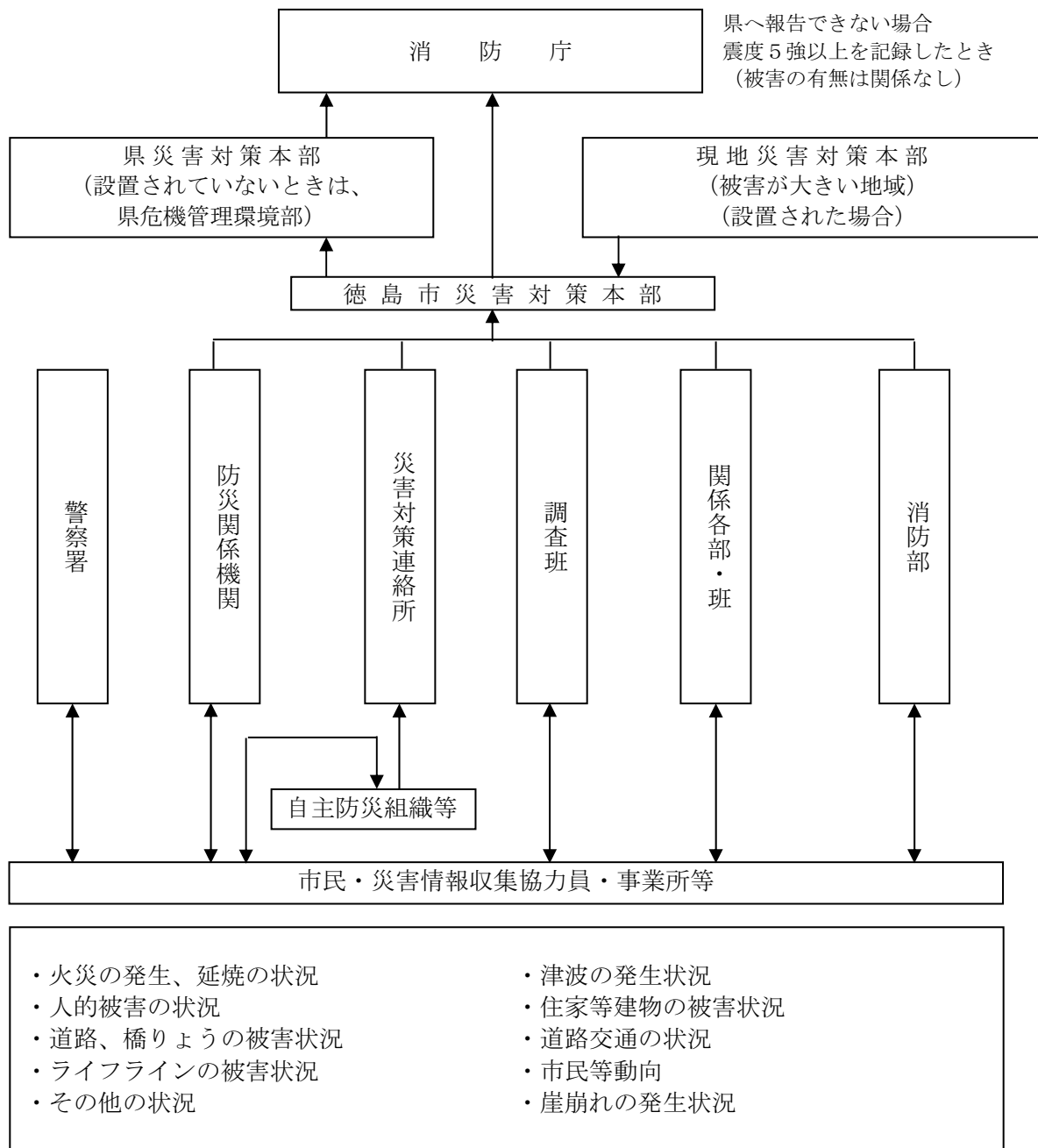
- (1) 防災関係機関は、市の関係各部等における報告の体制に準じて、必要に応じ災害対策本部の情報班に収集した被害状況、応急対策活動の状況等を報告する。
- (2) 防災関係機関は、災害応急対策が終了したときは被害状況及び措置状況等について災害対策本部長（本部事務局）に報告する。

〔資料編〕

- 5-5 火災・災害等即報要領
- 5-8 災害報告様式

別表 1

被害状況等情報の収集及び報告の系統



第2節 行政機能の確保状況の報告

災害対策本部	
【主管部】	総務部
【関係部】	各関係部

第1 趣旨

本節は、行政機能の確保状況を把握し、県知事等関係機関へ迅速に報告、伝達するための対応等について必要な事項を定める。

第2 行政機能の確保状況の報告

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知）に基づき、市は、震度6弱以上の地震を観測した際は、「市町村行政機能チェックリスト（様式は下記参照）」を記入し、原則としてファクシミリにより県（市町村課）へ報告することとする。

別紙1

市町村行政機能チェックリスト

＜送付先＞〇〇県〇〇課（FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000）
※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課（FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000）へ送付

市町村行政機能確保 (チェックリスト)	報告日時 年 月 日 時 分	
総務省受信者氏名 _____	都道府県 市町村	
災害名 _____ (第 報)	報告者職名氏名	職名 _____ 氏名 _____ <small>※都道府県から派遣された者が記入する場合は (派遣先)</small>

1. トップマネジメントが機能しているか いい やや
 - ①市町村長の安否は確認できたか いい やや
(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)
 - ②災害対策本部会議を定期的開催しているか いい やや
 - ③災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか いい やや
 - ④広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等） いい やや
 - ⑤特記事項
2. 業務実施体制（人的体制）は整っているか いい やや
 - ①職員は業務等を担うために適切に参加しているか いい やや
(職員の参加状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参加))
 - ②職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか いい やや
 - ③特記事項
3. 業務実施環境（物的環境）は整っているか いい やや
 - ①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか いい やや
 - ②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか いい やや
 - ③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか いい やや
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)
 - ④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害応急報」提出後、可能な限り早く（原則として
発災後 12 時間以内）、分かる範囲で記載し報告すること。

第3節 広報・広聴

災害対策本部

【主管部】	本部事務局、消防部
【関係部】	各関係部
【関係機関】	ライフライン、輸送関係機関、警察署、報道機関

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生時において、広報及び広聴活動を通じて市民に正確な情報を提供し、また、市民の要望等を聴くことにより民心の安定を図るとともに、報道関係機関に対しても迅速・的確な情報の提供を行うための対応等について必要な事項を定める。

第2 災害時の広報活動

1 広報活動の実施機関

広報活動は、市及び関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して行う。

(1) 市の広報活動

ア 災害に関する全般的な広報活動を行う。

イ 広報事務は、広報班が、関係各部と緊密な連携の下行う。

ウ 広報班は迅速的確な情報の提供を行うため、災害対策本部及び関係機関と連携し、積極的な広報活動に努める。

エ 災害対策本部の各部は、所管に係る情報（種類と内容は別に定める）は、公表が必要な情報とその他情報とに区分し報告するものとし、特に市民等への広報が必要な情報を入手した場合は、遅滞なく本部事務局情報班に報告し、当該の公表用の情報を整理のうえ、広報班に対し広報依頼を行う。

(2) 関係機関の広報活動

ア 関係機関は、それぞれが所管する施設、事業等に係る被害状況、使用規制、復旧の見通し等に関し、必要に応じて広報活動を行う。

イ 関係機関は、市との情報の共有化、一元化を確保するため、所管施設等の被害状況、応急対策の状況、復旧の見通し等について適宜、運用調整班へ連絡を行う。

ウ 関係機関は、市民等への広報又は報道関係機関への発表を行う場合は、その内容を事前（止むを得ない場合は事後）に本部事務局情報班に通知する。

エ 関係機関は、消防用無線、広報紙等の市の広報媒体を活用する必要がある場合は、消防用無線については本部事務局情報班、広報紙等については広報班にその旨の調整を行う。

2 広報活動における留意事項

災害時における広報は、市民の不安の解消と社会秩序の維持を図る上で非常に重要となることから、広報を行う場合には特に次の点について留意するものとする。

(1) 情報の一元化と迅速かつ的確な情報の伝達

(2) 二次災害等災害の拡大を防止するために必要な情報の伝達

(3) 時間的経過、市民ニーズの変化等に対応するきめ細かな情報の伝達

(4) 外国人、避難行動要支援者に配慮した情報の伝達

(5) 情報伝達手段の多重化と文字情報の活用

(6) マスコミとの連携

第3 広報の内容

災害時における広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおり。

(1) 災害時における市民の注意事項

(2) 災害に係る情報及び被害の状況の周知

- (3) 市等の実施しつつある災害対策の概要
- (4) 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知
- (5) 避難情報の発令及び避難所での心得
- (6) 災害復旧の見通し
- (7) 電気ガス水道供給の状況
- (8) その他必要事項

なお、地震等の大規模災害の発災直後においては、

- ・災害発生状況に関する事項（災害の規模・範囲・概要等）
 - ・人命救助の呼び掛けに関する事項（市民や団体への人命救助への協力依頼等）
 - ・避難に関する事項（避難情報、避難所の情報、避難時の注意等）
 - ・医療、救護に関する事項（応急救護所の開設状況、医療機関の受け入れ情報等）
- 等の人命に直結する情報を優先して広報することに留意するものとする。

第4 広報の方法

1 市民等に対する広報

- (1) 広報手段の有効活用

市民等に対して広報を行う場合は、災害の状況等により次に掲げる手段等を適宜有効に活用して行う。

ア エリアメール、災害情報案内サービス、同報無線設備、有線放送、防災ラジオ、NET119 緊急通報システム

イ 広報車、消防車、警察パトカー、携帯マイク

ウ 広報紙（臨時号）、チラシ等の印刷物の配布又は掲出

エ テレビ、ラジオ、FM放送

オ 徳島市ホームページ等インターネットの活用

カ 回覧板の活用

- (2) その他の方法

ア 火災及び津波に関する広報は、必要に応じ消防機関においても行う。

イ 必要な場合は、警察署及びその他の防災関係機関に対し広報依頼を行う。

ウ 必要な場合は、新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関に対し広報依頼を行う。

エ 災害対策連絡所派遣職員及び避難所運営応援職員等の伝達

- (3) 臨時災害放送局（臨災局）

臨災局の開設が必要であると判断されたとき、災害対策基本法第56条の規定による警報の伝達及び警告が緊急を要するものであるとき、またはその他特別に必要なときは、総務省四国総合通信局に対して必要な免許申請を行ったうえ、協定先のコミュニティFM局（エフエムびざん）に対し、臨災局開設に関する協力を要請する。

臨災局開設後は、災害関連情報や、避難所及び各種復旧状況などの情報を、市民へ正確かつ迅速に伝達する。

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局です。

東日本大震災の際には多くの臨時災害放送局が開設され、被災地の住民へのきめ細かい情報伝達手段として活用されました。平成28年の熊本地震や平成29年九州北部豪雨、平成30年豪雨の際もそれぞれ開設されています。

2 市外避難者に対する広報

市外への一時避難者に対する広報は、当初においては報道関係機関へ協力依頼をして対応するものとするが、状況又は時間の経過等に応じて音声・FAXサービス、インターネット、広報紙等の市外郵送サービス等の検討を行う。

3 外国人、避難行動要支援者に対する広報

(1) 外国人

被災外国人への情報伝達を行うため、必要に応じて広報内容を英語で表現するとともに、その他の言語についても、必要に応じて本市の外国人登録数等を参考に、ボランティア団体等の協力を得て対応する。

(2) 障害者

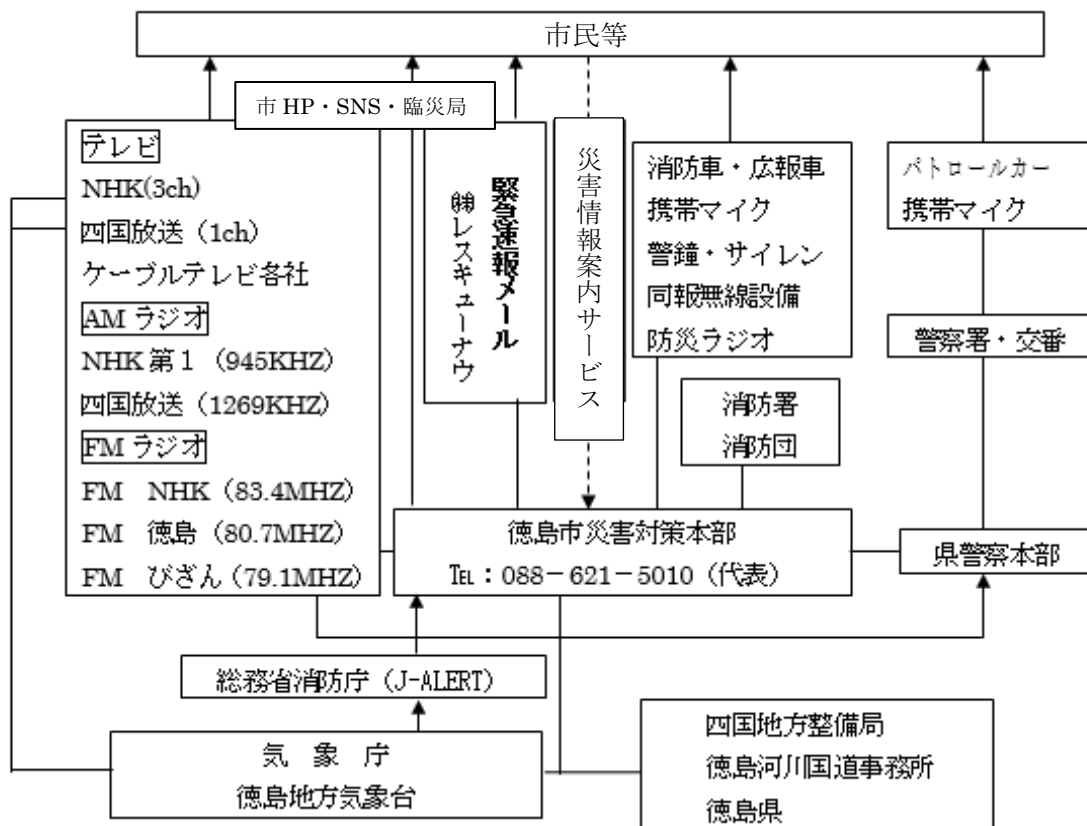
ア 視覚障害者に対しては、必要に応じてラジオ、テレビ等で繰り返し情報提供するとともに、可能な範囲で点字による広報、テープによる広報等を行う。

イ 聴覚障害者に対しては、必要に応じて広報紙やチラシ等による文字情報の提供を行うとともに、テレビの広報番組における手話通訳等により対応する。

ウ NET119緊急通報システム登録者に対しては、同システムのメール機能を活用し地震、津波避難時の情報伝達を図る。

エ 上記の他、各種障害者の支援団体やボランティア団体との連携を密にし、それぞれの団体へ必要な情報を提供するなどの方法により対応する。

図表 市民等への伝達系統

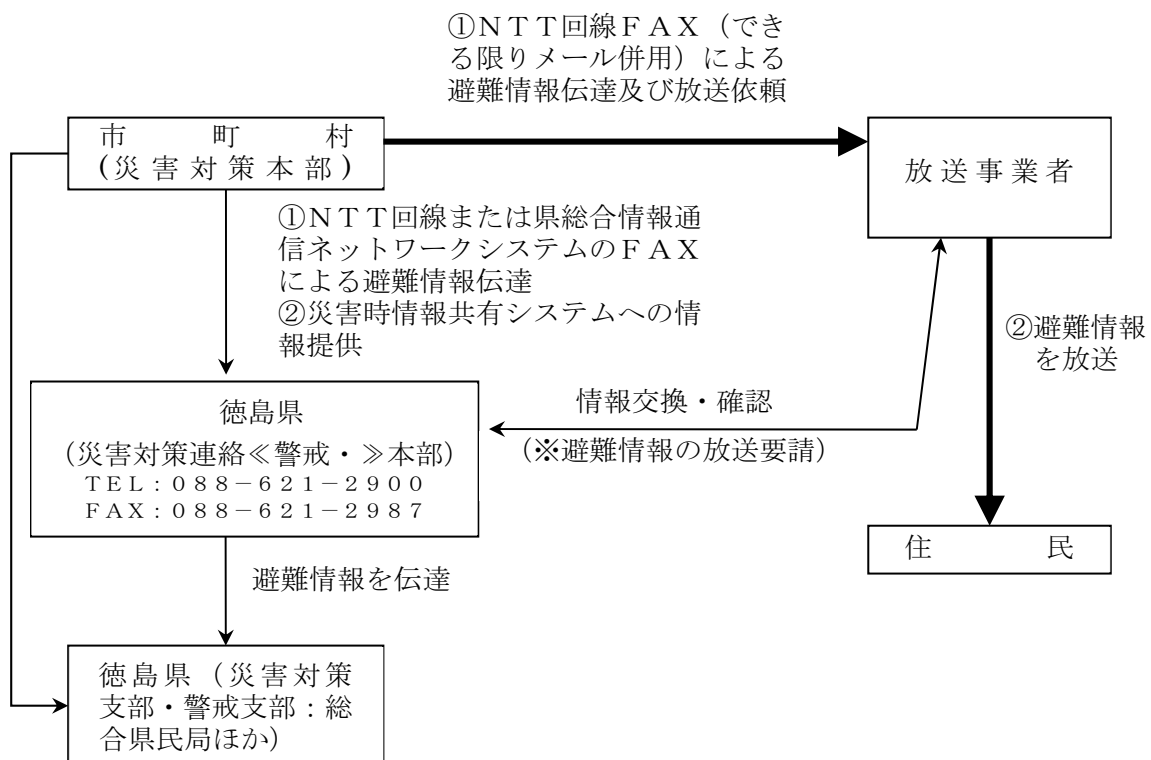


注1 災害対策本部が開設されていない場合は、災害対策連絡本部又は災害対策警戒本部がこれに代わる。

2 広報車、マイク等による広報は、雨音などで的確に伝達できないことが予想される。特に目の不自由な人や耳の不自由な人への伝達は、直接訪問が有効である。

4 避難情報の放送に係る申し合わせに基づく放送事業者との伝達系統

- (1) 市は、「資料編 5-6 避難情報連絡文様式 別紙1」に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。
また、同時に徳島県災害対策（警戒・連絡）本部へFAX送信を行う。
市は、事前に避難情報伝達用として放送事業者4社及び徳島県災害対策（警戒・連絡）本部のFAX番号を登録しておく。
市は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。
- (2) 放送事業者は、市からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。
その際、放送事業者は、必要に応じて県に電話等による確認を行えるものとし、県は誠意をもって対応するものとする。
※市が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が市長に代わって実施する。
- (3) 担当者リストの作成
年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。
- (4) 放送事業者への確認については、「資料編 15-1 防災関係機関電話番号一覧表」を参照する。



5 災害協定に基づく㈱レスキューナウとの伝達系統

- (1) 市は、「資料編 5-6 避難情報連絡文様式 別紙2」の様式に必要事項を記入し、㈱レスキューナウへFAX送信を行い、ヤフーホームページに避難情報等の掲載を依頼する。
- (2) 市は、FAXが着信しているか、必ず㈱レスキューナウに確認を行う。
- (3) ㈱レスキューナウは、市からのFAX着信後、ヤフーホームページに避難情報等を掲載するものとする。
- (4) 担当者リストの作成
年度当初に「災害時緊急連絡先等確認票」を作成・更新を行うものとする。

- (5) 放送事業者への確認については、「資料編 15-1 防災関係機関電話番号一覧表」を参照する。

第5 報道関係機関に対する発表

1 災害対策本部が取りまとめた情報等の発表

災害対策本部が取りまとめた災害情報等は、広報班を通じて適宜報道関係機関に発表する。

2 関係機関の情報等の発表

関係機関の災害情報等は、原則としてそれぞれの関係機関が所管する事業等に関して適宜行う。ただし、災害時の情報の一元化のため必要な場合又は効率性確保の上で必要な場合等においては、広報班を通じて統一的行う。

なお、災害対策本部が発表するに際し、必要な場合は各関係機関に対し説明のための同席を求めるものとする。

3 関係機関が発表する情報の把握

広報班は、情報の共有化の立場から各関係機関が独自に報道関係機関に発表する事項についてもその把握に努める。

なお、ライフライン関係機関については、本計画の「第8編第11章第1節 ライフライン等の応急対策」の定めるところにより、各機関から所管に係る被害状況や応急対策状況等の報告と併せ、各機関が報道関係機関等に発表する内容が運用調整班に伝達されることとなっているので、同班と連携を密にしてその情報を収集する。

第6 広報資料の収集

1 現地取材の実施

本部事務局は、広報資料等に資するため、災害対策本部で取りまとめた災害情報等に基づき、必要に応じて災害現場における現地取材を行う。

なお、取材の結果、災害応急対策上必要と判断されるものについては、速やかに関係部等へ報告する。

第7 広聴活動等

1 市民等からの問合せの対応窓口の設置

(1) 市民等からの災害情報及び生活関連情報等の問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、災害対策本部が設置されたときは、速やかに問合せに対応する窓口を設置し、安否情報も併せて庶務班がこれに当たる。

(2) 窓口においては、電話、ファックス等の有効な通信手段を活用するとともに、必要な人員を常時配置して対応するものとする。

2 被災者等からの要望等の取り扱い

被災者等から、要望、苦情等があった場合は、必要に応じて庶務班が取りまとめ、速やかに所管の部又は関係機関等に連絡を取り、その解決に努めるものとする。

3 臨時市民相談窓口の開設

庶務班は、被害の状況を分析し、特に専門的な対応が必要と認める場合は、関係所管部又は関係機関等と連携し、当該事務処理のための臨時市民相談窓口を開設し、市民の相談、要望等を聴取し、その解決に努めるものとする。

(1) 報道機関一覧表

名称			所在	電話	広報方法	発表方法
N	H	K	寺島本町東一丁目28	ニュース 626-5975	テレビ・ラジオ	電話・伝令
四	国	放 送	中徳島町二丁目5-2	報道情報センター 626-2801	〃	〃

徳島新聞社	中徳島町二丁目5-2	社会部 622-0622 655-7230	新聞	〃
毎日新聞社	八百屋町二丁目11	625-3131	〃	〃
朝日新聞社	八百屋町一丁目18	622-6155	〃	〃
読売新聞社	寺島本町西一丁目7-1	622-3155	〃	〃
日本経済新聞社	八百屋町三丁目26	652-2480	〃	〃
時事通信社	徳島町二丁目13	622-3166	通信	〃
共同通信社	中徳島町二丁目5-2	622-5155	〃	〃

(2) FM放送、有線テレビ

名称	所在	電話	広報方法	発表方法
エフエム徳島	寺島本町西1-61 徳島 駅クレメントプラザ5F	編成・制作部 656-2111	FMラジオ	電話・伝令
エフエムびざん	山城町東浜傍示1-1	企画営業部 656-5000	〃	〃
ケーブルテレビ徳島	新蔵町一丁目17	コンテンツ事業部 655-4000(代)	テレビ	〃
国府町CATV	国府町日開813	総務部 642-6050	〃	〃

(3) 広報車両一覧表

広報車の種類	所管	所在	台数	連絡方法
広報車	財産管理活用課	幸町二丁目5	3	電話 庁内放送・伝令
消防車	東消防署	新蔵町1丁目88番地	5	〃 〃 〃
〃	西消防署	庄町1丁目76番地の3	2	加入電話 631-0119 (代)
パトロールカー	徳島中央警察署	徳島町1丁目5番地2	5	〃 624-0110
〃	徳島名西警察署	庄町三丁目5	8	〃 632-0110
〃	徳島板野警察署	北島町鯛浜字川久保211-1	9	〃 698-0110
計		6箇所	30	

(4) 有線放送

所在地名称	電話番号	放送範囲
八万町寺山 明善会館	668-2137 (FAX 兼用)	八万町寺山 (屋外スピーカー) 上八万町下中筋の一部
名東町2丁目 名東町2丁目町内会	631-4436 (FAX: 632-4441)	名東町2丁目 (〃)
北島田3丁目 島田会館	631-4748 (FAX 兼用)	北島田町3丁目 (〃)
籠屋町1丁目20 籠屋町商店街振興組合	625-6828	籠屋町商店街 (〃)
東船場町2丁目42 東新町1丁目商店街振興組合	622-5604	東新町商店街 (〃)
多家良町金谷24番地の3 多家良町金谷実行組合	645-2306 組合長 未廣 詳之	多家良町金谷全域 (〃)
応神町吉成 応神公栄会館	641-0317 (FAX 兼用)	応神町吉成 (〃)

庄町5丁目 加茂名中央会館	6 3 1 - 3 7 3 4 (F A X 兼用)	庄町5丁目・鮎喰町1丁目・ 南島田町4丁目の各一部 (")
国府町芝原 むつみ会館	6 4 2 - 2 1 5 5 (F A X 兼用)	国府町芝 (")
国府町延命 西矢野会館	6 4 2 - 6 2 0 0 (F A X 兼用)	国府町西矢野、延命 (")
上八万町西山 しらさぎ台自治会	6 4 4 - 3 3 7 8	しらさぎ台全域 (")

(5) 同報無線設備屋外拡声子局設置場所

番号	設置場所
1	川内町富久88番地先 日枝神社
2	川内町松岡19番地の2 川内分団詰所
3	川内町旭野 小松海岸公園
4	福島二丁目4番24号 渭東コミュニティセンター
5	北常三島町3丁目41番地の1 徳島大学総合運動場
6	北沖洲一丁目15番60号 市立高等学校
7	北沖洲三丁目4番7号 沖洲コミュニティセンター
8	南末広町2番地 徳島港公園
9	南沖洲五丁目6番先 沖洲公園
10	東沖洲一丁目14番地の2 北部浄化センター
11	津田町三丁目7番7号 徳島県営住宅 津田松原団地
12	津田町四丁目5番55号 津田コミュニティセンター
13	津田海岸町3番地の18地先 ㈱KRKカキハラ南
14	論田町中開43番地の1 東部環境事業所
15	大原町大神子 大神子公園
16	大原町小神子73番地先 小神子山
17	川内町大松517番地の2 東消防署川内分署
18	川内町沖島260番地 川内公民館
19	応神町古川字戎子野7番地 四国大学日ノ上運動場
20	中央通4丁目18番地 東富田コミュニティセンター
21	中昭和町3丁目77番地 富田中学校
22	山城町東浜傍示1番地の1 アスティとくしま
23	雑賀町西開11番地の2 県立工業技術試験センター
24	北前川町2丁目7番地の3 渭北コミュニティセンター
25	南田宮二丁目116番2号 田宮公園
26	北田宮四丁目6番60号 加茂コミュニティセンター
27	不動本町2丁目178番地の1 不動コミュニティセンター
28	国府町北岩延字桑添18番地の1 西部環境事業所
29	国府町府中59番地の4 国府コミュニティセンター
30	国府町日開944番地の1 南井上コミュニティセンター
31	国府町西黒田字南傍示202番地 北井上中学校
32	応神町吉成字西吉成91番地の5 応神コミュニティセンター
33	幸町2丁目5番地 徳島市役所
34	庄町1丁目76番地の3 西消防署
35	八万町法花187番地の1 八万コミュニティセンター
36	八万町向寺山 文化の森総合公園
37	西須賀町下中須29番地の7 東消防署勝占分署
38	勝占町下河原39番地の10 勝占分団詰所
39	大原町中須17番地の2 勝占東部コミュニティセンター
40	丈六町八万免14番地 丈六コミュニティセンター
41	多家良町小路地10番地 多家良中央コミュニティセンター
42	上八万町樋口61番地 上八万コミュニティセンター
43	一宮町東丁234番地の2 一宮コミュニティセンター
44	弓町1丁目17番地 西富田コミュニティセンター
45	佐古四番町7番1号 佐古コミュニティセンター
46	庄町5丁目48番地の5 加茂名コミュニティセンター
47	八万町内浜80番地の14 八万中央コミュニティセンター
48	入田町春日121番地の1 入田コミュニティセンター

- ・ 統制台 消防局 通信指令課
- ・ 遠隔制御装置 南館5階 災害対策連絡室
- ・ 中継局 西消防署
- ・ 再送信子局 東消防署 川内分署

第4節 安否情報対策

災害対策本部

【主管部】	避難対策部
【関係部】	消防部、総務部、病院部、被災者支援部、災害対策連絡所、被害調査部
【関係機関】	警察署、各病院

第1 趣旨

本節は、発災から概ね2週間程度までの混乱期における安否確認の体制及び安否情報の収集及び事前に行うべき対策等について必要な事項を定める。

第2 安否確認受付体制の確保

大規模災害が発生した場合の混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時期に集中することが予想されるため、調査1～3班は、災害対策連絡所と連携しながら人的被害状況の把握に努め、庶務班に報告するものとし、庶務班は、関係部局からの安否情報を集約・整理し、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制を整える。

第3 安否情報の範囲

庶務班が取り扱う安否情報は、原則として次に掲げるものとする。

1 発災初期

災害対策本部の情報収集活動は、発災初期の混乱期では、市域の物的及び人的被害の概要を把握することが主体となり、被災者個人の安否や避難先等は情報収集が困難であることから、原則として、次の情報を取り扱うものとする。

- (1) 死者（警察による検視及び医師による検案が済み、身元が判明しているもの）
- (2) 行方不明者（周囲の状況から既に死亡したと推定されるもの）

2 発災初期の混乱期終息後

発災初期の混乱期が終息すると、時間の経過とともに、被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として、次の情報を取り扱うものとする。

- (1) 死者
- (2) 行方不明者
- (3) 避難所等避難者
- (4) 病院収容者

第4 業務及び手順

時間的経過を踏まえた業務及び手順等は概ね次のとおりとする。

1 発災初期

- (1) 発災直後の被害状況（人的、物的）及び避難状況等の概要を本部事務局（情報班等）から収集する。
- (2) 上記に基づいた情報を中心に安否確認への対応をする。
- (3) 関係各部及び警察等から死者、行方不明者の情報を収集し、整理する。

2 発災初期の混乱期終息後

- (1) 本部事務局（情報班等）又は災害対策連絡所から、全市及び地区別の被害状況を収集する。
- (2) 避難所運営班から各避難所の開設状況及び避難者状況（避難者名簿）を収集する。
- (3) 関係各部及び警察等から死者、行方不明者の情報を収集する。
- (4) 病院部及び他の病院から、地震災害による負傷者収容状況等の情報を収集する。

- (5) 上記の情報に基づいて安否確認の対応をする。また、その時点での情報でもなお、該当者が不明の場合は、必要に応じ関係機関に照会する。

第5 照会への対応

市民等の安否確認の照会があった場合は、概ね次の要領で対応する。

1 発災初期

- (1) 安否確認対象者の居住する地域の人的、物的被害の概要を回答する。
- (2) 安否確認対象者の居住する地域の避難施設、病院等の所在地、連絡先等を回答する。
- (3) 警察及び本部事務局（情報班等）により確認された死亡者及び行方不明者についてリスト等が作成されている場合は、安否確認対象者の登載の有無を回答する。
- (4) 安否確認の照会内容から、行方不明で死亡が推定される場合は、身元不明者の状況や遺体安置所の場所等を伝えるとともに、検索する必要がある場合は、運用調整班に連絡する。

2 発災後数日から概ね2週間程度経過時

- (1) 1の発災初期の対応を基本とし、必要に応じて関係機関及び関係施設等に問合わせて対応する。
- (2) 発災初期の混乱が終息した時点で、安否の確認があった場合には、既に判明している情報で調査し回答するが、なお該当者の安否不明な場合は、可能な範囲で災害対策連絡所、コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織、警察等に照会し、その結果を回答するものとする。

第6 避難所における安否確認対策

発災後における安否確認問合せの混乱を極力減少させるため、避難所における安否確認対策として、避難所運営班は、次の措置を事前に行うとともに、関係各部に対し、その情報を提供する。

- (1) 避難者名簿、台帳の整備
- (2) 施設開設後に設置する掲示場所の確保
- (3) 移動先表示用紙の準備
- (4) その他、必要と認められる措置

第7 市民への啓発

安否確認に関する事前対策として関係各部は、次に掲げる事項について広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演会及び防災指導等を通じ市民へ普及・啓発を行うものとする。

- (1) 避難等で自宅から離れる場合には、移動先がわかる表示を自宅前に掲出する。
- (2) 避難所等に避難した場合には、避難者名簿に記載する。
- (3) 避難所以外の公園、空地等へ避難した場合には、近くの災害対策連絡所又は避難所に連絡する。
- (4) 家庭内で話し合いを行い、災害時の避難先や家族の連絡方法等について確認しておく。
- (5) 外出時に災害が発生した場合に備え、住所、氏名、連絡先等を記載したカードや身分証明となるものなどを携帯する。
- (6) NTT災害用伝言ダイヤル「171」の案内
- (7) NTTドコモ「iモード災害用伝言板」の案内

第3章 応援の要請・受入れ

第1節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ

災害対策本部	
【主管部】	本部事務局、消防部
【関係部】	各関係部
【関係機関】	徳島県、自衛隊

第1 趣旨

本節は、本市域における大規模災害に際し、人命及び財産の保護のため市長が必要と認めた場合に、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を県知事に求め、又は災害状況を防衛大臣等に通知するための手続きの他、その受入れ等の対応について必要な事項を定める。

第2 災害派遣要請等の基準

1 県知事に対する派遣要請の要求

本市域に係る大規模災害は発生した場合において、人命又は財産の保護のため応急措置を実施する必要があり、災害対策本部及び防災関係機関等の動員だけでは不可能と認められるとき、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求める。

2 県知事に要求できない場合の災害状況の通知

通信の途絶等により県知事に対し派遣の要請ができないとき又は状況が急を要し県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、本市域に係る災害の状況は本市域を管轄する部隊に通報連絡する。この場合、事後速やかに県知事に対し所定の手続きをとるものとする。

第3 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、緊急性・公共性・非代替性の3つを有する、概ね次の範囲とする。

- (1) 車両、船舶及び航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 死者、行方不明者及び負傷者等の搜索、救出、救助
- (4) 水防活動及び消防活動
 - ア 堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、積込み及び運搬
 - イ 大火災の発生に伴う消防機関等への協力
- (5) 道路又は水路の啓開
 - ア 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
 - イ 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開、除去
 - ウ 街路、鉄道線路上の崩土等の排除
- (6) 応急医療、救護及び防疫
 - ア 負傷者の応急処置、救護
 - イ 大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は本市において準備）
- (7) 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (8) 炊飯、給水の支援
- (9) 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による。ただし、譲与は、県市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。
- (10) 上記の他、市長が必要と認める業務

第4 災害派遣要請の手続き等

1 県知事に対する派遣要請

- (1) 県知事への派遣要請の要求者：市長
- (2) 災害派遣要請に関する手続きは、本部事務局運用調整班が次により行う。
 - ア 要請先
県知事（危機管理環境部）
 - イ 要求の方法
要求は次の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等で行った後速やかに文書を提出するものとする。
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) 要請責任者の職氏名
 - (オ) 派遣時における特殊携行装備又は作業の種類
 - (カ) 派遣地への最適経路
 - (キ) 連絡場所及び現地責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその表示
 - (ク) その他参考となるべき事項

2 県知事に要求できない場合の自衛隊への通知

- (1) 自衛隊に対する通知者は市長とする。
- (2) 災害状況等の通知に関する手続きは、運用調整班が次により行う。
 - ア 自衛隊災害派遣部隊の通知連絡先

名称		所在地	電話	県総合情報 通信ネットワーク (電話) (FAX)
1	善通寺駐屯地 第14旅団 第3部防衛班	〒765-0002 香川県善通寺市 南町二丁目1-1	0877-62-2311 内線 2235,2236,2237 (FAX 2238)	電話 * -90-037-200-466- 506
2	徳島地方協力本部 ※1が通じない場合	〒770-0941 徳島市万代町三丁目5 徳島第2地方合同庁舎5 階	623-2220 総務課	電話 737

イ 通知の方法

「第8編 災害応急対策共通 第1章 応急体制の確保 第2節 通信手段の確保」に基づき、災害の状況に応じ最も有効な手段を利用する。

第5 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊に対する派遣要請の県知事への要請又は直接最寄りの部隊等に状況の内容を通報連絡する場合は、次の事項について検討し、受入れ体制を整えるものとする。

1 他の災害救助復旧関係との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的な作業分担に配慮するものとする。

2 作業計画の樹立及び資機材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を依頼するに当たっては、先行性のある計画を定めるとともに、作業に必要な資機材をあらかじめ準備し、かつ作業に関係ある管理者と緊密な連絡をとるなど、部隊が到着と同時に速やかに作業を開始できるようにしておくものとする。

3 自衛隊との連絡窓口の明確化

- (1) 市長は、派遣された自衛隊と円滑、迅速な連携がとれるよう、災害状況に応じ、連絡、調整の窓口を明確にしておくものとする。
- (2) 連絡、調整の窓口は、特別な場合を除き、運用調整班とする。
- (3) 現場における連絡、調整の窓口は、自衛隊の作業の内容に関係する部とする。この場合、関係部長は特に必要が生じたときは、本部事務局に対し事前に協議し、又は事後に状況の報告をするものとする。

4 宿营地、車両基地及び食料等の準備

市長は、派遣された部隊が作業を円滑に行えるよう、必要に応じて、宿营地、車両基地の他、食料等の準備を行うものとする。

(1) 宿营地及び車両基地の予定地

ア 宿营地及び車両基地の予定地は次表のとおりとする。

イ 市が自衛隊に対し派遣を要請する場合には、災害の規模、被害状況等に応じて市長（運用調整班）が事前に予定地のうちから適当な場所の指定を行い自衛隊に連絡するものとする。また、状況により予定地以外の場所を指定する必要があるときも同様とする。

施設名	所在地	備考
徳島中央公園	徳島町城内	
蔵本公園	庄町一丁目	
田宮運動公園	南田宮二丁目	
徳島市球技場	入田町安都真	
吉野川河川敷緑地	上吉野町一、二丁目 堤外河川敷	
鮎喰川河川敷緑地	中島田町四丁目	
マリンピア沖洲	東沖洲一・二丁目	
眉山カントリークラブ	加茂名町東名東山99	へり応援隊用
サンピアゴルフクラブ	入田町安都真215-1	〃
徳島カントリー倶楽部	入田町月の宮227	〃

(2) 食料等の準備

ア 食料の準備については、災害状況等により、運用調整班と派遣部隊の長との間で協議して措置するものとする。

イ 食料等の準備が必要となる場合は、食料物資部及び作業に関係する部等に連絡する。

5 現地への誘導及び状況の把握

- (1) 市長は、被災地に自衛隊員が到着するために必要な誘導を行い、また、必要な場合は警察官等に誘導を要請するものとする。
- (2) この場合、自衛隊の誘導は要請した内容に関係する部が行い、警察官等の誘導要請は運用調整班が行う。
- (3) 市長は、自衛隊の作業中は連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに、随時運用調整班に報告させるものとする。この場合、連絡員の派遣、状況の把握及び本部事務局への報告は、作業の内容に関係する部が行う。

6 県知事への報告

市長は、自衛隊の作業状況を把握した結果を随時県知事に報告する。

第6 要請の変更及び派遣部隊の撤収

1 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間、人員等の変更を必要とする場合は、その理由を付して県知事に具申する。この場合の手続きについては、第4の1に準じて行うものとする。

2 派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣活動が終了した場合及び派遣の必要がなくなると認められた場合、速やかに県知事に対し撤収の要請について協議する。

第7 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として本市が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等
- (3) 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備品を除く）の保障
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、市長と派遣部隊等との間で協議するものとする。

第8 ヘリコプター臨時離発着場

市が自衛隊に対し航空機の派遣を要請した場合のヘリコプター臨時離発着場の予定地は、次表に掲げる第1次施設及び第2次施設とする。ただし、災害の規模、状況に応じて市長が事前に第1次施設、第2次施設の順により使用する臨時離発着場を自衛隊に連絡するものとする。

1 第1次施設

名称	所在地	面積	着陸可能なヘリコプターの大きさ	管理者	連絡先	備考
鮎喰川 河川敷緑地	中島田町四丁目	101,826 m ²	大	(公財) 徳島市公園 緑地管理公社	633-1313	
鮎喰川 河川敷緑地	国府町南岩延		大	〃	〃	
市民吉野川 運動広場	上助任町天神		大	(公財) 徳島市体育 振興公社	654-5188	
市民吉野川 北岸運動広場	応神町東貞方		大	〃	〃	
市民勝浦川 運動広場	論田町和田開外		大	〃	〃	
眉山カント リークラブ	加茂名町東名 東山99	8,125 m ²	大	徳島眉山 ゴルフ(株)	631-3063	
サンピア ゴルフクラブ	入田町安都真 215-1	ヘリポート 3箇所	大	(株)サンピア	644-0777	
徳島カント リー倶楽部	入田町月の宮 227	5,120 m ²	大	阿波総合 開発(株)	644-3636	

2 第2次施設

第2次施設は、次のとおりとする。ただし、第1次施設が使用不能の場合、又は緊急の場合に使用するものとする。

名称	所在地	面積	着陸可能なヘリコプターの大きさ	管理者	連絡先	備考
城ノ内高校 運動場	北田宮一丁目 9-30	30,000 m ²	中		632-3711	N 34°05'18" E 134°33'00"
城東中学校 運動場	安宅三丁目 2-76	14,900 m ²	小		622-2413	N 34°04' E 134°34'51"
旧東工業高校 運動場	大和町二丁目 2-15	5,000 m ²	小		653-3274	N 34°03'45" E 134°34'32"
文理中高校 運動場	山城西三丁目 95-1	12,400 m ²	小		626-1225	N 34°02'40" E 134°33'33"
城西中学校 運動場	南矢三町二丁 目7-77	9,800 m ²	小		631-5543	N 34°04'39" E 134°31'47"

(注) ヘリコプターの臨時離発着場の基準については、別表1を参照する。

第2次施設には、避難所が開設されている場合もあるので選定に当たって考慮すること。

別表1 自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

○ 自衛隊ヘリコプター臨時離着陸場細部選定基準

機 種	標 準	応 急
OH-6		
UH-1H		
CH-47		
備 考	<p>1 全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。</p> <p>2 ダウン・ウォッシュの考慮が必要である。</p> <p>(例) CH-47 直径0.5mm～1cm程度の小石が半径100m～150mの範囲に飛散する。 天幕等が建ててある地域では、更に150m以上の距離が必要である。</p>	

第2節 行政機関に対する応援要請と受入れ

災害対策本部

【主管部】	総務部
【関係部】	各関係部
【関係機関】	徳島県、指定地方行政機関、相互応援協定都市、他の地方公共団体

第1 趣旨

本節は、地震災害が発生した場合において、迅速かつ効果的な応急対策や災害復旧を行うために、県又は他の地方公共団体等の応援が必要であるとき、これら機関へ応援協力を要請し、又は受入れるための対応等について必要な事項を定める。

第2 法律、協定による応援協力要請等の系統

災対法及び相互応援協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統は、概ね次のとおりである。



【注】

要 請 等 の 内 容	要 請 等 の 根 拠
(1) 相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
(2) 災害の応急措置のための応援要請	災対法第67条第1項
(3) 地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
(4) 応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災対法第68条第1項
(5) 災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関等の職員の派遣あっせん要求	災対法第30条第1項
(6) 災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員等の派遣あっせん要求	災対法第30条第2項
(7) 災害応急対策又は災害復旧のための指定行政機関等の職員の派遣要請	災対法第29条第1項
(8) 災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関等の職員の派遣要請	災対法第29条第2項

第3 相互応援協定団体に対する応援要請

1 相互応援協定団体

本市における災害時相互応援協定等の締結団体は、「資料編 3-2 相互応援協定締結団体一覧」のとおり。

2 応援要請の範囲

上記団体に対する応援要請の範囲は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) その他相互応援協定に定める措置

3 応援要請の手続等

応援要請の手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 本市における応援要請者は市長とする。
- (2) 要請の手続は、総務部総務班が行う。
- (3) 要請には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
 - ア 被害の状況
 - イ 資機材、物資等の提供を要請する場合にあつては、その品名、数量等
 - ウ 職員の派遣を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
 - エ 応援場所及び応援場所への経路
 - オ 応援の期間
 - カ その他応援要請に必要な事項

4 応援要請に対する費用負担等

応援要請をした場合の費用負担等については、協定で定めるものとする。

第4 協定団体以外の地方公共団体に対する応援要請

1 応援要請の基準

本市に地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条第1項に基づき、他の市町村長等に対し応援を求める。

2 応援に従事する者の指揮

上記の要請により派遣され応援に従事する者は、徳島市長（災害対策本部長）の指揮の下に行動するものとする。

3 応援要請の手続き

応援要請の手続きについては、第3の3に定める相互応援協定団体に対する応援要請の手続きに準じて、総務部総務班が行う。

4 応急措置に対する費用負担

応援を受けた場合の応急措置に要する費用は、災対法第92条の定めるところにより本市の負担とする。

第5 県知事に対する応援要求と応急措置要請

1 応援要求及び応急措置要請の基準

本市に地震災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第68条に基づき、県知事に対して応援を求め、又は県が行うべき応急措置の実施を要請する。

2 応援要求等の方法

- (1) 応援要求及び応急措置要請者は市長とし、その手続等は運用調整班が行う。
- (2) 要求及び要請先は、県知事（消防保安課）とする。
- (3) 要求及び要請の手続は、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
 - ア 災害の状況
 - イ 応援の要求又は応急措置の要請をする理由
 - ウ 応援又は応急措置の内容及び期間
 - エ その他応援の要請又は応急措置の要請に関し必要な事項

第6 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請及び派遣あっせん要求

1 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該機関職員の派遣を要請する。

2 指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第30条第1項に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんに要求する。

3 他の普通地方公共団体の職員の派遣あっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第30条第2項に基づき、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっせんに要求する。

4 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

(1) 職員の派遣要請手続

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、運用調整班が災対法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種及び人員
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣あっせん要求手続

県知事に対し、指定地方行政機関又は他の普通地方公共団体の職員の派遣のあっせんに求めるときは、運用調整班が災対法施行令第16条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第7 派遣隊等の受入れ

上記の行政機関への派遣要請等により、派遣隊等が決定した場合の受入れは次により行う。

1 関係部への連絡

総務部総務班は、派遣隊等が決定した場合は、当該派遣隊等の人員、到着日時等必要な事項を派遣に関係する部に対し速やかに連絡する。

2 派遣隊等の受入れ準備

総務部及び関係部は、派遣隊等の決定の連絡を受けた場合は、次の受入れ準備を行う。

関係部	準備内容
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・到着場所の確認又は確保 ・宿泊又は宿営場所の確保 ・受入れ、引渡し等関係部との必要な調整 ・その他受入れに関する必要な準備
各関係部	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する必要資機材、車両等の確保 ・現場への輸送手段の確保 ・業務に関する図面、資料、情報等の準備 ・食料、飲料水等の確保 ・その他業務遂行に関する必要な準備

3 受入れの手続き等

(1) 総務部

総務班は、派遣隊等を受入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係部の責任者に引き継ぐものとする。

(2) 関係部

ア 関係部は、当該派遣隊等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで派遣隊等との連絡、応対等に当たるものとする。

イ 関係部は、派遣隊等の団体名、責任者名及び連絡先、人員、業務内容、業務場所等についての必要な記録を行うとともに、必要に応じて活動状況を運用調整班を通じて災害対策本部長に報告するものとする。

ウ 関係部は、業務終了後速やかに活動記録を運用調整班を通じて災害対策本部長に提出する。

第8 派遣隊等の撤収

1 災害対策本部長への報告

派遣隊等の受入れが終了した場合、又は活動の必要がなくなった場合には、当該派遣隊等に関係部は、速やかに運用調整班を通じて災害対策本部長に報告し、指示を受けるものとする。

2 県知事等への撤収要請

(1) 災害対策本部長は、派遣隊等の受入れが終了し、又は活動の必要がなくなったと認める場合には、県知事又は関係自治体等に対し撤収を要請する。

(2) 撤収に係る県知事等への要請手続きは運用調整班が行い、速やかにその結果を関係部へ連絡する。

3 撤収の手続き

派遣隊等の撤収に係る手続きは、本部事務局と関係部がその都度協議して行うものとする。

第9 消防の相互応援

消防の相互応援については、「第8編 災害応急対策共通 第5章 消火、救助及び医療救護 第1節 消火・救急・救助対策」の定めるところによる。

[資料編]

3-2 相互応援協定締結団体一覧

第3節 海外からの支援の受入れ

災害対策本部

【主管部】	本部事務局
【関係部】	各関係部
【関係機関】	徳島県

第1 趣旨

本節は、国の非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合に、その円滑な受入れと活動の支援を行うための対応等について必要な事項を定める。

第2 支援活動の打診

外交ルートで海外から支援の申入れがあった場合には、外務省から県へ支援国、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等が通報され、県知事から市に対して受入れるかどうかの打診等がある。

この打診等があった場合には、速やかに以下の対応を行う。

第3 支援受入れの判断及び回答

- 1 災害対策本部長は、県知事から海外支援の受入れの打診等があった場合は、その時点での災害の状況、応急活動の実施状況及び県の支援体制等を総合的に判断するとともに、支援受入れの必要性及び受入れ体制等を考慮し、支援の申入れを受入れるかどうかを決定するものとする。
- 2 上記の決定を踏まえ、災害対策本部長は県知事に対し速やかに海外支援の受入れに関する回答を行うものとする。
- 3 受入れ決定及び県知事への回答に関する事務は、運用調整班が行う。

第4 受入れの準備

- 1 海外支援部隊の受入れが決定した場合、運用調整班は、支援に関係する部とその受入れの調整をし、又は県と連絡を取り、宿営場所、輸送、通訳、現地への案内等受入れに必要な準備を行う。
- 2 支援に関係する部は、支援活動の場所、活動の内容及び提供する情報等を明確にしておくとともに、活動に必要な人員、資機材等を確保し受入れ体制を整えるものとする。

第5 支援活動の記録

支援を受けた関係部は、当該海外支援部隊に対し、その団体名、国籍、到着日時、人員、活動場所、活動内容、責任者名及び連絡先等についての報告書の提出を求めるなどの方法により、支援部隊の活動に関する記録を行い、活動終了後速やかに運用調整班を通じ災害対策本部長に提出する。

第6 支援部隊の撤収

- 1 海外支援部隊の受入れ期間が終了した場合又は活動の必要がなくなった場合は、災害対策本部長は、支援部隊の責任者と協議の上、県知事に対し撤収を要請する。
- 2 撤収要請に係る事務は、運用調整班が支援に関係する部と協議して行う。

第4節 防災関係民間団体等の協力

災害対策本部

【主管部】	本部事務局、被災者支援部
【関係部】	各関係部、災害対策連絡所
【関係機関】	防災関係民間団体等

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生時に本市が応急対策を実施するに当たり、より効果的に遂行するため、防災対策上関係すると認められる民間団体等の協力が必要となった場合に、これら団体等に対する協力要請や受入れ等を適切かつ迅速に行うための対応等について必要な事項を定める。

第2 防災に関係する民間団体等

1 民間団体等の範囲

本節において、防災対策上関係する民間団体等とは、大規模災害等発生の場合において、市が各種の災害応急対策を実施する上で特に協力が必要と認められる本市内の次にあげる民間の各種団体、組織等（以下「民間団体等」という。）をいう。

- (1) 公共的団体（第1章第4節に掲げる防災関係機関等の中の公共的団体）
- (2) 地域活動関係団体（自治会連合会、防犯協会、婦人会、交通安全協会等）
- (3) 教育関係団体（幼稚園、小、中、高校PTA等）
- (4) 社会奉仕関係団体（ライオンズクラブ、ロータリークラブ、赤十字奉仕団、ボーイスカウト、ガールスカウト等）
- (5) 労働関係団体
- (6) 商工業、各種サービス業関係団体
- (7) 大学、専門学校等
- (8) その他防災対策上関係すると認められる団体

2 民間団体等の自主活動と市の応急対策業務への協力

- (1) 民間団体等の自主活動
災害時においては、民間団体等は、それぞれの団体等の災害時の活動規範等に従い、自ら可能な各種活動又は業務サービスの提供等に務めるものとする。
- (2) 市の応急対策業務への協力
本市の行う災害応急対策に関し、協力要請のあった場合は、民間団体等は可能な範囲で協力するものとする。

3 民間団体等のボランティア活動

民間団体等が自らボランティア活動を行う場合については、「第8編 災害応急対策共通 第13章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティア活動の受入れ」の定めるところによるものとする。

4 協定等の締結

本市が協力要請する応急対策業務については、協力を円滑に進めるために必要と認められる場合は、あらかじめ個々の民間団体等と、その特性等を考慮した上で協力の内容、協力方法等必要事項に関して協定等を締結するよう努めるものとする。

第3 協力要請の範囲

1 協定等を締結している場合等

- (1) 当該民間団体等との協力協定等が締結されている場合、又は公共的団体等、本計画に別に定めのある場合には、その内容の範囲で協力を要請するものとする。
- (2) 上記にかかわらず、大規模災害時等において市長が特に必要と認める場合は、協定内容の範囲を超えて、別途、次の2に掲げる範囲で協力を要請することができるものとする。

2 協定等を締結していない場合等

当該民間団体等との協力協定等が締結されていない場合、災害や応急対策の状況の他、その民間団体等の活動内容、構成人員、業種等の特性を考慮し、主として次に掲げる活動等の範囲において、必要に応じ協力を要請するものとする。

(1) 市の応急対策活動に係る活動

- ア 被災者の救助活動
- イ 医療、救護活動
- ウ 被災者への炊出し活動
- エ 飲料水、食料、物資等の配送活動
- オ 救援物資の仕分け、運搬、配分活動
- カ 被害等の情報収集、調査活動
- キ 被災者の安否確認活動
- ク 避難施設等における各種奉仕活動
- ケ 清掃、防疫活動
- コ 避難行動要支援者に対する支援活動
- サ 応急危険度判定活動
- シ その他市の応急対策活動に係る活動

(2) 物資等の調達、各種業務サービス等の提供

- ア 災害応急対策に係る食料、生活必需物資、資機材等の調達、供給
- イ 各業種の組織等を通じた各種業務サービス等の提供

(3) その他災害対策本部長が特に必要と認めた活動

第4 協力要請の方法等

1 協力要請の手続き

- (1) 民間団体等に対する協力の要請は、災害対策本部関係部長、災害対策連絡所又は避難所運営班の要請に基づき、原則として運用調整班が直接当該民間団体等の責任者に対して行う。
- (2) 緊急を要する場合は、災害対策本部各部長、災害対策連絡所又は避難所運営班長は、直接当該民間団体等の責任者に対して要請することができるものとする。なお、この場合においては、事後直ちに運用調整班にその要旨を報告する。

2 要請の場合の必要事項

民間団体等に対し協力を要請する場合は、原則として協定等の定めるところによるが、当該団体等に対し特に次の事項を明らかにし、その活動等が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 応急対策に係る活動を要請する場合

- ア 活動の場所、期間
- イ 活動に必要な人員
- ウ 活動の内容
- エ 活動に必要な資機材等の品名、数量
- オ 活動に必要な経費負担
- カ その他活動に必要な事項

(2) 物資等の調達、業務サービス等を要請する場合

- ア 必要な物資等の品名、数量（サービス等の内容、人員）
- イ 物資等の納入（サービス等の提供）の期日、場所
- ウ 物資等の納入、搬送（サービス等の提供）の方法
- エ 物資の調達、納入（サービス等の提供）等に必要な経費負担
- オ その他調達等に必要な事項

第5 協力が決定した場合の措置

1 協力決定の伝達、指示

運用調整班は、民間団体等の応急対策活動等の協力が決定したときは、災害対策本部の各関係部長、災害対策連絡所又は避難所運営班長等に対し、適切な手段をもって速やかにその内容を伝達するとともに、必要な指示を行う。

2 各部等における受入れ措置等

民間団体等の協力が決定した場合、関係部長、災害対策連絡所又は避難所運営班長は、必要に応じて速やかに次の措置を講ずる。

(1) 受入れ準備

活動等に必要な資機材等をあらかじめ確保するとともに、人員、機材等の輸送計画を立てる。

(2) 必要職員の派遣

必要な場合は、活動地又は物資の納入先等に誘導するための職員を派遣する。

(3) 活動状況等の把握

必要な場合は、職員を派遣し活動状況等を把握するとともに、災害対策本部との連絡に当たらせる。

(4) その他必要な措置

その他活動等が円滑に行われるための必要な措置を講ずる。

3 活動終了時の報告

活動等が終了したときは、各対策部長、災害対策連絡所又は避難所運営班長は、次の事項を明らかにした報告書を運用調整班に提出する。

(1) 活動等の場所、期間

(2) 活動等の人員

(3) 活動等の内容

(4) 事故ある場合は、その内容

(5) 調達した資機材等の品名、数量

(6) 活動等に要した経費

(7) 活動等の効果

(8) その他参考となる事項

第5節 市民・事業所・自主防災組織等の協力

災害対策本部	
【主管部】	消防部、避難対策部、災害対策連絡所
【関係部】	本部事務局、消防部
【関係機関】	市民、事業所、自主防災組織等

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生時に応急対策を実施するに当たって極めて重要となる市民や民間組織である自主防災組織、町内会、婦人会、女性（婦人）防火クラブ及び衛生組合等のコミュニティ協議会組織（以下この節において「自主防災組織等」という。）並びに事業所等の活動や協力が効果的かつ円滑に進められるための対応等について、必要な事項を定める。

第2 市民・事業所等の責務

市民、事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努めなければならない。

第3 市民・事業所等としての活動

1 市民としての活動

市民は、大規模災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火防止及び初期消火活動の協力
- (2) 情報を入手したときの速やかな災害対策本部又は災害対策連絡所への連絡
- (3) 避難及び給食等に際しての隣保協力
- (4) 被災者の救出・救護活動への協力
- (5) 自主防災組織等活動への協力
- (6) 住居から一定期間離れる場合における避難先、又は寄宿先等の表示
- (7) 避難施設入所時又は移動時における名簿登録
- (8) その他必要な災害応急対策業務への協力

2 事業所等としての活動

事業所等は、大規模災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- (1) 当該事業所等の出火防止及び初期消火等の自衛消防活動
- (2) 従業員等の安全確保、避難及び帰宅困難者への措置
- (3) 要請があった場合の地域における救助活動等の協力又は必要資機材等の貸与、若しくは譲与
- (4) 要請があった場合の地域における自主防災組織等活動の協力
- (5) その他、要請があった場合の災害応急対策業務の協力

第4 自主防災組織等としての活動

1 自主的に行う活動

大規模災害が発生した直後において、自主防災組織等が自主的に行う活動は、次のとおりとする。この場合、活動するに当たっては、別に定める自主防災組織等の規約、手引き又は活動マニュアル等に基づき、統一的かつ効率的に行うものとする。

- (1) 出火防止及び初期消火
- (2) 救出・救護活動の実施
- (3) 避難の実施
- (4) 自主防災組織本部の設置
- (5) 地域内における情報の収集・伝達

- (6) 地域内における避難所運営
- (7) その他緊急又は必要と認められる活動

2 市又は防災関係機関と連携した活動

市又は防災関係機関の応急対策が開始された後は、市職員及び施設管理者等の協力のもとに、自主防災組織等及び避難者が主体となった避難所運営組織を立ち上げ、次の応急対策業務を積極的に行うものとする。この場合、活動を行うに当たっては、災害対策本部関係部又は災害対策連絡所、避難所運営班及び防災関係機関と連携を行うものとする。

- (1) 食料、水、物資の配分
- (2) 清掃・防疫活動
- (3) 地域内住民の安否情報収集
- (4) 住民の避難先、連絡先等に関する表示の徹底
- (5) 住民の避難施設への入所時・移動時における名簿登録の徹底
- (6) 避難施設・避難場所等の運営
- (7) その他必要な応急対策業務への協力

第5 事業所・自主防災組織等に対する活動の要請方法

1 事業所等の活動の要請方法

- (1) 活動の要請者
事業所等に対する活動要請は、災害対策本部の関係部の部長若しくは災害対策連絡所又は自主防災組織等の責任者が必要と認めるとき、直接、事業所等の責任者に対して行うものとする。
- (2) 要請の手続き
上記活動要請を行う場合には、次の点について明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。
 - ア 活動の場所、時間（期間）
 - イ 協力希望の人員
 - ウ 活動の内容
 - エ 資機材の貸与等の場合には、その必要とする資機材等の品名・数量
 - オ その他参考となる事項
- (3) 活動決定後の報告
活動の協力が決定した場合には、要請を行った部長等は、その内容を本部長（運用調整班）に報告する。

2 自主防災組織等の活動要請方法

- (1) 活動の要請者
自主防災組織等に対する活動要請は、災害対策本部の関係部長又は班長が、直接、自主防災組織の責任者に対して行うものとする。
- (2) 要請の手続き等
自主防災組織等の活動要請を行う場合には、次の点について明らかにする。
 - ア 活動の場所、時間（期間）
 - イ 協力要請人員
 - ウ 活動の内容
 - エ 調達を必要とする資機材等の品名、数量
 - オ その他参考となる事項

[資料編]

- 8-1 自主防災組織一覧表
- 8-2 徳島市コミュニティ組織一覧表
- 8-3 女性（婦人）防火クラブ組織一覧表

第4章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

災害対策本部	
【主管部】	被災者支援部
【関係部】	各部

第1 趣旨

本節は、一定規模以上の規模の災害が本市域に発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合、その救助を行うために災害救助法の適用を受ける必要があると認めるときに、県知事に対しその旨の要請をするための手続き等について必要な事項を定める。

第2 災害救助法の適用基準

この法による救助は、市町村の区域単位に、その区域を指定（徳島県報に告示登載）して行うこととし、原則として同一原因による災害により市町村の被害（住居の滅失した世帯数）が一定の程度（市町村の人口に比する）に達した場合で、かつ、罹災者が現に救助を要する状態にあるときに行われる。

救助法による救助は、罹災者の保護を応急的に実施する必要があるときにはじめて行われるものであるから、たとえ災害が発生し、罹災の発生があっても周囲の状況が救助を必要としない場合（恒例的に浸水する地域である場合、また、単なる浸水程度で浸水時間も比較的短いため、その被害も少なくまた社会的混乱をひき起こすことがない場合、交通事故や工場災害等において事業主や施設の管理者が罹災者に対して十分な救護を実施できる体制にある場合、あるいは個々の被災者が知人や親類にたよる等個人的に災害による困窮状態を解決している場合等）においては、法による救助は必要としない。

1 適用基準

- (1) 本市の区域内において、100以上の世帯の住家が滅失したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 徳島県の区域内において1,000世帯以上の住家が滅失した場合で、かつ、本市の区域内において50以上の世帯の住家が滅失したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 徳島県の区域内において5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、本市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）
なお、この場合は、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かを被害態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか）や周囲の状況に応じて個々に判断する。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする下記の内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）
 - ・ 被災者について、食品若しくは生活必需品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（府令第1条）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、下記の内閣府令で定める基準に該当するとき（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（府令第2条第1号）
 - ・ 被災者について、食品若しくは生活必需品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（府令第2条第2号）

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請手続き

市長は、本市域における地震災害が災害救助法の適用基準に該当するとき又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県知事に報告し、適用の要請をしなければならない。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) すでに行った救助措置及び今後取ろうとする救助措置

2 適用要請に支障ある時の措置

市長は、災害の事態が急迫し、知事による救助を待ついとまがないとき、又は通信の遮断等によりやむを得ないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その後速やかに知事に状況を報告し、その指揮を受けなければならない。

3 特別基準の適用要請

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準については、資料編6-2「災害救助法の適用基準」の「3『災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準』早見表」のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について徳島県に要請する。

4 適用要請事務の所管

上記の県知事に対する災害救助法の適用要請事務は、被災者支援班が行う。

第4 災害救助活動の記録及び事務処理

1 災害救助活動の記録

災害救助法が適用された場合、各救助活動に伴った費用の精算等の事務は、応急対策が一段落した後で県との間で行われることになるが、これら事務の円滑かつ迅速な執行を図るため、各関係部においては各救助活動の実施に際し、当該活動に関する情報を収集、整理し、次により記録を行うものとする。

なお、災害救助法の救助活動に直接関係しない各部の応急対策業務についても、これに準じて扱うものとする。

(1) 活動の記録を行う事項

活動の記録を行う事項は次のとおりとするが、その記録に当たっては可能な限り時間経過に沿った数量的な把握に努めるものとする。

- ア 所管業務に係る被害の状況
- イ 所管に係る救助活動の経過及び内容
- ウ 救助活動に要した人員、資機材、経費等
- エ その他必要と認める事項

(2) 記録等の事務処理

- ア 関係各部は、救助活動の記録及び関係資料を整理のうえ、災害対策本部長あてに報告する。
- イ 情報班は、関係各部から提出された記録を必要に応じて取りまとめ、以後行う災害救助法に係る事務処理に資する。

2 費用の精算等の事務処理

災害救助法適用による費用の精算等の事務処理の方法及び事務分担等については、災害の状況等により、その都度別に定める。

[資料編]

6-2 災害救助法の適用基準

6-3 災害救助法による救助の実施機関

第5章 消火、救助及び医療救護

第1節 消火・救急・救助対策

災害対策本部

【主管部】 消防部

第1 趣旨

本節は、大規模災害が発生した場合に、消防の施設及び人員を最大限に活用し、火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るための対策について必要な事項を定める。

第2 消防活動の基本方針

大規模災害発生時における消防活動の基本方針は次のとおりとする。

1 消火・救助・救急体制の強化

大規模災害発生時には、消防力を最大限に発揮し、総合的な対応を図ることにより、被害の軽減に努める。

2 安全確保の徹底

消防力の保持及び消防活動の継続を図るため、全ての活動において、出動隊及び自己の安全確保を最優先とする。

3 消防団との連携強化

災害初期における対応力の強化を図るため、消防団との連携を図り、被害の拡大化を抑制する。

4 広域応援に係る受援体制の確立

災害の規模により、本市の消防力のみでは対処することが困難である場合は、徳島県広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊の応援要請を速やかに実施する。

第3 初動体制の確立

本市の観測震度が「震度4」以上のとき、又は徳島県沿岸部に津波に関する注意報や警報（以下「津波警報等」という。）が発表されたときは、災害警防本部及び警防部隊本部を状況に応じて増員するものとする。ただし、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の組織に移行するものとする。

1 消防局の初動措置

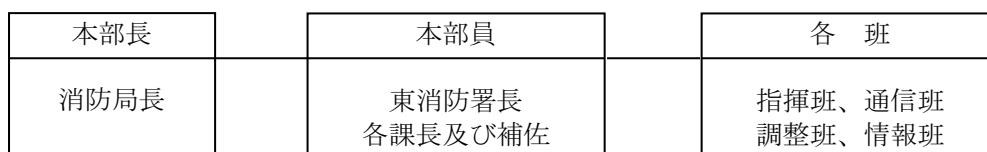
(1) 災害警防本部の運営

ア 災害活動を総合的に掌握し適切な指令管制を行うとともに、災害情報の収集・分析を行う。

イ 本部長は消防局長とする。ただし、本部長が不在の場合は、あらかじめ指定された職員がその職務を代行するものとする。

ウ 災害警防本部の本部員は各課長、補佐及び本部長が指定する職員により組織する。

エ 組織図



(2) 通信及び情報収集体制の確立

- ア 通信施設の機能試験及び非常電源装置の点検を実施し、通信の確保を行うとともに、情報収集体制の確立を図る。
 - イ 電話・無線ともに混乱することが予想される場合は、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図る。
 - ウ 高所カメラで災害発生時等の早期発見及び情報収集を行う。
- (3) 火災監視体制等の確立
- ア 地震発生直後には、直ちに高所見張員を配置して状況の把握を行う。
 - イ 高所カメラを活用し、火災の早期発見及び発生状況の把握を行う。
- (4) 津波警戒体制の確立
- ア 地震発生直後には、津波の来襲を予想し、テレビ、ラジオ及び気象台の発表に注意し、注意報・警報発表に対する迅速適切な情報収集伝達体制の確保を図る。
 - イ 高所カメラを活用し、市内沿岸部の状況を把握する。
- (5) 特別配備体制の確立
- 本市の観測震度が「震度5強」の場合は全職員、「震度5弱」の場合は係長以上の職員、並びに「震度4」の場合は補佐以上の職員及びあらかじめ指定された職員は、自動参集する。また、被害の状況により、電話又はその他の方法により必要な職員の非常招集を実施し、特別配備体制の確保を図る。
- (6) 出火防止及び消防庁舎等の被害状況の確認
- 消防庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設等の被害の有無を確認する。

2 消防署の初動措置

地震発生直後の措置として、次の第1次・第2次行動を順次実施し、電話又は無線により消防局通信指令課に報告する。

- (1) 警防部隊本部の設置
- 災害活動を総括的に処理するため、消防署に警防部隊本部を常時設置する。
- (2) 出火防止及び消防庁舎等の被害状況の確認
- 消防庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設等の被害の有無を確認する。
- (3) 初動体制の確立（第1次行動）
- ア 消防車両の安全確保及び各種機械器具の点検
庁舎被害等による消防車両の出動障害を避けるため、地震発生後速やかに車両を安全な場所へ移動するとともに、各種機械器具の点検を行う。
 - イ 各種装備品等の増強
多発する災害に対処するため、車両に積載する各種装備品等の増強を図る。特に消火活動では、通行・水利障害及び転戦等が予想されることから、消防用ホースの増強を図る。
 - ウ 災害状況の調査
署・分署・出張所周辺の災害発生状況を高所から監視するとともに、周辺道路の通行障害の状況を調査する。
- (4) 特別配備体制の確立（消防部隊の編成）
- 本市の観測震度が「震度5強」の場合、全職員は所定の場所に自動参集をするほか、「震度5弱」の場合は、東・西消防署に消防隊及び救急隊各1隊の増強を図り、被害の状況により、電話又はその他の方法により必要な職員の非常招集を実施し、警防部隊本部の活動編成を整える。
- (5) 第2次行動
- ア 資機材の確保
携帯用非常電源及び可搬ポンプの機能点検を実施するとともに非常用燃料の確保に努める。
 - イ 災害状況の把握
署・分署・出張所管内の建物倒壊、火災発生及び道路橋梁等の被害並びに救助・救急事案の発生状況等さらに詳細な被害状況の収集に努める。

3 消防団の措置

(1) 消防団本部の設置

本市の観測震度が「震度4」以上の場合、消防団の指揮連絡体制を確立し、特別配備体制をとるため、団長、副団長は消防局に参集し、消防団本部を設置、消防局長と協議したうえで各分団の指揮を行う。

(2) 分団員の参集

本市域に「震度5強」以上の地震が発生した場合は、全団員は所属分団詰所に自動参集し、早期に活動体制をとるものとする。また、「震度5弱」以下の場合は、状況に応じ消防団本部の招集指令により行動するものとする。

(3) 出火防止の広報

管轄区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。また、ガスの漏洩等による二次災害を防止するため、ガス及び電気等の関係者との連携をとりながら、被災地域内の火気使用の制限を行う。

(4) 初期消火活動

火災を発見した場合には、直ちに災害警防本部（消防団本部）又は管轄消防署警防部隊本部に報告するとともに、消火活動に当たる。

第4 消防職員の参集

1 参集の原則

参集は「第8編 災害応急対策共通 第5章 消火、救助及び医療救護 第1節 消火・救急・救助対策 第3 初動体制の確立 1 消防局の初動措置 (5) 特別配備体制の確立」に基づき、自動参集することを原則とする。また、職員は地震発生に備え、平素から様々な情報入手手段、通信連絡手段を確保しておくほか、参集時に必要な携行品を備えておく。

2 参集要領

(1) 職員

原則として、自転車、自動二輪車（原付含む。）又は徒歩で参集する。

(2) 参集区分

職員は、自己の勤務する所属に参集することを原則とする。ただし、道路寸断等により勤務する所属に参集することが困難な場合は、直近の署所に参集する。

第5 情報の収集

情報の収集は、電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次により迅速的確な情報の収集に努める。

1 情報の種類

地震情報、火災情報、人的・物的被害情報、水利・活動障害情報、避難・警戒情報及び県内被害等とする。

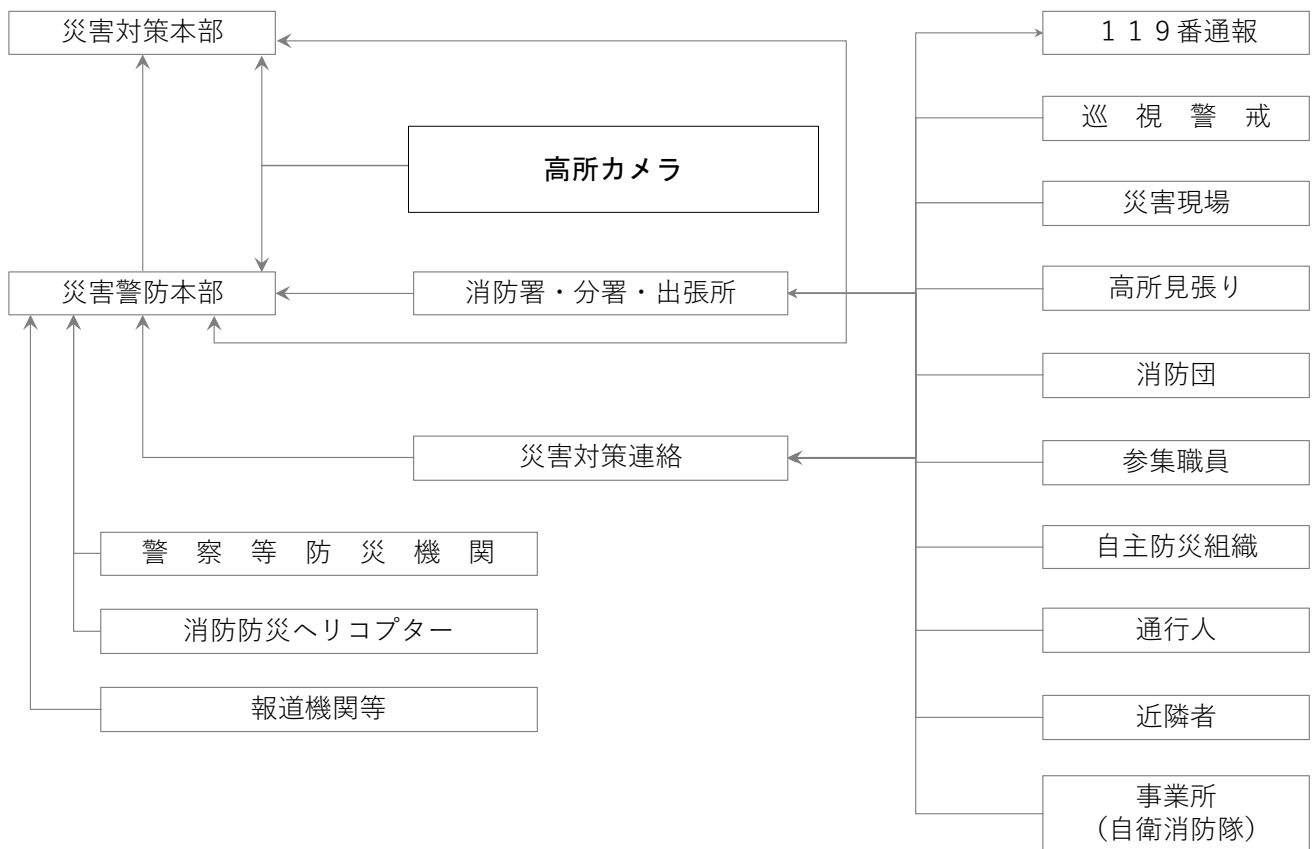
2 情報の収集要領

(1) 警防部隊本部は、初動措置に引き続き、消防車両又は徒歩、バイク等による巡回等、その他のあらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、災害警防本部へ報告を行う。

(2) 消防分団は、分団員が管轄区域内を消防車両又は徒歩、バイク等で巡回し、正確な被害状況の把握に努め、災害警防本部（消防団本部）へ報告を行う。

(3) 災害警防本部は、警察等の防災関係機関、報道機関及び災害対策本部各部各班から情報を収集するとともに、消防防災ヘリコプター等による情報収集についても留意する。

図表 情報収集系統図



第6 震災消防活動

1 活動方針

震災時の消防活動においては、各災害現場は通常実施している中隊指揮から、小隊指揮への単体活動にならざるを得ず、出動隊は自己隊の責任で完遂する決意を持って、災害活動を実施する。

2 火災防ぎょ活動

震災時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になる。このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるために必要な消防の任務は、火災の早期発見と一挙鎮圧が最優先であるため、全組織力を挙げて消火活動に着手する。消火活動は、延焼危険性及び重要施設等を総合的に判断し、重点的に防ぎょすべき地域へ優先的に部隊投入する。水利部署については、消火栓の断水等を考慮し、自然水利の活用を考慮した活動を実施する。

(1) 初動措置完了後の火災防ぎょ

ア 一般防ぎょ

初動措置完了後、管内の木造密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図るものとする。

イ 市街地優先防ぎょ

建物が密集している市街地の火災防ぎょを優先し、これらの火災を鎮圧した後、他の延焼拡大のおそれのない地域の火災に対する防ぎょに当たる。

ウ 避難路の確保

火災が発生し住民に避難の必要があるときは、避難地及び避難路の安全確保に全力を傾注し、防ぎょ活動を行う。

エ 重要防火対象物の優先

市民生活に直接関係ある行政機関及び医療機関等を重要防火対象物とし、その保護に当たる。

(2) 火災件数把握後の火災防ぎょ

ア 攻勢防ぎょ

火災発生件数が少なく現有消防力で初動期に鎮圧できる見込みのときは、攻勢防ぎょ活動を展開して一挙に鎮圧を図る。

イ 重点防ぎょ

火災発生件数が、現有消防力をわずかに上回るときは、延焼拡大の危険性の高い地域並びに市民の生命の保護及び生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地域等を重点に消火活動を実施する。

ウ 集中防ぎょ

火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防ぎょ線として設定し、集中的な防ぎょ活動を行う。

(3) 消防隊の運用

ア 災害警防本部長の指揮のもとに、警防部隊本部長は部隊編成を行い、管轄区域の火災の防ぎょ活動を行う。

イ 火災の延焼拡大等、消防力を結集する必要がある場合は、災害警防本部において全市総括的な防ぎょ方針を決定し、出動部隊に指示を行う。

ウ 火災出動については、道路の損壊又は建築物の倒壊等による通行障害が生じ、火災発生現場への出動が阻害されることが予想されるので、小型動力ポンプの活用も考慮する。

エ 消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用を行う。

(4) 消防団の活動

ア 地震災害発生時は、管轄区域内の出火防止、初期消火及び救急・救助活動を行う。

イ 管轄区域外の炎上火災等への出動は、指令を受けた場合とする。

ウ 各分団管轄区域内における活動状況及び被害状況等を災害警防本部又は管轄消防署警防部隊本部に報告する。

3 救急・救助活動

(1) 活動の方針

ア 救急、救助活動は救急隊及び救助隊により実施することを基本とする。ただし、災害の状況等により必要な場合は災害警防本部の指示に基づき、部隊を編成し、救急・救助活動の強化を図る。

イ 災害の状況に応じて災害警防本部は、上記にかかわらず全市総括的な救急・救助の方針を決定し、出動部隊に指示を行う。

(2) 救助活動

ア 救助活動は人命救助を最優先とし、多数の人命危険が生じるおそれのある対象物を優先的に実施する。

イ 火災現場及びその付近の救助事案を優先する。

ウ 地震の発生時刻によっては、高層ビル及び地下等で不特定多数の者を収容している対象物の救助事案に留意する。

エ 消防団員で救出可能な事案については、できる限り協力要請し活動効果を上げる。

(3) 救急活動

ア 救急活動は、多数の傷病者が発生した場合は積極的にトリアージを行い、重傷者を優先に処置・搬送する。

イ 軽傷者はできる限り自主的な処置・搬送手段に委ね、救命効果の向上に努める。

ウ 傷病者を医療機関へ搬送する際には、災害警防本部及び警防部隊本部と連携し、受入れ可能病院の情報共有を図る。

4 津波対策

徳島県沿岸部に、津波警報等が発表された場合、初動対応として同報無線設備等を活用するとともに、次の必要対策を講じる。また、津波警報等が発表されない場合でも、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報等の発表に備えるものとする。

(1) 活動の原則

津波到達予想時間から逆算して津波浸水予測地域から退去できる時間までの活動とし、交通渋滞により津波到達予想時間までに退避が困難となった場合は、活動隊の安全確保を優先する。

(2) 関係機関と緊密な連絡を保ち、機を失せず避難指示を行い、必要があるときは避難誘導により人身の保護に当たる。

(3) 津波注意報発表時の対応

地震発生後、徳島県沿岸部への津波注意報の発表があったときには、海岸付近の市民等に対し、直ちに退避し安全な場所に避難するように呼びかける。

第7 通行禁止区域における措置命令等

- 1 消防吏員は、災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会により指定された通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防用緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときで、かつ警察官がその場にはいない場合、同法第76条の3第4項に基づき消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 上記の場合において、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないため、当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該処置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 3 同法第76条の3第4項に規定する措置命令等をとったときは、直ちに、その旨を管轄する警察署長に通知する。

第8 消防相互応援

消防本部間の応援出動については、「徳島県広域消防相互応援協定」及び「消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定」に基づき相互に協力を行う。

1 徳島県広域消防相互応援協定及び徳島県市町村消防相互応援協定

徳島県広域消防相互応援協定本部等については、次のとおりである。

なお、徳島県市町村消防相互応援協定では、県内全市町村と協定している。

消 防 機 関	電 話 番 号	県総合情報通信ネットワーク
徳 島 市 消 防 局	0 8 8 - 6 5 6 - 1 1 9 0	3 8 1
鳴 門 市 消 防 本 部	0 8 8 - 6 8 5 - 2 0 0 9	3 5 1
小 松 島 市 消 防 本 部	0 8 8 5 - 3 2 - 0 1 1 9	8 5 2
阿 南 市 消 防 本 部	0 8 8 4 - 2 2 - 1 1 2 0	4 2 4
みよし広域連合消防本部	0 8 8 3 - 7 6 - 5 1 1 9	2 5 5
美馬西部消防組合消防本部	0 8 8 3 - 6 3 - 2 2 1 4	2 5 8
徳島中央広域連合消防本部	0 8 8 3 - 2 6 - 1 1 9 1	3 2 6
美 馬 市 消 防 本 部	0 8 8 3 - 5 2 - 3 0 6 1	2 5 7
板野東部消防組合消防本部	0 8 8 - 6 9 8 - 9 1 1 9	3 5 4
板野西部消防組合消防本部	0 8 8 - 6 7 2 - 0 1 9 8	3 3 8
名西消防組合消防本部	0 8 8 - 6 7 4 - 6 7 8 8	3 2 7
海部消防組合消防本部	0 8 8 4 - 7 2 - 0 6 0 0	4 8 4
那 賀 町 消 防 本 部	0 8 8 4 - 6 2 - 1 1 9 1	4 5 4

2 消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定

消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定については、次のとおりである。

消防機関	連絡先	
和歌山市消防局 (指令課)	電話 073-422-0119 衛星電話 6-030-210-500	F A X 073-422-0200 衛星 F A X 6-030-210-599
堺市消防局 (通信指令課)	電話 072-238-0083 衛星電話 6-027-444-5-5332	F A X 072-223-7473 衛星 F A X 6-027-444-19
姫路市消防局 (通信指令課)	電話 079-223-0003 衛星電話 6-028-201-42	F A X 079-222-8222 衛星 F A X 6-028-201-62

第9 広域的応援要請

災害が発生し、本市の消防力のみでは対処することが困難である場合は、次により応援要請を行う。

1 応援要請先等

(1) 県知事に対する応援要請

県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請する。

- ア 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣
- イ 県公安委員会に対する機動隊等の出動要請又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣
- ウ 自衛隊に対する救助・救急・消火活動の応援
- エ 海上保安庁、T E C - F O R C E 等の他機関への応援要請
- オ ドクターヘリ及びDMATによる医療支援
- カ 災害救助犬の出動に関する要請

(2) 相互応援協定締結都市に対する応援要請

相互応援協定締結都市に対し、協定に基づく応援を要請する。

2 要請手続

応援要請は、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 災害等の概況
- (3) 要請する消防隊等の種類及び数
- (4) 活動内容

- (5) 集結場所
- (6) 誘導員
- (7) 担当責任者

第10 安全管理

震災時においては、災害規模が消防力を上回り、通常のような安全管理体制が望めなくなることが考えられるため、指揮者は以下の事項に留意するとともに、隊員が自ら自己の安全確保に努めるものとする。

1 活動時の安全管理

- (1) 的確な報告
- (2) 単独行動の禁止
- (3) 交通事故防止
- (4) 余震の考慮
- (5) 活動空間の安全確保
- (6) 退路の確保
- (7) 監視員の配置

2 長期活動体制の確保

- (1) 活動体制

長期的な災害防ぎょ活動を行うため、必要により毎日勤務者を含めた活動体制をとることとする。

- (2) 支援体制

災害警防本部は長期活動に際し市災害対策本部と連絡調整を図り、次の支援を実施する。

ア 食料、水、医薬品、トイレ、電力及び照明等の確保

イ 必要資機材・燃料の調達・補給体制の確保

3 惨事ストレス対策

消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

4 安否不明者等の氏名等の公表

徳島県がまとめた「災害時の安否不明者等の氏名等の公表マニュアル」に基づき、安否不明者の積極的な情報収集について、関係機関の協力も含めた体制の構築をあらかじめ研究・検討する。

第2節 医療・救護対策

災害対策本部

【主管部】 被災者支援部、病院部

【関係部】 消防部

【関係機関】 徳島県、日赤徳島県支部、徳島市医師会、徳島西医師会、徳島市歯科医師会、徳島市薬剤師会

第1 趣旨

本節は、大規模災害時に多数発生すると予測される負傷者や病人等に対し、的確かつ迅速な医療・救護活動を実施するとともに、避難施設における避難者の健康管理体制等を確保するための対策について必要な事項を定める。

第2 実施機関

被災者に対する医療及び助産の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

第3 応急救護所の設置

大規模な災害が発生し医療機関において多数の負傷者を収容できない場合又は医療機関の医療機能の低下等により負傷者を収容できないと予想される場合、市は必要に応じて、徳島市医師会、徳島西医師会、徳島市歯科医師会及び徳島市薬剤師会等の協力により応急救護所を設置し、医療救護活動を実施する。

1 応急救護所設置予定場所

応急救護所設置場所	使用する教室名等	医師会編成班
内町小学校	保健室	徳島市医師会第1班
新町小学校	〃	〃 第2班
佐古小学校	〃	〃 第3班
加茂名中学校	〃	〃 第4班
徳島中学校	〃	〃 第5班
千松小学校	〃	〃 第6班
川内中学校	〃	〃 第7班
応神小学校	〃	〃 第8班
八万中学校	〃	〃 第9班
大松小学校	〃	〃 第10班
ふれあい健康館	夜間休日急病診療所	〃 第11班
津田小学校	保健室	〃 第12班
論田小学校	〃	〃 第13班
福島小学校	〃	〃 第14班
徳島市立高校	〃	〃 第15班
城東小学校	〃	〃 第16班
国府中学校	〃	徳島西医師会

なお、応急救護所設置場所が被害を受けたこと等により設置することができない場合には、状況等を判断し、他の適切な場所に設置する。

2 県及び日赤徳島県支部による救護所の設置等

県及び日赤徳島県支部は、状況により救護所を設置し救護活動を行うとともに、市の要請又は自らの判断により、医療救護班を編成派遣することとなっている。

第4 医療救護班の編成等

大規模災害時の応急救護所における医療・救護体制等は次のとおりとする。

なお、市長は被災状況等必要に応じて県及び日本赤十字社等に応援を要請し、医療・救護体制を確保する。

1 医療救護班の編成

市の設置する応急救護所における医療救護班は、1班につき、医師1人、看護師2人、薬剤師1人、連絡員1人を原則とし状況に応じて各種成員を増減する。

編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となる。

職種	1班の構成人員	備考
医師	1人	徳島市医師会、徳島西医師会
歯科医師	1人	徳島市歯科医師会
薬剤師	1人	徳島市薬剤師会
看護師及び看護補助員	2人	上記医師会所属看護要員等
事務員	1人	徳島市医師会、徳島西医師会
連絡員	1人	避難拠点初動要員等
補助員	2～3人	応急救護所を設置予定の避難所運営協議会保健・衛生班、自主防災組織等

2 医療救護班の要請

大規模災害時における医療・救護活動を実施するため、市長（被災者支援部）は必要に応じて医師会に医療救護班の出動を要請する。ただし、医師会は、被害の状況及び通信の途絶等で市長が要請できない状態であると認めるときは、市長の要請を待たずに自らの判断で医療救護班を出動させるものとする。

3 県及び日本赤十字社等に対する要請

市長（被災者支援部）は、災害の規模又は被災状況に応じて、県、日本赤十字社徳島県支部、徳島市歯科医師会等の関係機関に応援を要請する。

更に必要な場合には、応援協定都市に要請するものとする。

第5 医療及び助産の方法

1 災害救助法による医療及び助産の範囲等

医療及び助産の範囲等は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して応急的な処置を行う。

イ 医療は、医療班によって行う。

ウ 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への入院

(オ) 看護

エ 医療を実施するため支出する費用の額は、医療班による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とする。

オ 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

- ア 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。
- イ 助産は、次に掲げる範囲内において行う。
 - (ア) 分娩の介助
 - (イ) 分娩前及び分娩後の処置
 - (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ウ 助産のため支出する費用は、医療班等による場合は使用した衛生材料等を実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。
- エ 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

2 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用及び期間の範囲を超えて、医療及び助産に係る費用を支出し、医療・救護を行うことができる。

3 歯科

歯科医療については、市長が被災状況等により必要と認めた場合は、徳島市歯科医師会等に応援要請を行い、医療を実施する。

第6 応急救護所の体制

応急救護所の開設・運営の拠点を徳島市医師会館3階に設置する。（「資料編 9-5 応急救護所体制」）

第7 医療機関の状況把握等

1 医療機関等の状況把握

大規模災害時に医療機関は、医療資器材、医薬品等を活用し地域における医療、救護活動を行うこととなるため、被災者支援部及び消防部は「資料編 9-3 主な医療機関等」に掲げる医療機関等の被災状況及び稼働情報の収集を行い、医療・救護体制の状況把握に努める。

2 医療機関に対する優先的な給水活動

手術及び人工透析等、医療機関における医療用の水の確保は重要である。このため、保健予防班は被災状況により、上下水道部に対し医療機関への優先的な給水活動の実施を要請する。

3 医療情報の提供等

医療機関の稼働状況等の情報は、災害対策本部の広報媒体を通じて市民に適宜提供する。
なお、人工透析患者等の医療の途絶が生命維持に係る者については、県及び市内外医療機関等の協力を得て、その医療を確保する。

第8 関西広域連合による広域医療体制の整備

関西広域連合広域医療局は、災害時の管内ドクターヘリの運航調整や災害時における医療支援活動の調整等を行う。

また、災害発生時において、関西広域応援・受援実施要綱に基づき、初動期の医療支援活動を迅速かつ円滑に実施する。

第9 非常用通信手段の確保

市、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

第10 救助・救急

1 負傷者等の救出及び搬送

負傷者等の救出及び応急救護所、病院等への搬送は、消防部が「前節（第8編 災害応急対策共通 第5章 消火、救助及び医療救護 第1節 消火・救急・救助対策）」に定めるところにより、勤務者による救急・救助隊のほか、非番・公休者による救急隊・救助隊をもって、消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自衛隊、緊急消防援助隊等が応援派遣された場合は、消防部は派遣部隊と連携し、救助、救急活動を行う。

2 本市以外の医療機関に対する協力要請等

(1) 市外医療機関に対する協力要請

被災者支援部及び消防部は、必要に応じ本市以外の医療機関等に対し収容等に係る協力を求める。

(2) ヘリコプターによる患者搬送

被災者支援部及び消防部は、重症患者等の搬送に当たり、必要に応じて防災ヘリコプター、自衛隊等のヘリコプターの派遣要請を行うなど迅速な患者搬送に努める。

なお、他市等への緊急搬送のため使用するヘリコプター離発着場予定地及び派遣要請の手続き等については、「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第1節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ」の定めるところによる。

第11 避難生活者の健康管理等

避難生活が長期化した場合においては、不安と環境の変化によって被災者が健康を害すことが予想される、このため、保健予防班は、病院部及び徳島保健所等関係機関と連絡を密にし、次の事項の実施に努める。

1 巡回指導等

被災状況により必要と認めた場合は、保健師等が避難施設等を巡回するなどにより、被災者の健康管理と栄養指導を行う。

2 メンタルケアの実施

避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するため、病院部及び徳島保健所等関係機関の協力を得て、必要に応じてメンタルケアを実施する。

第12 医薬品等の調達

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材等については、「災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定」及び「徳島県災害時医薬品等備蓄供給実施要綱」に基づく連絡体制に基づき、協定業者又は徳島県の備蓄医薬品から調達する。

なお、被災状況に応じて応援協定行政機関及び日本赤十字社等の関係機関に応援を要請する。

第13 応急救護所協力医療機関

「資料編 9-6 南海トラフ巨大地震等の大災害発生時の応急救護所設置予定場所 - 各区域の医療救護班一覧 -」を参照。

[資料編]

9-3 主な医療機関等

9-4 特定施設に係る医療機関一覧表

9-5 応急救護所体制

9-6 南海トラフ巨大地震等の大災害発生時の応急救護所設置予定場所

- 各区域の医療救護班一覧 -

第3節 救出計画

第1 趣旨

本節は、災害のため生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出した者を保護するために必要な事項を定める。

第2 救出活動

1 救出を受ける者

- (1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者であって大体次に掲げる場合が予想される。
 - ア 火災の際、火中に取り残されたような場合
 - イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - ウ 水害の際、家屋とともに流され若しくは孤立した地点に残され又は山津波により生埋めとなった場合
 - エ 登山者の多数が遭難した場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者であって、大体次のように大別される。
 - ア 行方不明の者で諸般の情勢から、生存が推定される者
 - イ 行方はわかっているが、生命があるかどうか不明の者

2 救出の期間

災害発生の日より3日以内とするが延長することがある。災害の際の行方不明者が生存し得ると推定できる限度は最大3日と考えられ、それ以降は原則として死体の捜索に切り換えるものとする。

3 救出の方法

- (1) 救出は、災害対策本部の消防署班、消防団班及び医療班を主体として、救出隊を編成し、関係団体及び民間団体、民間人の救出隊の協力を得て救出を行うものとする。
- (2) 救出に使用する諸資材は、現有資材を有効に使用し、更に不足又は必要資材については、調達、借上げを行い、全能力をあげて救出に当たるものとする。

4 救出の費用

- (1) 国庫負担
災害救助法に基づく救出であって次に掲げるもの。
 - ア 借上費
舟艇その他救出のため必要な機械器具の借上料で直接捜索並びに救出作業に使用したものである。使用期間内の借上費である。
 - イ 修繕費
救出のため使用した機械器具の修繕費である。
 - ウ 燃料費
機械器具を使用する場合に必要なガソリン、石油代、救出のため照明、救出者の採暖用燃料等である。
 - エ 金額については救出費総額何円以内という定めをせず直ちに止むを得ない必要金額である。
なお、人夫賃、輸送費その他上記以外の必要費用については含まれず、別途に支払われるものとする。
- (2) 市費負担
災害救助法発動時以外における救出に要した費用

5 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6章 避難対策

第1節 避難対策

災害対策本部	
【主管部】	避難対策部、復旧対策部、消防部、災害対策連絡所
【関係機関】	警察、海上保安官、自衛官、水防管理者、各事業所

第1 趣旨

本節は、大規模災害により建物倒壊やがけ崩れ、津波及び延焼火災の拡大等が発生し、避難を要する地域が出現した場合の避難情報の発令及び避難所の設置等について必要な事項を定める。

第2 市民の自主的避難

1 地震発生時の避難

市民は、家屋の倒壊及び火災の発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、最寄りの公園、広場、空地、学校運動場等の広い空地へ避難する。

2 津波発生時の避難

市民は、津波による浸水が想定される地域に滞在している場合に、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は地震を感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに津波による浸水のおそれのない目標地点を定めて避難する。

津波の危険が差し迫った場合の避難は、「遠くへ」よりも「より早く、より高くへ」を基本にして、近くの「津波避難ビル」、「緊急避難場所」又は堅固な高い建物へ避難する。

3 風水害時等の避難

市民は、風水害等により身の安全を図る必要が生じた場合、自己の判断で最寄りの避難所など安全な場所へ自主的に避難する。

4 避難時の留意点

避難するときは、市民相互が協力し合い混乱を防止するとともに、自主防災組織等は避難誘導を行うなど、市民の避難時の安全確保に努める。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 高齢者、障害者、傷病人等の避難行動要支援者の避難については、周辺市民及び自主防災組織等が協力し、安全な場所へ避難できるよう努めること。
- (3) 消防車等緊急車両の通行道路の確保のため、自動車による避難は行わないこと。
- (4) 避難者は、食料、飲料水、日用品及び最低限の着替え、肌着、照明具、医薬品等を携行すること。

なお、公的機関から救援物資の支給が始まるまではしばらくかかるため、家庭で水・食料・生活用品など7日以上を備蓄すること。

第3 事業所等における避難

事業所、学校その他の施設の管理者等は、地震の発生に伴い避難の必要が生じた場合、それぞれが作成した、消防法に定める消防計画（地震防災規程を含む。）に基づき、避難場所へ誘導するなど適切な措置を講じ、従業員、児童、生徒、入所者等の安全確保に努めるものとする。

第4 行事、催物等開催時の避難

各種行事、催物等を開催する者は、地震その他の災害時における避難対策として、避難所、避難路、避難誘導方法等をあらかじめ定め、災害時の参加者等の安全確保に努めるものとする。

第5 避難情報による避難

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対して、次に掲げる者が避難実施のための必要な避難情報の発令を行う。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

1 業務体制の構築

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 避難情報発令の判断基準

避難情報は、災害が発生した場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認められる場合、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報、住民に求める行動などを総合的に判断して行うものとする。

避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて、民間気象予報会社や気象防災アドバイザー等、専門家の技術的助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、避難のための立退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

(1) 避難情報発令の判断基準の対象となる状況

ア 洪水、集中豪雨による住家へ浸水の危険が認められるとき。

イ 崖崩れ等が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。

ウ 火災の拡大又は有毒ガス等の危険物質の流出拡散により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。

エ その他災害の状況により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。

※津波からの避難については「第5編 地震・津波災害応急対策 第3章 津波避難対策」を参照。

(2) 避難情報の区分

図表 避難情報の区分

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>全員避難 ◆指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</p>
<p><警戒レベル4までに必ず避難！></p>		
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>・既に災害の発生又は切迫した状況</p>	<p>災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

注2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。



3 避難情報の発令

避難情報については、「第8編 災害応急対策共通 第2章 災害情報等の収集・伝達 第3節 広報・広聴」により迅速確実に伝達を行うものとする。なお、避難情報の発令措置を実施する者及び措置の内容は、次のとおりである。

(1) 市長による措置

市長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧

告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための指示を行うことができる。(災害対策基本法第60条)

なお、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

また、市長は、災害の発生する可能性が高まり、高齢者など、避難に時間を要する者が、避難を始めなければならないと認めるとき、及びその他の者が、必要に応じ普段の行動を見合せ始めたり、避難準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難を始めなければならないと認めるときは、「高齢者等避難」を発表するものとする。

ア 災害現場派遣職員への権限の委任

市長は、緊急を要する場合の避難の迅速化を図るため、市長の命を受け災害現場に派遣された職員に避難情報発令の権限を委任する。

また、地震による津波からの避難については、市長は、通信施設の不通等により連絡がとれないことを勘案し、避難情報の発令の権限をあらかじめ消防局長（不在時は、消防局勤務職員の最高責任者）に委任する。

市長の権限の委任を受けた職員が、避難の指示等を行った場合は、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

イ 補助機関による代行

市長が不在の時又は市長が避難の指示等を行えない場合には、あらかじめ市長が定めるところにより市長の補助機関である職員が市長の職務を代行することができる。

なお、この場合、速やかにその状況を市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

ウ 知事による代行

災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時、二次災害等から人の生命又は身体を保護するため、市長に代わって知事が避難の勧告又は指示を行うことができる。(災害対策基本法第60条5項)

(2) その他の機関等の措置

区分	種別	実施者	避難の指示等を行う場合及び関係法令
避難の指示	災害全般	警察官 海上保安官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき避難のための指示をすることができる。 (災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、港則法第39条)
		災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	上記において、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官職務執行法第4条の準用により避難のための指示をすることができる。(自衛隊法第94条)
	洪水又は高潮のはん濫	県知事又はその命を受けた職員、水防管理者	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。(水防法第29条)
	地すべり	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。 (地すべり等防止法第25条)

(3) 避難の指示等の内容

市長、その他の避難の指示等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

ア 避難の指示等の発令者

イ 避難の指示等を要する理由

ウ 避難の指示等の対象地域

エ 必要がある場合は、避難先、避難経路、注意事項

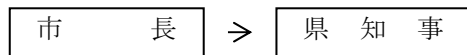
(4) 避難措置の関係機関への連絡

ア 関係機関への連絡

避難の指示等の実施者、日時及び理由のほか、避難対象者、避難先などを次の連絡系統図に基づき関係機関へ報告する。

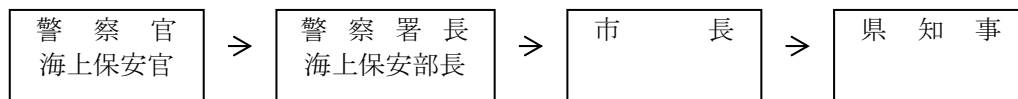
イ 連絡系統図

(ア) 市長の措置

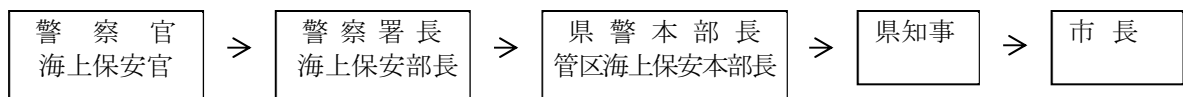


(イ) 警察官又は海上保安官の措置

a 災害対策基本法に基づく措置



b 職権に基づく措置



(ウ) 自衛官の措置



ウ 放送事業者への避難情報放送要請

避難情報をより確実に伝達するため、県と県内放送事業者（NHK、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエムびざん）の連携による「避難情報の放送に係る申し合わせについて」に基づき、「資料編 5-6 避難情報連絡文様式」を用いて、避難情報の放送要請等を行う。（「第8編 災害応急対策共通 第2章 災害情報等の収集・伝達 第3節 広報・広聴」参照）

(5) 避難の必要がなくなった場合の措置

市長は、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を市民等に周知するとともに、(4)イの連絡系統図及び放送事業者への避難情報放送要請に基づき通知する。

4 避難誘導

避難誘導は、勧告・指示を出した機関が行う。ただし、市長は他の機関から避難の指示を出した旨の通知を受けた場合は、担当部の職員を災害現場に派遣し避難誘導に当たらせる。この場合、警察及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

5 市民等への周知

市長は自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他の機関からその旨の通知を受けた場合は、次により市民等への周知を実施する。

(1) 市長は、避難対象地域の市民等に対し消防車両、警察車両、広報車、携帯拡声器又は同報無線設備、サイレン等により勧告又は指示の伝達を行うとともに、担当部の職員を派遣し、警察、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて家庭への戸別訪問等により避難の指示等の徹底を図る。

(2) 避難情報の周知のため、テレビ、ラジオ、有線放送等へ放送の協力を依頼し、その徹底を図る。（「資料編 5-6 避難情報連絡文様式」）

また、災害情報案内サービス、NET 1 1 9 緊急通報システム、エリアメールや緊急速報メールでの避難の指示等の周知を行う。

第6 警戒区域の設定及び措置

災害対策基本法第6 3条に基づく警戒区域の設定及び措置は、次のとおりとする。

1 市長の措置（災害対策基本法第63条第1項）

市長（権限の委任を受けた職員及び職務を代行する職員を含む）は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは警戒区域を設定し、立入りの制限、禁止又はその区域から退去を命ずる。

2 警察官・海上保安官の措置（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた職員及び職務を代行する職員）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。

この場合、事後ただちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 自衛官の措置（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委任を受けた職員及び職務を代行する職員）、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 設定に伴う措置

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察署の協力を得て実施する。

第7 広域避難場所及び避難道路

1 広域避難場所及び主要避難道路の指定

火災が発生し延焼拡大のおそれがあり、輻射熱や煙からの身体の安全を確保するための避難空地として、建ぺい率、周辺の空地等の状況を考慮して、あらかじめ対象地区を定め広域避難場所を設定するとともに、避難中の災害を防止するため、当該避難場所へ通ずる主要避難道路を指定する。

広域避難場所	所在地	面積（h a）	収容可能人員
徳島中央公園	徳島町城内1番外	4. 17	2. 1万人
蔵本公園	庄町1丁目	9. 1	4. 5万人
徳島大学総合運動場	北常三島町3丁目41-1	2. 26	1. 1万人
徳島市立高等学校	北沖洲1丁目15-60	1. 9	1. 0万人
田宮公園	南田宮2丁目73-1他	5. 1	2. 6万人
城南高等高校	城南町二丁目2-88	2. 1	1. 1万人
富田中学校	中昭和町3丁目77	2. 5	1. 2万人
津田小学校	津田西町二丁目5-27	1. 1	0. 5万人
しらすぎ台中央グラウンド	上八万町西山	1. 68	0. 8万人
ふれあい健康館	沖浜東2丁目16	1. 6	
山城公園	沖浜東3丁目20	0. 9	0. 4万人

	主要避難道路 路線名	区 間	巾 員
1	県道徳島鳴門線（39号線）	市民病院西 → 吉野川橋右岸	16.0m
2	国 道 1 1 号	かちどき橋 → 吉野川大橋右岸	30.0m
3	県道徳島小松島線（120号線）	かちどき橋 → 勝浦浜橋左岸	18.0m
4	国 道 5 5 号	かちどき橋 → 南昭和町	21.5m
5	〃 1 9 2 号	上鮎喰橋右岸 → 裁判所	23.0m
6	県道徳島引田線	蔵本町 → 不動橋右岸	18.0m
7	〃 徳島停車場線	徳島駅前 → 192号交差点	50.0m
8	一般国道438号	アミコビル前192号交差点→南二軒屋町交差点	22.0m
9	県道宮倉徳島（136号）線 一般国道438号	県庁西 → 南二軒屋町交差点	20.0m
10	県道徳島鴨島線（30号線）	中島田町 → 郷土文化会館東交差点	6.0m
11	市道佐古・新町橋通り線	眉山ロープウェイ下 → 佐古一番町192号交差点	22.0m
12	〃 常三島・沖洲線	市民病院西 → 中央卸売市場	16.0m
13	〃 住吉・南末広線	城東町一丁目 → 南末広町	15.0m

14	一般国道438号線	南二軒屋町交差点 → 園瀬橋	8.0m
15	県道宮倉徳島線	南二軒屋町交差点 → 法花大橋	8.0m
16	国道55号	かちどき橋 → 大野橋	30.0m
17	市道昭和町・中央通線	中昭和町1丁目 → 昭和町7丁目県道徳島小松島線三叉路	6.0m

2 広域避難場所の対応

- (1) 広域避難場所への避難が開始された場合は、避難場所の安全かつ適切な管理を図るため、警察官の派遣を要請するとともに、誘導に当たっては職員を派遣し、警察官と密接に協力して行うものとする。
- (2) 公園班派遣職員は、避難者数を災害対策本部に連絡し、適切な指示を受ける。

第8 避難所

1 避難所の開設

被災者のうち、住居を失い、又は住居等に留まっていたり危険があり、宿舎や給食等の救援を要する者を入所させるため、資料編に定める指定避難所のうち、必要な施設を開設する。

ただし、避難所として、当該施設が使用不可能な場合は、災害対策本部の指示により、他の指定避難所又は補助避難所を避難所として開設する。

また、要配慮者等のうち一般の避難所での生活が困難であると判断される避難者が存在する場合には福祉避難所を開設する。

2 県知事に対する報告

市長は、避難所を開設した場合、速やかに徳島県災害時情報共有システム等により県知事に報告する。

3 避難所の運営

避難所の運営等については、「次節（第8編 災害応急対策共通 第6章 避難対策 第2節 避難所等の開設・運営）」に定めるところによる。

第9 その他地域ごとの避難所等

1 避難予定場所

地域ごとの避難所は「資料編 7-1 指定避難所・補助避難所一覧表」のとおりとする。

2 吉野川水系吉野川浸水想定区域

吉野川洪水時における浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深の状況については、「資料編 13-3 浸水想定区域図（概要）」のとおりとする。

[資料編]

- 6-8 備蓄品一覧表
- 7-1 指定避難所・補助避難所一覧表
- 7-2 指定緊急避難場所・避難路一覧表（津波）
- 7-3 福祉避難所一覧表

第2節 避難所等の開設・運営

災害対策本部

【主管部】	避難対策部、被災者支援部、子ども支援部、復旧対策部
【関係部】	本部事務局、災害対策連絡所、復旧対策部、病院部、避難所運営協力課、関係各課
【関係機関】	施設管理者、自主防災組織等、市民

第1 趣旨

本節は、避難後の被災者のうち住居等を失い、又は住居等に留まっていたりしては危険があり、宿舎や給食等の救援を要する者を入所させるために開設する指定避難所等の運営及び公園等での避難生活者に対する措置について必要な事項を定める。

第2 避難所の開設等

1 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当は、避難対策部とし、関係部（避難拠点初動要員及び応援職員を含む。）及び施設管理者の協力のもとに、自主防災組織等及び避難者は、開設の協力をするとともに、主体的な運営を行う。

2 避難所開設の時期

市長は、あらかじめ避難拠点初動要員を指名し、避難拠点初動要員は、本市において南海トラフ巨大地震、遠地津波による大津波警報、津波警報、震度5強以上の地震発生を感知若しくは知ったとき、又は災害対策本部の指示に従って、可能な限り指定された避難拠点へ避難（参集）し、避難所を開設する。

災害対策連絡所派遣職員についても、あらかじめ市長が指名し、災害対策本部の指示のもと、避難所開設を行うものとする。

3 避難所開設時の措置等

災害対策連絡所派遣職員、避難拠点初動要員及び施設管理者は互いに連携を取り、次の点に留意し避難所の開設を行う。

- (1) 避難所の開設に当たっては、鍵の保管等について、施設管理者及び自主防災組織等との間で事前に協議し、開設がスムーズに行われるようにしておくこととする。
- (2) 建物内への立ち入りについては、別に定める「避難所運営マニュアル」の資料2 建物被災状況チェックシートにより、施設の安全点検を行い、安全性に欠けると認められるときは、災害対策本部に報告のうえ、被災建築物応急危険度判定士による判定を待つか又は災害対策本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導する。
- (3) 避難所に入所があったときは、別に定める「避難所運営マニュアル」の資料10 避難所状況報告書により速やかに避難所運営班を通じて情報班に入所者数等の報告を行う。

第3 避難所の運営

避難所の運営については、市職員及び施設管理者等の協力のもとに、自主防災組織等及び避難者が主体となった「避難所運営協議会」を立ち上げて行うものとする。

1 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は、避難対策部とする。

2 災害対策本部における応援体制

避難所運営体制の強化を図るための災害対策本部における応援体制は次のとおりとする。

- (1) 災害発生直後は、災害対策連絡所派遣職員、避難拠点初動要員が避難所に避難（参集）し、中心となって避難所運営を行う。その後、避難所運営状況を勘案して、避難所運営班から応援職員を派遣する。詳細は、別に定める「避難拠点初動要員マニュアル」による。
- (2) 避難所運営班は、各避難所と連絡を密にし、各避難所の運営全般に関する支援を行う。

- (3) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (4) 医療的ケアを必要とする者等、避難所生活において特別な配慮を必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めた上で、福祉避難所の設置について検討する。福祉避難所を開設した場合は、避難行動要支援者の状態などに応じて優先順位をつけ移送する。

第4 避難所生活の質への配慮

市は、県やロジスティクス部門、災害医療や保健衛生等の各災害時コーディネーター、感染症や栄養等各専門チームと連携し、被災者に対し効果的な支援ができるよう体制整備を進める。

避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組む。また、徳島県がまとめた「災害時快適トイレ計画」について、あらかじめ各種計画やマニュアルの改善に積極的に活用するとともに、発災後は「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努める。

また、市及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第5 避難所の段階的対応

避難所における対応については3段階に区分し、概ね次の点を考慮して運営する。

1 第1段階（1日～3日）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 市職員及び避難者の協力を得た避難拠点初動要員を中心とした運営 (2) 施設管理者及び自主防災組織等との施設の使用範囲及び使用方法の決定と協力依頼 (3) 施設の安全点検 (4) 担当地域の災害対策連絡所との連絡体制の確立 (5) 傷病者等の把握と応急措置 (6) 傷病者等の要配慮者の把握と処置（緊急入所、福祉避難所及び医療機関への移送も検討） (7) 自主防災組織等との避難者が中心となった「避難所運営協議会」の立ち上げ (8) 避難者状況等の把握と避難者名簿の作成及び報告 (9) ボランティア等の派遣要請 (10) 資機材の管理保管状況、使用方法等の確認及び使用 (11) 避難者及び在宅被災者等への食料、水、物資配給等の実施 (12) 仮設トイレの設置等必要な措置を災害対策本部事務局に要請 (13) 安否確認等への対応 (14) 災害関連情報の伝達 (15) 派遣された自衛隊等との調整
2 第2段階（4日～14日）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所運営協議会による運営に移行 (2) 避難所運営班から応援職員を派遣 (3) 自主防災組織等、避難者及びボランティア等の各役割分担の決定 （運営協議会、名簿管理、情報収集伝達、食料・物資配給、防火・防犯、施設の清掃、介護、避難行動要支援者の支援、ボランティアの受入れ等） (4) 避難者状況等の把握と避難者名簿の点検及び報告 (5) 避難所生活ルール決定 (6) 傷病者等、要配慮者の把握と処置（緊急入所、福祉避難所及び医療機関への移送等） (7) 施設内でのプライバシー保護対策 (8) 安否確認等への対応 (9) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報周知用の情報板等の設置 (10) 施設管理者と施設使用について再協議（避難施設と学校教育の場の調整等）
3 第3段階（15日～）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所運営協議会による運営 (2) 避難者状況等の把握と避難者名簿の点検及び報告 (3) 避難所入居者の健康管理及び栄養指導について、保健予防班と協議

- (4) 安否確認等への対応
- (5) 臨時市民相談窓口開設に対する協力
- (6) 義援金配布等に対する協力
- (7) 避難者の減少に伴う規模の縮小、閉鎖（避難者へ他の避難所、仮設住宅等への移動支援）

第6 避難所における健康管理等

保健予防班は、避難生活の長期化等により必要と認めた場合、病院部及び関係機関等の協力を得て、次の事項を実施する。

1 避難者の健康管理及び栄養指導

保健師等が避難所を巡回し、避難者の健康管理及び栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行う。

2 避難者のメンタルケア

医師等により避難所を巡回し、避難者の精神的不安定を解消するためのメンタルケアを行う。

第7 女性の視点や子育てニーズ等に配慮した対策

過去の災害や東日本大震災では、避難所運営において、避難所のリーダー等が男性主体である場合が多く、女性の意見や要望が届かない場合があったため、避難所運営には、女性の参画を促し、男女双方の視点から次のとおり避難所運営体制を構築する。

- (1) 避難所等の運営における女性の参画を推進する。
- (2) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。
- (3) 妊産婦や育児中の母親等に配慮した対策を行う。
- (4) DV、児童虐待及び介護疲れ等に対応する心のケア対策を行う。
- (5) 女性や子どもの防犯対策に努める。
- (6) 女性や子育てに関する様々なニーズに配慮する。
- (7) 食料や生活必需品等の支給に当たり、乳幼児や妊産婦、高齢者、食物アレルギーのある人、女性等に配慮する。

避難所運営に当たっては、別に定める「避難所運営マニュアル」に基づくものとする。

また、避難所運営マニュアルを地域住民等で組織される避難所運営協議会に周知徹底を図るとともに、市民総合防災訓練で実施している地域の避難所運営訓練等により、実効性を検証していく。

第8 災害時快適トイレ計画の推進

避難所における仮設トイレの必要数及びその調達、携帯用トイレの備蓄のあり方、衛生管理等の方針について県がまとめた「災害時快適トイレ計画」の「災害用トイレの確保・管理チェックシート」を活用し、適切なトイレの運用を図る。

第9 避難所の閉鎖

市長は、避難所の開設の必要がなくなると認めるときは、当該避難所を閉鎖する。閉鎖に際し、避難所運営班、災害対策連絡所は必要な措置を行う。

第10 避難所管理者との事前協議

避難所運営班は、災害対策連絡所と連携し、避難所開設時の円滑な運営のため、平常時に施設管理者及び自主防災組織と概ね次の点について協議を行い、協力を依頼する。

- (1) 施設利用上の協議要請事項
- (2) 施設管理者及び当該施設の教職員等への協力要請事項
- (3) 避難所での自主防災組織に対する協力要請事項

第11 公園等での避難生活者に対する措置

避難後の被災者のうち住居等を失い、又は住居等に留まっていたり危険があり、宿舎や給食等の救援を要する者については、避難所を開設し、収容の措置をとるが、災害の状況により、公園、空地等でテント等を張って避難生活をする者も予想される。こうした避難生活者に対しては、次により対応する。

1 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当は公園班とする。

なお、災害対策連絡所は公園班の活動を支援する。

2 避難生活者に対する措置

公園等での避難生活者に対する措置は、概ね次のとおりとする。

避難生活者に対する処置事項
<p>(1) 公園班において避難者の把握に努め、避難所の収容能力に余裕がある場合には、極力開設避難所へ誘導する。</p> <p>(2) 傷病者等については、保健予防班に連絡し適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) 公園班は、自主防災組織の協力を得て、避難生活者数等を把握し本部事務局情報班に報告する。</p> <p>(4) 地域情報の一本化を図るため、担当地域の災害対策連絡所との連絡を密にする。</p> <p>(5) 公園、空地等の避難生活者に対する食料、水、物資配給等は、避難所において支給等を行うので、その旨周知する。ただし、公園班が被災状況により公園、空地等での支給等を必要と認めたときは、運用調整班に要請する。</p> <p>(6) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報等の伝達を行う。</p> <p>(7) 公園班からの情報を基に運用調整班は、公園・空地等で車中泊の避難者への健康管理対策として、保健予防班及び応援要請等により派遣された保健師等に巡回による健康相談などの適切な措置を講ずるよう要請する。</p>

第3節 避難所外避難者に対する支援対策

災害対策本部

【主管部】	復旧対策部
【関係部】	本部事務局、災害対策連絡所、復旧対策部、病院部、避難所運営協力課、関係各課
【関係機関】	施設管理者、自主防災組織等、市民

第1 趣旨

本節は、避難者の様々な事情や目的、その意志に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者、避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の供給、情報提供、指定避難所等への移動など必要な支援を行う際に必要な事項を定める。

第2 内容

1 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は公園班とする。なお、災害対策連絡所は公園班の活動を支援する。

2 避難所外避難者の把握のための周知

避難所外避難者に対し、市又は最寄りの避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

3 避難所外避難者の状況調査

避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

民生委員、児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

4 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

6 対応事項

- (1) 公園班において避難者の把握に努め、避難所の収容能力に余裕がある場合には、極力開設避難所へ誘導する。
- (2) 傷病者等については、保健予防班に連絡し適切な措置を講ずる。
- (3) 公園班は、自主防災組織等の協力を得て、避難生活者数等を把握し本部事務局情報班に報告する。
- (4) 地域情報の一本化を図るため、担当地域の災害対策連絡所との連絡を密にする。
- (5) 避難所外避難者に対する食料、水、物資配給等は、避難所において支給等を行うので、その旨周知する。ただし、公園班が被災状況により避難所外での支給等を必要と認めたときは、運用調整班に要請する。
- (6) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報等の伝達を行う。
- (7) 公園班からの情報を基に運用調整班は、避難所外避難者への健康管理対策として、保健予防班及び応援要請等により派遣された保健師等に巡回による健康相談などの適切な措置を講ずるよう要請する。

第4節 要保護児童等への対応

災害対策本部

【主管部】	子ども支援部
【関係部】	本部事務局、教育部、被災者支援部、避難対策部、関係各課
【関係機関】	徳島県こども女性相談センター、施設管理者、自主防災組織等、市民

第1 趣旨

本節は、被災による孤児・遺児等の要保護児童等の速やかな把握と、徳島県こども女性相談センター等との連携について、必要な手順を定める

第2 内容

子ども支援班は、被災による孤児・遺児等要保護児童等（以下、「要保護児童等」という。）の速やかな発見に努め、徳島県こども女性相談センター（以下、「こども女性相談センター」という。）と適切に連携を図る。

1 被害状況等の情報収集

要保護児童等の発見に向けて被害状況の把握に努める。

2 要保護児童等の発見

住民に対し、掲示板、報道機関、インターネット等を活用し、要保護児童等の保護及び情報提供への協力を呼びかける。

学校等、避難所等からの情報に加え、保健予防班と連携し現地訪問等による実態把握を行い、親族等への情報提供により、要保護児童等の速やかな発見に努め、こども女性相談センターへ情報提供を行う。

3 学校等における未引き取り児童等への対応

災害対策本部と学校等が協議し、避難所及び児童等の状況を考慮して、福祉避難所への避難を含め、柔軟に避難要領を決定する。

4 要保護児童等に対する措置

一時保護及び保護が必要な要保護児童等は、こども女性相談センターへ引き渡すこととなるが、こども女性相談センターと協議し、安全性等の状況に応じた対応を決定する。

5 発災後の段階的対応の目安

- (1) 発災後～24時間以内
 - ・被害状況等の情報収集
- (2) 発災後2日目～72時間以内
 - ・要保護児童等の発見
 - ・要保護児童等に対する措置
- (3) 発災後4日目～2週間
 - ・要保護児童等の発見
 - ・学校等における未引き取り児童等への対応
 - ・要保護児童等に対する措置
- (4) 発災後3週目～1ヶ月
 - ・要保護児童等の発見
 - ・要保護児童等に対する措置
- (5) 発災後1ヶ月～半年
 - ・職員による巡回訪問相談

第7章 緊急物資の供給

第1節 飲料水等の給水対策

災害対策本部	
【主管部】	上下水道部、避難対策部、災害対策連絡所
【関係部】	関係各部
【関係機関】	防災関係民間団体等、ボランティア団体

第1 趣旨

本節は、大規模災害時における被災者の飲料水、生活用水及び医療用水（以下、本節においては「飲料水等」という。）の給水活動を迅速、的確に行うための対策等について必要な事項を定める。

第2 実施機関

被災者に対する飲料水等の供給は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として市長が行う。

第3 給水業務の分担

災害対策本部における給水業務の分担は次のとおりとする。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理する。

関係機関等	分 担 業 務
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集及び避難所等との連絡、調整 飲料水等の全般的な必要給水量の把握、給水場所及び給水方法等の調整 給水用車両の確保及び運送会社等への協力要請 飲料水等の確保並びに給水場所及び医療機関への搬送、給水 飲料水兼用耐震性貯水槽、浄・配水場及び水源等による給水 応援協定都市、県、自衛隊等の協力に対する本部事務局への要請、受入れ及び業務の調整
災害対策連絡所	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道部により搬送された飲料水の避難所での給水 担当地域に係る必要給水量、給水場所等の把握、調整 避難所のプール等の水源による生活用水の給水 上下水道部に対する必要な給水要請 担当地域に係る避難所等における飲料水等の給水の協力
避難所運営班 公園班	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道部により搬送された飲料水の公園等での給水 上下水道部への必要な供給要請

第4 給水の対象者及び給水量

1 給水の対象者

- (1) 飲料水の供給は、災害のために水道、井戸等の施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は断水したため、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (2) 生活用水の供給は、水道等の施設の破壊又は断水等により現に生活用水を得ることができない世帯に対して行う。
- (3) 医療用水の供給は、水道、井戸等の施設が破壊され、医療用水が汚染し、又は断水したため、現に医療用水を得ることができない医療機関に対して行う。

2 給水量

- (1) 飲料水は、1日1人当たり3リットルとする。

- (2) 生活用水は災害の状況及び飲料水の給水状況により給水可能な量とする。
 (3) 医療用水は、医療機関等の要請に基づく必要量を原則とする。

第5 給水の方法

1 給水の時期及び給水方法

(1) 給水の時期

被災者等への給水は、上下水道の被害状況、交通の状況、給水体制の進行状況等を総合的に判断し、必要の都度行う。

(2) 給水の方法

ア 給水車両等

飲料水等は、給水車、水槽付き給水タンク積載車及び消防ポンプ車、調達運搬車両等の車両により水源、配水場及び配水池等から搬送する方法により行う。

(ア) 飲料水（医療用水を含む）の給水は、下記による。

区分	種別	容量等	台数等	容量等	台数等
応急給水用機械	上下水道局給水タンク車	2 t	1 台	3 t	1 台
調達応急 給水用器具等	ポリ容器	10 L	99 個		
	給水袋	10 L	3,100 枚	6 L	9,400 枚
	ウォーターバルーン	2 t	1 基	1 t	40 基
	車載式ウォーターバルーン	2 t	1 基		
	車載式給水タンク	1 t	1 基		
	車載式給水タンク (ポンプ付き揚水型)	1.5 t	6 基		
	液体用折りたたみ式コンテナ	1 t	38 基		

なお、復旧作業の状況によって、消火栓に仮設の給水栓を設置する。

(イ) 生活用水の給水は、下記による。

区分	種別	容量	台数	容量	台数
応 急 給水用機械	東消防署大型水槽車	10 t	1 台		
	西消防署大型水槽車	5 t	1 台		
	東消防署タンク車	3 t	1 台	1.5 t	1 台
	東消防署川内分署タンク車	1.3 t	1 台		
	東消防署勝占分署タンク車	1.3 t	1 台		
	東消防署津田出張所タンク車	0.7 t	1 台		
	東消防署川内分署化学車	2 t	1 台		
	西消防署タンク車	2 t	1 台	0.6 t	1 台

イ 給水容器等

飲料水及び生活用水の給水容器は、被災者が各自用意する。ただし、必要な場合は、ポリタンク及び給水袋等を一時貸与することができるものとする。

ウ 医療用水の給水

医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、状況に応じた適切な方法で行う。

(3) 自主防災組織等への協力要請

ア 飲料水等の給水は、上下水道部、避難所運営班、公園班が相互に協力して行うものとするが、状況に応じ自主防災組織等とともに、ボランティア又は教職員等の協力を得て、行うものとする。

イ 必要な場合は、民間団体、相互応援協定都市又は自衛隊等に対し、本部事務局及び総務部を通じて協力要請を行う。

2 給水の場所

飲料水及び生活用水の給水は、原則として避難所で行う。ただし、被害の状況等により必要な場合は、道路の一隅、広場、公園等の適当な場所を給水場所（以下「一般給水拠点」という。）に指定し、給水する。

3 飲料水の給水順位

飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとする。

- (1) 医療機関、応急救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設
- (2) 指定避難所及び給食調理施設
- (3) 一般給水拠点

4 給水上の配慮

飲料水等の給水に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 高齢者、障害者、乳幼児及び負傷者等避難行動要支援者に対する配慮
- (2) 給水の迅速性、確実性、公平性の確保
- (3) 衛生上の配慮

第6 飲料水等確保の順序及び方法

飲料水等の確保は、原則として次の順序及び方法により行う。ただし、災害の状況により最も適切な方法をとる。

確保の順序	確保の方法
第1次確保 (地震災害の場合)	地震発生直後の30分程度は水道水の使用が可能と考えられるため、次により可能な限り飲料水を確保する。 ・ 広報、自主防災組織等を通じ、市民、事業所等に対し、飲料水の「汲み置き」を呼びかけ、確保する。 ・ 火災の発生がない場合は、消防部と協議し、各地拠点において消火栓に臨時給水栓を取り付け、飲料水を確保する。
第2次確保	道路状況に特に支障のない場合は、浄水場からの取水、避難所隣接配水池から、給水車両等又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保する。
第3次確保	市内に3基設置してある飲料水兼用耐震性貯水槽の貯水を汲み上げ、飲料水又は医療用水を確保する。 なお、飲料水兼用耐震性貯水槽の水は、火災が発生しているときは消火用水として優先するとともに、消火後も、二次火災の発生に備えるため、極力飲料水等としての使用は制限するものとする。
第4次確保	市内小・中学校等に設置されたプール等の水を主に生活用水として使用する。 上下水道局によって復旧された配水管に応急給水栓を設置し、飲料水等を確保する。

第7 他の自治体等への応援要請及び受入れ

1 給水の応援要請

- (1) 上記により給水を行う場合において、給水量が不足する場合又は人員、資機材等の確保が困難であるときは、「公益社団法人日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱」「公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱」「大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定書」をもとに応援要請をする他、「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第2節 行政機関に対する応援要請と受入れ」又は「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第1節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ」により、その必要とする給水量、人員等を把握し、相互応援協定都市等の他の地方公共団体若しくは県又は自衛隊（以下、本節においては「応援自治体等」という。）に対して給水に関する応援を要請する。
- (2) 必要な場合には、報道機関等に対し、給水の応援、協力についての報道要請をする。

(3) 上記の要請に係る手続きは、上下水道部又は運用調整班が行う。

2 応援自治体等の受入れ

(1) 決定した応援自治体等（自衛隊は除く）の受入れは上下水道部が行う。ただし、自衛隊は運用調整班が行い、宿泊場所の案内等受入れに係る必要な手続きを行った後、上下水道部に引き継ぐものとする。

(2) 上下水道部は、当該応援隊の現地への誘導、業務の事前調整等を行い、当該業務が終了するまで連絡、調整等に当たる。また、必要に応じて、活動状況を本部事務局に報告するものとする。

第8 飲料水等の搬送

1 搬送の方法

応急給水により飲料水等を医療施設、一般給水拠点等まで搬送する方法は次のとおりとする。

ただし、被害の状況に応じ、その都度最も適切な方法により搬送するものとする。

なお、具体的な搬送方法、搬送手段、搬送の対象地域割り等については、本節に基づき、災害の状況等を考慮して決定する。

搬送の方法	内 容
(1) 災害対策本部職員による搬送	上下水道部を主とする関係職員により直接搬送する。
(2) 防災関係民間団体等による搬送	「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第4節 防災関係民間団体等の協力」に掲げる防災関係民間団体等に対し協力を要請し、又は業務委託し、搬送する。
(3) 応援自治体、自衛隊等による搬送	「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第2節 行政機関に対する応援要請と受入れ」等により他の地方公共団体、自衛隊等に対し、運用調整班を通じ協力を要請し、搬送する。
(4) ボランティア等による搬送	被災者支援班との協議により、個人又は団体等のボランティアに協力要請し、搬送する。

2 搬送の対象地域割り

浄・配水場、配水池、水源及び飲料水兼用耐震性貯水槽等からの飲料水等を搬送する場合の対象地域割りについては、災害の状況、火災発生の状況、道路状況及び車両の調達状況等を考慮し、上下水道部が災害対策連絡所等と協議し、その時点で最も効率的な地域割りを行うものとする。

3 食料等他の搬送との調整

(1) 効率的な搬送の実施

上下水道部は、上記により搬送を行う場合は、経済班、農林班及び食料物資応援班と協議して食料等他の部に係る搬送との調整を図り、効率的な搬送に努める。

(2) 調達班における運行調整

調達班は、搬送に要する車両を調達し、又は運行管理するに際し、搬送関係各部と密接な連絡を取り、効率的な車両運行が行われるよう努める。

第9 給水費用及び期間

1 災害救助法による費用の範囲及び給水期間

飲料水の供給を実施するため支出する費用及び供給する期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(1) 費用の範囲

飲料水の供給を実施するため支出する費用は、給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 給水の期間

飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、飲料水等の給水に係る費用を支出し、又は給水を行うことができる。

第10 給水施設被災時の処置及び応急復旧

- 1 水源地及び送水管被災の際は、他の水源地の全能力をもって送水し、応急給水等を行い、迅速に応急復旧作業を行うものとする。
- 2 貯水池被災の際は、他の水源地からのポンプ直送応急給水等を行いつつ復旧作業を行うものとする。
- 3 配水管被災の際は、迂回配水管から給水を行う等の方法を取り復旧作業を行うものとする。
 応急復旧に要する人員、資機材等が不足する場合又は人員、資機材等の確保が困難であるときは、「公益社団法人日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱」、「公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱」、上下水道工事店協同組合と締結している「大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定書」をもとに応援要請を行い、応援事業体等と綿密に連携を図り、給水施設の応急復旧に努めるものとする。

図表 水源、配水場、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所一覧表

種 別	所 在 地
西の丸配水場	徳島町城内
城山配水池	〃
佐古配水場	南佐古六番町
佐古山配水池	佐古山町
法花谷配水場	八万町法花谷
法花谷配水池	〃
しらさぎ台配水池（高区）	上八万町西山
しらさぎ台配水池（低区）	〃
一宮配水池（高区）	一宮町東丁
一宮配水池（低区）	〃
中津山配水池	南二軒屋町西山
国府配水池	国府町西矢野
多家良配水池	八多町小倉北
飲料水兼用耐震性貯水槽	津田西町二丁目 津田小学校校庭
〃	庄町一丁目 蔵本公園駐車場
〃	南出来島町一丁目 新町川公園
第2水源	南佐古六番町
第3水源	庄町一丁目 蔵本公園

第2節 物資等の供給対策

災害対策本部

【主管部】	本部事務局、食料物資部
【関係部】	避難対策部、環境衛生部、輸送部
【関係機関】	徳島県、農林水産省政策統括官 貿易業務課、自衛隊、物資供給協定業者等

第1 趣旨

本節は、大規模災害時の被災者及び災害応急対策従事者（以下、「被災者等」）に対して、食料及び生活物資（以下、「物資」）を円滑に供給するための、調達、受入れ、配送及び集配拠点の運営について必要な事項を定める。

第2 実施機関

被災者等に対する物資の供給は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として市長が行う。（災害救助法30条）

第3 供給業務の分担

災害対策本部の各部の業務分担は次のとおりとする。

関係班等	分担業務
避難所運営班 避難拠点初動要員 災害対策連絡所 災害対策連絡所派遣職員	・各避難所での必要物資の数量等の把握 ・食料物資部への物資の配送要請 ・各避難所での物資の供給 ・炊出し用資材器材の確認及び労務の確保
本部事務局 総務班	・自衛隊、県に対する応援要請
総務部 総務班	・応援協定都市等に対する支援要請
経済班 農林班 食料物資応援班	・必要物資の全体数量の把握 ・協定業者に対する物資の調達要請 ・調達物資の受入れ、分別、保管、配分及び指定避難所等への輸送 ・物資の避難所等への配分調整

第4 食料供給の対象者

食料の供給の対象者は次に掲げる者のうち、被害の状況及び被災者の状況等を考慮し、市長が決定するものとする。

1 被災者等

- (1) 避難所に避難した者
- (2) 住家に被害を受け、炊飯ができない者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 災害応急対策従事者等

- (1) 救助作業、急迫した災害の防止作業及び応急復旧作業に従事する者
- (2) その他市長が必要と認める者

第5 食料供給の方法

1 現物による供給

食料の供給は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。

2 供給の方法

被災者及び作業従事者等への食料の供給は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとする。

供給の方法	内 容
(1) 市の備蓄食料の供給	備蓄してある保存食等を供給する。
(2) 協定業者等から調達した食料の供給	協定を締結している業者等から調達したインスタント食品、パン、牛乳、弁当、果物、調味料等を供給する。
(3) 救援食料等の供給	相互応援協力協定都市等、市内外から寄せられた救援食料等を供給する。
(4) 徳島県災害対策本部からの供給	徳島県災害対策本部に対し応援協力を要請し供給する。
(5) 米飯の炊出し	<p>徳島県食糧卸協同組合、JA全農とくしま等の協定業者又は中国四国農政局徳島県拠点（県知事に要請又は直接要請）等から調達した米穀により、公益財団法人徳島市学校給食会、避難所調理施設等を利用し、自主防災組織等ボランティアの協力を得て炊出しを行う。</p> <p>また、海上自衛隊徳島教育航空群、陸上自衛隊徳島駐屯地、産業給食業者等に調理済みの御飯の提供を要請し供給する。</p> <p>ア 徳島市学校給食会 1回の炊飯量 2万食、炊飯時間 4～5時間</p> <p>イ 海上自衛隊徳島教育航空群 1回の炊飯量 450食、炊飯時間 45分</p> <p>ウ 陸上自衛隊徳島駐屯地 1回の炊飯量 250食、炊飯時間 2時間</p>

3 供給の場所及び従事職員等

(1) 供給の場所

食料の供給は、原則として避難所で行う。状況等により必要な場合には公園等の適当な場所で行うものとする。

(2) 従事職員等

食料の供給は、状況に応じ避難者、避難所運営協議会、自主防災組織等やボランティアの協力を得て行うものとする。

4 供給上の配慮

食料の供給に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 時間的経過の中での被災者の要望等の把握
- (2) 高齢者、障害者、乳幼児及び負傷者などの避難行動要支援者に対する配慮
- (3) 衛生の確保
- (4) 迅速性、確実性、公平性の確保

第6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第7 食料の調達

1 食料の調達は、次の方法及び順位により行う。

調達の的方法	内 容
(1) 協定業者からの調達	弁当、パン及び麺類等の主食並びに副食、調味料、缶詰及び乳幼児用の粉乳等については、必要に応じて協定業者から適宜調達する。
(2) 産業給食による調達	産業給食業者より弁当など調理・加工した食料を調達する。
(3) 知事に対する応急配給要請	県知事に対し、応急配給を要請し、食料を調達する。
(4) 自衛隊に対する応急配給要請	海上・陸上自衛隊に対し、応急配給を要請し、食料を調達する。

2 調達の要請手続き

- (1) 協定業者から調達する場合の手続きは、協定先の連絡者又は連絡補助者を通じて行うものとする。
- (2) 食料物資部及び本部事務局は、協定を締結している大規模小売店等における食料の緊急放出可能量の把握確認に適宜努めるものとする。
- (3) 食料の調達に関する要請の手続きは食料物資部が行うが、県知事や自衛隊への要請については、運用調整班を通じて行うものとする。

第8 食料供給の費用及び期間

1 災害救助法による費用の範囲及び供給期間

食料の供給のため支出する費用及び供給の期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

- (1) 費用の範囲
食料の供給を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。
- (2) 供給の期間
食料の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内のものを現物により支給することができる。

2 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、食料の供給に係る費用を算出し、又は供給を行うことができる。

第9 生活物資配付の対象者

生活物資の配付は、避難所に避難している者や住家の全壊等の被害により生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品等を喪失等し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

第10 生活物資配付の方法

1 配付の方法

- (1) 生活物資の配付は、状況に応じて必要の都度行う。
- (2) 生活物資の配付は、状況に応じて次のいずれかの区分により行うものとする。

配付区分	内 容
個人配付	被災者一人一人に支給するもの
世帯配付	各世帯に支給するもの
被害配付	被害の程度により支給するもの
特別配付	乳幼児、高齢者、障害者等に支給するもの

- (3) 生活物資の配付は原則として避難所単位に数量等を取りまとめ、この組織を通じて行うものとする。
- (4) 生活物資の配付は、避難所運営班、避難所運営協議会、避難拠点初動要員及び派遣職員が、状況に応じ町内会組織等とともに、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

2 配付の場所

生活物資の配付は、食料の供給に準じ、原則として避難所で行う。ただし、当該施設の状況等により必要な場合は公園等の適当な場所で行うものとする。

第11 生活物資の調達

1 調達の方法

生活物資の調達は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとする。

調達の方法	内 容
(1) 市の備蓄物資等の放出	備蓄してある生活物資を放出する。
(2) 県からの調達	県が保有する生活物資を要請し調達する。
(3) 協定業者等からの調達	応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定業者等に協力を要請し調達する。
(4) 応援協定都市からの調達	相互応援協定都市に対し救援を要請し調達する。

図表 災害救助物資備蓄数（徳島市及び徳島県の備蓄）

品 目	在庫数量	保管場所	備 考
(1) ブルーシート	3, 990枚	小・中・高等学校等	75枚×46 + 30枚×18
(2) 毛布	52, 000枚	市内各小・中・高等学校 コミュニティセンター等	指定避難所全てに配置
(3) 簡易トイレ	2, 175セット		
(4) 日用品セット	9, 720セット	日本通運倉庫 徳島県立防災センター 各県民局総合庁舎	

2 調達生活物資の把握及び措置

調達生活物資の品目、数量等の把握及び必要な措置は、次により行う。

関係部等	把握及び必要な措置の方法
(1) 避難所運営班	避難所運営班は、各避難所等で生活物資が必要なときは、その品目、数量等を把握し、配送依頼表の作成等により食料物資部へ調達の要請を行う。
(2) 食料物資部	① 避難所運営班の要請に基づき、備蓄生活物資の放出を行う。 ② 不足の場合は、協定業者に対する調達の要請を行う。 ③ 上記②が間に合わない場合は、災害対策本部へ調達の要請を行うなど、その他生活物資の調達に関する必要な措置を行う。 管轄地内で生活物資が必要なときは、その品目・数量等を把握し、協定締結先等へ調達の要請を行う。

第12 生活物資配付の費用及び期間

1 災害救助法による費用の範囲及び期間

生活物資の配付のため支出する費用の範囲及び配付の期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(1) 費用の範囲

季別及び世帯区分により、1世帯当たり次の各表に掲げる額の範囲内とする。季別は災害発生日をもって決定する。

※ 夏季：4月1日～9月30日、冬季：10月1日～3月31日

(季別は、災害発生日をもって決定する。)

ア 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

季節別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増加算額
夏季 (4-9月)	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季 (10-3月)	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により被害を受けた世帯

季節別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増加算額
夏季 (4-9月)	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季 (10-3月)	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,500円

(2) 配付の期間

物資の配付は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。

2 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、生活物資の配付に係る費用を支出し、又は配付を行うことができる。

第13 集配拠点の運営(被害が甚大である場合)

1 集配拠点の設置

地震による被害が広域にわたり、調達物資や救援物資が集まってくる場合には、食料物資部は、災害発生後、おおむね48時間以内を目途に、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を設置するとともに、民間の運送事業者等を主体的に活用しながら、直接避難所等へ物資を配送するシステムを構築し、運用する。

(1) 集配拠点

集配拠点は原則として市立体育館及び中央卸売市場とする。

(2) 物資の先行確保

物資需要に速やかに対応するため、あらかじめ想定される物資については、民間企業等との協定等を活用し、先行的に確保する。

(3) 避難所における物資需要の把握

物資の配送と同時に、各避難所で作成された配送依頼表に基づき、必要な物資の種類及び数量を把握する。

(4) 配送計画の作成

物資需要に応じた適切な配分を行い、かつ各避難所に効率的に配送するため、配送計画を作成する。

第14 救援物資の取扱い

1 救援物資の要請

- (1) 物資の調達が困難、又は不足するときは、総務部総務班及び運用調整班を通じて県又は他の地方公共団体、自衛隊等へ救援を要請する。任意の救援物資等については、被災者の必要物資等、不要物資等の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先（集配拠点等）をwebサイト等を通じて公表するものとする。
- (2) 上記の救援要請を行う場合は、物資等の種類、数量、輸送方法、受入れ場所等必要な事項を極力要請先に示すとともに、その受入れ態勢を整え、救援物資の効率的かつ迅速な取り扱いに努めるものとする。

2 受入れ及び保管

- (1) 救援物資等の受入れ及び保管の場所は、市立体育館とする。
- (2) 救援物資等の受入れ及び保管は、食料物資部が施設管理者の協力を得て行う。必要な場合は状況に応じて、民間事業者、ボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとする。
- (3) 食料物資部は、市立体育館管理者又は中央卸売市場関係者の協力を得て、あらかじめ受入れに備えて、車両の進入路及び保管場所の確保をする。

3 分別及び出納

- (1) 救援物資等の分別及び出納は、食料物資部及び応援職員が施設管理者の協力を得て行う。また、上記2(2)同様、必要な場合は状況に応じて、民間事業者、ボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとする。
- (2) 分別は、集積物資等の状況の他、災害の状況、輸送手段の状況、避難所の状況等を考慮し、最も効果的と考えられる方法により行う。
- (3) 救援物資等の受入れ及び払出しの出納は、状況に応じ適切な方法をもって行う。

第15 物資等の輸送

1 輸送の方法

物資等を調達し、一時的な集積場所又は供給場所である各避難所等まで輸送する方法は次のとおりとする。なお、輸送手段の拡充を図るため、今後、輸送業者等との協定締結を推進する。

輸送の方法	内 容
(1) 協定業者による直接輸送	調達する物資等の納入に併せて当該納入協定業者に協力要請を行い、トラック協会等協定輸送業者に業務を委託し、直接目的の場所まで輸送する。
(2) 防災関係民間団体等による輸送	「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第4節 防災関係民間団体等の協力」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務を委託して輸送する。
(3) 自衛隊による輸送	運用調整班を通じて自衛隊に協力を要請し、輸送する。
(4) 本部職員による輸送	食料物資部や輸送班を主とする災害対策本部職員により直接搬送する。

[資料編]

6-7 調達物資

第8章 緊急輸送対策

第1節 障害物の除去対策

災害対策本部

【主管部】	復旧対策部、環境衛生部
-------	-------------

【関係部】	関係部
-------	-----

【関係機関】	徳島県建設業協会、道路管理者、河川管理者
--------	----------------------

第1 趣旨

本節は、災害によって発生した住宅、道路、河川等における障害物が、住民の生活に著しい支障又は危険を与え、若しくは与えたと予想される場合、又は物資、人員の輸送等の各種応急対策を円滑に実施するため必要と認めた場合に、障害物の除去を行うための対策について必要な事項を定める。

第2 障害物の情報収集及び危険回避措置

1 情報の収集及び提供

道路管理者、河川管理者及び市長等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うに当たり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提供する。

2 本市における情報の収集

- (1) 市民等からの通報による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報等により障害物の概要を把握する。
- (2) 復旧対策部各班は情報を集約し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定する。取りまとめた情報については随時災害対策本部へ連絡する。また、除去の予定や進捗状況についても、随時災害対策本部へ連絡し、広報に努める。

3 危険回避の措置

実施機関は、障害物の状況等により、直ちに除去等の対策がとれない場合には、市民の生活や交通の安全確保のため、応急的な安全対策措置をし、危険回避に努める。

第3 道路等の障害物の除去

1 実施機関

道路等にある障害物の除去は、原則としてその道路管理者が行う。

2 障害物除去の対象

道路等の障害物除去は次の場合に行なう。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、除去を必要とする場合
- (2) 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

道路等の障害物の除去は次の方法により行う。

- (1) 道路管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて実施するが、労力、機械等が不足する場合は、徳島県建設業協会等の協力を得て行う。
- (2) 障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限の応急的な除去に限るものとする。
- (3) 障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮するものとする。

4 障害物除去の優先順位

障害物除去の実施に際して優先する道路は次のとおりとする。

- (1) 災害の拡大防止、人命救助に必要な道路
- (2) 緊急輸送路に使用する道路

- (3) 不通により住民の生活に著しい支障のある道路
- (4) その他必要と認める道路

5 他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物の除去対策を進める場合には、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して行うものとする。

6 市道における障害物の除去

市道における障害物の除去は、復旧対策部が必要に応じ、徳島県建設業協会、県又は応援協定自治体の応援、協力を得て実施する。

7 放置車両等への対応

- (1) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道路管理者等は、民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第4 河川関係障害物の除去

1 実施機関

河川等における障害物の除去は、原則としてその河川管理者が行う。

2 障害物除去の対象

河川等における障害物の除去は次の場合に行う。

- (1) 河川の溢水防止、護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (3) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

河川管理者は、被害状況に応じ徳島県建設業協会、漁業組合等の協力を得て効果的な方法により、除去するものとする。

第5 住居に係る障害物の除去

1 実施機関

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

2 災害救助法による障害物除去の実施基準

- (1) 障害物除去の対象
 - ア 自力では、当該障害物を除去することができない者
 - イ 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合
- (2) 障害物除去の実施期間
障害物除去は、災害発生の日から10日以内。但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
- (3) 障害物除去のための費用
除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり138,700円以内（令和5年4月基準）とする。

3 災害応急対策上必要な費用及び期間の取り扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用及び期間の範囲を超えて障害物除去に係る費用を支出し、行うことができる。

4 障害物の除去の方法

- (1) 復旧対策部は、比較的小規模なものについては自らの組織、労力、機械器具を用い実施するが、労力、機械等が不足する場合は、徳島県建設業協会等の協力を得て行う。
なお、本市のみでは実施が困難な場合には、県に対し応援を依頼するものとする。
- (2) 障害物の除去は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。
- (3) 障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮するものとする。

5 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合は、災害救助法適用の場合に準じて市長が除去の必要を認めたものを対象に、障害物の除去を行う。

第6 障害物の集積場所

障害物除去に伴うガレキ及び廃材等の災害廃棄物は、「第8編 災害応急対策共通 第9章 遺体安置、保健衛生、災害廃棄物対策 第2節 環境衛生対策」に定めるところにより処理するものとするが、集積場所は環境衛生部との連携により、迅速な処理に努める。

- 1 撤去した障害物は、応急的には付近の空き地、広場等に仮置きする。
- 2 仮置きした障害物のうちガレキ、廃材等の集積場所は、災害の状況により関係機関と協議して決定する。

第2節 交通応急対策

災害対策本部	
【主管部】	復旧対策部
【関係部】	総務部、本部事務局、各関係部
【関係機関】	県公安委員会、徳島中央警察署、徳島名西警察署、徳島板野警察署、道路管理者

第1 趣旨

本節は、道路、その他交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、交通の安全と施設保全を図り、あわせて災害地における交通を確保するための対策について必要な事項を定める。

第2 交通支障箇所等の情報収集

道路復旧班は、次により本市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所又は交通の支障箇所の早期発見に努める。また、国道、県道の状況についても各管理者からの情報掌握に努める。

1 収集する情報の範囲

- (1) 道路支障箇所の情報収集
- (2) 渋滞等の発生状況
- (3) 各種交通機関の状況
- (4) その他交通状況の情報収集

2 情報収集の方法

- (1) 運用調整班から収集する。
- (2) 消防部、官公署、災害対策連絡所等から収集する。
- (3) 市内タクシー業者から情報の提供を受ける。
- (4) 道路パトロールを実施し、収集する。
- (5) その他可能な方法により収集する。

第3 関係機関への通報

1 本市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所についての通報

土木復旧班は、市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について、災害対策本部の本部事務局情報班に連絡するとともに、東部県土整備局徳島庁舎、警察署及び関係機関に速やかに通報する。

2 国道、県道の支障箇所についての通報

土木復旧班は、国道、県道の支障箇所について、各道路管理者、警察署等からの情報収集に努め、情報を収集した場合には、速やかに災害対策本部の本部事務局情報班に連絡するとともに、災害対策関係機関に通報する。

第4 交通規制に関する措置

1 被害地内の交通規制

- (1) 道路管理者、県公安委員会、警察署は、交通施設、道路等の危険な状況を見つけたとき、若しくは危険が予想されるとき又は緊急輸送の確保の必要があるとき等は、第4の2に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡をとり、速やかに必要な規制を行う。
- (2) 交通規制を行うときは、実施責任者は災対法施行令第32条第1項の規定による表示（様式1）を設置する。
- (3) 交通規制を行ったときは、規制内容を立看板、テレビ・ラジオ等のマスコミ、交通情報、広報車両等を利用し、一般に周知するものとする。

2 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次表のとおりとなっている。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道 路 法 第 4 6 条 第 1 項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	道 路 交 通 法 第 4 条 第 1 項 災 対 法 第 7 6 条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるとき	道 路 交 通 法 第 5 条 第 1 項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずる恐れがある場合	道 路 交 通 法 第 6 条 第 4 項

3 自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、災対法第76条の3により、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他の移動を命ずるか、自ら当該措置をとることができる。

第5 緊急通行車両確認証明書の交付

災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、有事の際に警察署、検問所、徳島県危機管理環境部において緊急通行車両事前届出済証を提示し、緊急通行車両確認証明書（様式3）及び標章（様式2）の交付を受けるものとする。

なお、緊急通行車両の対象、交付手続き等については次のとおりとする。

1 緊急通行車両の対象

緊急通行車両は次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告・指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- (4) 施設及び設備の応急復旧
- (5) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (6) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (7) 緊急輸送の確保
- (8) その他災害対策のため、市長が必要と認めた車両

2 事前届出手続き

危機管理局危機管理課は、災害応急対策活動を迅速に行うため、災害応急対策のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（警察本部又は警察署）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくものとする。（「資料編 10-2 緊急通行車両事前届出済車両」）

3 交付手続き

(1) 事前届出済の車両

災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記2の事前届出済の車両については直ちに事前届出車両を使用する班が事前届出済証を警察署又は交通検問所に提出し、証明書及び標章の交付を受けるものとする。

(2) 新たに必要となった車両

災害発生後、新たに災害対策に使用することとなった車両については、当該車両を使用する班が、県公安委員会（所轄警察署）又は県（危機管理環境部）に交付申請を行い、交付を受けるものとする。

第6 道路等の応急復旧措置

道路等の交通支障箇所については、災害応急対策上重要な道路や交通の安全上必要な箇所を優先して次により応急復旧措置を行う。

1 実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

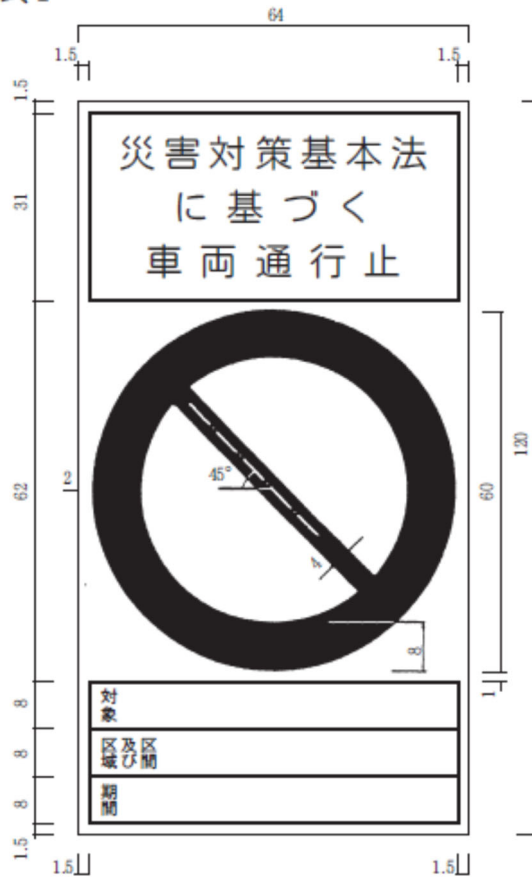
2 応急復旧措置

- (1) 本市が管理する道路については、損壊等により通行に支障があるときには、当面必要最小限の範囲で応急復旧を行うものとする。
- (2) 本市は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第2節 行政機関に対する応援要請と受入れ」等により知事、他自治体、協定団体等に対して復旧の応援を要請する。この場合それらの要請により派遣される応援隊は、災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとする。
- (3) 既設道路のすべてが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、県、道路管理者及び市が協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。

3 経費

道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とする。

様式1



- 備考 1 色彩は、文字、縁及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両番号)並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事印 公安委員会印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用 者	住 所 氏 名	() 局 番
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第3節 輸送対策

災害対策本部	
【主管部】	総務部、被災者支援部、食料物資部、輸送部
【関係部】	上下水道部、避難対策部、復旧対策部
【関係機関】	徳島県、自衛隊、徳島県トラック協会、徳島市漁業協同組合、徳島県建設業協会

第1 趣旨

本節は、大規模災害時における応急対策活動に必要な要員、資機材又は物資等を緊急輸送するための車両、船舶等を迅速かつ円滑に調達、配備し、緊急輸送するための対策等について必要な事項を定める。

第2 輸送業務の実施機関等

災害応急対策に必要な要員、飲料水、食料、物資、資機材及び被災者の輸送等は、それぞれの業務を所管する災害対策本部の各部又は防災関係機関が行う。

第3 輸送の対象と輸送順位

応急対策上の輸送の対象とするもの及び輸送の順位は次のとおりとする。ただし、災害の状況及び輸送力の確保の状況等により、この定めにより難しい場合は、災害対策本部関係各部又は関係機関がそれぞれ協議又は調整し、行うものとする。

1 輸送の対象

輸送の対象	内 容
(1) 人員の輸送	① 被災者又は避難者のうち緊急に輸送する必要のある者 ② 医療及び助産関係者 ③ その他応急対策に必要な人員
(2) 物資等の輸送	① 飲料水及び食料 ② 生活必需物資 ③ 救援物資 ④ 医薬品及び医療資器材 ⑤ その他応急対策に必要な資機材、燃料

2 輸送の順位

輸送の円滑な実施を図るため、上記の輸送を行う場合は、原則として次の順位により行うものとする。

- (1) 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策のため特に必要又は緊急な輸送

第4 輸送の方法

輸送は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度又は被災地域の交通状況等を考慮し、次の手段及び方法等により適宜効率的かつ柔軟な対応をとるものとする。

輸送の手段	輸送の方法
車両による輸送	道路交通が確保されている場合に、車両を確保し、あらかじめ指定されている緊急輸送路等を利用して輸送する。
鉄道による輸送	遠隔地から本市内に物資等を輸送する必要がある場合で、車両による陸上輸送が不可能なときは、JRに協力要請し、輸送する。
船舶による輸送	車両及び鉄道による陸上輸送が不可能な場合又は船舶輸送の方が効率的な場合等は、船舶を確保し、海上輸送基地（マリンピア沖洲）又は津田埠頭に輸送する。
航空機による輸送	緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、ヘリコプターを確保し、輸送する。

第5 輸送力の確保

1 緊急配車計画の作成

調達班は、地震災害が発生し、応急対策のため車両による人員又は物資等の輸送が必要と判断されるときは、被害の状況等輸送に関する情報の収集に努めるとともに、上下水道部及び食料等輸送に係る部と協議し、必要な車両を確保し、効率的に配車するための「緊急配車計画」を速やかに作成する。

2 車両の確保

(1) 本市保有車両（公用車）の確保

本市が保有する車両については、輸送に必要な保有車両から「緊急配車計画」に基づき確保する。（「資料編 10-1 輸送に必要な保有車両」）

(2) バス、乗用車、貨物自動車等の確保

公用車が不足する場合は、必要に応じてバス、乗用車、貨物自動車及び特殊車両等を確保する。

3 船舶の確保

船舶については、調達班が海上輸送基地及び関係部と協議、調整し、徳島県漁業協同組合連合会又は船舶関係業者に協定に基づき協力を要請して確保する。

4 ヘリコプターの確保

(1) 自衛隊ヘリコプターについては、運用調整班が、「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第1節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ」に基づき知事に対して自衛隊のヘリコプター派遣を要請する。

(2) 警察ヘリコプター及び消防防災ヘリコプターについては、消防部が応援協定に基づき関係機関に要請する。

5 その他輸送力の確保

上記の方法でも必要な輸送力が確保できない場合には、次の方法等により確保する。

(1) 相互応援協定都市又は他の地方公共団体に対し協力を要請する。

(2) 車両等を所有する市内の民間団体等又は市民に対し協力を要請する。

(3) 輸送関係のボランティア活動を希望する市外の個人、団体等に対し協力を要請する。

(4) 徳島県又は自衛隊に対して協力を要請する。

6 燃料の確保

本市保有の車両及び災害応急対策実施のため必要とする車両等の燃料については、調達班が、協定会社、油槽所石油類販売業者等から確保する。

要請先	協定等
シェル徳発株式会社	災害時における航空用燃料の供給に関する協定

第6 協力要請の手続き

関係機関等に対して車両等の確保の協力要請を行うときは、それぞれの機関等の連絡責任者等を通じ、業務の内容、必要台数、運転者の必要の有無、期間、使用場所等を明らかにして行うものとする。

第7 輸送用車両基地等

物資等の輸送を行うための輸送用車両基地及び食料、物資等を一時集積するための一時集積場所は次のとおりとする。なお、輸送業務を行うに当たっては、飲料水、食料、生活必需物資等の各対策計画による他、道路の被害状況、輸送物資等の内容及び集積車両台数等を考慮し、適切な場所を利用するものとする。

1 輸送用車両基地

- (1) 徳島市立体育館内駐車場とする。
- (2) その他、物資等の一時集積場所周辺空地とする。

2 物資等の一時集積場所

- (1) 衣料等の生活物資は、徳島市立体育館及びその周辺公園内とする。
- (2) 食料等の生活物資は、中央卸売市場とする。
- (3) 輸送上特に必要な場合は地域の災害対策連絡所とする。

3 海上輸送基地

- (1) 海上輸送が必要な場合は、マリンプピア沖洲とする。ただし、場合によっては津田埠頭とする。
- (2) 海上輸送基地における物資の一時集積場所は、マリンプピア沖洲埠頭とする。

4 ヘリコプター臨時離発着場

「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第1節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ」に定める場所とする。

第8 車両の出動等

1 車両等の集合及び待機

応急対策に従事する本市の公用車及び輸送の要請を受けた関係車両は、「災害緊急輸送」の表示をして、特に要請時に集合先の指示のあったものを除き、原則として上記輸送用車両基地に集合し、出動の指示があるまで待機するものとする。

2 配車及び出動の指示

- (1) 総務部調達班は、「緊急配車計画」、集積車両台数及び輸送の緊急度等を考慮し、関係部と効率的な輸送調整をした上、関係部に対し配車する。
- (2) 配車された車両に対する業務内容の説明及び出動指示は、関係部が行う。

3 業務の完了報告

出動した車両が業務を完了した場合は、特に指示ある場合を除き、直ちに輸送車両基地へ戻り、その旨を総務部調達班に報告し、指示を受けるものとする。

第9 緊急通行車両標章の表示

1 標章の表示

輸送に従事する車両は、「第2節 交通応急対策」で定める緊急通行車両の標章を表示して輸送業務に当たるものとする。

2 標章の交付

上記標章及び緊急通行車両確認証明書は、危機管理課が事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくものとする。ただし、災害時にさらに必要となったときは、関係各部が管轄警察署に交付申請し、交付を受けるものとする。

第10 徳島市における緊急輸送路

1 徳島市における緊急輸送路

人命の救助や生活物資・資機材等の緊急輸送を行うため、県が緊急輸送路を指定している。

(1) 道路

ア 第1次緊急輸送道路（本市に関する路線のみ掲載）

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

路線名	管理区分	区 間
四国縦貫（徳島） 自動車道	西日本高速道路 （株）管理道路	徳島IC～井川池田IC～三好市 愛媛県境
四国横断（徳島） 自動車道	西日本高速道路 （株）管理道路	鳴門JCT～徳島IC 徳島JCT～徳島沖洲IC
	直轄管理道路	徳島沖洲IC～阿南IC（仮称）〈事業中〉
国道11号	直轄管理道路	徳島市～鳴門市 香川県境
国道55号	直轄管理道路	徳島市～海陽町 高知県境
国道192号	直轄管理道路	徳島市～三好市 愛媛県境
国道192号 徳島南環状道路	直轄管理道路	国道192号（徳島市）～国道55号（徳島市）〈事業中〉
徳島引田線	県管理道路	国道192号（徳島市）～板野インター線（板野町）
沖ノ洲徳島本町線	県管理道路	全線（徳島市）
沖洲（外）中央線	県管理道路	臨港道路全線（徳島市）

※〈事業中〉とは、供用開始時に緊急輸送道路と位置づけることとし、現時点では緊急輸送道路予定路線である。

イ 第2次緊急輸送道路（本市に関する路線のみ掲載）

市町村役場等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

路線名	管理区分	区 間
国道438号	県管理道路	国道192号（徳島市）～神山町役場
徳島環状線	県管理道路	徳島市全線
徳島鴨島線	県管理道路	徳島引田線（徳島市）～国道192号（徳島市）
徳島鳴門線	県管理道路	国道11号（徳島市）～徳島鴨島線（徳島市）
徳島北灘線	県管理道路	北矢三・不動東町線（徳島市）～松茂吉野線（藍住町）
徳島小松島線	県管理道路	徳島環状線（徳島市）～徳島上那賀線（小松島市）
市道北矢三・不動東町線	市管理道路	徳島鴨島線（徳島市）～徳島北灘線（徳島市）
市道常三島・沖洲線	市管理道路	国道11号（徳島市）～市道北常三島本線（徳島市） 市道北常三島本線（徳島市）～市道常三島1号線（徳島市） 徳島環状線（徳島市）～徳島市立高校 市道北沖洲東線（徳島市）～沖ノ洲徳島本町線（徳島市）
市道北沖洲東線	市管理道路	沖ノ洲埠頭線（徳島市）～市道常三島・沖洲線（徳島市）
市道中央市場東廻り線	市管理道路	市道常三島・沖洲線（徳島市）～徳島市中央卸売市場
市道常三島1号線	市管理道路	市道常三島・沖洲線（徳島市）～徳島大学総合運動場
市道住吉・南末広線	市管理道路	徳島環状線（徳島市）～臨港道路（福島～沖洲線）
市道富田橋通り線	市管理道路	国道192号（徳島市）～市道新内町・幸町線（徳島市）
市道新内町・幸町線	市管理道路	市道富田橋通り線（徳島市）～徳島市役所
市道新蔵中央線	市管理道路	徳島保健所～国道11号（徳島市）
市道中洲・徳島線	市管理道路	国道192号（徳島市）～国道11号（徳島市）
市道城南・八万・三軒屋線	市管理道路	国道55号（徳島市）～徳島市消防局 東消防署 勝占分署
市道蔵本公園線	市管理道路	蔵本公園～国道192号（徳島市） 市道南庄・南佐古線（徳島市）～蔵本公園

路線名	管理区分	区 間
市道国府中央線	市管理道路	市道国府中学校線（徳島市）～ 神山国府線（徳島市）
市道国府中学校線	市管理道路	徳島市消防局 西消防署 国府出張所～ 市道国府中央線（徳島市）
市道北常三島本線	市管理道路	市道常三島・沖洲線（徳島市）～ 徳島市民病院
市道マリンピア沖洲5号線	市管理道路	臨港道路（沖洲(外)中央線）～ 県立東部防災館
市道沖浜町・山城線	市管理道路	国道55号（徳島市）～ 市道御座船入江川南線（徳島市）
市道御座船入江川南線	市管理道路	市道沖浜町・山城線（徳島市）～ アスティ徳島
市道鮎喰・北島田堤上線	市管理道路	徳島鴨島線（徳島市）～ 鮎喰川河川緑地
市道徳島球技場1号線	市管理道路	徳島市球技場～ 神山鮎喰線（徳島市）
市道徳島球技場2号線	市管理道路	サンビアゴルフクラブ～ 市道徳島球技場1号線（徳島市）
市道庄・南庄西線	市管理道路	徳島県自治研修センター～ 市道南庄・南佐古線（徳島市）
市道南庄・南佐古線	市管理道路	市道庄・南庄西線（徳島市）～ 市道蔵本公園線（徳島市）
市道南田宮3-2丁目線	市管理道路	田宮運動公園～ 市道南田宮3-堤上線（徳島市）
市道南田宮3-堤上線	市管理道路	市道南田宮3-2丁目線（徳島市）～ 市道北佐古・田宮・春日線（徳島市）
市道北佐古・田宮・春日線	市管理道路	市道南田宮3-堤上線（徳島市）～ 徳島鴨島線（徳島市）
市道富田浜線	市管理道路	徳島県建設センター～ 国道55号（徳島市）
市道昭和町中央通線	市管理道路	徳島市立富田中学校～ 国道55号（徳島市）
市道津田中学校線	市管理道路	徳島市立津田小学校～ 徳島小松島線（徳島市）
徳島市道西地・下町線	市管理道路	国道438号（徳島市）～ 市道西山団地中央本線（徳島市）
市道西山団地中央本線	市管理道路	市道西地・下町線（徳島市）～ 市道西山団地西16号線（徳島市）
市道西山団地西16号線	市管理道路	市道西山団地中央本線（徳島市）～ しらさぎ台中央グラウンド
徳島市道若宮・流通団地3号線	市管理道路	徳島環状線（徳島市）～ 古川長原港線（徳島市）

(2) 拠点港

救助活動を行うため、拠点となる港湾

港湾名	種 別	管 理 者	備 考
徳島小松島港	重 要 港 湾	徳 島 県	沖洲（外）地区
〃	〃	〃	赤石地区
橘 港	〃	〃	大湊地区
浅 川 港	地 方 港 湾	〃	浅川地区

(3) 飛行場

救助活動を行うため、拠点となる飛行場

施 設 名	管 理 者
徳 島 飛 行 場	海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島空港事務所空港長）
小 松 島 飛 行 場	海上自衛隊第24航空隊司令

2 緊急輸送路の確保

(1) 情報収集と輸送路の確保

大規模な地震が発生したときは、復旧対策部道路復旧班は、道路及び緊急輸送路関係の被害情報の収集を行うとともに、速やかに緊急輸送路の確保に努める。また、本ルート of 通行に支障を生じたときは、速やかに適切な迂回路の設定を行い、補助輸送ルートを確保するものとする。

(2) 関係機関等への通報

道路復旧班は、収集した輸送に関する情報を整理し、速やかに本部事務局情報班をはじめ、総務部調達班、食料物資部等の輸送に関する災害対策本部各部及び防災関係機関に通報する。

第11 輸送について必要な簿冊

1 災害救助法に基づくとき

- (1) 輸送記録簿
- (2) 燃料及び消耗品受払簿
- (3) 修繕費支払簿
- (4) 輸送関係支払証拠書類

2 災害救助法発動以外のとき

災害救助法に基づく輸送以外のときにおいても、おおむね前項に準ずるものとする。

[資料編]

- 10-1 輸送に必要な保有車両
- 10-2 緊急通行車両事前届出済車両
- 10-4 調達車両
- 10-5 調達舟艇

第9章 遺体安置、保健衛生、災害廃棄物対策

第1節 遺体の処理及び埋葬

災害対策本部

【主管部】	避難対策部
【関係部】	被災者支援部
【関係機関】	県、警察、他市町村、徳島海上保安部、徳島市医師会、徳島市歯科医師会、日赤徳島県支部、自衛隊、自主防災組織

第1 趣旨

本節は、災害時に、行方不明者（現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者）又は死亡した者が発生した場合において、捜索、遺体の処理及び埋葬を実施するために必要な事項を定める。

第2 実施機関

1 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として市長が行う。

2 遺体の処理及び埋葬

遺体の処理及び埋葬は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として市長が行う。

第3 死亡が推定される行方不明者の捜索等

地震災害時において死亡していると推定される行方不明者の捜索は、次により行う。

1 行方不明者の申し出受理

- (1) 行方不明者の申し出は、庶務班又は災害対策連絡所において受理するものとする。なお、災害対策連絡所において受理した場合は、速やかに庶務班に通知する。
- (2) 申し出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を「資料編 6-4 行方不明者捜索申出受付票（様式1）」に記録しておく。
- (3) 庶務班は、申出受付票を取りまとめ、その内容を、消防部及び警察等へ連絡する。なお、行方不明者が旅行人の場合には被災者支援班にも連絡するものとする。

2 行方不明者の捜索活動等

- (1) 行方不明者の捜索は、消防部が警察及び徳島海上保安部と連携を密にし、車両、舟艇、巡視船艇・航空機、機械器具の借上げ等、可能な限りの手段、方法により早期発見に努める。なお、状況に応じ自衛隊及び自主防災組織等民間団体の協力を得て実施する。
- (2) 各班は、活動中及び行方不明者の捜索中遺体を発見したときは、庶務班、被災者支援班、警察及び徳島海上保安部に連絡するものとする。

3 災害救助法に定める捜索のため支出する費用及び期間

(1) 捜索のため支出する費用

災害救助法に定める捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械や器具等の借上費、修繕料及び燃料費とし、その額は通常の実費とする。

(2) 捜索期間

災害救助法に定める捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合においては、上記災害救助法の定める費用及び期間の範囲を超えて捜索に係る費用を支出し、又は捜索を行うことができる。

第4 遺体の処理等

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

なお、遺体の処理は、徳島県の方針に基づき、県、警察、他市町村、徳島海上保安部、葬祭業者と密接な連絡をとり、関係各部が連携して実施するとともに、葬祭業者等へ委託し、又は自主防災組織、市民及び自衛隊等へ協力を要請して行う。ただし、主な業務分担は、業務分担表「資料編 6-5 遺体処理票」のとおりとする。

1 遺体の検案等

遺体の検案は、警察の検案制度に基づき実施される。ただし、災害救助法が適用された場合は、原則として県の衛生班が検案制度に基づく検案を実施する。なお、検案に際して遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置及び遺体の一時保存もあわせて行う。

2 遺体の搬送

庶務班は、遺体の検案後、警察又は県の衛生班から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、直ちに職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し遺体の引渡しを受ける。

なお、引渡しを受けた遺体は、市の定める遺体安置所に搬送し、安置する。ただし、状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行う。

3 遺体の安置

遺体の安置は、次により行う。

(1) 遺体安置所等の開設

避難対策部は、市立スポーツセンターを遺体の安置場所として開設する。ただし、収容できない状況が生じた場合は、他の公共施設又は寺院等を遺体安置場所として開設する。

(2) 遺体の処置等

ア 遺体の安置に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達する。

なお、棺等の確保が困難な場合は、相互応援協定都市等に対し、総務部を通じて協力要請を行う。

イ 避難対策部は、「資料編 6-5 遺体処理票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示する。

ウ 保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととする。

4 遺体の身元確認

避難対策部は、警察、徳島市歯科医師会、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引取人発見に努め、身元不明者については遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

5 遺体の引渡し

避難対策部は遺族その他関係者から、遺体の引取りの申し出があった場合、遺体処理票に必要事項を記載し、引き渡しを行う。

6 災害救助法に定める遺体処理の範囲、費用及び期間

災害救助法に定める遺体処理の範囲、費用及び期間については、「資料編 6-2 災害救助法の適用基準 3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表」を参照。

7 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用を超えて遺体処理に係る費用を支出し、又は期間を超えて遺体処理を行うことができる。

第5 埋・火葬

地震災害により死亡した者のうち、遺体の引取人がない場合（以下「身元不明遺体」という。）、又は引取人があっても災害による混乱のため、埋・火葬ができない場合に、次により行う。

1 埋・火葬の方法

埋・火葬の方法は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとする。

- (1) 避難対策部は、対象者の遺体を火葬する場合、「資料編 6-6 埋・火葬台帳」を作成するとともに、住民課から「死体火葬許可証」の交付を受け、指定された火葬施設に搬送する。
- (2) 避難対策部は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に一時保管し、遺族等に引き渡すものとする。

なお、この場合「埋・火葬台帳」に必要事項を記載する。

2 遺骨等の引取人のない場合の取り扱い

避難対策部は、身元不明遺体の遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に保管する。

なお、所定の遺体安置所が閉鎖される場合は、市長の指示を受け市民文化部において引き続き保管し、警察等の協力を得て身元不明遺体の遺骨の引取人を調査するものとする。

3 災害救助法に定める埋・火葬の範囲、費用及び期間

災害救助法に定める埋・火葬の範囲、費用及び期間については、「資料編 6-2 災害救助法の適用基準 3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表」を参照のこと。

4 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用を超えて埋・火葬に係る費用を支出し、又は期間を超えて埋・火葬を行うことができる。

5 火葬施設

火葬施設については、次のとおりとする。

施設名	所在地	能力	電話
徳島市立葬斎場	川内町鈴江西92	1日 44体	665-0429

なお、庶務班は火葬施設に支障が生じた場合、又は施設の処理能力を超えると判断した場合、「徳島県広域火葬計画」に基づき広域火葬を実施する。

6 遺骨仮安置場所

所定の遺体収容所が閉鎖された場合には、庶務班は市内寺院等に協力を依頼し、仮安置の措置を講ずるものとする。

[資料編]

- 6-2 災害救助法の適用基準
- 6-4 行方不明者捜索申出受付票
- 6-5 遺体処理票
- 6-6 埋・火葬台帳

第2節 環境衛生対策

災害対策本部	
【主管部】	環境衛生部
【関係部】	復旧対策部
【関係機関】	徳島県、し尿収集業者

第1 趣旨

本節は、大規模災害時における災害廃棄物を迅速、確実に処理するとともに、被災により死亡した小動物の収集処理及び放浪犬猫の保護収容のための対策について必要な事項を定める。

第2 定義

本節における災害廃棄物の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
一般廃棄物	「一般廃棄物」とは、通常の処理が困難になった生活系ごみ、避難所生活に伴い発生するごみ、被災により発生した燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、粗大ごみに相当する廃棄物をいう。
がれき	「がれき」とは、地震により発生したコンクリート・アスファルトがら等建物等の解体撤去に伴い発生する廃材、倒木等をいう。
し尿	「し尿」とは、通常の処理が困難になったし尿、被災地における仮設トイレから発生するし尿をいう。
適正処理困難物	「適正処理困難物」とは、有毒性、危険性、感染性のあるもの、その他家電リサイクル対象品目やパソコン等の市では処理できないごみをいう。

第3 一般廃棄物の収集処理

一般廃棄物の収集処理は、次により行う。

1 収集方法

排出された一般廃棄物は、場所、量に応じて収集車等を使用して迅速に収集する。

2 一般廃棄物収集関係車両

一般廃棄物収集作業車両の状況は、次のとおりである。

車両種類	用途	東部環境事業所		西部環境事業所		合計	
		台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
軽四バン	死亡小動物収集用	1	0.35 t			1	0.35 t
	可燃不燃兼用	4	0.20 t	3	0.20 t	7	1.40 t
軽四ダンプ	可燃不燃兼用	9	0.35 t	8	0.35 t	17	5.95 t
	不燃用	1	0.35 t			1	0.35 t
四輪ダンプ	可燃不燃兼用	2	1.90 t	1	2.00 t	3	5.80 t
	不燃用	2	2.00 t			2	4.00 t
塵芥収集車 〔パッカー車〕 〔プレス車〕	可燃不燃兼用	20	2.00 t	20	2.00 t	40	80.00 t
	不燃用			1	2.50 t	1	2.50 t
	不燃用	1	2.30 t			1	2.30 t
アームロール車	中継用（不燃）			3	6.90 t	3	20.70 t
計		40		36		76	123.35 t

※ 表中の塵芥収集車には、廃棄物を搭載する機械部分の積込方式によって、パッカー車とプレス車に大別している。

3 一般廃棄物集積所

一般廃棄物集積所は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の集積所又は環境衛生部が被災状況を勘案し、臨時に指定した場所
- (2) 本市が指定する広域避難場所及び避難所

4 処理施設等

- (1) 一般廃棄物処理は、原則として次の施設で処理を行う。

施設名	所在地	処理能力	職員数	電話
東部環境事業所 ごみ焼却施設	論田町元開43-1	190t/日	28	621-5218
西部環境事業所 ごみ焼却施設	国府町北岩延字桑添18番地1	180t/日	26	621-5410

- (2) 処理施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮により速やかに復旧を講ずるとともに、他自治体の処理施設に使用について応援を要請する。ただし、他自治体の処理施設が使用不可能な場合は、あらかじめ別に定めた仮置場を使用する。

5 ごみ排出ルールの周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ次の点を周知徹底する。

- (1) 可能な限りの可燃物及び不燃物の分別
- (2) 所定の集積場所への集積
- (3) 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮

6 ごみ集積場所等の防疫

ごみの排出状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう必要に応じ防疫措置を講ずる。

7 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合に、「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第2節 行政機関に対する応援要請と受入れ」、「第8編 災害応急対策共通 第13章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティア活動の受入れ」等に基づき、応援要請等を行う。

第4 災害廃棄物の処理

地震により発生したコンクリート・アスファルト等及び建物等の解体撤去に伴い発生した廃材・倒木等のがれき等の災害廃棄物の処理は、原則として、次により行う。

1 がれき等の災害廃棄物の仮置場の確保

がれき等の災害廃棄物の仮置場を確保するため、環境部はあらかじめ仮置場の選定をしておく。

なお、状況によりあらかじめ選定した仮置場での処理が困難な場合は、大規模空地の利用について関係機関と協議し、仮置場を決定する。

2 がれき等の災害廃棄物の区分

がれき等の災害廃棄物は原則として、次のとおり区分し、処理を行う。

- (1) コンクリート系がれき
- (2) 木質系がれき
- (3) 金属系がれき

3 がれき等の災害廃棄物の処理に関する情報の提供等

- (1) 市は県及び国と連携して、災害廃棄物に関する情報、取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。
- (2) 市は、事業所等に対しがれき等の災害廃棄物の処理に関する情報の提供、助言、指導等を行う。

4 応急対策に伴うがれき等の災害廃棄物の処理

環境衛生部は、災对本部が行う応急対策に伴う次のがれき等の災害廃棄物に関して、担当部と協議を行い、迅速な処理に努める。

- (1) 復旧対策部及び環境衛生部が担当する「第8編 災害応急対策共通 第8章 緊急輸送対策 第1節 障害物の除去対策」に基づく、障害物の除去に伴うがれき等の災害廃棄物

- (2) 復旧対策部が担当する「第8編 災害応急対策共通 第10章 建築物、住宅応急対策 第3節 被災建築物等の安全措置及び解体、撤去対策」に基づく、倒壊建築物の解体、撤去に伴うがれき等の災害廃棄物

5 災害廃棄物処理に係る留意事項（県地域防災計画より）

- (1) 市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針や県が定める災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運営方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発・広報等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- (2) 県は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。
- (3) 県及び市町村は、津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。
- (4) 県は市と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。
- また、市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- (5) 県及び市町村は、国と連携して、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。
- (6) 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第5 し尿収集処理

し尿の収集処理は、次により行う。

1 収集の方法

被災の状況に応じ、環境衛生部の指示により民間委託収集業者が収集作業を実施する。

2 民間し尿収集業者

民間し尿収集業者は、次のとおりである。

許可業者名	住 所	電 話
(有)井内開発	徳島市国府町芝原字西澤119-1	642-7937
齋藤産業(株)	〃 吉野本町6丁目9	626-0088
城南清掃(有)	〃 沖浜町中道100-3	668-3505
(有)たいち	〃 北田宮2丁目15番48号	632-5376
(有)大徳	〃 不動本町1丁目272番地1	631-0259
(有)徳島衛生社	〃 南沖洲3丁目6-44	664-5161
(有)アクア	〃 国府町府中297-1	642-0273
(有)光エンテックス	〃 応神町東貞方字西川淵87-2	641-6611
(有)山岡清掃社	〃 北島田町3丁目8-1	632-3049
(有)山口清掃店	〃 八万町千鳥51番地の4	668-0135

3 収集車両等

民間し尿収集業者の保有する収集車両等は、次のとおりである。

車 種	積 載 量	台 数	人 員
バキューム車	137.55t	49台	164人

4 し尿収集計画の作成

し尿の収集に当たり、環境衛生班・廃棄物処理班は、避難所の優先収集等を考慮した収集計画を作成し、迅速かつ効率的なし尿収集の実施に努める。

5 し尿処理施設

(1) し尿処理については、次の施設において処理を行う。

施設名	所在地	処理能力	職員数	電話
し尿処理施設	論田町元開43-1	270kℓ/日	17	662-1403

(2) し尿処理施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮により、速やかに復旧措置を講ずるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請する。ただし、他自治体の処理施設が使用不可能な場合は、公共下水道処理施設の機能の活用を図る。

6 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第2節 行政機関に対する応援要請と受入れ」、「第8編 災害応急対策共通 第13章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティア活動の受入れ」等に基づく応援要請を行う。

第6 仮設トイレの設置等

1 仮設トイレの設置

- (1) 広域避難場所及び避難施設に、避難人員に応じた仮設トイレを設置する。
- (2) 水洗化地域あるいはし尿浄化槽の設置世帯においても下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害を考慮して、公園その他の空地を利用し、仮設トイレを可能な限り調達し設置する。

2 仮設トイレの消毒等

仮設トイレの設置状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布等を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫措置を講ずる。

第3節 動物救護対策

災害対策本部

【主管部】	避難対策部、環境衛生部
【関係機関】	徳島県動物愛護管理センター

第1 趣旨

本節は、大規模災害時において、動物の救済等について必要な事項を定める。

第2 内容

1 実施責任者

罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、市は協力を行うものとする。

2 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」（徳島県動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整について、県が設置する動物救援本部と協議を行う。
- (3) 一時的に保護・収容した飼い主不明の動物や放浪動物、負傷動物、特定動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）等については、徳島県動物愛護管理センターに連絡し、保護収容を依頼する。
- (4) 災害によって死亡した小動物（家畜を除く）については、飼い主が責任をもって処理することを原則とする。ただし、飼い主が不明なもの、又は防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できない場合は、環境衛生・廃棄物処理班が処理する。
- (5) 各避難所におけるペットの取扱については、別に定める「徳島市避難所運営マニュアル」のとおりとし、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努める。また、平常時から関係団体との連携体制を整備しておくとともに、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等について普及啓発を行う。

第4節 防疫対策

災害対策本部

【主管部】	被災者支援部、環境衛生部
【関係部】	病院部
【関係機関】	徳島保健所

第1 趣旨

本節は、大規模災害時において、生活環境の悪化に伴う感染性疾病の発生の恐れがある場合に迅速かつ強力に防疫活動を実施し、感染症の流行を未然に防止するための対策について必要な事項を定める。

第2 実施機関

被災地域における防疫は市長が実施する。ただし、災害の状況により市長が不可能と判断した場合は、県知事にその旨を報告して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に基づき、県知事の応援を求めるものとする。

第3 防疫活動

防疫活動の内容、体制については、次のとおりとする。

1 防疫活動の内容

環境衛生部は、災害の状況等により必要な車両、機材を確保し、被災地域における次の防災活動を行う。

- (1) 被災地域の家屋周辺の清掃や防疫方法についての指導又は指示
- (2) 被災者及び自主防災組織等に対する薬剤の交付
- (3) 被災地域の避難所等の消毒及び鼠族、昆虫等の駆除
- (4) 被災地域の状況により家庭のごみ等の集積場所及び仮設トイレの消毒
- (5) 浸水箇所等の消毒

2 班編成及び車両等

環境衛生・廃棄物処理班は、次の人員及び車両等により防疫班を編成し、防疫活動を行う。

なお、被害状況により人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、「第8編 災害応急対策共通 第3章 応援の要請・受入れ 第2節 行政機関に対する応援要請と受入れ」、「第8編 災害応急対策共通 第13章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティア活動の受入れ」等に基づき、応援要請を行う。

班 編 成	1日編成班数	一日処理能力	出 動 期 間	防疫対策範囲
防疫薬品配給班	4	500～1,000戸	3～5日	全 域
防 疫 消 毒 班	4	150～200戸	完 了 ま で	〃
検病疫学調査班	1	40戸	〃	〃

3 薬剤散布用器材の備蓄数量及び保管場所

器 材 名	数 量 (台)	保 管 場 所
煙 霧 器	2	城東町2丁目5番40号 環境政策課倉庫
噴 霧 器	2	
〃 (肩掛式)	5	

第4 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤は、徳島県及び医薬品会社に要請し調達する。市保有資材で不足するときは市内業者から調達する。

図表 防疫薬品調達先

在庫場所及び調達先		電話番号	所 管
沖浜東	ビザン薬品（株） 徳島支店	6 2 6 - 2 7 1 0	市民環境政策課
川内町	（株）アステイス 徳島支社	6 6 6 - 0 6 0 0	〃
川内町	四国アルフレッサ（株）徳島営業部	6 6 5 - 3 1 1 1	〃
幸 町	（有）三谷薬局	6 5 2 - 8 4 2 1	〃
万代町	三協商事（株）	6 5 3 - 5 1 3 1	〃

図表 徳島県備蓄の防疫用薬剤、衛生材料の保管場所（市内保管場所のみ）

名 称	保 管 場 所	電 話 番 号
徳島保健所	新蔵町3丁目80	6 5 2 - 5 1 5 1
薬学会館	中洲町1丁目58	6 5 5 - 1 1 0 0

第5 報告

市長は警察、消防等諸機関、地区の衛生組織、その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について、災害防疫実施要綱（厚生省定）により管轄保健所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫の所要見込経費
- (4) その他

第10章 建築物、住宅応急対策

第1節 建築物応急危険度判定対策

災害対策本部	
【主管部】	復旧対策部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	徳島県、徳島県建築士会

第1 趣旨

本節は、大規模災害が発生した際、被災建築物の倒壊等の二次災害の防止の他、引き続き安全に居住又は使用できるかどうかの応急危険度判定活動を被災建築物応急危険度判定士の協力を得て円滑に行うための対策等について必要な事項を定める。

第2 判定の対象物建物

応急危険度判定を実施する建物は、原則として次のとおりとする。ただし、その実施に当たっては、災害の規模、被害の状況等を考慮し、県又は関係機関との協議を行いその都度対象建物を決定する。

1 公共施設等

災害対策に使用する公共施設や、民間病院等の災害時に重要となる次の施設については、必要に応じて早期に判定を実施する。

- (1) 市庁舎等の災害対策の拠点となる建物
- (2) 学校等の避難施設となる建物
- (3) 病院、診療所等の救急医療に使用する施設
- (4) その他災害対策上重要な施設

2 一般住宅等

- (1) 個人住宅
- (2) 共同住宅

3 1・2以外の全ての建築物

第3 判定士の派遣要請及び受入れ

大規模災害が発生した場合には、市内の建築物の被災状況を把握し、速やかに応急危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときには、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行う。

1 応急危険度判定士の要請

応急危険度判定士の要請は、復旧対策部が運用調整班を通じ県被災建築物応急危険度判定支援本部（住宅課建築指導室 TEL088-621-2595）に行う。

2 判定士の受入れ

(1) 受入れ体制

- ア 判定士の受入れに際しては、宿泊場所、現地案内等受入れの準備を十分に行う。
- イ 公的機関からの受入れについては、事前に総務部との調整を行う。
- ウ 個人、民間等の受入れは、復旧対策部が直接対応する。

(2) 器材等の用意

- ア 帳票類の用意
 - (ア) 判定士受付台帳（地元判定士用、応援判定士用）
 - (イ) 判定調査票（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造各構造用）
 - (ウ) 判定結果集計表

- (エ) その他必要な帳票
- イ 判定備品の用意
 - (ア) 判定街区マップ
 - (イ) 判定標識（赤・黄・緑）
 - (ウ) 下げ振り
 - (エ) クラックスケール
 - (オ) カメラ（必要に応じ用意する）
 - (カ) 判定士が持参するが、若干数用意するもの（筆記用具・メジャー・軍手・ヘルメット・懐中電灯）
 - (キ) その他活動に必要な器材
- (3) 車両の手配
復旧対策部は、総務部調達班（車両担当）に依頼し、判定士の移動のための車両等を手配する。
- (4) 判定士の受付
受付台帳により、氏名、認定番号、判定作業可能日数等必要事項を記載し、人数等を確認する。
なお、受付台帳は別途事前に用意しておくものとする。

第4 判定の実施

1 判定実施の周知

判定作業を開始するまでに、広報班を通じ市民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要をラジオ、チラシ等の広報手段により周知する。

2 判定の実施

- (1) 判定チームの編成
建築班職員は主としてコーディネーター（災害時に判定士を指揮、監督し、受入れ準備等を行う）として判定士のチーム編成を行い、判定街区を指示するとともに、必要な器材等を配布する。
- (2) 被災建物への判定結果の掲示
判定結果については、3に定めるところにより被災建物へ表示する。
- (3) 判定結果の取りまとめ
都市建設部は判定結果を適宜取りまとめ、記録班へ報告する。
- (4) マニュアルの作成
判定活動の詳細については別にマニュアルを定めるものとする。

3 判定による結果の表示

- (1) 危険度の判定
被災建物の危険度の判定は、余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行う。

表 示	判 定 の 内 容
危 険	被害程度が著しく危険な状況と判断される。
要 注 意	被害が認められるので十分な注意が必要と判断される。
調 査 済	被害がないか、又は軽微な状況と判断される。

- (2) 判定標識の掲示
判定済の建築物には上記判定の内容を示した判定ステッカー（「資料編 6-10 被災建築物 応急危険度判定ステッカー 様式1」）を出入口等に掲示し、使用者等に注意を促す。

第5 応急危険度判定体制の整備

1 応急危険度判定士の育成等

- (1) 建築班は、民間の建築士に対して、応急危険度判定士の認定を受け、登録するように協力を要請する。
- (2) 本市職員に対して、コーディネーターを養成する。

2 必要器材等の整備

迅速な判定実施が行えるよう判定の実施に必要な器材等をあらかじめ整備する。

3 判定制度の周知

平常時から市民に対して判定制度の周知を図り、当該建築物の所有者や使用者が判定結果を尊重し、建物を使用するよう指導する。

第2節 被災宅地危険度判定対策

災害対策本部

【主管部】	復旧対策部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	徳島県

第1 趣旨

本節は、大規模災害が発生した際、被災宅地の二次災害の防止の他、引き続き安全に居住又は使用できるかどうかの危険度判定活動を被災宅地危険度判定士の協力を得て円滑に行うための対策等について必要な事項を定める。

第2 判定の対象物建物

応急宅地応急危険度判定を実施する対象は、災害の規模、被害の状況等を考慮し、県又は関係機関との協議を行いその都度決定する。

第3 判定士の派遣要請及び受入れ

大規模災害が発生した場合には、市内の宅地の被災状況を把握し、速やかに被災宅地危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときには、判定士の派遣を要請し、その受入れを行う。

第4 判定の実施

1 判定実施の周知

判定作業を開始するまでに、広報班を通じ市民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要をラジオ、チラシ等の広報手段により周知する。

2 判定の実施

(1) 判定チームの編成

建築班職員は判定士のチーム編成を行い、判定街区を指示するとともに、必要な器材等を配布する。

(2) 被災建物への判定結果の掲示

宅地判定士は、被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

判定結果については、3に定めるところにより被災宅地へ表示する。

(3) 判定結果の取りまとめ

都市建設部は判定結果を適宜取りまとめ、記録班へ報告する。

(4) マニュアルの作成

判定活動の詳細については別にマニュアルを定めるものとする。

3 判定による結果の表示

(1) 危険度の判定

被災宅地の危険度の判定は、余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行う。

表 示	判 定 の 内 容
危 険	被害程度が著しく危険な状況と判断される。
要 注 意	被害が認められるので十分な注意が必要と判断される。
調 査 済	被害がないか、又は軽微な状況と判断される。

(2) 判定標識の掲示

判定済の建築物には上記判定の内容を示した判定ステッカー（「資料編 6-1-1 被災宅地危険度判定ステッカー 様式1」）を出入口等に掲示し、使用者等に注意を促す。

第5 応急危険度判定体制の整備

1 応急危険度判定士の育成等

(1) 本市職員に対して、判定士資格の取得を推奨する。

2 判定制度の周知

平常時から市民に対して判定制度の周知を図り、宅地の所有者や使用者が判定結果を尊重し、宅地を使用するよう指導する。

第3節 被災建造物等の安全措置及び解体、撤去対策

災害対策本部	
【主管部】	復旧対策部
【関係部】	復旧対策部、環境衛生部
【関係機関】	徳島建設業協会等

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生等により被災建造物が崩壊し、歩行者等の通行に危険が生ずるような二次災害の発生を防止するための応急的安全措置と併せ、被災地の安全確保と早期復旧を図るための倒壊家屋等の解体、撤去対策について必要な事項を定める。

第2 被災建造物等の安全措置

1 安全措置の実施者

被災建造物等の崩壊又は構造物の落下等により歩行者等に危険が生ずるおそれがある場合は、原則として、建物等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が応急的な安全措置を実施する。

ただし、所有者等が被災し、自ら安全措置を行うことができない場合、又は市民等の安全確保のため緊急に行う必要があると認められる場合は、市が所有者等に代わって応急的に地域ごとに優先順位を定めて、必要最低限の安全措置を講ずるものとする。

2 本市が行う安全措置の実施方法等

本市（復旧対策部）が被災建造物等の危険防止のために実施する安全措置は、概ね次により行うものとする。

(1) 安全措置を実施する地域等の状況把握

地域の状況の把握は、概ね次により行う。

- ア 災害対策本部各部、災害対策連絡所からの連絡
- イ ライフライン関係機関からの通報
- ウ 市民からの通報
- エ 被災地パトロールによる把握

(2) 安全措置の内容及び範囲等

ア 危険箇所の表示

被災建造物等で、余震の発生等により崩壊等の危険があり、歩行者等の通行に支障が予想される箇所には、ロープ、テープ等により囲い、危険箇所の表示を行う。

表示をする箇所は次のとおりとする。

- (ア) 倒壊又は構造物の落下等の危険がある建造物等の周囲
- (イ) 瓦、石垣、塀等の落下、倒壊のおそれがある場所
- (ウ) 倒壊の危険がある電柱や電線の落下している場所
- (エ) その他現場の状況により、安全措置の必要があると思われる場所

イ 所有者等への指導等

パトロール等により危険箇所を把握した場合で、所有者等が当該建物等に居住している場合などは、所有者等に対し、上記アの安全措置を講ずるよう指導する。

ウ 関係機関等への連絡等

パトロール等により、道路等の通行の障害になり、応急的な安全措置では対応できず、災害応急対策の実施上からも、大きな支障となる被災建物等を把握した場合には「第8編 災害応急対策共通 第8章 緊急輸送対策 第1節 障害物の除去対策」により処理することになるため、復旧対策部及び関係機関に連絡する。

第3 倒壊家屋等の解体、撤去対策

1 倒壊家屋等の解体、撤去対策の基本

災害により倒壊した家屋等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去は、原則として建物の所有者の責任において行うこととし、本市は、これらの廃棄物の処理場及び仮置場の確保や処理、処分に関する情報の提供等を行うことを基本とする。

2 本市の対応

倒壊建物等の所有者が解体、撤去を行う場合においては、市は次の業務を行うものとする。

- (1) 処理場及び仮置場の確保等
環境衛生部と協議して、倒壊家屋等の廃棄物の処理場及び仮置場の確保に努める。
- (2) 情報の提供等
市民等に対し、廃棄物の処理場、仮置場の場所や搬入方法等についての情報提供を行うこととする。
- (3) 民間事業者等と連携した解体体制
市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (4) 環境保全対策
 - ア 事業者に対し、家屋解体・撤去に伴う粉じん、アスベスト粉じん、騒音、振動等の公害を防止するために必要な措置の実施及び関係する法令の遵守について、文書により要請する。特にアスベスト対策については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月環境省）に基づいて、事業者に対する指導を行う。
 - イ 適宜現場パトロールを行い、アの遵守状況の確認を行うとともに、現地指導を行う。
 - ウ 公費による解体・撤去に当たっては、アの事項について、契約上の義務づけを行う。
 - エ なお、アスベストに関する市民からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

第4節 仮設住宅等応急住宅対策

災害対策本部

【主管部】 復旧対策部、被災者支援部

【関係機関】 徳島県

第1 趣旨

本節は、大規模災害により住宅が倒壊、焼失若しくは流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者に対して応急仮設住宅を建設し、又は住宅が半壊、半焼し、自己の資力では応急修理ができない者に対して日常生活に欠くことができない部分を応急修理するための対策等について必要な事項を定める。

第2 実施機関

- 1 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、被害の程度等により、応急仮設住宅の建設を知事から委任されたときは、市長が実施する。
- 2 災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めた場合は、市長が実施する。

第3 災害救助法における実施基準

災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居基準及び住宅の応急修理の基準等は次のとおりである。

1 応急仮設住宅の入居基準

応急仮設住宅へ入居する者は、住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者（世帯単位）とする。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型仮設住宅の規模及び費用

応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のため支出する費用は、一戸当たり平均 6,285,000 円以内とする。

(2) 建設の時期

建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(3) 供与の期間

建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

(4) 賃貸型応急住宅

賃貸型応急住宅を提供する場合は、災害発生の日から速やかに提供できるようにする。規模、基準額及び供与の期間は、建設型仮設住宅に準ずる。

3 住宅の応急修理の対象

住宅が半壊・準半壊又は半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者（又は大規模な補修をしなければ居住することが困難である程度に住家が半壊又は半焼した者）とする。

4 住宅の応急修理の実施

(1) 修理の方法及び費用

- ・大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000 円以内
- ・準半壊：343,000 円以内

(2) 修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は 6 ヶ月以内）とする。

第4 災害救助法が適用されない場合の実施基準

災害救助法が適用されない場合においては、市長は、災害救助法に準じて実施するものとする。

第5 応急仮設住宅の建設場所等

1 建設予定地

応急仮設住宅の早期の建設を可能とするため、住宅班は関係部と調整し、あらかじめ次のような場所を候補用地として選定しておき、災害の状況等を勘案し、その都度適当な建設場所を決定するものとする。

- (1) 公有の未利用地等
- (2) 公園等の公共施設
- (3) 民間の未利用地、休耕地、生産緑地等

2 付属施設の併設

応急仮設住宅の建設に当たっては、生活の利便性を確保するため、状況により次の施設、設備等の設置を検討する。

- (1) ごみ集積所
- (2) 通路の照明
- (3) 通路の舗装
- (4) 集会所

3 高齢者・障害者向き仮設住宅の提供

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者の実態等を考慮し、必要な場合は県と協議し、高齢者又は障害者向きの福祉仮設住宅の設置について検討する。

第6 応急仮設住宅の管理、処分等

1 入居基準の整備

住宅班は応急仮設住宅への入居を円滑に進めるため、県と協議しあらかじめ災害救助法の入居基準に基づく細部の基準を策定しておくものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者の優先入居についても考慮するものとする。

2 応急仮設住宅の管理

- (1) 災害救助法による応急仮設住宅については、県の要請によりその管理に協力する。
- (2) 必要により巡回訪問等を実施し、入居者の要望等の把握に努め、県と協議し適切な措置を講ずる。

3 応急仮設住宅の処分

災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了したときは、知事が処分を行う。

第7 災害公営住宅の建築

災害によって、相当数の住宅が滅失した場合に、地方公共団体が罹災者のうちの低額所得者のために災害公営住宅を建設するときは、公営住宅法の特例を受けることができる。ただし、滅失戸数が法定数に達しなければならないので、災害の被害状況を把握して県知事に報告しなければならない。

〈根拠〉

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条
- (3) 激甚災害指定基準

第8 被災住宅に対する相談、指導

被災した住宅（公営住宅等を除く。）の応急措置及び応急復旧に関し、関係機関（建設業協会、建築士会、建築士事務所協会、電気事業者、ガス事業者等）の協力を得て技術的相談、指導を行う。

(1) 応急措置に関する相談、指導

ア 倒壊のおそれのある住宅（工事中のものを含む。）及び脱落のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談、指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を実施する。

イ 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。

(2) 応急復旧に関する相談、指導

被災住宅の復旧に関する技術的相談、指導を行うための窓口を開設するとともに、関係機関との連絡調整を図る。

第9 賃貸住宅等の活用

応急仮設住宅の他、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、市は、既存賃貸住宅等のあっ旋、情報提供等を行う。

1 公営住宅等の活用

市営住宅又は他の公営住宅等の空地情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっせんを行う。

2 民間アパート等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についてもその情報を収集、提供し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

第11章 ライフラインの応急復旧

第1節 ライフライン等の応急対策

災害対策本部

- 【主管機関】 四国電力(株)徳島支店、四国電力送配電(株)徳島支社、四国ガス徳島支店、西日本電信電話徳島支店、四国旅客鉄道徳島保線区、徳島県エルピーガス協会
- 【関係部】 本部事務局、上下水道部、復旧対策部、輸送部、その他関係部

第1 趣旨

本節は、都市生活の基幹をなす電気、電話、ガス、上下水道、交通等の都市ライフライン等が災害により被災した場合、都市機能が麻痺し、市民に与える影響も極めて大きいことから、これらを所管する各関係機関がそれぞれの応急対策活動の体制を確保するとともに、本市災害対策本部と連携し、応急対策、広報活動等を迅速かつ円滑に実施するための対策等について必要な事項を定める。

第2 情報連絡及び連携体制の確保

各関係機関及び市災害対策本部は、次に掲げる情報連絡等を行い情報の共有化に努めるとともに、相互協力により円滑な応急対策実施のための連携体制を確保する。

1 本市災害対策本部への連絡

各関係機関は、本市災害対策本部運用調整班に対し、次に掲げる事項について適宜連絡を行う。

- (1) 各関係機関の施設の被害状況
- (2) 各関係機関における応急対策の状況
- (3) 各関係機関所管施設の応急復旧の見通し

2 本市災害対策本部情報の連絡及び必要な対応の協議

本市は、各関係機関に対し災害対策本部の情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて関係機関と応急対策等について協議し、その実施の円滑化を図る。

3 報道発表等の際の措置

各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため市災害対策本部事務局情報班にその内容を通知する。

ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知する。

なお、本部事務局情報班は、各関係機関からの通知を受けた場合、広報班、秘書・議会班にその内容を伝達する。

4 本市災害対策本部の広報媒体の活用

各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて災害対策本部事務局に要請し、「第8編 災害応急対策共通 第2章 災害情報等の収集・伝達 第3節 広報・広聴」に定める広報媒体の活用を図る。

なお、運用調整班は、各関係機関から本市の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに広報班に連絡を行い、その実施を要請する。

第3 各関係機関等の応急対策

1 公共下水道の応急対策

公共下水道排水区域が被災した場合、管路施設等を整備・保全することで、汚水、雨水等の排除機能を確保する。

- (1) 下水管きよ、マンホール・ます等の設置

ア 排水区域

内町、新町、東富田、西富田、八万の一部、佐古、加茂名の一部、昭和、渭北、渭東、沖洲、多家良の一部、上八万の一部、北井上の一部

イ 排水面積

1, 439.48ha (単独公共下水道 1,352.38ha、特定環境保全公共下水道 87.10ha)

ウ 管路施設の内容 (合流管きよ及び雨水管きよ)

下水管きよ延長 369, 821m

(合流管 206,152m、汚水管 133,967m、雨水管 29,702m)

取付管の数 38, 499箇所

(汚水取付管 26,450箇所、雨水取付管 12,049箇所)

ますの数 36, 018箇所

(汚水ます 23,926箇所、雨水ます 12,092箇所)

マンホール 11, 121箇所

(2) 排水機場操作要綱及び排水ポンプ場等の施設

排水方法については、排水機場操作要綱に基づき適正に行うものとする。

処理場 5箇所 (単独公共下水道 2箇所、特定環境保全公共下水道 3箇所)

ポンプ場 13箇所 (合流 6箇所、雨水 7箇所)

排水機場 43箇所

2 各関係機関の応急対策

各関係機関は、それぞれに定める災害応急対策計画等に基づき、その機能の安全を確保するための応急対策を実施する。

3 徳島県エルピーガス協会の応急対策

徳島県エルピーガス協会は、災害によるLPガス施設及び設備の被害発生を覚知した場合又は市長から要請を受けた場合には、LPガス及びLPガス器具の確保及び供給に努める。

4 燃料電池自動車等の活用

企業との協定等により、水素燃料電池自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

[資料編]

13-1 排水機場操作要綱

13-2 湛水防除計画

ガス施設の応急対策計画（四国ガス株式会社）

実施機関	名 称	四国ガス株式会社徳島支店	電 話	6 5 4 - 2 1 7 1
	所在地	徳島市北出来島町1丁目26-2	F A X	6 5 4 - 2 1 7 7

地震発生時における応急対策にかかる連絡窓口は次のとおりとする。

連絡責任者	次 長	電 話	6 5 4 - 2 1 7 1	F A X	6 5 4 - 2 1 7 7
連絡補助者	業務課長				

【活動の目的等】

地震が発生した場合「非常災害対策規程」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部の設置

四国ガス株式会社徳島支店（以下、徳島支店という。）の供給エリア内で、非常災害が発生、又は発生が予想される場合は、徳島支店内に対策本部を設置する。

また、四国ガスの供給エリア内で、2事業所以上にわたり災害が発生、又は発生が予想される場合には、本店に広域本部を設置する。

2 応急対策要員の確保

災害時は、「非常災害規程」に基づき、緊急呼出し等により、必要要員を呼び出す。

また、休日夜間に当たっては、テレビ、ラジオ等で供給エリア内において、震度5弱以上の地震が発生したことを覚知した場合、自主的に出社する。

そして、必要に応じて、工事会社、サービスショップ等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように、動員体制を確立し呼出しをする。

3 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

地震時は事業所内に設置している地震計が感知した場合には、関係者へ震度情報を連絡する。また、風水害時は、気象情報の収集に努める。事務所で集約された情報は、各部署へ伝達されて必要な措置を講じるシステムとする。

(2) 関係機関との情報交換

災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を災害時優先電話等により防災関係機関に対して伝達する。

また、必要に応じて徳島支店より連絡要員を防災関係機関へ派遣する。

4 復旧資機材の確保

日常から必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

5 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてお客様に対しテレビ・ラジオ等の情報機関及び広報車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及び安全装置に関する各種の情報を広報する。

6 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことの出来ない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。

このため、被害箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより都市災害の拡大等の二次災害の恐れがあると判断される場合には、災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているブロック等により、ガスの供給を停止する等の適切な危険防止措置を講ずる。

7 復旧対策

(1) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に関わる箇所及び救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど災害状況・各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

(2) 復旧要員の確保

社員・協力会社による全社的な動員体制の他に、四国ガス単独で復旧を図ることが困難である

場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他のガス事業者から協力を得る。

(3) 他機関との協力体制

復旧を促進するため地域防災機関・防災機関・道路管理者・地域団体と緊密な連携をとり各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

四国旅客鉄道株式会社応急対策計画

実施機関	名 称	四国旅客鉄道株式会社	電 話	6 5 2 - 6 8 6 4
	所在地	徳島市徳島町城内 1 - 3 1	F A X	6 5 2 - 1 0 7 9

地震発生時における応急対策にかかる連絡窓口は次のとおりとする。

連絡責任者	保線区長	電 話	6 5 2 - 6 8 6 4	F A X	6 5 2 - 1 0 7 9
-------	------	-----	-----------------	-------	-----------------

震災時における四国旅客鉄道株式会社の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行に当たっては、運転事故報告手続、災害時運転規則手続の定めによる。

2 対策本部等の設置

地震災害の実情を敏速に把握し、被災列車の救護、鉄道施設被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし、県、市町村、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

3 地震発生時の取扱い

(1) 警報器の警報の区分

地震指示警報器（以下「警報器」という。）の警報の区分は、次のとおりとする。

ア 規制 — 震度 4（ただし、40ガル以上80ガル未満）のランプが点灯し、警報ブザーが鳴動したとき。

イ 中止 — 震度 5弱（80ガル以上）のランプが点灯し、警報ブザーが鳴動したとき。

(2) 駅長の取扱い

駅長（CTC区間にあつては、CTC指令を含む。以下同じ。）は、警報器の警報ブザーが鳴動したとき、又は地震を感知し、列車の運転が危険と認められるときは、列車の運転を一時見合わせるとともに、その旨を関係保線区長及び電気区長並びに関係乗務員に連絡するものとする。

(3) 輸送指令員の取扱い

輸送指令員は、駅長又は保線区長から通知を受けたときは、速やかに列車抑止範囲内の駅長に対し、指令を行うものとする。

輸送指令員は、保線区長から運転規制又は運転中止の要請があつたときは、関係駅長及び関係乗務員に指令するものとする。解除の場合も同じとする。

(4) 保線区長の取扱い

保線区長は、警報器の警報ブザーが鳴動したとき又は通報を受けたとき、若しくは地震を感知し、列車の運転が危険と認めたときは、関係箇所に通報するものとする。

4 列車の徐行運転又は運転休止の解除

(1) 保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の徐行運転又は運転停止に必要ななくなったと認めたときは、その旨を輸送指令員に報告しなければならない。

(2) 電気区長は、電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要ななくなったと認めたときは、その旨を輸送指令員に通報しなければならない。

(3) 輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があつたときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

N T T 災害応急対策計画

実施機関	名 称	西日本電信電話株式会社徳島支店	電 話	6 0 2 - 1 1 4 1
	所在地	徳島市西大工町2丁目5-1	F A X	6 0 2 - 1 2 8 8

地震発生時における応急対策にかかる連絡窓口は次のとおりとする。

連絡責任者	事業推進室長 事業推進担当 課長	電 話	6 0 2 - 1 1 4 1	F A X	6 0 2 - 1 2 8 8
-------	------------------------	-----	-----------------	-------	-----------------

1 基本方針

震災時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

(1) 震災が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- ア 電源の確保
- イ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ウ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- エ 応急対策用車両、工具の点検
- オ 応急対策用資機材の把握
- カ 緊急輸送対策
- キ 復旧要員の確保
- ク 通信設備の巡回点検

(2) 震災の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

(3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

- ア 臨時回線の作成
行政機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線等を使用して臨時回線を作成する。
- イ 市外回線網の措置
交換措置、伝送路切替措置を実施し、通話を確保する。
- ウ 臨時市外、中継回線の作成
可搬型無線機、応急復旧ケーブル等により、臨時の伝送路を作成し、必要限度の市内、市外通話の確保を図る。
- エ 臨時電報電話取扱所の開設
市町村指定避難場所、救護所等に臨時電報電話取扱所を設置し、電報電話が利用できるよう努める。
- オ 特設公衆電話等の設置
 - (ア) 孤立化する地域をなくすため、地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。
 - (イ) 市町村指定の避難場所等に特設公衆電話を設置する。
 - (ウ) 市街地主要ターミナルに臨時公衆電話を設置する。

カ 通信の利用制限

各種問合せや見舞電話等が集中し通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制措置を行い、利用制限を実施する。

キ 非常緊急電報、非常緊急電話の優先利用

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常緊急電報、非常緊急電話として他の通信に優先して取り扱う。

- (4) 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。
- ア 被災区間又は場所
 - イ 回復見込み日時
 - ウ 通信途絶、利用制限の理由
 - エ 通信途絶、利用制限の内容
 - オ 通信利用者の協力を要請する事項
 - カ その他の事項
- (5) 大規模災害発生時に安否情報等を確保するため、被災地に向けた通話が輻輳した場合、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板「web171」を開設する。

3 回線の復旧順位

震災により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通話の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況の応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような階段的復旧を実施する。

(1) 第1段階の復旧

- ア 加入電話
防災関係、報道関係など電話サービス契約約款における復旧第1順位、第2順位の機関の加入電話。
- イ 公衆電話
避難場所等に特設公衆電話の設置及び街頭公衆電話の復旧
- ウ 専用線
 - (ア) データ通信
 - (イ) ラジオ、テレビの中継線
 - (ウ) 道路通信

(注、上記ア～ウ項は、ほとんど同時に復旧作業が行われる。)

(2) 第2段階の復旧

一般住民の加入電話を可能な限り早期に復旧する。

四国電力、四国電力送配電災害応急対策計画

実施機関	名 称	四国電力株式会社徳島支店 四国電力送配電株式会社徳島支社	電 話	6 2 2 - 7 1 2 1 6 5 6 - 4 6 0 1
	所在地	徳島市寺島本町東2丁目29	F A X	6 5 6 - 4 5 1 1

災害発生時における応急対策にかかる連絡窓口は次のとおりとする。

連絡責任者	四国電力（株）徳島支店	総務部長 総務課長	電話 ・ F A X	上記のとおり
	四国電力送配電（株）徳島支社	総務部長 総務課長		

災害時における電力施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 災害時における電力の供給

災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

- (1) 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。
- (2) 需給バランスについて、系統上供給力が不足する場合においては、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、供給力を確保するものとする。

2 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需用家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、需用家によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

3 災害時における応急復旧

災害が発生した時は、災害の規模、被災施設の状況に応じ、電力の早期供給を眼目とし、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資・機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力（株）及び四国電力送配電（株）の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

(1) 発電設備

仮設備等により早期の電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図る。

(2) 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を設置するとともに被害線路の復旧を図る。

(3) 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに移動用ケーブル、発電機車等の利用により迅速な復旧送電を図るものとする。

(4) 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、迂回ルートへの切り替えや非常用通信設備の活用により、必要回線の確保を図るものとする。

また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとする。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な建築物、樹木等により応急的処置を講ずるものとする。

4 ダム、せき等の管理

ダム、せき等の管理は、河川法に定めるところにより行うものとし、ダムごとに管理主任技術者を

置き、管理主任技術者は、常置の土木保守員を指揮監督してダムを管理するものとする。

洪水時の対策措置は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 洪水が予想されるときは、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確予測に努め、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。
- (2) ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、警鐘、スピーカー等により警告する。
- (3) ダム操作規程又はダム管理規程に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。また、必要に応じ、河川パトロールも実施する。

L P ガス災害応急対策計画

実施機関	名 称	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	電 話	6 6 5 - 7 7 0 5
	所在地	徳島市川内町平石住吉 2 0 9 - 5 徳島健康科学総合センター 4 F	F A X	6 6 5 - 6 9 0 5

地震発生時における応急対策にかかる連絡窓口は次のとおりとする。

連絡責任者	専務理事 高瀬義正	電話	6 6 5 - 7 7 0 5	F A X	6 6 5 - 6 9 0 5
連絡補助者	西條憲史				

1 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

L P ガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺 L P ガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

L P ガス販売事業者は、地震により L P ガス設備が損壊又は転倒した場合は、L P ガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

2 L P ガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

L P ガス販売事業者は、事務所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、L P ガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、L P ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) L P ガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、L P ガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第12章 応急教育及び保育

第1節 教育対策

災害対策本部

【主管部】	教育部
【関係部】	避難対策部
【関係機関】	小学校、中学校、幼稚園、高等学校

第1 趣旨

本節は、災害時における児童・生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期するため、教職員及び教育施設等の早期確保と応急教育の円滑な実施を図るための対策について必要な事項を定める。

第2 実施機関

- 1 市立学校（市立幼稚園、市立小・中学校及び市立高校をいう。）における応急教育は、県教育委員会及び市教育委員会が実施する。
- 2 県立学校、私立学校における応急教育は、それぞれの設置者が実施する。
- 3 教育施設の応急復旧、学用品等の支給等については市、県及び私立学校の設置者がそれぞれの責任において実施する。

第3 児童等の安全確保対策

災害時の児童等の安全を確保するため、学校（園）長は、各学校の実情に応じ、あらかじめ次に掲げる項目について災害時の応急対策計画を策定する。

- 1 災害情報等の収集対策
- 2 教育委員会、災害対策本部、警察及び消防機関等への連絡方法
- 3 保護者との連絡方法
- 4 児童等の安全確保対策
 - (1) 避難方法
 - (2) 登下校の適否及び通学路の安全確認
 - (3) 保護者への引き渡し方法
- 5 夜間、休日に災害が発生した場合の教職員の安否確認及び非常参集方法
- 6 その他必要な事項

第4 市の教育施設の応急復旧対策

1 被害状況等の報告

学校（園）長は、災害が発生したときには、速やかに次の事項について市教育委員会に報告する。

- (1) 施設、設備及び敷地の被害状況
- (2) 児童等の被災状況の概要
- (3) 教職員の被災状況
- (4) その他応急措置を必要と認める事項

2 応急復旧対策

教育施設の被災により授業が長期間にわたり中断することを避けるため、市教育委員会は次により必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 被害箇所等の応急修理
軽易な校舎等の被害については、応急修理等を実施し、できる限り教室を確保する。

また、被害が甚大で、応急修理では使用に耐えられない場合は、一時学校を閉鎖し、安全復旧まで管理する。

(2) 学校の相互利用

災害により教室の不足が生じた場合は、授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を総合調整の上、相互利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等を建設し授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

相互利用や仮設校舎の建設が不可能な場合には、社会教育施設等その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

3 避難施設との調整

学校施設が避難施設として利用される場合は、被害の状況を考慮し、避難施設として供与する施設、設備等の安全点検を実施し、避難所運営協議会に必要な指示を与える。

また、避難生活が長期化する場合は、学校施設の利用について災害対策本部、避難所運営協議会等関係機関と協議、調整するものとする。

第5 応急教育の実施

応急教育の実施に当たって学校（園）長は、施設の応急復旧の状況、避難状況、教員、児童等の被災状況等を勘案し、授業の完全実施が不可能な場合は、市教育委員会と協議した上で、次の区分により応急教育を実施する。

- 1 臨時休業
- 2 短縮授業
- 3 二部授業
- 4 分散授業
- 5 複式授業
- 6 上記の併用授業

第6 学用品の給与

1 学用品の給与対象者及び品目

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は次のとおりとする。

- (1) 学用品の給与は、住宅の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア 教科書（教材を含む）
- イ 文房具
- ウ 通学用品
- エ その他の学用品

2 費用及び期間

災害救助法が適用された場合の学用品の給与のため支出する費用及び期間は、次の範囲内とする。

- (1) 費用

- ア 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、県教育委員会に届け出て又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

イ 文房具、通学用品費及びその他の学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,400円以内

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,700円以内

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり5,100円以内

(2) 期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。

3 費用及び期間の特例

上記の災害救助法等の定めにかかわらず、必要と認める場合には、市長は学用品の給与に係る費用を支出し、又は期間を超えて給与を実施することができる。

4 学用品等の給与方法等

(1) 学校長は、被災児童・生徒が必要な学用品等の種類及び数量を調査し、市教育委員会に報告する。

(2) 教育委員会は全市分を取りまとめ、食料物資部等に調達の依頼をする。

(3) 救援物資として受け付けた学用品類は、市教育委員会が種類及び数量により、必要に応じて分配するものとする。

5 災害救助法が適用されない場合

災害規模、被害の程度により、災害救助法に準じ市教育委員会が別に定めるところによる。

第7 授業料の減免

市立高等学校生徒が被害を受け、授業料の減免の措置が必要と認められる場合は、当該学校長は直ちに市教育委員会に報告するものとする。

第8 応急教育に伴う給食

応急教育を再開したときは、次に掲げる場合を除き、速やかに給食が実施できるよう措置するものとする。

ただし、献立、配給、配膳等給食の実施の方法については、その時の状況により教育委員会が別に定めるものとする。

1 感染症の発生、その他危険が予想される場合

2 災害により給食物資が入手困難な場合

3 学校給食設備（給食設備を有する学校）が避難者の炊き出しのために使用される場合

4 給食施設が被災し、給食の実施が不可能となった場合

5 その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第9 教員の確保

教員の被災により通常の教育が実施できない場合は、市教育委員会は次により教員の確保を図るものとする。

1 幼稚園教員の確保

助教諭、非常勤講師の任用

2 小・中学校教員の確保

県教育委員会と協議し、講師、非常勤講師の任用による教員の確保

第13章 自発的支援の受入れ

第1節 ボランティア活動の受入れ

災害対策本部

【主管部】	被災者支援部
【関係部】	県保健福祉部
【関係機関】	徳島市社会福祉協議会、徳島市ボランティアセンター

第1 趣旨

本節は、大規模災害発生時に応急対策を実施するに当たり、本市及び防災関係機関等だけでは対応が不可能な場合、本市内外のボランティアの救援活動が必要になることからボランティア活動やその受入れ等に、本市がその支援を行うことによって、円滑なボランティア活動が行われる体制を整備するための基本的事項と当面の対応等について必要な事項を定める。

第2 実施機関

災害時におけるボランティア救援活動に係る事務は、徳島市社会福祉協議会が作成した「徳島市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、ボランティアの支援要請を徳島市社会福祉協議会及び徳島市ボランティアセンターに要請し、ボランティア組織関係者の自主活動として実施するものとする。また、市長はボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第3 ボランティア組織関係者及び市の事務等

ボランティア組織関係者及び市の災対本部が行う事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

区分	事務等の内容
ボランティア組織関係者が行う事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入れ及び登録に関する事。 ・ボランティアが必要な場合の協力要請に関する事。 ・従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示に関する事。 ・ボランティアの身分の取り扱いに関する事。 ・ボランティア活動に必要な情報の収集、提供に関する事。 ・災害対策本部との連絡、調整に関する事。 ・その他ボランティア活動に必要な事務に関する事。
本市の災害対策本部（被災者支援班）が行う業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、地域生活情報等ボランティア活動に関する情報の提供に関する事。 ・必要な資機材等の提供に関する事。 ・必要な職員等の派遣に関する事。 ・必要な財政措置に関する事。 ・ボランティア組織との連絡、調整に関する事。 ・その他ボランティア活動に必要な支援に関する事。

第4 ボランティア活動の要請範囲

本市の災害対策本部が、個人、団体又はその他のボランティアの救援活動を要請する場合の範囲は、概ね次のとおりとする。

- 1 避難場所、避難施設等の運営の援助に関する事。
- 2 救援物資の配分、配送に関する事。
- 3 給水、給食に関する事。

- 4 安否情報の収集、整理、伝達に関すること。
- 5 医療、看護、保健、介護に関すること。
- 6 手話通訳等の福祉活動に関すること。
- 7 清掃、防疫に関すること。
- 8 その他実施機関が必要と認める活動に関すること。

第5 ボランティアの要請手続

本市の災害対策本部において、災害時にボランティア救援活動が必要となった場合の要請手続は次のとおりとする。

- 1 災害対策本部各部、災害対策連絡所又は避難所等において活動の要請を必要とするときは、各対策部長、災害対策連絡所又は避難所運営班長が次の事項を明らかにして、被災者支援班に要請するものとする。
 - (1) 活動の内容
 - (2) 活動の場所、期間
 - (3) 必要と思われる人員
 - (4) その他参考となる事項
- 2 被災者支援班は、各種の要請内容を整理、調整し、徳島市社会福祉協議会・徳島市ボランティアセンターに対しボランティアの派遣要請を行う。

第6 ボランティアの身分に関する取扱い

ボランティアとしての特性等を考慮し、その活動に係る報酬等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 ボランティア救援活動に対しては、原則として無報酬とする。
- 2 ボランティア救援活動に係る食料及び宿泊場所等の確保については、原則として自己の負担とする。
- 3 ボランティア救援活動に係る災害の補償については別に定める。

第7 ボランティア対応拠点の提供

市は、災害時のボランティアの対応及び活動の拠点として、社会福祉協議会の協力を得て徳島市社会福祉協議会（沖浜東2丁目16番地）を提供するものとする。この場合、当該施設又は災害の状況等により必要なときは、他の適当な場所を提供するものとする。

〔資料編〕

- 4-2 徳島市消防団OB会「消防団支援ボランティア活動実施要綱」

第2節 義援金の受入れ、配分等

災害対策本部	
【主管部】	被災者支援部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	各防災関係機関

第1 趣旨

本節は、災害時に国民、企業等から義援金が寄託された場合に、その受入れ及び配分等を迅速、確実に行うため、その手続き及び方法等について必要な事項を定める。

第2 義援金の受入れ

- 1 義援金の受入れ及び配分等に関する事務は、被災者支援班が行う。
- 2 義援金の受入れ
 - (1) 特定義援金の受入れ
 - ア 徳島市又は徳島市長等本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、被災者支援班が受入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管する。
 - イ 特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領書を発行するとともに、その記録、整理を行う。
 - (2) その他の義援金の受入れ
県又は日本赤十字社徳島県支部等から徳島市相当分として配分された義援金の受入れ、保管及び記録については、上記(1)に準じて行うものとする。

第3 義援金の配分

- 1 義援金配分計画の策定
 - (1) 義援金の配分及び使用については、徳島県義援金配分委員会の決定を考慮するとともに、被災人員等の状況、近隣各市・町の配分基準等を考慮の上、別に本市の義援金配分計画を策定し、被災者に配分する。
 - (2) 義援金配分計画策定については、別に定める本市の義援金配分委員会等で策定する。
- 2 被災者への配分
被災者への義援金の配分に関する事務は被災者支援班が行うものとし、その配分に当たっては、公平かつ迅速を旨とする。

第9編
災害復旧・復興

第1章 災害復旧

第1節 復旧事業の推進

災害対策本部	
【主管部】	各関係部
【関係機関】	各防災関係機関

第1 趣旨

本節は、災害の応急対策と並行し、又は応急対策の完了を待って復旧計画を策定する場合における策定の基本の方針及び策定項目等について必要な事項を定める。

第2 策定の基本方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとともに、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るなど、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に必要な応じて策定するものとする。

第3 災害復旧計画の策定

災害応急対策計画に基づく応急対策の終了後、被害の程度を十分検討して、次の事業についての復旧計画を策定する。この場合において、災害復興計画が別に策定される場合は、当該復興計画との整合を図るものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

以下の各施設

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

以下の各施設

- (1) 農地農業用施設
- (2) 林業用施設
- (3) 漁業用施設
- (4) 共同利用施設

3 教育施設災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

6 都市施設災害復旧事業計画

7 住宅災害復旧事業計画

8 社会福祉施設災害復旧事業計画

- 9 官庁建物等災害復旧事業計画
- 10 その他の公共施設災害復旧事業計画

第4 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

被災施設の財政援助及び助成計画を速やかに作成するとともに、国及び県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、速やかに査定が実施できるよう努める。

このうち特に公共都市基盤施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、法令等により定められている。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共都市基盤施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に係る財源援助措置

※「激甚災害の指定」参照

第5 災害復旧事業の実施

災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2節 激甚災害の指定

災害対策本部

【主管部】	本部事務局、総務部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	各防災関係機関

第1 趣旨

本節は、本市域に著しく激甚である災害が発生した場合に、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き等について必要な事項を定める。

第2 激甚災害指定の手続き

1 県知事への報告

(1) 災害状況等の報告

ア 大規模な地震災害が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準（中央防災会議決定）を十分考慮し、県知事に対して速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を報告する。

イ 県知事に対する報告事務は、運用調整班が財政班と協議して行うものとする。

(2) 報告事項

被害の状況等の報告は、災対法第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域の被害の程度（「災対法施行規則」別表第1に定める事項）

エ 災害に対しとられた措置

オ その他必要な事項

2 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

(1) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

(2) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。

(3) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定、公布する。

第3 激甚災害に係る特別財政援助

1 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、次項に掲げる適用対象事業を所管する部長は、県の関係部局の指示を受け、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、本市関係部局との調整等を経て、県の関係部局に提出するものとする。

2 特別財政援助対象事業等

激甚法に定める特別財政援助の対象となる事業等は別表のとおりである。

別表

特別財政援助対象事業等

区 分	対 象 事 業 等	適 用 条 項
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設災害復旧事業 ・ 公共土木施設災害関連事業 ・ 公立学校施設災害復旧事業 ・ 公営住宅災害復旧事業 ・ 生活保護施設災害復旧事業 ・ 児童福祉施設災害復旧事業 ・ 老人福祉施設災害復旧事業 ・ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・ 障害福祉サービス施設災害復旧事業 ・ 女性自立支援施設災害復旧事業 ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ・ 感染症予防事業 ・ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外） ・ 湛水排除事業 	<p>第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条、第19条関係 第3条、第19条関係 第3条、第9条関係</p> <p>第3条、第10条関係</p>
(2) 農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する貸金の融通に関する暫定措置の特例 ・ 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ・ 森林災害復旧事業に対する補助 	<p>第5条関係 第5条、第6条関係</p> <p>第7条関係 第8条関係</p> <p>第9条関係</p> <p>第10条関係 第11条関係 第11条の2関係</p>
(3) 中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 	<p>第12条関係第14条関係</p>
(4) その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・ 水防資材費の補助の特例 ・ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 	<p>第16条関係 第17条関係 第19条関係</p> <p>第20条関係</p> <p>第21条関係 第22条関係 第24条関係</p> <p>第25条関係</p>

第3節 罹災証明書等の発行

災害対策本部

【主管部】

被害調査部、避難対策部、消防部、食料物資部

第1 趣旨

本節は、被災世帯又は被災者等が、生活再建や自力復興のため各種の支援措置を早期に受けるために必要となる罹災証明書等の発行を速やかに行うため、発行の手続き及び証明の範囲等について必要な事項を定める。

第2 罹災証明の対象等

1 証明の目的及び程度

- (1) 罹災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる住家の被害程度について、災害対策基本法第90条の2の規定及び住家の被害認定基準に基づき、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。
- (2) 動産等罹災届出証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる住家以外の物件の被害程度について、被災した旨を市長に届け出たことを証明するものとする。
- (3) 被災証明は、火災による住家等の被害程度について、徳島市火災調査規程に基づき、消防局長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

2 証明の項目

各種証明は次の項目の証明をするものとする。

(1) 罹災証明

住家の被害の程度に関する証明項目

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- イ 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ その他（住家に付随する被害）

(2) 動産等罹災届出証明

非住家（倉庫やカーポート等）、動産（車両や家財道具等）の被災について、被災した旨を市長に届け出たことを証明するものであり、証明項目なし。

(3) 被災証明

火災に関する証明項目

- 全損、半損、小損

第3 発行の手続き等

1 発行事務

罹災証明書及び動産等罹災届出証明書の発行に関する事務は、避難対策部庶務班が行う。ただし、火災に関する被災証明書の発行事務は、消防署班が行う。

2 被害調査の実施と被災者台帳等の作成

(1) 被害調査の実施

被害調査部調査第1～3班、食料物資部経済班及び農林班は、罹災証明書等の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は民間建築関係団体等の協力を得て行うものとする。

(2) 被災者台帳等の作成

被害調査部調査第1～3班は、上記被害調査の結果を基に、被災者台帳を作成し、食料物資部経済班及び農林班は被害調査書を作成する。

なお、被災者台帳作成に当たっては、状況に応じて「被災者支援システム」を活用するものとする。

(3) 被災者台帳等の作成方法

被害調査の実施の方法及び調査に基づく名簿及び調査書の作成の方法については、被害調査部調査第1～3班、食料物資部経済班及び農林班が別に定める。

(4) 被災者支援システムの維持管理等

情報班は、「被災者支援システム」の維持管理及び運用を行うものとする。

3 証明書の発行

(1) 被災者台帳等に基づく発行

罹災証明書の発行は、「資料編 6-1 罹災証明等発行要領」の罹災（動産等罹災届出）証明願（様式1）による被災者から申出を受け、上記被災者台帳等で確認し、罹災証明書（様式2）または動産等罹災届出証明書（様式3）を発行する。

ただし、火災関係の被災証明書の様式は、被災証明書交付申請書（様式4）及び被災証明書（様式5）とする。

(2) 発行期限等

申出のあった日から速やかに調査及び発行に努めるものとする。

(3) 再調査等の実施

被災者台帳等で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合は、必要な再調査等を行う。

第4 罹災家屋の判定基準

罹災証明を行うに当たっての家屋被害（火災関係を除く）の判定は、「資料編 5-8 災害報告様式 災害報告記入要領」の災害報告記入要領により行うものとする。

災害の状況に応じて、罹災家屋の判定は、簡易な方法を採用する。具体的には以下のとおり。

- ・航空写真等を活用した「全壊」の判定
- ・被災者が撮影した写真を活用した「半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合10%未満）の判定

第5 証明手数料

罹災証明書等の発行手数料は、徳島市手数料条例及び消防事務手数料条例に定めるとおりとする。

第6 証明書発行系統図

証明書発行系統図については、「資料編 6-1 罹災証明等発行要領」を参照するものとする。

〔資料編〕

6-1 罹災証明等発行要領

第4節 被災者の生活再建支援

災害対策本部	
【主管部】	避難対策部、被災者支援部、総務部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	各防災関係機関

第1 趣旨

本節は、災害により被災した市民生活の立直しを援護し、又は市民の自力復興を促進し、もって市民生活の早期安定を図るために行う臨時市民相談窓口の設置、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け等について必要な事項を定める。

第2 生活相談等

1 調査等に関する説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。

2 臨時市民相談窓口の開設

被災市民の生活の立直しを援護し、市民の自力復興を援助するため、特に専門的な対応が必要な場合は、関係所管部又は関係機関等と連携し、当該事務処理のための臨時市民相談窓口を開設する。また、被災者の各種支援制度について情報収集に努めるとともに、必要に応じ、支援情報をまとめた冊子を作成する等適宜の方法により、被災者への情報提供に努めるものとする。さらに、被災者が個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、士業団体、NPO等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

3 取り扱う事務の内容

臨時市民相談窓口の取り扱う事務は概ね次のとおりとするが、災害の状況等により必要に応じて取り扱うものとする。

- (1) 住 宅
- (2) 福 祉
- (3) 保健・医療
- (4) 教 育
- (5) 労 働
- (6) 金 融
- (7) その他被災者の生活再建に関する必要事項

4 事務の分担

- (1) 臨時市民相談窓口の設置及び運営に関する総括事務は、庶務班が行う。
- (2) 各分野における相談事務は、それぞれの事務を所管する部が関係機関等と協力し、処理する。
- (3) 各部に關係する相談については、運用調整班（廃止された場合等は総務部総務課）が必要に応じて調整する。

5 窓口設置の場所

臨時市民相談窓口の設置場所は原則として本庁舎内とするが、本庁舎に支障ある場合、又は必要がある場合は他の公共施設を利用して設置する。また、災害の状況等により、必要な場合は市域内に分散して設置する。

6 安否情報の提供

被災者の安否について、住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障の及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合においては、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 被災者台帳の作成等

必要に応じて、災害対策本部の関係各部署は、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者支援システムを活用し、入力を行い、被災者台帳として、データベース化し、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第3 災害弔慰金の支給等

市民の福祉及び生活の安定に資するため、徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第53号。以下本節において「条例」という。）の定めるところにより、次のとおり災害弔慰金の支給等を行う。

1 災害弔慰金の支給

市民が災害により死亡したときは、その遺族に対し、次のとおり災害弔慰金を支給するものとする。

- (1) 死亡した者が主として生計を維持していた場合500万円
- (2) その他の場合250万円

2 災害障害見舞金の支給

市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに条例で定める程度の精神又は身体に障害があるときは、当該市民に対し、次のとおり災害障害見舞金を支給するものとする。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合250万円
- (2) その他の場合125万円

3 災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、次のとおり災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- (1) 対象とする被害の程度
家財について被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害又は住居の全壊、半壊等の損害
- (2) 貸付け限度額は、条例の定めるところによる。（最高限度額350万円）

第4 災害見舞金等の支給

市民若しくは本市の区域内に存する住家の使用者が災害により被害を受けた場合、又は、市民が災害により死亡した場合には、徳島市災害見舞金等給付要綱（以下本節において「要綱」という。）の定めるところにより、次のとおり見舞金又は弔慰金又は見舞品を支給する。ただし、他の法令等により災害見舞金等に相当する給付を受ける場合及び自己放火による火災の被災者に対しては給付しないものとする。

1 住家等の罹災区分

- (1) 災害とは、火災、震災、風水害その他自然現象により住家が全損若しくは半損若しくは床上浸水し、又は、本市住民の生命に被害が生じたことをいう。
- (2) 住家とは、現に生活の本拠として居住使用している本市区域内に存する建物をいう。
- (3) 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- (4) 全損とは、住家の延面積の7割以上が崩壊、焼失若しくは流失し、又は7割未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できない住家の状態をいう。

- (5) 半損とは、住家の延床面積の2割以上が倒壊又は焼失し、その残存部分に補修を加えることによって、再び住家として使用できる住家の状態をいう。
- (6) 床上浸水とは、浸水が住家の床より上に達した状態をいう。

2 見舞金の額（住家被害に対するもの）

住家等の使用者が災害により被害を受けた場合、1世帯を単位として、次のとおり支給する。

被災区分	金額（1世帯につき）
全 損	10,000円
半 損	5,000円

3 弔慰金の額（生命被害に対するもの）

市民が災害により死亡したときは、その遺族に弔慰金として次のとおり支給する。

被害程度	金額（1人につき）
死 亡	20,000円

4 見舞品

住家が床上浸水の被害を受けた世帯に対して支給する。

第5 福祉資金の貸付

1 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

災害を受けたことによる困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯に対しては、徳島市社会福祉協議会が窓口となり、徳島県社会福祉協議会が貸付審査を行い、必要な経費の貸付を行う。

- (1) 貸付限度額 150万円
- (2) 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内
- (3) 償還期間 7年以内
- (4) 貸付利率 年利1.5%（ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子）

2 緊急小口資金

火災等被災によって生活費を必要とする低所得世帯に対しては、徳島市社会福祉協議会が窓口となり、徳島県社会福祉協議会が貸付審査を行い、必要な経費の貸付を行う。

- (1) 貸付限度額 10万円
- (2) 据置期間 貸付の日から2ヶ月以内
- (3) 償還期間 1年以内
- (4) 貸付利率 無利子

第6 市税等及び国民健康保険料等の減免

1 市税等の減免

災害により被災した市民（納税義務者）に対しては、徳島市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第23号）の定めるところにより、特に必要があると認めるものについては、市県民税及び固定資産税を減免する。

- (1) 市県民税の減免
災害を受けた納税義務者
- (2) 固定資産税の減免
災害により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産

2 国民健康保険料の減免

災害により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対しては、徳島市国民健康保険条例（昭和38年条例第42号）の定めるところにより、特に必要があると認める者について国民健康保険料を減免することができる。

3 介護保険料の減免

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことについて、

徳島市介護保険料条例（平成12年条例第14号）の定めるところにより、必要があると認められる者に対し介護保険料を減免する。

4 その他使用料等の減免

大規模な地震災害の場合は、市民生活への影響等を考慮し、使用料、手数料は、それぞれ条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずるものとする。

第7 住宅確保の支援

被災者の住宅確保策として、市営住宅への特定入居を実施する。また、復興過程にあつては、応急仮設住宅の供給や市営住宅の空き家の活用等により被災者の当分の間の居住の安全を図る。

第8 被災者生活再建支援法の概要

1 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

3 対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
- (6) 自然災害により、居住する住宅が半壊し、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯を除いた世帯（半壊）
- (7) 前号に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上以上に達した程度のものであれば、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの（床上浸水）

4 支援金の支給額

支援金は、基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。

基礎支援金		加算支援金		合計額
(1)全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
(2)解体		補修	100万円	200万円
(3)長期避難		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
(4)大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
(5)中規模半壊	37.5万円	建設・購入	100万円	137.5万円
		補修	93.5万円	131万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	62.5万円
(6)半壊	37.5万円	補修	75万円	112.5万円
(7)床上浸水	25万円	補修	50万円	75万円

※上記支給額は、世帯の構成員が複数人の場合。世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる

※上記支給額には、被災者生活再建支援制度以外に徳島県生活再建支援事業を含んでいる。

※災害救助法施行令第1条第1項第1号の該当の有無により、支給金額が異なる。

5 支援金の支給申請

- (1) 申請窓口
市町村
- (2) 申請時の添付書面
 - ア 基礎支援金 罹災証明書、住民票等
 - イ 加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等）等
- (3) 申請期間
 - ア 基礎支援金 災害発生日から13月以内
 - イ 加算支援金 災害発生日から37月以内

6 基金と国の補助

- (1) 国の指定を受けた被災者生活支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- (2) 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

第5節 中小企業の復旧支援

災害対策本部	
【主管部】	食料物資部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	各防災関係機関、各事業所

第1 趣旨

本節は、災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国や県と連携して実施する支援策について必要な事項を定める。

第2 資金需要の把握・調査

商工会議所、その他関係団体の協力を得て、中小企業関係の被害状況の把握を行う。

第3 中小企業者に対する金融制度の周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、国、県が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫が行う災害貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知するとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

1 政府系金融機関の融資

- (1) 株式会社日本政策金融公庫
災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。
- (2) 商工組合中央金庫
災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

第6節 農林水産業者の復旧支援

災害対策本部	
【主管部】	食料物資部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	各防災関係機関、各事業所

第1 趣旨

本節は、災害によって被害を受けた農林水産業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国や県と連携して実施する支援策について必要な事項を定める。

第2 農業関係応急対策

1 農業施設応急対策

関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡を取り、被災地全体の総合調整の上に立って応急対策を実施する。

土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て応急措置を講じる。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

県及び農業協同組合と連携し、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。応急措置に必要な資機材等が不足する場合は、関係機関へ供給・応援を依頼する。

(2) 主要農作物種子の確保

県に対し、災害応急種子もみ及び水稻、小麦、大豆の種子の確保を必要に応じて依頼する。

(3) 園芸種子の確保あつ旋

県に対し、園芸種子のあつ旋を必要に応じて依頼する。

第3 畜産関係応急対策

家畜伝染病の発生等については、速やかに県に報告するとともに、県が実施する防疫措置に協力する。

第4 林業関係応急対策

県及び森林組合との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行う等林産物の被害の軽減に努める。

第5 水産関係応急対策

県及び漁業協同組合との協力のもと、漁船や漁具等の復旧及び共同利用施設等の早期回復に努める。

第6 農業関係者の復旧支援

1 資金の融資措置

農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

2 融資制度の周知

農業協同組合等を通じて、国及び県が行う災害によって被害を受けた農業者等に対する融資制度について周知する。

(1) 天災融資資金（天災融資法）

融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

第2章 災害復興

第1節 計画的復興

災害対策本部

【主管部】	本部事務局、復旧対策部
【関係部】	関係各部
【関係機関】	各防災関係機関、各事業所

第1 趣旨

本節は、大規模災害により市域の社会経済活動に甚大な影響が生じた場合、中長期的な取組による計画的な市の復興について基本的な方向性を示し、災害被害からの被災者の生活再建や将来を見据えた災害に強いまちづくりなど、市民の安全・安心に視点を置いた総合的な復興のためのまちづくりを進めるために、国や県と連携して実施する支援策について必要な事項を定める。

第2 内容

1 復興計画の策定に係る庁内組織の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部）を庁内に設置する。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当局において、復興方針や復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

2 被災状況の把握

都市基盤施策等の復旧、住宅の復興、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を計画・実施する。

(1) 復興に関する調査

「第8編 災害応急対策共通 第2章 災害情報等の収集・伝達 第1節 災害情報等の収集・報告」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活支援対策など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

ア 建築物の被災状況に関する調査

市は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

イ 都市基盤復興に係る調査

(ア) 公園・緑地等の被災状況調査

国、県、市町村は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

(イ) その他の都市基盤復興に係る調査

国、県、市町村は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

ウ 住宅の復興対策に関する調査

市は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

エ 生活再建支援に係る調査

(ア) 住家被害状況調査

市は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

(イ) 被災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(ウ) その他生活再建に係る調査

市は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

オ 地域経済復興支援に係る調査

市は、被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(ア) 事業所等の被害調査

市は、被災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

(イ) 地域経済影響調査

市は、災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

カ 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

3 復興計画の策定

市は、大規模災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、(1)復興方針の策定、(2)復興計画の策定というステップを経て行う。

(1) 復興方針の策定

市民、事業者、自治体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、一日でも早い復興に向け、その基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事項などを基本方針として早急に示す。

(2) 復興計画の策定

基本方針に基づき、復興の具体の取組と事業をまとめた復興計画を策定し、復興に向けたロードマップを示す。復興計画の策定に当たっては、議会、市民、県及び各専門分野における学識経験者など様々な意見を反映させる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、分野ごとの計画の整合も図る。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。

- ア 復興に関する基本理念
- イ 復興の基本目標
- ウ 復興の方向性
- エ 復興の計画期間
- オ 復興計画の対象地域

カ 分野別の復興施策

- (ア) 環境・生活・衛生・廃棄物
- (イ) 保健・医療・福祉
- (ウ) 経済・商工・観光・労働
- (エ) 農業・林業・水産業
- (オ) 公共土木施設
- (カ) 教育
- (キ) 防災・安全・安心

キ 復興に関する行財政運営

(3) 復興計画策定のプロセス

ア 復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部）の長は、専門的な意見を聴取するため、有識者が委員となる「徳島市災害復興会議（仮称）」を招集し、復興計画の理念等を諮問する。その後、「徳島市災害復興会議（仮称）」の答申を踏まえ復興方針を決定し、関係局において案を作成する。

イ 復興計画に市民の意見を反映するとともに、議会、市町村や関係機関に対しても意見を求める。その後、意見を集約し、県の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定する。

ウ 「徳島市災害復興会議（仮称）」、災害復興本部会議の審議を経て、復興計画を決定し、公表する。

(4) 復興計画の公表

市民や県などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞やインターネット等の広報媒体により復興施策を具体的に公表する。

4 防災のまちづくり

(1) 市は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(2) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

5 事前復興の取組

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画が策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの事前復興に取り組む。

（「第3編 災害予防計画 第1章 災害に強いひとづくり 第8節 事前復興の取組」参照）

復興計画の作成手順イメージ

